

博士論文

戦後日本の対「朝鮮半島」政策の形成と展開

——日韓関係と日朝関係の連関性および日本政府の政策決定過程に注目して——

谷 京

一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

JD211001

2024 年 1 月提出

目次

序章.....	5
第1節 問題の所在.....	5
第2節 先行研究と分析視角.....	8
第3節 本論文の構成と利用史料.....	18
第1章 戦後日本の経済再建構想と日韓通商交渉.....	21
第1節 朝鮮半島の経済的重要性.....	21
第2節 敗戦直後の日本経済再建構想における朝鮮半島.....	34
第3節 解放後の朝鮮半島情勢に対する日本政府の認識.....	40
第4節 米国のアジア戦略と日韓通商交渉.....	46
第2章 外務省内における「二つの朝鮮」政策の形成過程.....	60
第1節 南北朝鮮の地位に関する日本政府の初期見解.....	60
第2節 第1次日韓会談の展開.....	67
第3節 韓国政府の管轄権問題の再検討と外務省の結論.....	74
第3章 日韓会談中断期における日韓関係と日朝関係.....	84
第1節 第2次日韓会談および第3次日韓会談の展開.....	84
第2節 鳩山政権の登場と「二重外交」の陥穽.....	89
第3節 鳩山政権下での日韓対立の激化.....	98
第4節 日朝経済関係の萌芽と日本政府の対応.....	106
第4章 岸政権期における日韓関係と日朝関係.....	116
第1節 岸政権の登場と日韓会談の再開交渉.....	116
第2節 第4次日韓会談の展開と在日朝鮮人の北朝鮮帰国事業.....	130
第3節 日朝貿易に対する通産省の積極的姿勢.....	151
第5章 池田政権期における日韓関係と日朝関係.....	162
第1節 日韓両国の政権交代と日韓関係の好転.....	162
第2節 日朝貿易関係業界の攻勢と日本政府による制限の再検討.....	167
第3節 第5次日韓会談の展開と韓国政府の管轄権問題の浮上.....	179
第4節 「政経分離」にもとづく日朝貿易の拡大.....	188
第5節 朴正熙政権の登場と日韓請求権交渉の妥結.....	195
第6節 日朝貿易に対する大蔵省の積極的姿勢.....	204

第6章	日韓基本条約第3条「唯一合法性条項」の歴史的再検討	217
第1節	第6次日韓会談の再開と日韓共同宣言案.....	217
第2節	第7次日韓会談の開始と基本関係交渉の妥結.....	222
第3節	日韓国交正常化交渉の帰結.....	229
終章		236
第1節	敗戦後の日本経済再建構想と日韓通商交渉.....	236
第2節	1950年代後半から1960年代前半における日朝貿易	237
第3節	日韓会談における韓国政府の管轄権問題.....	242
第4節	戦後日本の対朝鮮半島政策の特質と限界.....	246
参考文献		249

凡例

1. 本論文では、朝鮮民主主義人民共和国の略称として「北朝鮮」を使用した。他方で、大韓民国の略称には「韓国」を用いた。また、韓国政府が樹立する以前の北緯 38 度線以南の地域の呼称としては「南朝鮮」を採用した。ただし、史料の引用に際しては、「北鮮」や「南鮮」といった差別的表現も歴史的用語としてそのまま引用した。
2. 史料の引用に際しては、読みやすさを考慮して、一部の旧字体や仮名遣いを改めた。
3. 史料の引用に際しては、判読不能な文字を□で示した。また、引用文における亀甲括弧は、特に断りのない限り、筆者による注記である。
4. 外務省外交史料館所蔵史料の引用に際しては、分類番号を記し（たとえば、E'2.5.6.2、外務省外交史料館との要領で略記）、出典元を示した。
5. 「日韓会談文書・全面公開を求める会」の尽力により開示された日韓会談関連公文書の引用に際しては、日韓会談文書等管理委員会「日韓会談文書 情報公開アーカイブズ」（<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/nikkankaidanbunsyo/index.php>）での文書番号を記し（たとえば、文書番号 533、日韓会談文書情報公開アーカイブズとの要領で略記）、出典元を示した。

序章

第1節 問題の所在

1965年に締結された「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」（以下、日韓基本条約）の第3条は、韓国政府の法的地位を「国際連合総会決議第195号（Ⅲ）に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される」と規定した。この「唯一合法性条項」に対する日本政府の解釈は、1973年5月30日の衆議院外務委員会における高島益郎外務省条約局長の発言に明らかである。

第3条の趣旨は、韓国というものは南半分に対して管轄権と支配権を持っているという合法的な政府であるということとをただ日本政府として確認したものにすぎないということでございまして、北半分については、日本政府は依然として白紙の状態である。したがってそういう観点から申しますと、北との関係を日本が将来設定するにあたって、第3条または日韓基本条約というものは何ら妨害にならないという態度を従来から一貫して述べております。¹

要するに、日本政府は日韓基本条約において韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定し、北朝鮮との関係は「白紙の状態」で維持した。日本政府は、北朝鮮に存在する金日成政権を事実上の政治的実体として認め、国内外の条件と状況が成熟すれば、日朝関係の改善ないし正常化を目指す意図を有していたとされる²。

しかし、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する立場は、必ずしも日本政府にとって当然の選択であったとはいえない。周知のとおり、分断体制下で金日成政権と正統性を争う関係にあった韓国政府は、自国だけが朝鮮半島唯一の正統政府であることを、日韓国交正常化交渉（以下、日韓会談）のなかで一貫して日本政府に認めさせようとしていた。また、戦後日本の対朝鮮半島政策は、米国が主導する対共産圏封じ込め戦略に大きな制約を受け

¹ 「第七十一回国会衆議院外務委員会議録第十八号」1973年5月30日。

² 李元徳「日韓基本条約と北朝鮮問題——唯一合法性条項とその現在的含意」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ——東アジア冷戦編』法政大学出版局、2011年、335頁。

ていた。そして、日韓会談が開始された 1951 年の時点では日本政府もまた、韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なす立場をとっていた³。

ところが、実際の日韓会談では、日本政府は韓国政府の管轄権問題について、一転して消極的姿勢を堅持した。たとえば、1958 年 4 月の藤山愛一郎外相の訓令では、韓国政府のみを国交正常化交渉の相手としながらも、その交渉では朝鮮北部について「白紙」とする方針が明確化された⁴。また、先述のとおり、日韓基本条約の唯一合法性条項においても、日本政府は国連総会決議第 195 号（Ⅲ）を援用し、韓国政府の管轄権が朝鮮南部に限定されることを確認した。換言すれば、日本政府は「二つの朝鮮」を前提とした対朝鮮半島政策を展開したのである⁵。

このような日本政府の対朝鮮半島政策は、ほかの分断国家に対する見解と比較すると、さらに際立つ。すなわち、1965 年 10 月 7 日に外務省条約局法規課が作成した文書は、ド

³ 外務省「北鮮地域関係の問題をどう取扱うか（未定稿）」1951 年 11 月 8 日、文書番号 1835、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁴ 藤山愛一郎外務大臣「日本国と大韓民国との全面会談における訓令」1958 年 4 月、文書番号 1536、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵ 「一つの 코리아」や「二つの 코리아」という概念は、もともと韓国外交および北朝鮮外交の文脈で用いられてきた。「一つの 코리아」は、韓国と北朝鮮がそれぞれ「自らこそ朝鮮を代表する唯一正統な政府である」と主張し、究極的には自国の主導による朝鮮半島の南北統一（現状変更）を目指す政策である。この立場からは、朝鮮半島に二つの国家が存在するという現状に対する相互承認や国際的承認、たとえば南北対話や国連への南北同時加盟は「分断の固定化」として否定される。対照的に、「二つの 코리아」は韓国と北朝鮮という二つの国家が存在している現状について、当事者同士の相互承認や国際社会による承認を求め、南北分断の制度化（現状維持）を志向する政策である（金伯柱『朝鮮半島冷戦と国際政治力学——対立からデタントへの道のり』明石書店、2015 年、20 頁；木宮正史『ナショナリズムから見た韓国・北朝鮮近現代史』（叢書東アジアの近現代史第 4 巻）講談社、2018 年、103-104, 117-120 頁）。これを踏まえ、本論文では、韓国と北朝鮮の双方を事実上の「国家」と見なし、朝鮮半島には二つの「国家」が存在し続けることを前提に展開されたという事実をもって、戦後日本の対朝鮮半島政策を「二つの朝鮮」政策と呼称する。なお、先行研究でも、日本政府が将来北朝鮮と国交正常化交渉を行う可能性を念頭に置いて日韓会談に臨んでいたこと、つまり将来的な「二つの朝鮮」との国交樹立を見据えていたことは、おおむね共通見解となっている（李元徳、前掲論文、335 頁；朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生 1945-1965——封印された外交史』平凡社、2012 年、481 頁；金恩貞『日韓国交正常化交渉の政治史』千倉書房、2018 年、81 頁）。したがって、国民政府を「台湾の政府」として承認したまま、「中国の政府」としての人民政府との外交関係をも模索した戦後日本の「二つの中国」政策になぞらえて（陳肇斌『戦後日本の中国政策——1950 年代東アジア国際政治の文脈』東京大学出版会、2000 年）、日韓会談期における日本政府の対朝鮮半島政策を「二つの朝鮮」政策と位置づけることは、十分に妥当であろう。

イツ、ベトナム、中国、朝鮮の四つの分断国家について、次のように整理した⁶。

- ① わが国は、ドイツ連邦共和国政府が全ドイツを代表する正統政府であるとの見解を有している。同国の領域の範囲については、意志表示を行っていない。
- ② わが国としては、ヴィエトナム共和国政府がヴィエトナムにおける唯一の合法政府であり、全ヴィエトナムを領域とするものとの見解を有している。
- ③ わが国は、日華平和条約の締結により中華民国政府を全中国を代表する正統政府として認めている。同条約では「中華民国に関しては、中華民国政府の支配下に現にあり、または今後入るすべての領域に適用がある」と規定されているが、これは平和条約中の関係条項の適用にあたって中華民国政府の事実上の施政領域範囲を考慮すべきものについては、これに従うというに過ぎない。
- ④ わが国は、大韓民国政府を、1948年12月12日の国連総会決議195（Ⅲ）に明らかに示されているとおりのものと認めている。従って、韓国政府の管轄権は、朝鮮半島の南半分にしか及んでいないとの立場をとっている。

それでは、日本政府はいつから、そしてなぜ韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する立場をとったのか。本論文は、韓国側の強い反発にもかかわらず、日本政府が日韓基本条約の適用範囲ないし韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定し、北朝鮮との関係を「白紙の状態」とした歴史的背景を明らかにする。換言すれば、唯一合法性条項に顕現した戦後日本の「二つの朝鮮」政策の形成過程を実証的に論じることが、本論文の第一の課題である。

さて、戦後日本の対朝鮮半島政策が「二つの朝鮮」を前提としていたならば、なぜ冷戦終結から30年あまりが経過した今日もなお、依然として日朝国交正常化の見通しは立っていないのか。たとえば、1970年代前半のデタントは日朝国交正常化への大きな機会をもたらした。具体的には、自由民主党議員を含む234名の国会議員によって、日朝間の国交樹立を目標に掲げた日朝友好促進議員連盟が結成された。北朝鮮側も日本に対する日韓基本条約の破棄要求を取り下げ、むしろ南北朝鮮に対する「均等な政策」を要求するようになった⁷。

⁶ 外務省条約局法規課「分裂国家に関するわが国の立場（案）」1965年10月7日、文書番号1856、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁷ 高崎宗司『検証 日朝交渉』（平凡社新書）平凡社、2004年、18-19頁。

しかし、日朝国交正常化交渉の開始は、1990 年の金丸信訪朝を待たねばならなかった。しかも、翌年の年明けからようやく開始された日朝国交正常化交渉は、日本人拉致問題や北朝鮮の核・ミサイル開発が発覚したことで、早々に暗礁に乗り上げた。2002 年には日朝双方が国交正常化の早期実現を目指し、努力することで合意した「日朝平壤宣言」が発表されたが、いまや忘れ去られた感さえある。日本の政治家は「戦後政治の総決算」や「戦後レジームからの脱却」を唱えてきたが、そもそも日朝関係においては「戦後」が始まってすらいない。

それでも、東アジア冷戦下における日朝関係を振り返ると、確かに政治面では停滞を続けた一方で、いわゆるロー・ポリティクスの領域では 1950 年代半ば以降、在日朝鮮人の北朝鮮帰国事業や日朝貿易を通じた関係構築が進んだことも事実である。とりわけ日朝貿易には日本社会党、日本共産党、在日朝鮮人総联合会などの「左派勢力」だけでなく、自民党議員や財界人も関与していた。そして、日本政府は韓国政府の猛反発にもかかわらず、経済界の北朝鮮との接触を黙認した。つまり、日本政府は東アジア冷戦下において、政治面では韓国との国交正常化を選択しながらも、経済面では「政経分離」にもとづく日朝貿易の拡大を図ったといえる。

それでは、なぜ日本政府は経済界の北朝鮮との接触を黙認し、ときには自民党議員や財界人も日朝貿易に積極的であったのか。本論文では、戦後日本の「二つの朝鮮」政策が展開された一事例として日朝貿易を捉え、日韓政治関係の悪化と日朝経済関係の進展との連関性に着目しつつ、日韓会談が進められていた 1950 年代後半から 1960 年代前半に、むしろ日朝貿易が拡大していく経緯を明らかにする。いささか逆説的ではあるが、現在の冷え切った日朝関係の「対蹠点」として東アジア冷戦下における日朝貿易を位置づけ、その展開過程の解明を通じて戦後日本の対朝鮮半島政策を再考することが、本論文の第二の課題である。

第 2 節 先行研究と分析視角

日韓関係および日朝関係に関する研究はそれぞれ膨大な蓄積があるが、戦後日本の対朝鮮半島政策というテーマでは、ひとまず李元徳と辛貞和の研究が重要である。李元徳は日韓会談をめぐる日本国内の「積極論（早期妥結論）」、「消極論」、「反対論」の相克に重点を置き、日本政府の対韓国政策を分析した。そして、日韓会談は「冷戦の論理」と「経済

の論理」に振り回されたあまり、過去の清算を通じた戦後処理が達成されなかったと論じた⁸。また、辛貞和は対北朝鮮政策をめぐる日本国内の保守勢力と革新勢力との政治力学に焦点を合わせ、①「保革対立」の形成、②対立のなかの補完、③協調のなかの牽制という構図の変化を描いた⁹。両者ともに、戦後日本外交における「冷戦の論理」と「経済の論理」、対外政策の形成過程における国内政治力学など、後述する本論文の分析視角につながる議論を展開している。

続けて、1945年から1965年までの日韓関係に関する先行研究を整理しよう。敗戦直後から1951年10月の日韓予備会談までの期間は、日韓外交史研究における一種の「空白期」となっている。この時期については、在朝日本人の引揚げに関する研究が多い¹⁰。ただし、引揚げという問題の性質上、その分析対象は政府レベルよりも民間レベルに軸が置かれている。そのなかで、戦後初期の日本の対朝鮮半島政策を扱った先行研究としては、敗戦直後の日本経済再建構想に関するものや占領期の日韓通商交渉に関するものがある¹¹。

たとえば、井上寿一は敗戦直後の日本の対外構想における「経済的地域主義化傾向」に注目し、戦後日本外交には「朝鮮半島との対外関係について、戦前との〈連続〉において、より積極的で具体的な展望があった」と指摘しており、本論文にとって重要な先行研究である¹²。井上は、別の研究でも「経済外交」を中心とする戦後日本の対外構想に関し、戦

⁸ 李元徳『韓日過去事処理の原点——日本の戦後処理外交と韓日会談』ソウル：ソウル大学出版部、1996年。

⁹ 辛貞和『日本の対北政策 1945～1992年』ソウル：図書出版オルム、2004年。

¹⁰ 代表的研究として、森田芳夫『朝鮮終戦の記録——米ソ両軍の進駐と日本人の引揚げ』巖南堂書店、1964年；木村健二『在朝日本人の社会史』未来社、1989年；若槻泰雄『戦後引揚げの記録』時事通信社、1995年；加藤聖文『「大日本帝国」崩壊——東アジアの1945年』（中公新書）中央公論新社、2009年；増田弘編著『大日本帝国の崩壊と引揚げ・復員』慶應義塾大学出版会、2012年；李淵植『朝鮮を去る——1945年敗戦を迎えた日本人の最後』ソウル：歴史批評社、2012年；崔永鎬『日本人世話会——植民地朝鮮日本人の戦後』ソウル：図書出版ノンヒョン、2013年；朴敬珉『朝鮮引揚げと日韓国交正常化交渉への道』慶應義塾大学出版会、2018年。

¹¹ 戦後日本の経済再建構想に関する日本経済史研究の基本資料として、有澤廣巳監修、中村隆英編『資料・戦後日本の経済政策構想』東京大学出版会、1990年。戦後日本の「経済外交」の文脈に経済再建構想を位置づけた日本外交史研究として、渡辺昭夫「戦後日本の出発点」同編『戦後日本の対外政策——国際関係の変容と日本の役割』有斐閣、1985年、4-31頁；井上寿一「戦後日本の対外構想」『年報政治学』55巻、日本政治学会、2004年、67-80頁。

¹² 井上寿一「戦後日本のアジア外交の形成」『年報政治学』49巻、日本政治学会、1998年、129-147頁。

前と戦後における「東亜」の連続性を論じている¹³。ただし、井上は日本と朝鮮半島の経済関係そのものに焦点を合わせているわけではなく、本論文とは議論の位相が異なるといえよう。

日本経済史の分野では、金子文夫が「日本 - 東アジア経済関係の戦前・戦時・戦後における連続性」に注目し、復興期日本の対東アジア貿易の実態解明を通じて「日本 - 東アジア経済関係の一貫した重要性」を強調している¹⁴。しかし、戦後日本の経済再建構想において、東アジアとの経済関係がどのように位置づけられていたのかについては、金子の研究では扱われていない。

1949 年から始まった日韓通商交渉については、太田修の先駆的研究が存在する。同研究は大韓民国樹立初期の対日経済政策の分析を通じ、日韓通商交渉は「韓国側のナショナリズムを基調とした日韓経済『再結合』構想、米国の地域統合構想、植民地の歴史の連続的側面という三つの複雑な力が交錯」して展開されたことを明らかにした¹⁵。また、藤井賢二は養殖朝鮮海苔の歴史と解放後の対日海苔輸出問題に焦点を合わせ、日韓通商交渉では韓国政府が「日韓の『経済的結合』再現を主張した」と論じた¹⁶。しかし、とりわけ太田の研究によって、日韓通商交渉をめぐる多様なアクターの折衝が描き出されたものの、日本政府の動向や思惑については、日本側史資料にもとづいて掘り下げる余地が残されていた。

そのなかで、高瀬弘文は日本側外交文書にもとづき、戦後日本の経済再建構想と関連づけながら、日本側の視点から日韓通商交渉の展開を詳細に描いている¹⁷。ただし、高瀬の議論の主目的は「経済的な問題と政治的な問題とを結び付けて戦後日本外交の端緒を論じること」にある。すなわち、高瀬の研究では、日韓通商交渉は「戦後の東北アジアにおける日本の位置付けと役割を再定義する試み」と捉えられており、日本と朝鮮半島との関係再設定における画期としての側面は十分に論じられていない。

¹³ 井上寿一、前掲「戦後日本の外交構想」68-70 頁。

¹⁴ 金子文夫「対アジア経済関係——東アジア貿易の展開を中心に」原朗編『復興期の日本経済』東京大学出版会、2002 年、29-68 頁。

¹⁵ 太田修「大韓民国樹立と日本——日韓通商交渉の分析を中心に」『朝鮮学報』第 173 輯、朝鮮学会、1999 年 10 月、1-48 頁。

¹⁶ 藤井賢二「戦後日韓貿易における海苔問題——1949 年の日韓通商交渉を中心として」『東洋史訪』第 7 号、兵庫教育大学東洋史研究会、2001 年 6 月、51-69 頁。

¹⁷ 高瀬弘文「東北アジアにおける戦後日本の経済外交の端緒——日韓通商協定の締結を手掛かりに」『国際政治』第 168 号、日本国際政治学会、2012 年 2 月、102-116 頁。

要するに、戦後初期（日韓会談開始前）の日本の対朝鮮半島政策に関する先行研究は、次の二つの課題を残している。第一に、敗戦直後の日本経済再建構想において、朝鮮半島がどのように位置づけられていたのかという問題である¹⁸。第二に、日本側から見た日韓通商交渉はどのように展開し、そして戦後日本と朝鮮半島との関係においていかなる歴史的意義を有したのかという問題である。

戦後初期の日韓関係史研究と比較すれば、1951年10月に開始された日韓会談に関する先行研究は枚挙に暇がない。とりわけ議論の焦点となってきたのは、いわゆる「請求権問題」である。日韓会談において、請求権問題が「過去清算」の問題ではなく経済問題として扱われ、総額6億ドルの経済協力方式により「解決」されたことに対する批判的視座から、請求権交渉の政治的妥結までのプロセスおよび内容の問題性が数多くの研究で論じられてきた¹⁹。

他方で、基本関係交渉に関する研究は、その重要性にもかかわらず少ない。これは、主として史料上の制約によるものである。日韓会談関連外交記録は、将来の日朝交渉への影響を懸念した日本政府の消極姿勢もあり、韓国側文書は2005年まで、日本側文書は2006年まで公開が見送られてきた。そのため、基本関係交渉に関する研究では、日韓基本条約の条文に依拠してその内容を批判したり、日韓両政府の「論理」を推測したりする「非過程分析」が主流をなした²⁰。

断片的な一次史料と二次史料しか利用できないなかで、基本関係交渉の内容を部分的ながらも明らかにしたのが、李元徳と吉澤文寿の研究である。李元徳は1965年1月22日か

¹⁸ 例外的に、宋炳巻の研究は、戦後日本の経済再建構想における朝鮮半島の位置づけという、本論文と共通の課題に取り組んでいる。すなわち、宋炳巻は戦前日本の朝鮮経済に対する評価を整理したうえで、第二次世界大戦後の東アジア地域主義構想をめぐる言説を丹念に検討した。そして、日米両国が朝鮮経済を日本経済の一部と見なす「経済的内鮮一体」という立場から、戦後の東アジアを展望していたと論じた（宋炳巻『東アジア地域主義と韓日米関係』クレイン、2015年）。ただし、宋炳巻は特に元京城帝国大学教授の鈴木武雄に焦点を合わせて、戦後日本の経済再建構想における対朝鮮認識を分析しているが、鈴木以外の日本側アクターや米国の戦後構想については、さらなる検討の余地がある。

¹⁹ 請求権交渉に関する代表的研究として、太田修『日韓交渉——請求権問題の研究〔新装新版〕』クレイン、2015年；吉澤文寿『戦後日韓関係——国交正常化交渉をめぐって〔新装新版〕』クレイン、2015年。また、請求権交渉に臨む日本政府の対韓政策に焦点を合わせた研究として、金斗昇『池田勇人政権の対外政策と日韓交渉——内政外交における「政治経済一体路線」』明石書店、2008年。

²⁰ 張博珍「韓日会談における基本関係条約形成過程の分析——第2条『旧条約無効条項』および第3条『唯一合法性条項』を中心に」『国際地域研究』17巻2号、ソウル：ソウル大学校国際学研究所、2008年、2頁。

ら2月13日までの基本関係交渉における①合意文書の形式と名称、②1910年8月22日以前の条約・協定の無効確認、③韓国政府の唯一合法性確認という3懸案の妥結過程を整理した²¹。吉澤も第7次日韓会談（1964年12月3日～1965年6月22日）における基本関係交渉を検討し、日韓基本条約における国連総会決議第195号（Ⅲ）の引用や「already」、「specified」という表現が韓国側の対日譲歩であったことを明らかにした²²。しかし、やはり史料上の制約が大きく、どちらの研究も基本関係交渉の展開を正確かつ詳細には描けていない。また、日韓両国の政府内における議論にまで踏み込んで交渉過程を明らかにすることも、当時の史料状況では不可能であった。

そのなかで、強制動員の被害者や「日韓会談文書・全面公開を求める会」をはじめとする日韓市民の尽力により、2000年代後半に日韓両国の日韓会談関連外交記録が相次いで開示されたことは、日韓会談に関する研究状況を大きく改善させた²³。たとえば、新たに公開された日本側外交文書にもとづき、日韓請求権交渉をめぐる日本政府内の省庁間対立や官僚と政治家の相互作用を緻密に分析した研究が登場した²⁴。基本関係交渉についても、新史料を用いた研究が登場し始めている。

まず、張博珍はおもに韓国政府が公開した文書を利用し、基本関係交渉を分析した。そして、①旧条約無効条項は過去を清算するための原則を定める性格を有していないこと、②日韓会談当初から旧条約無効の時点は曖昧にされていたこと、③唯一合法性条項は韓国政府が積極的に獲得した「外交成果」であったこと、④旧条約無効条項と唯一合法性条項は日韓両政府の取引対象であったことを論じた²⁵。ただし、先述のとおり、日本政府は唯一合法性条項について、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定しており、将来の日朝国交正常化を妨げるものではないと解釈していた。したがって、日韓基本条約の唯一合法性条項を韓国政府の積極的な「外交成果」とする評価には疑問が残る。

次に、吉澤は日韓双方の外交文書を用いて、基本関係交渉の全過程の骨格を実証的に示した。そして、①基本関係交渉は旧条約の無効確認と韓国政府の唯一合法性確認だけでな

²¹ 李元徳、前掲書、263–268頁。

²² 吉澤文寿、前掲書、218–227頁。

²³ 日韓会談文書の開示を求める裁判闘争の詳細については、李洋秀「日韓会談文書の開示請求訴訟と在日の法的地位」吉澤文寿編著『歴史認識から見た戦後日韓関係——「1965年体制」の歴史学・政治学的考察』社会評論社、2019年、20–62頁、参照。

²⁴ 金恩貞『日韓国交正常化交渉の政治史』千倉書房、2018年。

²⁵ 張博珍、前掲論文、34–37頁。

く、「過去清算」か「過去を問わない」かという条約の基本精神をはじめ、多くの論点を含むものであったこと、②基本関係交渉で取り上げられた問題は、在日朝鮮人の法的地位や朝鮮北部の日本国・日本人財産（以下、在朝日本財産）など日韓会談の諸懸案と関係していたことを明らかにした²⁶。

しかし、戦後日本の対朝鮮半島政策や基本関係交渉に関する従来の研究では、日韓関係と日朝関係の連関性は見落とされてきたといわざるをえない。たとえば、日韓会談における北朝鮮要因は、高崎宗司が早くからその検討の必要性を指摘していたにもかかわらず²⁷、正面から取り組まれることはほとんどなかった。そのため、日朝関係が日韓会談の展開に与えた影響も、断片的に取り上げられるに過ぎなかった。

例外的に、日韓会談における北朝鮮要因を検討した研究として、朴正鎮と金恩貞の論文がある。朴正鎮は「日韓会談が、日韓関係の形成のみならず日本と朝鮮半島との関係という、より拡大された視点から再論されなければならない」との問題意識から、第3次日韓会談（1953年10月6日～10月21日）と第4次日韓会談（1958年4月15日～1960年4月15日）の時期を対象として、北朝鮮要因を取り入れた日韓会談のプロセスの総合的再評価を試みた。そして、①日本政府は南北朝鮮両国を対象にした政策を駆使し、日韓会談もまた対「朝鮮半島」政策の一環として位置づけられていたこと、②日朝両国ともに日韓国交正常化以降の日朝国交正常化交渉の可能性を考慮していたこと、③日本との国交正常化という政策目標を有していた北朝鮮が、在日朝鮮人の北朝鮮帰国事業をはじめとする「人民外交」による対日接近を推進していたことを明らかにした²⁸。また、金恩貞はおもに在朝日本財産と帰国事業が生み出した日韓間および日本政府内の論争を考察し、とりわけ在朝日本財産について「日本が北朝鮮政権をいかに認識するかという問題は、日韓間請求権問題に関する日本政府の政策形成過程で変数となっていた」と指摘した²⁹。

しかし、朴正鎮と金恩貞の論文も含め、やはり上記の先行研究では「日本政府は韓国の管轄権を朝鮮半島の南側に限定したものとし、北朝鮮の実態を事実上認めることで、今後

²⁶ 吉澤文寿「日韓国交正常化交渉における基本関係交渉」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ——脱植民地化編』法政大学出版社、2011年、121頁。

²⁷ 高崎宗司『検証 日韓会談』（岩波新書）岩波書店、1996年、205頁。

²⁸ 朴正鎮「日韓会談と日朝関係 1950～1959年」李鍾元ほか編著、前掲『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ』291頁。

²⁹ 金恩貞「日韓会談における北朝鮮要因」吉澤文寿編著、前掲書、81頁。

の情勢変化があれば北朝鮮との交渉を進行することができるように、朝鮮半島北側地域を白紙状態で残しておいた」³⁰ことが自明視されている。換言すれば、先行研究では戦後日本の「二つの朝鮮」政策の形成過程が等閑視されてきた。

なお、本論文と同様に、日韓会談における韓国政府の管轄権問題を検討した研究として、野間俊希の論文があげられる³¹。とりわけ 1960 年代の基本関係交渉については、本論文も野間の研究から示唆を受けた点が多い。しかし、野間は在朝日本財産への着目にもかかわらず、日本政府の「二つの朝鮮」政策の背景にはジュネーブ会議による南北分断の固定化をあげるにとどまっており、在朝日本財産が日本政府の「二つの朝鮮」政策の形成に及ぼした影響を十分に示せていない³²。これは、在外財産の国内補償問題という観点が、野間の研究では抜け落ちていることに起因する。要するに、野間の研究もまた、日本政府が将来の日朝国交正常化交渉の可能性を考慮していたことを自明視しており、上述の先行研究と同じ課題を抱えている。

また、先述の史料的制約もあって、対韓国・北朝鮮政策をめぐる日本政府内部の議論に対する分析も十分になされてきたとはいえない。たとえば、日韓会談に関する先行研究では、1957 年の岸信介首相による対韓請求権主張の撤回や 1962 年の「大平・金合意」など、政治家による政策決定が強調されてきた。そのなかで、金恩貞は政府内政治モデルを援用し、請求権問題をめぐる日本政府内の省庁間対立や官僚と政治家の相互作用を分析した。そして、外務省が日韓会談の政策決定過程に深く関与していたことに加えて、経済協力方式の政策的起源が外務省の初期対韓政策の延長線上にあったこと、つまり日本の対韓政策における政策的・戦略的連続性を指摘した³³。ただし、金恩貞の分析対象は、請求権問題が経済協力方式で解決される過程に限定されており、請求権問題以外の日韓間および日朝間の諸懸案（基本関係交渉や貿易問題）に関する日本政府の政策決定過程は明らかにされ

³⁰ 李元徳、前掲論文、329 頁。

³¹ 野間俊希「日韓国交正常化交渉（1951～1960）と日本外務省の対北朝鮮外交方針——在朝鮮日本財産処理方針の分析を通じて」瀧口剛編『近現代東アジアの地域秩序と日本』大阪大学出版会、2020 年、335–367 頁；野間俊希「日韓国交正常化交渉（1960～1965）における管轄権問題（1）——池田・佐藤政権の対応と『相互黙認』案の成立」『阪大法学』72 巻 6 号、大阪大学法学会、2023 年 3 月、1–32 頁；野間俊希「日韓国交正常化交渉（1960～1965）における管轄権問題（2・完）——池田・佐藤政権の対応と『相互黙認』案の成立」『阪大法学』73 巻 1 号、大阪大学法学会、2023 年 5 月、1–35 頁。

³² 野間俊希、前掲「日韓国交正常化交渉（1951～1960）と日本外務省の対北朝鮮外交方針」348 頁。

³³ 金恩貞、前掲書、365–367 頁。

ていない。

さて、日韓会談の長期にわたる「空白」が続く間に本格的に開始された日朝関係についても、先行研究を整理しなければならない。この分野では、在日朝鮮人の北朝鮮帰国事業が多くに関心を集め、実証にもとづいた論争の展開されているほぼ唯一のテーマである³⁴。他方で、本論文が注目する日朝経済関係に焦点を合わせた研究は少ない。このような研究状況の背景として、次の2点があげられる。第一に、日朝貿易は日韓貿易や日中貿易に比べると小規模であり、日本にとっては経済的重要性の乏しいものであったと捉えられてきた³⁵。第二に、日朝貿易は、北朝鮮が対日接近のために推進した対日人民外交の一環であり、日本側で呼応したのは社会党や共産党などの左派勢力、そして総連を中心とする在日朝鮮人団体に過ぎなかったと捉えられてきた³⁶。

しかし、北朝鮮が輸出する鉄鉱石や石炭などの鉱物資源、また日本が輸出する機械類は、ともに相手国内での需要が高かった。そのため、日朝貿易には在日朝鮮人が経営する「友好商社」だけでなく、日本の大手商社も「ダミー会社」を用いて積極的に関与していた³⁷。また、帰国事業をめぐる交渉が一段落してからは、日朝貿易をめぐる交渉こそが日朝間の接点であった。したがって、日朝貿易の展開過程を通して、戦後日本の対朝鮮半島政策を再考することには十分に意義がある。

李燦雨と三村光弘は日朝貿易会の機関誌『日朝貿易』を主要な史料として、日朝貿易の

³⁴ 帰国事業に関する代表的研究として、張明秀『謀略・日本赤十字——北朝鮮「帰国事業」の深層』五月書房、2003年；外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究——形成・構造・変容』緑蔭書房、2004年；高崎宗司・朴正鎮編著『帰国運動とは何だったのか——封印された日朝関係史』平凡社、2005年；権容爽「岸内閣期の韓日関係と北朝鮮帰還問題」『一橋法学』6巻1号、一橋大学大学院法学研究科、2007年3月、71-91頁；テッサ・モーリス＝スズキ、田代泰子訳『北朝鮮へのエクソダス——「帰国事業」の影をたどる』朝日新聞社、2007年；菊池嘉晃『北朝鮮帰国事業——「壮大な拉致」か「追放」か』(中公新書)中央公論新社、2009年；朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生 1945-1965——封印された外交史』平凡社、2012年；松浦正伸『「疑似環境」と政治——北朝鮮帰国事業における総連と北朝鮮ロビーの役割を中心として』『国際政治』第187号、日本国際政治学会、2017年3月、80-96頁；菊池嘉晃『北朝鮮帰国事業の研究——冷戦下の「移民的帰還」と日韓・日朝関係』明石書店、2020年。

³⁵ たとえば、三村光弘は「日本にとっては北朝鮮は経済交流の相手方としては大変小さい」と述べている(三村光弘「日朝民間経済交流の現状と将来——法的枠組みを中心として」笹川平和財団『岐路に立つ北朝鮮——変革への道筋と国際協力』2003年、132頁)。

³⁶ たとえば、朴正鎮は北朝鮮の対日人民外交の展開と関連づけて、1950年代後半から1960年代前半における日朝貿易の展開過程を論じている(朴正鎮、前掲書)。

³⁷ 藤田徹「総合商社OBによる日本商社の対北朝鮮ビジネス史(第1回)」『東アジア経済情報』V.2, No. 35、東アジア貿易研究会、2019年4月、26頁。

展開を通史的に描いた³⁸。河合弘子も北朝鮮の「開放政策」との関連に注目しつつ、日朝貿易の経緯を簡潔に整理している³⁹。また、実際に日朝貿易に携わった当事者が日朝貿易の歴史を振り返ったものとしては、村上貞雄や澤池忍、藤田徹の著作があげられる⁴⁰。さらに、朴正鎮は①日朝両政府、②総連と共産党、③日朝協会と社会党および革新系関連団体という分析レベルごとの諸主体間の関係に焦点を合わせ、1945年から1965年までの日朝関係を包括的に議論した。そのなかで、日朝協会関係者や社会党議員を中心として日朝貿易の展開過程も論じており、本論文にとって重要な先行研究である⁴¹。しかし、日本政府が日朝貿易の拡大をどのように捉えていたのか、あるいは日朝貿易の拡大により日本政府内部にどのような議論や対立が生まれたのかについては、これらの研究では扱われていない。

例外的に、1970年代のデタント期の日朝貿易については、日本政府や自民党議員を中心とするアクターにも注目した実証研究がなされている。辛貞和によれば、外務省は朝鮮半島の緊張緩和を南北朝鮮の共存時代が実質的に到来したものと捉え、日朝交流の拡大に積極的な姿勢をとった。この過程では、経済界の主流による日朝経済関係の拡大への動きが、日本政府の対北朝鮮政策の柔軟化への重要な圧力として作用した⁴²。また、高一は北朝鮮の対日接近政策という視角から、日朝貿易をめぐる総連と財界の接触を詳細に描いている⁴³。いずれも、日朝貿易に関する日本政府の政策決定過程を論じている点において、

³⁸ 李燦雨「日朝経済協力の方案」ERINA、2002年8月（2020年11月28日閲覧、<https://www.erina.or.jp/wp-content/uploads/2014/10/01140.pdf>）；三村光弘『現代朝鮮経済——挫折と再生への歩み』日本評論社、2017年。日朝経済関係を扱った韓国語論文も存在するが、同様の概観にとどまっている（柳相榮「日本と北韓の関係——『消えた接点』の経済的再解釈」『国際政治論叢』第44集2号、ソウル：韓国国際政治学会、2004年6月、152–155頁）。

³⁹ 河合弘子「北朝鮮の『開放政策』と日朝貿易——日朝貿易への影響と役割」小此木政夫編『岐路に立つ北朝鮮』日本国際問題研究所、1988年、170–186頁。

⁴⁰ 村上貞雄「私が見た北朝鮮の内幕——日朝貿易40年秘話」『中央公論』111巻6号、中央公論新社、1996年5月、92–108頁；澤池忍「日朝経済関係」小牧輝夫・環日本海経済研究所編『経済から見た北朝鮮——北東アジア経済協力の視点から』明石書店、2010年、113–142頁；藤田徹「日本商社の対北朝鮮ビジネス変遷」亜細亜大学アジア研究所『転換を迫られる韓国の対外経済関係』（アジア研究所・アジア研究シリーズ）2020年、179–216頁。

⁴¹ 朴正鎮、前掲書。

⁴² 辛貞和「デタント期の日本の北朝鮮外交——国内政治経済勢力の動向を中心に」『法学政治学論究』第31号、慶應義塾大学大学院法学研究科内「法学政治学論究」刊行会、1996年12月、297–298, 308頁。

⁴³ 高一『北朝鮮外交と東北アジア 1970–1973』信山社、2010年、131–146頁。

重要な先行研究である。

日朝貿易をめぐる政策決定に関する研究の対象時期が 1970 年代に集中しているのは、やはりこのデタント期に日朝貿易の拡大への動きが顕著化したからであろう。たとえば、1972 年 10 月からは北朝鮮の貿易・技術関係者の日本入国が認められるようになった。そして、翌年 12 月には日本輸出入銀行資金を利用した対北朝鮮輸出、および貿易保険の適用も許可された。その結果、1970 年代における日朝貿易の取引額、とりわけ北朝鮮への輸出額は急増した。

しかし、ここで留意すべきは、「対韓考慮」によって日朝貿易に課された種々の制約が、輸銀融資の適用と北朝鮮側関係者の日本入国を除けば、東アジア冷戦の緊張緩和以前にすでに取り払われていたことである⁴⁴。すなわち、当初の日朝貿易は間接輸送や第三国地決済を余儀なくされたが、1950 年代後半から 1960 年代前半にかけて、段階的に直接輸送や直接決済が実現した。つまり、日本政府は日韓会談が進行しているさなかに、韓国政府の猛反発にもかかわらず、日朝貿易の制限を緩和した。換言すれば、日朝間の輸送や決済といった貿易取引の基礎的条件が 1960 年代前半のうちに整備されていたからこそ、1970 年代のデタント期の日朝貿易は飛躍的な発展を遂げられたのである。したがって、1950 年代後半から 1960 年代前半における日朝貿易の展開過程は、日本政府の対北朝鮮政策の変遷を把握するうえで、詳細に検討される必要がある。

また、上述の先行研究では「日朝貿易の進展は北朝鮮を現実存在する国家として認識しつつも、国交正常化交渉を行っている韓国に配慮して直接的関係をもととしない日本政府と、それに対抗してビジネスを展開しようとする貿易会社との間のせめぎ合いのなかで実態が先行し、それを追認するかたちで制度化されるパターンが続いた」⁴⁵という認識が共有されている。確かに、日朝貿易関係業界はしばしば強硬手段や実力行使によって局面打開を図った。しかし、ここで問われるべきは、なぜ日朝貿易関係業界は日本政府に実態を追認させるのみならず、その実態を制度化させることにも成功したのかということである。換言すれば、日本政府と日朝貿易関係業界を対立関係で捉えただけでは、日本政府が日朝貿易の黙認にとどまらず、日朝貿易の制限緩和にも踏み切った背景が明らかにならない。それゆえにこそ、貿易政策に関与する各省庁の動向に注目し、日韓会談が進展を見

⁴⁴ そもそも、輸銀資金を使用したプラント輸出は、1960 年代には中国に対しても認められていなかった。

⁴⁵ 三村光弘、前掲書、81 頁。

せていた 1950 年代後半から 1960 年代前半にかけて、むしろ日朝貿易に対する制約が取り払われた経緯を描くことは、戦後日本の対朝鮮半島政策を論じるうえで重要な課題の一つである。

このように、戦後日本の対朝鮮半島政策に関する先行研究は、①日韓関係と日朝関係の連関性の軽視、②日本政府内部の議論に対する分析の不足という 2 点に課題を抱えている。そこで、本論文は次の二つの視角から、戦後日本の「二つの朝鮮」政策の形成と展開の過程を分析する。第一に、1955 年に本格的に開始された日朝関係ないし北朝鮮という存在そのものが日本政府の対韓政策に与えた影響、および日韓関係の展開が日朝関係の深化に果たした役割に注目し、日韓関係と日朝関係の連関性を明らかにする。第二に、日本政府内の省庁間対立や政治家、官僚、財界人など諸アクター間の相互作用に注目し、南北に分断された朝鮮半島に対する日本政府の政策決定過程を明らかにする。

第 3 節 本論文の構成と利用史料

本論文は、上記の問題意識と分析視角にもとづき、①敗戦後の日本経済再建構想と日韓通商交渉、②1950 年代後半から 1960 年代前半における日朝貿易、③日韓会談における韓国政府の管轄権問題という三つの歴史事象について、日本政府の政策決定過程を明らかにする。おおむね時系列に沿った全 6 章の構成で、第 1 章と第 2 章では戦後日本の「二つの朝鮮」政策の「形成」過程を、続く第 3 章から第 6 章では戦後日本の「二つの朝鮮」政策の「展開」過程を論じる。

第 1 章では、日本にとっての朝鮮半島の経済的重要性を明らかにしたうえで、朝鮮半島が敗戦後の日本経済再建構想においてどのように位置づけられていたのかを確認する。そして、同構想にもとづき、植民地支配期の垂直的な日朝経済関係を再構築する試みの一環として展開された日韓通商交渉について、その過程と歴史的意義を論じる。

第 2 章では、第 1 次日韓会談の前後における外務省内の議論に注目し、日本政府が韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解へと至った経緯を明らかにする。本論文は、戦後日本の「二つの朝鮮」政策の形成に際しては、将来の日朝国交正常化交渉の可能性ではなく、在朝日本財産の存在が説明変数となっていたことを示す。

第 3 章では、日韓会談中断期における日韓対立の激化と日朝経済関係の萌芽を描く。具体的には、鳩山政権の対共産圏外交および「二重外交」が韓国側に不信感を抱かせ、つい

には日韓経済断交にまで至った一方で、この日韓政治関係の悪化が日朝経済関係の進展につながったことを明らかにする。

第4章では、岸政権による日韓会談の再開交渉を概観したうえで、日本政府が第4次日韓会談を前に「二つの朝鮮」政策を確立させたことを指摘する。さらに、「親韓派」の岸政権期において、在日朝鮮人の北朝鮮帰国事業により日韓関係が最悪の状態に陥った一方で、日朝関係は帰国事業のみならず、経済面でも「飛躍」した経緯を描く。

第5章では、池田政権期における日韓関係と日朝関係の連関性を論じる。すなわち、日韓会談の展開や貿易自由化の進展における「あや」が、「政経分離」の日朝貿易が制度化されていく過程において、巧みに利用されていたことを描き出す。また、第6次日韓会談に関しては、外務省が提示した基本関係交渉の共同宣言方式と請求権交渉の経済協力方式が、日韓会談の推進と在朝日本財産の国内補償問題の回避を両立させるための方案であったことを明らかにする。

第6章では、第7次日韓会談における唯一合法性条項の形成過程を、同条項の日本側共同宣言案との類似性に着目して論じる。そして、玉虫色の条文となった同条項の背後では、日韓請求権協定に挿入された「締約国の管轄の下にある」という文言とともに、在朝日本財産の国内補償問題の回避という日本政府の意図が貫徹されていたことを主張する。

以上の分析に際しては、外務省外交史料館所蔵史料および「日韓会談文書・全面公開を求める会」の尽力により開示された日韓会談関連公文書を中心に、朝鮮総督府の刊行物、日朝貿易会の刊行物、新聞・雑誌記事などの一次史料を利用した。また、本論文の主目的は、日本政府の対朝鮮半島外交の政策決定過程を明らかにすることであるが、米国と韓国の一次史料も補足的に用いた。

なお、本論文の一部は、すでに以下の論文として学術誌に発表したものである。ただし、本論文の執筆過程で、いずれも大幅な加筆・修正や再構成を施した。

- 谷京「1950年代後半における日本・北朝鮮貿易の展開過程——外務省と通産省の対立を中心に」『次世代人文社会研究』第16号、韓日次世代学術Forum、2020年3月、1-18頁。
- 谷京「日朝貿易に関する日本政府の政策決定——1960年代前半における直接輸送と直接決済の実現を中心に」『アジア経済』62巻3号、アジア経済研究所、2021年9月、2-31頁。

- 谷京「戦後日本の経済再建構想と日韓通商交渉——旧植民地との経済関係の再構築という視点から」『朝鮮史研究会論文集』第60集、朝鮮史研究会、2022年10月、149-174頁。
- 谷京「戦後日本の『二つの朝鮮』政策の形成過程——第1次日韓国交正常化交渉の前後における外務省内の議論に注目して」『現代韓国朝鮮研究』第22号、現代韓国朝鮮学会、2023年1月、41-53頁。

第1章 戦後日本の経済再建構想と日韓通商交渉

第1節 朝鮮半島の経済的重要性

朝鮮半島、特にその北部は多様な鉱物資源を豊富に有し、伝統的な金銀産地であった。朝鮮王朝時代には、おもに金属鉱物が需要に応じて採掘され、官主導による鉱山開発も進められた。しかし、官主導の鉱山開発は、濫掘と労働者の抵抗により低迷を続けた。18世紀末から19世紀前半には、民間人が一部の鉱山開発に参加したものの、その経営形態はマニファクチュアの初期段階にとどまった¹。

朝鮮における鉱山の近代的な開発は、19世紀末以降、外国人資本家によって担われた。1885年、米国人が平安北道雲山鉱山の採掘権を獲得し、のちに米国企業が雲山鉱山の採掘に従事した²。日本人、ロシア人、ドイツ人、フランス人も同様に、朝鮮各地の鉱山の開発許可を得た。列強が強い関心を示したのは、金を中心とする貴金属鉱山の開発である。たとえば、1886年の日本の産金額は約43万円であったが、朝鮮からの金の輸入額は約111万円に達した。日本は産業革命の推進のための資本蓄積を必要とし、その手段として朝鮮から金を流入させた³。

また、日本海軍は無煙炭の産地として平壤に注目し、1880年代から調査を開始した。1907年には統監府が平壤鉱業所を設置し、本格的な開発に着手した。平壤炭の埋蔵量は、当時は1億トンともいわれた。さらに、韓国併合と前後して、鉄、黒鉛、銀、銅、鉛などの鉱区が次々と設定された。しかし、金と石炭以外の鉱産額は少なく、将来の開発を待つ状態にあった⁴。

1910年代前半、日本は植民地朝鮮の鉱山開発において、列強に大きく遅れをとった。列強は朝鮮王朝末期から優良鉱山の獲得に手早く成功し、大規模な民間鉱山資本を積極的に進出させた。他方で、資金力や技術面で劣る日本人の経営は芳しくなかった。しかし、日本人は金属鉱業では列強に優位を許したものの、植民地朝鮮の石炭鉱業を事実上独占し

¹ 庾炳富「1910年代における北東アジアの鉱業政策——朝鮮を中心として」『エネルギー史研究——石炭を中心として』No. 19、九州大学石炭研究資料センター、2004年3月、87-88頁。

² 木村光彦『北朝鮮経済史 1910-60』知泉書館、2016年、10頁。

³ 庾炳富、前掲論文、88頁。

⁴ 木村光彦、前掲書、10頁。

た⁵。たとえば、「無煙炭の優越」という小見出しを冠した 1916 年初頭の新聞記事は、植民地朝鮮の石炭鉱業について、次のように高く評価している。

朝鮮総督府経営の平壤鉱業所は平壤無煙炭田に於て採掘したる石炭の約九割を徳山海軍煉炭所に送給し煉炭所はまた之を煉炭に製し以て彼のカーヂフ炭に代用しつつあり此外無煙炭田は价川、順川、徳川、孟山の諸郡に豊かに、炭量の豊富なるに加えて品位の頗る優良なるを見れば無煙炭は実に半島に於ける主要且つ特有の鉱産物の一とすべく其開発の前途甚だ瞩目すべきものある也⁶

1910 年代後半に至ると、高熱を要する化学産業が大戦景気によって勃興したため、日本本国と植民地朝鮮の双方で無煙炭の需要が高まった⁷。その結果、1911 年の植民地朝鮮における石炭の鉱区数はわずか 37 鉱区 1,700 万坪であったのに対し、その 10 年後には 523 鉱区 8 億 9,000 万坪となった⁸。この期間に、三菱財閥や明治鉱業、東洋拓殖株式会社などが植民地朝鮮の石炭鉱業へ進出した⁹。

製鉄業では 1918 年、三菱財閥が黄海道の兼二浦に銑鋼一貫製鉄所を設けた。同製鉄所は朝鮮産鉄鉱石を利用して、海軍艦艇用の厚板や大形鋼を生産した。非鉄金属製錬では 1915 年、久原鉱業が鎮南浦に大規模製錬所を建設した。同製錬所は朝鮮北部の諸鉱山から金、銀、銅、鉛、亜鉛鉱を搬入し、製錬を行った¹⁰。また、三井鉱山会社の价川鉄山、古河合名会社の亀城金山、三菱合資会社の載寧鉄山でも同様の大規模な資本投下がなされた¹¹。このように財閥が植民地朝鮮へ進出した結果、日本人は列強の後塵を拝していた金属鉱業でも 1918 年までに首位の座を奪い、植民地朝鮮の鉱業開発を先導するようになった¹²。

⁵ 庾炳富、前掲論文、90-94, 97 頁。

⁶ 『中外商業新報』1916 年 1 月 14 日、神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫、鉱業（02-039）。

⁷ 『京都日出新聞』1917 年 12 月 13 日、神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫、石炭（03-041）。

⁸ 朝鮮総督府殖産局『朝鮮の石炭鉱業』1929 年、41 頁。

⁹ 庾炳富、前掲論文、95 頁。

¹⁰ 木村光彦、前掲書、48-49 頁。

¹¹ 『中外商業新報』1915 年 10 月 10 日、神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫、朝鮮・台湾・満州（3-050）。

¹² 庾炳富、前掲論文、97 頁。

植民地朝鮮の鉱業は、大戦景気により好況を迎えた。その実質生産額は、1919 年にはおよそ 3,000 万円に達した。ところが、1920 年の実質生産額は、一転して約 2,150 万円と大幅に下落した。そして、植民地朝鮮の鉱業は 1925 年まで低迷を続けた¹³。この低迷は 1920 年に発生した鉱物市場価格の暴落の影響であり、1919 年から翌年にかけて 300 以上の鉱区が閉鎖された。ただし、この過程で朝鮮人所属鉱区が微増にとどまり、また外国人所属鉱区が激減した一方で、1910 年に 450 鉱区であった日本人所属鉱区は、1923 年には 2,026 鉱区へと急増した¹⁴。1920 年代に入って、植民地朝鮮の鉱業は日本人によって完全に掌握されたといえよう。

植民地朝鮮の鉱業全体が低迷するなか、石炭鉱業だけは好況を持続させた。石炭の実質生産額は、1920 年代前半においても一貫して増加した。「需要熱勃興せる朝鮮産炭」と題した 1923 年の『京城日報』の記事を見てみよう。

最近朝鮮炭に対する研究が進むと共に其需要が勃興した事は注目に価するが朝鮮の地炭は所謂粉炭であつて炭質が脆弱で貯蔵に堪えず且火花が多い、従つて其の需要も数年前に於ては北鮮方面の沿岸航路船舶が僅かに燃料として使用したに過ぎぬ、地炭が工業用として汽缶に使用された事は絶無であつた処が最近朝鮮の産業気分が旺盛となり石炭業者が地炭の開発に力を注ぐに至り同時に鮮鉄に於ても之れに共鳴して地炭の使用法に就て種々研究を重ねた結果地炭を撫順炭其他の輸移入炭と混合して汽缶炉に多少の装置を加える事に依立派な燃料炭として使用し得る事が証明された其結果安州にある安州炭、黄海道に於ける鳳山炭等が其出炭全部を鉄道で買収し現在朝鮮鉄道の各方面に使用し相当に経済的価値を發揮しているのである、ソコダ褐炭が相当大なる埋蔵量があるらしいが今日迄深く研究されなかつた結果今急に採掘量を増加する事は困難で折角需要はあつても供給が之れに伴わぬ状態である、併し将来各炭山に於て設備を拡張し褐炭採掘量の増加を図る事となっているから之れは今後朝鮮に於ける主要な事業の一つと云つてよい¹⁵

¹³ 原康宏「日本統治下朝鮮の鉱業生産統計の推計」『広島経済大学経済研究論集』第 31 巻第 3 号、2008 年 12 月、258 頁。

¹⁴ 『京城日報』1923 年 11 月 21 日、神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫、鉱業（05-037）。

¹⁵ 『京城日報』1923 年 3 月 11 日、神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫、石炭（08-138）。

朝鮮産無煙炭は、前掲した 1916 年の『中外商業新報』で「朝鮮総督府経営の平壤鉱業所は平壤無煙炭田に於て採掘したる石炭の約九割を徳山海軍煉炭所に送給し煉炭所はまた之を煉炭に製し以て彼のカーヂフ炭に代用しつつあり」と記されていたように、おもに船舶用燃料として使われていた。他方で、品質の劣る朝鮮産褐炭（有煙炭）は、工業用燃料としては活用しにくいものであった。ところが、植民地朝鮮の豊富な石炭に注目した日本経済界は数々の研究を重ね¹⁶、ついに朝鮮産褐炭を工業用燃料として利用する方策を見つけた。すなわち、撫順炭をはじめとする工業用燃料に適した輸移入炭と混合することによって、朝鮮産褐炭もボイラー用燃料として使えるようになったのである。その結果、朝鮮産石炭の「経済的価値」は大幅に高まった。そして、植民地朝鮮における石炭鉱業は、ほかの鉱業が苦戦した 1920 年代前半においても好調を維持した。

さらに、1930 年代に入ると、再び朝鮮産褐炭の新たな用途が生まれた。石炭液化、いわゆる人造石油の製造である。1930 年、朝鮮窒素肥料は興南工場に石炭液化装置を設置し、基礎データを得るための実験を開始した。この実験によって、同社は石炭液化事業に進出する準備を整えた。また、1935 年には親会社の日本窒素肥料も創立 30 周年の記念事業として、1,000 万円の予算で石炭の直接液化事業に取り組むことを決定した。翌年 6 月にはソ連、満洲、朝鮮の国境地帯にある阿吾地炭田で石炭液化工場が着工された。同工場の試運転は、1938 年の夏に開始された¹⁷。当時の書籍からは、朝鮮産褐炭を使用した人造石油事業に対する期待の大きさがうかがえる。

朝鮮にも石油はない、併し乍ら、幸にして褐炭より油が採れる。而かも既に、試験済である。問題は動力である。而して他に比類なき朝鮮の廉價の水力電気を利用すれば、其の得たる油は、以て米國の輸入油を駆逐し得るものの如くである。事理上斯くあらねばならぬと思ふ。然らば朝鮮は、油の供給國として既に確實の見込が立てるものと云へる如し。軍事上のみならず、平時の油の需要に付ても、向後安心し得ば國家

¹⁶ 朝鮮産褐炭だけでなく、朝鮮産無煙炭を工業用燃料として使うための研究も並行して進められた。たとえば、朝鮮総督府は京城電気会社に平壤産無煙炭 500 トンを無償で提供し、これを工業用燃料として利用する方策を研究させた（『満州日日新聞』1918 年 6 月 17 日、神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫、石炭（03-077））。

¹⁷ 岩間敏『日米開戦と人造石油』（朝日新書）朝日新聞出版、2016 年、83-84 頁。

の大幸也。¹⁸

先述のとおり、はじめ海軍用練炭として使われた朝鮮産石炭の用途は、技術革新にともなって拡大した。植民地朝鮮における石炭鉱業の実質生産額は、このような新しい需要もあって、1913年から1936年まではほぼ右肩上がり推移した。他方で、金属鉱業や非金属鉱業の実質生産額は、おおむね拡大傾向にあったものの、年によって波があった¹⁹。それだけに、植民地朝鮮における石炭鉱業の安定性は注目に値する。

もっとも、阿吾地の石炭液化工場では、試運転の段階から問題が多発した。さまざまな技術改良が試みられたものの、ついに1943年10月には生産目標が人造石油からメタノールに変更された²⁰。阿吾地工場に限らず、日本の人造石油計画全体が膨大な資金と労力の投入にもかかわらず失敗に終わったことは、周知のとおりである。

さて、製鉄業では先述の三菱製鉄兼二浦製鉄所（のちに日本製鉄兼二浦製鉄所）が、長らく植民地朝鮮唯一の製鉄工場として運用された。たとえば、1933年の生産量は、銑鉄が16万3,900トンあまり、鋼塊が5,200トンあまりであった²¹。また、同年の植民地朝鮮における鉄鉱石の生産量は、約50万トンであった。その約半分が日本本国に移出され、残りは植民地朝鮮内で製鉄原料として用いられた²²。さらに、戦時期には日本高周波重工業城津工場、三菱鉱業清津製錬所、日本製鉄清津製鉄所、三菱製鋼平壤製鋼所などが建設され、その原料鉱として茂山鉱山の磁鉄鉱が使われた²³。

戦時期になると軽金属工業も日本軍の指示で推進され、航空機用マグネシウム・アルミニウム製造工場として、日室マグネシウム興南工場、朝鮮軽金属鎮南浦工場、三菱マグネシウム工業鎮南浦工場、朝鮮神鋼新義州工場、朝日軽金属岐陽工場などが建てられた。これらのうち、朝鮮北部に位置する日室マグネシウム興南工場は、同地方に大規模塩田が存在しなかったため、塩化マグネシウムを調達できなかった。そこで、同工場は咸鏡南道端川郡のマグネサイトを代替原料に用いた。朝鮮北部で採掘されるマグネサイトは、耐火煉

¹⁸ 蜷川新『自給自足と朝鮮の資源』自衛社、1933年、12頁。

¹⁹ 原康宏、前掲論文、258頁。

²⁰ 岩間敏、前掲書、85-90頁。

²¹ 朝鮮総督府殖産局『朝鮮工業の現勢』1935年、10頁。

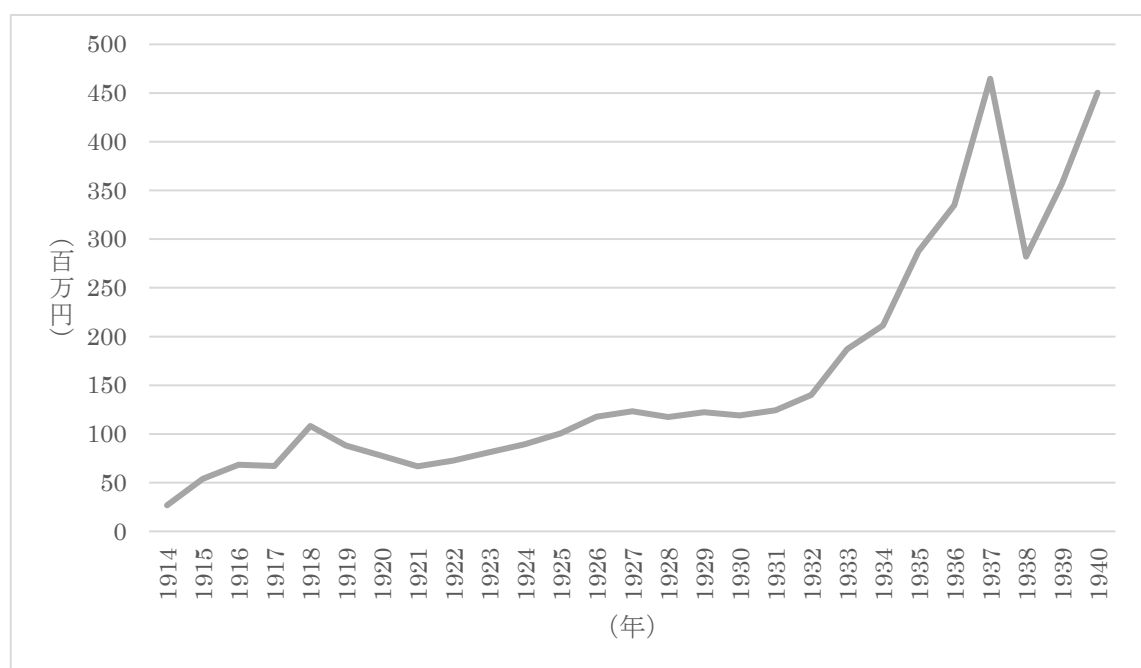
²² 朝鮮総督府商工奨励館『朝鮮の物産——朝鮮鑛業の概況』1935年、9頁。

²³ 木村光彦、前掲書、48-49頁。

瓦材料、製紙・人絹パルプ製造用溶剤、耐火・保温建築材の原料としても重要であった²⁴。このように、朝鮮半島には日本本国では得られない各種の軽金属資源が豊富に存在した。とりわけ朝鮮北部では、大規模水力発電所からの電力も確保できた。そのため、植民地朝鮮は帝国日本の軽金属工業の確立にも重要な地位を占めていた²⁵。

ここまで述べてきたように、植民地朝鮮では1920年代から1940年代前半にかけて、北部を中心に鉱工業が急速に発展した。そして、戦時期の軍需拡大も相まって、朝鮮北部は満洲とともに巨大な軍事工業地帯となったのである²⁶。

図1 朝鮮北部における工業生産額の推移 1914-40年（1934-36年価格）



（出典）溝口敏行『台湾・朝鮮の経済成長——物価統計を中心として』（一橋大学経済研究叢書 27）岩波書店、1975 年、90 頁；溝口敏行・梅村又次編『旧日本植民地経済統計——推計と分析』東洋経済新報社、1988 年、276 頁より筆者作成。

1945 年 8 月 15 日、日本のポツダム宣言受諾が玉音放送によって告げられ、植民地朝鮮の人々は独立を祝った。しかし、朝鮮半島は米ソの合意にもとづき、解放と同時に北緯

²⁴ 同書、49 頁。

²⁵ 朝鮮総督府殖産局、前掲『朝鮮工業の現勢』11 頁。

²⁶ 木村光彦、前掲書、51-52 頁。

38 度線で分割占領された。この南北分断は、朝鮮経済の混乱をもたらした。朝鮮北部は豊富な天然資源に恵まれていたが、農業に適した土地がほとんどなかった。朝鮮南部は肥料生産を朝鮮北部のエネルギーに依存していたため、農業のための主要な生産要素を断たれた²⁷。つまり、相互補完的な南北朝鮮の経済関係が大きく損なわれたのである。

ソ連軍による朝鮮北部の占領は、当初は大きく混乱した。日本人は、朝鮮南部では米国を歓迎したが、朝鮮北部ではソ連にまったく協力しなかった。それどころか、日本人は工場、鉱山、銀行、公式記録などを破壊した²⁸。また、占領当初のソ連軍自身も大きな問題を抱えていた。朝鮮北部に入ってきたソ連軍は、日本人や朝鮮人に対して強姦や略奪といった蛮行を働いた。彼らは朝鮮人の土地に寄食し、必要な物資を強奪した。さらに、各人が奪い取った物資をソ連本国に送ることも許されていた。要するに、朝鮮北部のソ連軍は最初の数週間、ほとんど何らの統制も受けていなかった²⁹。

しかし、ソ連軍による工業設備撤去の規模は、きわめて限定的であった。むしろ、ソ連の技術者は去り際の日本人によって破壊された工場の復興に努力していた。1946 年 1 月には、ソ連は憲兵隊を導入し、部隊を厳しく管理するようになった³⁰。そして、植民地期に建てられた工業設備と抑留日本人技術者を利用しつつ、多くの工場で生産の復興が図られた。

この生産回復は、次の二つの理由から、当初は難航した。第一に、国内の経済組織の変革にともない、流通の混乱と生産効率の低下が生じた。第二に、中国、満洲、日本からの原料や部品の補充が難しくなった。特にマグネシウム・アルミニウム工業の生産回復は、原料不足や技術的困難が深刻で不可能であった³¹。

それでも、1947 年には「人民経済復興発展計画」が採択され、北朝鮮労働党と政府の指導のもと、経済建設に全力が注がれた。経済建設の具体的方策としては人民の模範運動、すなわち「愛国米献納運動」と「生産突撃隊運動」が早くから組織された。また、植民地期に建てられた重化学工場は国有化され、工業発展の基礎とされた。したがって、朝鮮北

²⁷ ジョン・フェッファー、栗原泉／豊田英子訳『アメリカの対北朝鮮・韓国戦略——脅威論をあおる外交政策』明石書店、2004 年、33-34 頁。

²⁸ Max Beloff, *Soviet Policy in the Far East, 1944-1951* (London: Oxford University Press, 1953), 156.

²⁹ ブルース・カミングス、鄭敬謨／林哲／加地永都子訳『朝鮮戦争の起源 1——1945 年—1947 年 解放と南北分断体制の出現』明石書店、2012 年、413 頁。

³⁰ 同書、413-414 頁。

³¹ 木村光彦、前掲書、52-53 頁。

部の経済発展は、朝鮮民主主義人民共和国の建国前夜の時点で、相当程度進んでいたと考えられる³²。

もちろん、朝鮮半島の南北分断や冷戦の顕在化といった当時の情勢を踏まえると、北朝鮮が国内外に喧伝した経済建設の成果を無条件には信じがたい。実際、北朝鮮は 1950 年までに、繊維工業をはじめとする複数の部門で植民地期の生産水準を凌駕したものの、製鉄業や化学工業といった基幹部門では、同水準まで回復できなかった³³。

とはいえ、1947 年の工業総生産額のうち国営部門の占める比重は 80.2%に達し、とりわけ鉱業部門はすべて国営化された。北朝鮮指導部の経済政策における基礎、すなわち「重要な工業部門と鉄道運輸、通信、貿易および金融機関にたいする国家の直接的な計画的管理を保障し、人民経済の発展においてたえず国営部門の指導的役割を強め」ることに成功したといえよう³⁴。

1949 年 3 月、訪ソした金日成は朝ソ経済文化協力協定を結んだ。同協定に付属する秘密協定で、ソ連は北朝鮮に大量の兵器を供給することに同意した。また、ソ連はトリニトロトルエン火薬工場や地下兵器工場の建設援助も約束した。しかし、これらの支援は無償ではなく、ソ連は北朝鮮に見返りを要求した。そこで、金日成は輸出品として重要な鉱物資源、とりわけ鉛や亜鉛の増産を命じた³⁵。北朝鮮の鉱業部門が早くから完全に国営化された背景には、このような事情もあったと推測される。

1950 年 6 月 25 日、朝鮮戦争が「勃発」した³⁶。軍事委員会の決定により、北朝鮮の消費財生産工場には軍需品への生産転換が指示された。しかし、この命令どおりの生産は、米軍による激しい空爆が重要産業施設の多くを破壊したため、達成困難であった。それでも、中国人民義勇軍の助けを得て朝鮮北部の支配を回復した金日成政権は、軍事工業の維

³² 和田春樹『北朝鮮現代史』（岩波新書）岩波書店、2012 年、42-43 頁。

³³ 木村光彦、前掲書、53 頁。

³⁴ 金日成、『金日成著作集』翻訳委員会訳「北朝鮮労働党第 2 回大会でおこなった中央委員会の活動報告（1948 年 3 月 28 日）」『金日成著作集 第 1 巻』未来社、1970 年、81-83 頁。

³⁵ 木村光彦、前掲書、53-54 頁。

³⁶ もっとも、韓国におけるゲリラ戦や北緯 38 度線付近における戦闘は、1948 年から断続的に行われていた。翌年の夏には黄海南道西海岸の甕津半島で激しい軍事衝突が起これ、南北朝鮮は「戦争状態」に突入した。さらに、韓国側が北緯 38 度線以北への挑発的な攻撃を繰り返していたことも見逃されてはならない（ブルース・カミングス、鄭敬謨／林哲／山岡由美訳『朝鮮戦争の起源 2 【下】——1947 年-1950 年 「革命的」内戦とアメリカの覇権』明石書店、2012 年、473-501 頁）。

持・拡大に全力をあげた。その結果、鉱工業の生産計画額は総計 4 億ウォン、そのうち兵器生産額は 1 億ウォンにのぼった。また、朝ソ経済文化協力協定にもとづく地下兵器工場の建設が始まり、工場に隣接してソ連人技術者用住宅と建設労働者用住宅も建てられた。ただし、これらの建設規模は相当大きかったと思われるが、朝鮮戦争の期間中には竣工しなかった³⁷。

約 3 年間の朝鮮戦争によって、北朝鮮は甚大な被害を受けた。米国は北朝鮮に対し、民間人の犠牲をまったく考慮することなく、絨毯爆撃を加えた。北朝鮮への攻撃は、ナパームを主とする焼夷弾の広範かつ継続的な使用から、核兵器や生物兵器をちらつかせた脅しまで、さまざまなかたちで行われた。戦争末期に至ると、北朝鮮の巨大なダムがいくつも破壊された³⁸。朝鮮戦争で北朝鮮に投下された爆弾は合計 47 万 6,000 トンに達したが、これは第二次世界大戦でドイツに投下された爆弾の量をはるかに超える。北朝鮮は文字どおりの焼け野原となり、あらゆるものが破壊された。とりわけ被害が大きかったのは、工業部門である。たとえば、1953 年の工業生産額は、1949 年の 3 分の 2 に満たなかった³⁹。

1953 年 8 月の朝鮮労働党中央委員会第 6 次会议では、経済復興と建設のための 3 段階案が決定された。同案では、6 ヶ月から 1 年程度の準備期間を経て、朝鮮戦争以前の経済水準を回復するための 3 ヶ年計画を施行し、さらに工業化の土台を形成するための 5 ヶ年計画を立てるとされた。この計画において、特に重視されたのは重工業部門であった。金日成は、強力な社会主義体制を建設するには、1930 年代のソ連にならった重工業優先政策をとる必要があると判断していたからである⁴⁰。

ソ連と東欧諸国は、社会主義陣営の面目をかけて、北朝鮮を手厚く援助した。たとえば、ソ連は北朝鮮の復興のために 10 億ルーブルの無償援助を決めた。また、北朝鮮の重要都市である咸興の復興は、東ドイツが担当した。咸興再建のために派遣された技術者は総勢

³⁷ 木村光彦、前掲書、54-55 頁。

³⁸ ブルース・カミングス、栗原泉／山岡由美訳『朝鮮戦争論——忘れられたジェノサイド』明石書店、2014 年、172-173 頁。このような米国の爆撃戦略および核戦略こそが、北朝鮮の政策オプションに厳しい制限を課してきた。すなわち、朝鮮戦争時の空爆は、今日でも北朝鮮の国家安全保障戦略を決定づける重要な鍵となっている（ブルース・カミングス、杉田米行監訳、古谷和仁／豊田英子訳『北朝鮮とアメリカ——確執の半世紀』明石書店、2004 年、46 頁；Youngjun Kim, *Origins of the North Korean Garrison State: The People's Army and the Korean War* (New York: Routledge, 2018), 199)。

³⁹ 金聖甫・奇光舒・李信澈、李泳采・韓興鉄訳『写真と絵で見る北朝鮮現代史』コモンズ、2010 年、79, 103 頁。

⁴⁰ 同書、103-104 頁。

188人、投入された資金は3億6,000万ルーブルに達した。中国もこの援助競争に加わり、中朝経済文化合作協定が結ばれた。この協定により、朝鮮戦争中に提供した物資と費用はすべて贈与とされた。さらに、1954年から1957年までの4年間で、総額8兆元の借款も与えられた⁴¹。

これらの援助は、水豊発電所や清津金属工場、金策製鉄連合企業所など、大規模な産業団地や産業施設の復旧建設に使われた。東側諸国が1954年から1956年にかけて北朝鮮に提供した援助額は、北朝鮮の国家予算の23%にも達した。その結果、北朝鮮の復興事業は急速に進展した。すなわち、1953年8月に始まった先述の復興準備事業は、最短目標の6ヵ月で終わった。また、翌年から実施された戦後復旧3ヵ年計画も、当初の目標以上の成果をあげた。1956年の工業生産額は1953年に比べて2.8倍まで増加し、朝鮮戦争以前の1949年と比較しても1.8倍の規模となった。同計画期間中の年平均工業成長率は、実に42%を記録した⁴²。

ところで、戦後復旧3ヵ年計画の過程で、北朝鮮では権力闘争が起こった。その最初の契機は、ヨシフ・スターリンの死去にともなうソ連国内の政治変動である。すなわち、スターリンの後任となったゲオルギー・マレンコフ首相兼第一書記は、それまでの重工業優先から軽工業重視へと経済計画を路線変更した。その結果、北朝鮮国内でも金日成の主張する重工業優先路線に対して、ソ連派と延安派が軽工業優先を掲げて張りあい、戦後復旧3ヵ年計画は軽工業重視の内容へと変更された。しかし、軽工業優先の主張は、天候不順による農業不振やマレンコフの失脚にともない、次第に勢いを失った。金日成は重工業、軽工業、農業の同時発展路線を主張し、自らの権力に挑戦した者たちを退けた⁴³。

それでも、ソ連派と延安派は1956年2月のソ連共産党第20回大会におけるスターリン批判を受けて、再び動きはじめた。金日成の個人崇拜に批判的な彼らは、金日成がソ連と東欧を訪問している期間を利用し、金日成に対する挑戦を準備した。そして、同年8月の朝鮮労働党中央委員会全員会議は、金日成とソ連派、延安派との対決の場となった。いわゆる「八月宗派事件」（八月全員会議事件）である。ソ連派の朴昌玉と延安派の崔昌益は、金日成の「個人独裁」や「重工業偏重政策」を公然と批判した。しかし、その批判は、金

⁴¹ 和田春樹、前掲書、72-73頁。

⁴² 金聖甫ほか、前掲書、105, 109頁。

⁴³ 平岩俊司『北朝鮮——変貌を続ける独裁国家』（中公新書）中央公論新社、2013年、55-56頁。

日成が擁する満洲派によって退けられた。朴昌玉と崔昌益は、党指導部に対する「宗派的陰謀」を企てたとして、除名処分を受けた⁴⁴。

八月宗派事件で敗れた反金日成勢力は、ソ連指導部に金日成の個人崇拝を訴えた。ソ連共産党政治局は北朝鮮の国内政治情勢を討議し、中国共産党第8回全国代表大会に出席するアナスタス・ミコヤン第一副首相が北朝鮮側と「真剣な話し合いをおこなう」こと、および中国側と「意見を交換する」ことを決定した。そして、毛沢東とミコヤンの話し合いでは、毛沢東の金日成批判が激しく、金日成を職から外すべきであるという結論が出た。ソ連派と延安派の肅正を懸念した中ソ両国は、北朝鮮の国内問題への介入を決意したのである⁴⁵。

9月23日の朝鮮労働党総会に派遣されたミコヤンと彭徳懷は金日成に圧力をかけ、ソ連派と延安派に対する除名処分を撤回させた。その結果、同月の朝鮮労働党中央委員会全員会議で、朴昌玉や崔昌益らの党籍回復が決定された。しかし、金日成は中ソ両国の干渉

⁴⁴ 同書、57-58頁。八月宗派事件は、北朝鮮現代史研究のなかでも多くの関心を集め、特にその背景をめぐって論争が展開されている。徐大粛は1950年代半ばにおける北朝鮮国内の権力闘争を、金日成が満洲派の協力を得て、国内派、ソ連派、延安派の政敵を追い落としたものとして描いた（徐大粛、林茂訳『金日成』（講談社学術文庫）講談社、2013年、208-238頁）。他方で、アンドレイ・ランコフは八月宗派事件について、延安派とソ連派がソ連共産党第20回大会を契機として連帯し、「北朝鮮憲法や朝鮮労働党規則によって認められた合法的な手段を通じて、北朝鮮の政治路線を変更し、国の指導部を交代させようと試み」と述べている（Andrei Lancov, *Crisis in North Korea: The Failure of De-Stalinization 1956* (Honolulu: University of Hawaii Press, 2005), 130）。八月宗派事件の背景として、派閥闘争よりも政策論争を重視する見解もある。李鍾奭は、八月宗派事件における反金日成勢力の目標は「金日成を合法的に党委員長から解任することであった」とする一方で、朝鮮戦争後の経済復興と農業協同化をめぐる政策論争が1956年の党内抗争につながったことも指摘した（李鍾奭『朝鮮労働党研究——指導思想と構造の変化を中心として』ソウル：歴史批評社、1995年、266, 277頁）。また、ジェームス・パーソンは、八月宗派事件は反金日成勢力によるクーデターというよりも、むしろ金日成がソ連にならった政治改革や経済改革を唱える勢力を排除した動きであったと論じた（James Person, "North Korea in 1956: Reconsidering the August Plenum and the Sino-Soviet Joint Intervention," *Cold War History* 19, Issue 2 (September 2018): 255）。さらに、キムギュボムは、反金日成勢力の不満は経済政策よりも人事政策にあり、彼らは「ソ連共産党第20回大会の精神と指導部の政策的過誤を名分に、自身の敵対勢力を批判し、究極的には自身に対する弾圧の中止と、金日成に追従する幹部の解任を要求することが目的であった」と述べている（キムギュボム「1956年『八月全員会議事件』再論——金日成の人事政策と『以夷制夷』式用人術』『現代北韓研究』第22巻第3号、ソウル：北韓大学院大学校、2019年12月、32頁）。いずれにせよ、ほかの社会主義国家がスターリン批判を受けて集団指導体制の採用および個人崇拝の廃止へと動いていた時期に、金日成はむしろ圧倒的権力の確立に成功したといえよう。

⁴⁵ 和田春樹、前掲書、90-91頁。

にもかかわらず、ソ連派と延安派の影響力を周到に排除していった。すなわち、金日成は 1956 年末から党員証交換事業を、翌年 2 月からは集中指導を実施して、党内のソ連派と延安派、さらには南朝鮮労働党系の残余分子を洗い出し、これらの勢力を完全に壊滅させた。金日成を中心とする満洲派は、八月宗派事件に端を発する政争を通じて、党の指導権をほとんど独占することに成功したのである。金日成は 1958 年 3 月の朝鮮労働党第 1 回代表者会で一連の事件を総括し、勝利を宣言した⁴⁶。

さて、1956 年 12 月の朝鮮労働党中央委員会全員会議では、5 ヶ年計画の初年の課題や社会主義経済建設を成功させるための方法などが話し合われた。それまでの復興事業は比較的順調に遂行され、また八月宗派事件を経て、北朝鮮の国内政治も安定した。それでも、5 ヶ年計画の達成は、北朝鮮にとって容易ではなかった。なぜならば、すでにソ連は北朝鮮への援助を減らし始めていたからである。また、戦後復旧 3 ヶ年計画が目標以上の成果をあげた一方で、一部の基幹産業の生産は依然として朝鮮戦争以前の水準まで回復せず、消費財の生産回復も遅れていた。そこで、北朝鮮指導部は「千里馬運動」と称した大規模な労働動員を実行した。朝鮮労働党中央委員会全員会議の決定にもとづき、党と政府の幹部が全国のおもな工場と農村に派遣され、金日成も隆仙製鋼所を現地指導した。その結果、それまで年間 6 万トンの生産能力しかもたなかった隆仙製鋼所は、1957 年の生産目標を 9 万トンに設定し、実際には 12 万トンを生産した。金策製鉄連合企業所も、生産能力が年間 19 万トンの溶鉱炉で、銑鉄 27 万トンを生産した。このような労働力の総動員により、同年の工業生産額は前年比 44% の増加を見せた⁴⁷。

北朝鮮の経済復興が成功した背景には、扇動的な労働動員のみならず、基本投資政策の奏功もあった。すなわち、北朝鮮指導部は重工業の復興建設において、鉄鋼業や機械工業などの重要部門に投資を集中させた。また、既存の企業所の復旧を優先させ、徐々に新しい技術にもとづく設備更新を図ることで、資金を節約しながら短期間で投資効果をあげる

⁴⁶ 鐸木昌之『北朝鮮 首領制の形成と変容——金日成、金正日から金正恩へ』明石書店、2014 年、45 頁。中ソ両国の干渉により、ほとんど権力の座から追放されかけた金日成を救ったのは、1956 年 10 月から 11 月にかけて起こった東欧の民主化運動であった。すなわち、中ソ両国の主要な関心がポーランドとハンガリーの民衆蜂起に移った結果、北朝鮮への干渉圧力が弱まり、金日成は政治的に延命できたのである（下斗米伸夫「中ソ対立と金日成（1956 年—1972 年）——ロシア外交史料を中心に」『法学志林』第 116 巻第 2・3 号合併号、法学志林協会、2019 年 2 月、142 頁）。

⁴⁷ 金聖甫ほか、前掲書、126-128 頁。

ことに成功した⁴⁸。

北朝鮮は目標を上回る速度と規模で5ヵ年計画を達成し、工業化の土台を築いた。すなわち、1957年から1960年までの4年間で、電力工業は1.8倍、燃料工業は2.8倍、鉱石採掘業は2.6倍、冶金工業は3.0倍、化学工業は4.5倍、機械製作工業は4.7倍にそれぞれ生産を増加させた。金日成は1961年9月の朝鮮労働党第4回大会において、1960年の工業生産は1944年の7.6倍に達したと5ヵ年計画の成果を強調した⁴⁹。

表1 北朝鮮の基礎資材生産量 1944-63年（単位：千トン、電力のみ百万kwh）

品目\年	1944	1946	1949	1953	1956	1960	1961	1962	1963
電力	8,137	3,934	5,924	10,017	5,120	9,139	10,418	11,445	11,766
石炭	5,740	1,270	4,005	708	3,908	10,620	11,682	13,209	14,040
鉄鉱石	3,106	3	680	n/a	678	3,108	3,543	3,336	3,860
銑鉄	481	3	166	n/a	231	853	930	1,213	1,159
鉄鋼	147	5	144	4	190	641	776	1,050	1,022
鋼材	105	10	116	4	133	474	536	633	762
化学肥料	512	156	401	n/a	195	561	662	779	853
セメント	894	103	537	27	597	2,285	2,263	2,376	2,530

（出典）Joseph Sang-hoon Chung, *The North Korean Economy: Structure and Development* (Stanford: Hoover Institution Press, 1974), 86；木村光彦『北朝鮮経済史 1910-60』知泉書館、2016年、60頁より筆者作成。

もちろん、これらの数値を額面どおりには受け取れない。北朝鮮の政府統計を見ると、確かに1960年の石炭、銑鉄、セメントなどの生産量は、1944年に比べて大幅に増加している。しかし、その一方で、発電量や鉄鉱石の生産量は兩年ともほぼ同じである。特に鉄鉱石、銑鉄、鉄鋼の生産比率が植民地期と解放後で大きく異なることは、北朝鮮の工場が

⁴⁸ 金日成「社会主義建設における人民政権の当面の課題について——最高人民会議第2期第1回会議でおこなった演説（1957年9月20日）」前掲書、216頁。

⁴⁹ 金日成、『金日成著作集』翻訳委員会訳「朝鮮労働党第4回大会でおこなった中央委員会の活動報告（1961年9月11日）」『金日成著作集 第2巻』未来社、1970年、236-237頁。

純度の低い粗悪品を製造した可能性、あるいは北朝鮮指導部が銑鉄や鉄鋼の生産量を意図的に誇張した可能性を示唆する⁵⁰。

しかし、植民地期をはるかに上回るという宣伝こそ疑わしいものの、鉱業や化学工業をはじめとする多くの工業部門が、植民地期と同等以上の生産水準に達したことは間違いのない。また、同時期の韓国と比較して、北朝鮮の電力や鉱業、重化学工業の生産規模が圧倒的に大きかったことにも疑問の余地はない⁵¹。それゆえにこそ、1961年9月の朝鮮労働党第4回大会は「勝利者の大会」と称された。すなわち、金日成は満洲派による独裁の完成、および同時期の韓国に対する体制実績の優越という二つの「勝利」を収めた⁵²。そして、北朝鮮が朝鮮戦争による破壊を乗り越え、復興事業を成し遂げたおかげで、日本は植民地支配期の日朝経済関係の再構築を模索できるようになった。つまり、朝鮮北部が日本への重要資源の供給地として「再登場」したのである。

第2節 敗戦直後の日本経済再建構想における朝鮮半島

前節で述べたように、植民地朝鮮は帝国日本にとって重要資源の供給地であった。したがって、敗戦にともなう植民地朝鮮の喪失は、日本経済に危機をもたらした。たとえば、敗戦からわずか1ヵ月後に外務省調査局が作成した文書は、植民地朝鮮の喪失によって直面する経済的困難への不安を率直に吐露している。すなわち、同文書では植民地朝鮮を失ったことで、5.72億円の経済的損害が生じると試算された。この金額は「領土及海外勢力圏喪失ノ影響」全体の3分の1以上を占めており、ほかの植民地や勢力圏と比べても、植民地朝鮮の喪失による影響は大きかった。「正常ナル国際収支ノ樹立」のための対策として、「国内消費向輸入物資ノ節約」が打ち出されたが、それでも植民地朝鮮が供給していた鉄鉱石や石炭は「絶対輸入ヲ必要トス」る危機的な需給状況とされた⁵³。

しかし、米国の対日占領政策は、当初は非軍事化と民主化を基本的課題とする厳格な内

⁵⁰ 木村光彦、前掲書、60–64頁。

⁵¹ 同書、89頁。

⁵² 木宮正史『ナショナリズムから見た韓国・北朝鮮現代史』（叢書東アジアの近現代史第4巻）講談社、2018年、76頁。

⁵³ 外務省調査局「今後ノ国内経済施策二関スルー考察」1945年9月18日、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター「日本・旧満州鉄鋼業資料——水津利輔氏旧蔵資料」（2022年2月12日閲覧、<https://hdl.handle.net/10086/54288>）。

容であった。すなわち、日本が「再ビ米国ノ脅威トナリ又ハ世界ノ平和及安全ノ脅威トナラザルコトヲ確実ニスルコト」こそが、対日占領に関する「米国ノ究極ノ目的ニシテ初期ニ於ケル政策ガ従フベキモノ」として掲げられた⁵⁴。そのため、初期の対日占領政策は軍需関連の生産を徹底的に禁止し、厳しい現物賠償を課す方針となった。

また、米国は日本経済の破局的現状とその復興にもきわめて冷淡であった。たとえば、アメリカ統合参謀本部からダグラス・マッカーサー連合軍最高司令官への日本占領に関する正式指令では、「貴官は、日本の経済的復興又は日本経済の強化についてなんらの責任をも負わ」ず、また「日本にいずれの特定の生活水準を維持し又は維持させるなんらの義務をも負わない」とされた⁵⁵。実際、「初期ノ対日方針」を分析した外務省の資料でも、「連合軍カ原則トシテ日本経済復興ニ助力ヲ与ヘサル」と予測された⁵⁶。

このような観点から、初期の対日占領政策は日本の貿易を必要最小限にとどめ、完全な管理貿易体制下に置く方針をとった⁵⁷。そこで、日本政府は当面の民生安定に必要な輸入物資、および外貨獲得のための輸出物資をリストアップし、連合軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）と交渉しつつ、貿易計画を策定した。荒廃した国民生活の再建が急務であったため、輸入物資には食糧（コメ、小麦、砂糖、大豆、塩など）が筆頭に掲げられ、次に石油、燐鉱石（肥料）、綿花などがあげられた。他方で、輸出物資には在庫のある繊維製品（生糸、絹織物、綿織物、人絹織物など）や化学製品（陶磁器、ゴム製品、医薬品など）があげられた。ここで注目すべきは、輸出入の相手国として、米国とともに東アジア各国・地域が想定されていたことである。たとえば、コメの輸入先は朝鮮、塩の輸

⁵⁴ 「降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針」1945年9月6日、政策研究大学院大学・東京大学東洋文化研究所「データベース『世界と日本』」（2022年2月12日閲覧、<https://worldjpn.grips.ac.jp/documents/texts/JPUS/19450906.O2J.html>）。

⁵⁵ 統合参謀本部「日本占領及び管理のための連合軍最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令（JCS1380/15）」1945年11月3日、国立国会図書館「日本国憲法の誕生」（2022年2月12日閲覧、<https://www.ndl.go.jp/constitution/shiryō/01/036shoshi.html>）。

⁵⁶ 「『降伏後ニ於ケル米国初期ノ対日方針』説明」1945年9月30日、A'1.0.0.1、外務省外交史料館。

⁵⁷ 「初期ノ対日方針」では、「日本国ハ終局的ニハ諸外国トノ正常ナル通商関係ノ再開ヲ許容セラルベキモ占領期間中適当ナル統制ノ下ニ外国ヨリ平和的目的ノ為ニ必要トスル原料及他ノ商品ヲ購入スルコト並ニ許容セラレタル輸入ノ支払ヲナス為ノ商品輸出ヲ許可セラルベシ一切ノ商品輸出入、外国為替及金融取引ニ対シ統制ヲ維持スベキ處右統制実施ノ為ニ執ルベキ政策及其ノ実際ノ運営ハ何レモ占領軍当局ノ政策ニ違反セズ且特ニ日本国ノ獲得スル一切ノ対外購買力ガ日本国ノ欠クベカラザル必要ノ為ニノミ利用セラルルコトヲ確実ナラシムル為最高司令官ノ承認及監督ヲ受クベシ」と定められた（前掲「降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針」）。

入先は中国であり、輸出品の仕向地も多くは中国、朝鮮であった⁵⁸。

それでは、東アジアとの再結合を企図するかのような貿易計画の背後には、いかなる日本経済再建構想が存在したのか。その一端をうかがい知れる資料が、外務省特別調査委員会の報告書『日本経済再建の基本問題』（以下、『基本問題』）である。外務省特別調査委員会は、有澤廣巳や大内兵衛などのマルクス経済学者、中山伊知郎のような近代経済学者、石川一郎をはじめとする財界人、平貞蔵や土屋清といった評論家、関係省庁の官僚など、名だたる面々によって構成されていた。そして、『基本問題』は彼らによる約 40 回の討議を経て、1946 年 3 月に完成した。したがって、『基本問題』は、日本の政治経済エリートが敗戦直後に共有していた認識や思考を表していると考えられる⁵⁹。もちろん、すでに多くの先行研究が『基本問題』を取り上げているが⁶⁰、本論文では日本と東アジアとの経済関係に注目して、『基本問題』に示された日本経済再建構想を簡単に整理しよう。

『基本問題』は、戦前の日本経済の特徴として「戦前の日本は、東亜諸地域に対しては工業原料を輸入し繊維製品その他の工業製品を輸出する先進工業国家の立場にあり、欧米に対しては生糸その他農産物乃至加工品を供給し機械類を輸入する工業製品輸入国の立場にあり、二重的な性格を持った」と指摘した。とりわけ日本と東アジアとの経済関係については、「外地および勢力圏は我が食糧（米、大豆、雑穀、砂糖等）および工業原料品（鉄鉱、石炭、塩、棉花等）の供給源としてまた繊維製品その他工業製品の需要市場として、さらに我が過剰人口の放出空間として我国との間に夙に分業関係が成立してゐた」と総括された。それゆえにこそ、『基本問題』は「勢力圏内における分業の利益の喪失は平和的日本経済にとっても、その産業基礎を著しく薄弱ならしめることとならう」と危機感

⁵⁸ 金子文夫「対アジア経済関係——東アジア貿易の展開を中心に」原朗編『復興期の日本経済』東京大学出版会、2002 年、31 頁。

⁵⁹ 高瀬弘文『戦後日本の経済外交——「日本イメージ」の再定義と「信用の回復」の努力』信山社、2008 年、21-22 頁。

⁶⁰ 戦後日本外交史研究における『基本問題』の史料的価値については、渡辺昭夫の研究を参照されたい（渡辺昭夫「戦後日本の出発点」同編『戦後日本の対外政策——国際関係の変容と日本の役割』有斐閣、1985 年、11-23 頁）。また、井上寿一は「アウトルキーの否定の上に立つアジア地域主義」を『基本問題』に見だし、日本政府の外交構想における戦前と戦後の連続性を強調している（井上寿一「戦後日本の外交構想」『年報政治学』55 巻、日本政治学会、2004 年、67-80 頁）。さらに、高瀬弘文は『基本問題』の論者による「日本イメージ」の再定義のプロセスに注目し、彼らが日本を「先進国」と「後進国」との「中間」に位置づけ、「アジア」諸国との経済提携のなかに日本の役割を見いだそうとしていたことを明らかにした（高瀬弘文、前掲書、20-49 頁）。

を露わにした⁶¹。

それでも、「東洋諸国に対しては高度の段階にあるけれども、欧米に比しては低位」にあるという日本の工業の「中間的な性格」は、敗戦による日本経済への打撃にもかかわらず、「将来もまた相当長期に亘ってこの性格を持続するであらう」と予測された。また、「日本としても生糸その他欧米に輸出し得る特産物の生産にも限度があるから、工業製品の販路を東洋に求める以外に必需物資の輸入を賄ふに足る輸出額を維持することは不可能であらう」と考えられた。そして、『基本問題』は敗戦による関係断絶にもかかわらず、「日本としては常に東亜諸地域との分業協力関係の設定に努力すべき」であるという結論を示した⁶²。要するに、東アジア各国・地域が日本に工業原料を供給し、日本はこの原料を用いて生産した工業製品を東アジア各国・地域に輸出するという、戦前の日本と東アジアとの経済関係の再構築が目指されたのである。この構想の念頭に置かれたのは中国であったが、経済的相互依存関係は「朝鮮、仏印その他東洋諸国についても全く同様」にあてはまるものであった⁶³。

さらに、敗戦後の日本と朝鮮半島の関係について、『基本問題』以上に重要な資料が、外務省の調査資料「経済的観点より見たる我国朝鮮統治政策の性格と其の問題」（以下、「朝鮮統治政策」）である。同資料は、外務省調査局第三課が「新に分離独立した朝鮮と日本との間に如何なる外交関係が結ばれて行くかは両国の将来に取って誠に重大な課題である」という認識のもと、「両国外交関係の出発点に立つ現在、過去に於ける日本の朝鮮統治の実績を科学的に回顧、批判——特に政治文化の基底としての経済の観点から——することは無意義ではなからう」として、東京産業大学（旧東京商科大学）の佐々生信夫に委嘱した研究の報告書である⁶⁴。敗戦直後の日本の対外構想における「経済的地域主義化傾向」に注目し、戦後日本外交には「朝鮮半島との対外関係について、戦前との〈連続〉

⁶¹ 外務省特別調査委員会『日本経済再建の基本問題〔改訂版〕』外務省調査局、1946年、10, 42頁。

⁶² 同書、88-90頁。

⁶³ 同書、90頁。

⁶⁴ 外務省調査局「経済的観点より見たる我国朝鮮統治政策の性格と其の問題」1945年12月20日、はしがき、A.4.1.2.1、外務省外交史料館。佐々生は、東京産業大学東亜経済研究所（現一橋大学経済研究所）の調査員である。学生時代には、のちに『基本問題』の中心的論者となる中山伊知郎に師事した（尾高煌之助「I先生への手紙——太平洋戦争期、及びその直前直後の一橋学問史を想う」『一橋大学創立150年史準備室ニューズレター』No.2、一橋大学創立150年史準備室、2016年3月、54頁）。

において、より積極的で具体的な展望があった」と指摘した井上寿一によれば、「朝鮮統治政策」は帝国日本の朝鮮統治を批判しながらも、朝鮮統治との政策的連続性を強く意識した戦後構想を展望していた⁶⁵。本論文では、植民地支配期の日朝経済関係の再構築という観点から、「朝鮮統治政策」で展開された議論を詳細に検討してみよう。

「朝鮮統治政策」は、その序文において、植民地朝鮮の喪失に対する危機感を率直に述べている。

今次大東亜戦争の悲劇的終結は、我が国にとって朝鮮、台湾、樺太等所謂外地の喪失を結果し、その国土面積をして明治初期のそれに再び復帰せしめた。就中朝鮮の喪失はそれが今迄帝国の領土、人口、資源その他の諸点に於て占めたる地位の大なりしだけに、今後我が国に齎すべき不利益は一層顕著なるものがあらう⁶⁶

植民地朝鮮の喪失が「我が国に齎すべき不利益」とは、具体的には何か。「朝鮮統治政策」は、「朝鮮の喪失が我が国に及ぼす経済的諸影響」と題する章において、①「貿易面に於ける不利益」、②「鮮内投資額の喪失」、③「在鮮日本人の生活費の喪失」の3点から、植民地朝鮮の喪失にともなう経済的損害を分析している。本論文の関心から注目すべきは、やはり1点目の「貿易面に於ける不利益」であろう。「朝鮮統治政策」は、植民地朝鮮の喪失にともなう「貿易面に於ける不利益」の本質として、①「今迄享受し来った己が統治下にある広域的分業利益の喪失」、②「それが伴った実質的隷属性を前提とする交易条件決定に於ける有利性」の2点を指摘した⁶⁷。

それでも、「朝鮮統治政策」は日朝間の経済再結合を展望する。もちろん、「支配、被支配の関係は階級的相違と密接に結合した民族的差別に依じて凡ゆる社会関係を複雑に既定せざるを得」ず、「半島開発に伴ふ経済的利益の分配は半島人一般にとって公正なる均霑を与へたものとは言ひ得なかった」として帝国日本の朝鮮統治を批判する立場からは⁶⁸、「実質的隷属性を前提とする交易条件決定に於ける有利性」の再現は否定される。そこで、「朝鮮統治政策」は「広域的分業利益」の再現に期待した。

⁶⁵ 井上寿一「戦後日本のアジア外交の形成」『年報政治学』49巻、日本政治学会、1998年、131-132頁。

⁶⁶ 外務省調査局、前掲「経済的観点より見たる我国朝鮮統治政策の性格と其の問題」序。

⁶⁷ 同文書、119頁。

⁶⁸ 同文書、134, 137頁。

唯分業利益の喪失と言ふ点は我が国が将来国際自由貿易界に於ける一員たる資格が保護せられた暁に於て日鮮間の地理的關係、並びに貿易商品の品質的特殊性に伴ふ依存關係と言ふ点を別とするならば国内生産能率の向上が実現される限り之に依ってその不利益の大部分を相殺されるものと言ひ得る。⁶⁹

要するに、「朝鮮統治政策」は日朝間の「地理的關係、並びに貿易商品の品質的特殊性に伴ふ依存關係」に加えて、日本の「国内生産能率の向上が実現され」れば、再び「広域的分業利益」が生まれると論じたのである。

このような日朝間の経済的相互依存關係は、井上が指摘したように、開発投資の面でも構想された。すなわち、「朝鮮統治政策」では「我が国よりの対鮮投資の中断は朝鮮經濟自体にとっても今後の切實な問題を提起せらるを得ない」ことから、「内鮮依存の關係は依然将来に於て一時断たれた糸を何等かの形に於て再びつなぐに至るであらう」と期待された⁷⁰。

「朝鮮統治政策」が展望した「広域的分業利益」は、東アジアに対する日本の先進性を前提としつつも「工業上の対等な分業關係の成立」⁷¹を企図した『基本問題』の構想と相通ずるものである。ほぼ同時期に作成された『基本問題』と「朝鮮統治政策」が、ともに旧来の東アジアとの經濟關係の再構築を試みたということは、中山と佐々生の師弟關係を差し引いても、敗戦直後の日本外交における「アジア地域主義」化の傾向を示しているといえよう。

もちろん、日本の先進性を前提とした「分業關係」という発想は、かつての植民地支配を正当化する議論に容易に転化しうるものであったことを見落としてはならない。この陥穽を象徴するのが、佐々生の論敵であった鈴木武雄元京城帝国大学教授である。鈴木は「朝鮮統治政策」の「附記」において、次のように述べたうえで、朝鮮總督府の土地政策や産米増殖計画を擁護した。

〔日本の朝鮮統治が〕本質的には植民地政策（本国の利益の為めの）であった事を筆者は強調して居られますが、それと共に結論に於て筆者はそれが西洋のそれと多少異

⁶⁹ 同文書、119 頁。

⁷⁰ 同文書、125-126 頁；井上寿一、前掲「戦後日本のアジア外交の形成」132 頁。

⁷¹ 外務省特別調査委員会、前掲書、90 頁。

るものあることを認めて居ます。併し前者の強調には頗る熱烈で、後者のそれは附言的ですが。今實際的に強調の必要なのは後者であって、前者は今更強調の必要なきことです。〔中略〕所謂同祖同根論は取らずとするも、人種的、民族的に頗る近接してゐること等に付てももっと触れる必要がありはしなかつたでせうか。⁷²

朝鮮総督府の統治を「善意の悪政」とする鈴木にとって、朝鮮統治の「反省」は「朝鮮農村に残存する反封建的土地関係の遺制」という「根本的課題の解決をなし得なかつたこと」に求められるのみであり⁷³、朝鮮統治下の支配 - 被支配関係や民族差別への批判に欠ける点で、佐々生とは対照的である。

佐々生と鈴木との論争は、1946 年 2 月に外務省が主催した「外地経済懇談会」でも繰り返された。外務省調査局は、鈴木の見解に対して「其の内容は今後新たなる日鮮関係の設定に深き示唆を与へるものと認められる」と高い評価を与えており、「日本の朝鮮統治は理想としては所謂植民地支配を指向したものではなかつた」という鈴木の見解に同調したと推測される⁷⁴。第 3 次日韓会談を決裂させた「久保田発言」の源流が、一連の議論に早くも見られるといえよう。

第 3 節 解放後の朝鮮半島情勢に対する日本政府の認識

『基本問題』と「朝鮮統治政策」の構想にもかかわらず、日本と東アジアとの経済関係の再構築は、容易には実現しえなかつた。前節で述べたとおり、初期の対日占領政策は厳しい貿易統制を課すことで、日本の重工業の発展を抑えようとしていたからである。このような懲罰的な対日賠償案は、帝国日本の重化学工業が対外侵略に重要な役割を果たしたという見解にもとづいていた。とりわけ 1946 年 4 月の「ポーレー総括報告」は、明治期以来の日本の対外侵略を、発展した軍需産業のために近隣諸国の原材料を搾取したものと

⁷² 外務省調査局、前掲「経済的観点より見たる我国朝鮮統治政策の性格と其の問題」142 頁。

⁷³ 鈴木武雄「朝鮮統治への反省」『世界』5 号、岩波書店、1946 年 5 月、54 頁。

⁷⁴ 外務省調査局第三課『朝鮮統治の性格と実績——反省と反批判』（調三資料第七号）外務省調査局、1946 年、はしがき、2-3 頁。佐々生と鈴木の見解、および外務省調査局第三課経済班の活動については、朴敬珉の研究を参照されたい（朴敬珉『朝鮮引揚げと日韓国交正常化交渉への道』慶應義塾大学出版会、2018 年、62-71 頁）。

位置づけた。それゆえ、エドウィン・ポーレーは日本の重工業施設を賠償として東アジアに移転し、東アジア全体の経済を均衡させることを勧告した。その結果、日本の輸出産業として認められたのは、国内原料に依拠できる労働集約型産業、つまり繊維工業や製陶業などの軽工業に限られた⁷⁵。

実際、厳しく統制された管理貿易における輸出入は、日本政府の貿易計画とは乖離する傾向にあった。たとえば、1945 年 9 月から翌年にかけては、米国からの食糧（小麦、小麦粉、トウモロコシ）と繊維原料（綿花）が輸入全体の 9 割以上を占めた。他方で、鉱物資源の輸入はごく少量にとどまった。また、同時期の輸出では、米国向け生糸が主軸となった⁷⁶。要するに、管理貿易体制下では輸出入ともに米国が主要な貿易相手であり、事前に想定された東アジア各国・地域との貿易は、ほとんど行われなかった。

かつて重要資源の供給地であった朝鮮半島との経済関係の再構築も、日本の思惑どおりには進まなかった。朝鮮半島の南北分断にともない、ソ連の占領下に入った朝鮮北部との貿易は事実上不可能となった。また、米国に占領された南朝鮮との間でも、小規模な管理貿易が行われるにとどまった。対南朝鮮貿易における日本のおもな輸出品目は石炭、輸送機械、化学肥料であった。これらは、日本が希望した輸出品目とは異なっており、南朝鮮で不足する物資の確保という在朝鮮アメリカ陸軍司令部軍政庁（以下、在韓米軍政庁）の意向が働いたと推測される⁷⁷。

さらに注目すべきは、日本の対南朝鮮輸入がきわめて少額にとどまったことである。対南朝鮮輸入は、1945 年 9 月から翌年にかけてはまったく行われず、その後も日本の輸入全体の 1%以下とごくわずかであった。その要因としては、南朝鮮からの輸入品目は干し海苔や非金属鉱物など、日本にとって経済的重要性の乏しいものばかりであったことがあげられる⁷⁸。

日本の対南朝鮮貿易が不振であった構造的背景としては、在韓米軍政庁の初期の経済政策が南朝鮮の「帝国」からの分離、すなわち「日本経済圏から独立した南朝鮮経済」の確

⁷⁵ 加藤洋子『アメリカの世界戦略とココム 1945-1992——転機にたつ日本の貿易政策』有信堂高文社、1992 年、71-73 頁。

⁷⁶ 金子文夫、前掲論文、31-34 頁。

⁷⁷ 同論文、58-59 頁。

⁷⁸ 通商産業省通商局通商調査課『日本貿易の展開——戦後 10 年の歩みから』商工出版社、1956 年、付録統計表。

立を企図していたことに加えて⁷⁹、そもそも南朝鮮の政治情勢が不安定であったこともあげられよう。当初、米国の対朝鮮半島政策には二つの路線があった。ソ連も含めた多国間信託統治を実施する「国際協調主義」路線と、対ソ「封じ込め」を企図する「一国独占主義」路線である。ところが、在韓米軍政庁が1945年9月から12月にかけて南朝鮮で下した主要な決定は、すべて後者の対ソ「封じ込め」政策の線に沿ったものであった⁸⁰。すなわち、在韓米軍政庁は親日派、地主、資本家からなる右派の韓国民主党との関係を深める一方で、朝鮮人の広範な支持を得ていた朝鮮人民共和国をソ連の手先と見なして否認し、地方人民委員会を弾圧した⁸¹。

同年12月6日、米英ソの外相がモスクワで会合し、朝鮮の信託統治に合意した。信託統治を最も熱心に主張したのは、米国であった。この時点では、アメリカ合衆国国務省（以下、米国務省）には「国際協調主義」の対朝鮮半島政策が残っていた。ソ連は朝鮮の早急な独立を支持する方向に傾いていたが、「ヤルタの精神」に戻るという「妥協のしるし」として、信託統治に合意した。しかも、モスクワ会議決定は米ソ両国の妥協により、それまでの米国の対朝鮮半島政策よりも「前進」した内容となった。すなわち、朝鮮政府は信託統治に先立って樹立されるべきであることが合意され、信託統治の期間もより現実的な「最高5年」に短縮された。モスクワ会議決定は、必ずしも信託統治を強調したわけではなく、むしろ朝鮮人による過渡的な臨時政府の発展に主眼が置かれていたのである。換言すれば、モスクワ会議決定は、朝鮮半島の南北分断は米ソ両国の協力によって解消可能であり、それこそが朝鮮統一への唯一の道であるということを提示した⁸²。

もちろん、大国による信託統治の決定は、朝鮮人にとっては寝耳に水であった。モスクワ外相会議の直後、南朝鮮では左右両派からなる信託統治反対運動が展開された。彼らは信託統治を「連合国による従属的な委任統治」と位置づけ、「即時独立」を主張した。それでも、左派勢力は翌月3日には従来の態度を一変させ、信託統治方針を支持する声明を発表した。南朝鮮の左派勢力の姿勢転換は、朝鮮共産党北部朝鮮分局からの指示というよりも、彼ら自身のイニシアチブによるものであった。すなわち、左派勢力の信託統治方針

⁷⁹ 李鍾元「戦後米国の極東政策と韓国の脱植民地化」大江志乃夫ほか編『アジアの冷戦と脱植民地化』（岩波講座近代日本と植民地 8）岩波書店、1993年、16-21頁。

⁸⁰ ブルース・カミングス、前掲『朝鮮戦争の起源 1』244頁。

⁸¹ 上原一慶・桐山昇・高橋孝助・林哲『東アジア近現代史〔新版〕』有斐閣、2015年、126-127頁。

⁸² ブルース・カミングス、前掲『朝鮮戦争の起源 1』246-247頁。

の支持には、在韓米軍政庁による朝鮮人民共和国の否認や右派勢力への支援に対する「反撃と自衛」としての意味があった⁸³。

しかし、モスクワ会議決定は在韓米軍政庁、米務省の「一国独占主義者」、南朝鮮の右派によって、あっという間に覆された。在韓米軍政庁のジョン・リード・ホッジ軍政長官は、モスクワ外相会議の直後から李承晩や金九らと結託して、信託統治への反対運動を展開した。この運動は、いうまでもなく容易に反ソキャンペーンへ変貌した。ここで注目すべきは、1946 年初頭にはジョージ・ケナン駐ソ代理大使がいわゆる「長文電報」を作成し、米国が外交政策の基本方針を対ソ「封じ込め」に定めたタイミングでもあったということである。朝鮮半島の政治情勢は東欧における冷戦の展開と照合され、判断された。そして、ホッジの「歪曲された偏狭な見方」が米務省内でも支持されるようになった⁸⁴。その結果、モスクワ会議決定の実現を目指して同年 3 月から 5 月まで開かれた米ソ共同委員会は、米国によって流産させられた。

米ソ共同委員会の決裂は、南朝鮮の政界に大きな衝撃を与えた。呂運亨（左派）と金奎植（右派）を中心とする中道勢力は、臨時政府の樹立には政界の統一が先決条件であることを痛感し、左右合作運動を展開した。在韓米軍政庁も、李承晩や金九ではなく左右合作運動を支援するようになった。在韓米軍政庁は中道勢力を親米勢力に育て、これを中核とした臨時政府の樹立を目指したのである。他方で、政界の表舞台から一步退いた李承晩は、反共国家の建設を掲げて南朝鮮だけの単独政府樹立運動を繰り広げた⁸⁵。

ところが、在韓米軍政庁の支援のもとで左右合作運動が進められる一方で、朴憲永を中心とする朝鮮共産党と在韓米軍政庁の関係は、1946 年の夏から急速に悪化した。7 月 26 日、朴憲永は在韓米軍政庁と右翼の共産党攻撃に対する「逆攻勢」を掲げた。文京洙は、朴憲永が強硬戦術に踏み切った背景として、①左右合作運動が呂運亨ら穏健左派と朴憲永ら急進左派との協調関係を壊したこと、②金日成との権力闘争で劣勢に立たされた朴憲永が明確な成果を誇示しなかったことの 2 点をあげている⁸⁶。

9 月 6 日、ホッジは共産党系新聞 3 紙に停刊を命じるとともに、朴憲永をはじめとする共産党幹部の逮捕命令を発した。朴憲永はただちに地下活動へ移り、ゼネストを指示した。

⁸³ 管理局総務課田中事務官「南鮮総選挙を繞る南北朝鮮の対立と今後の問題」1948 年 6 月 1 日、A'1.1.0.1-1、外務省外交史料館。

⁸⁴ ブルース・カミングス、前掲『朝鮮戦争の起源 1』250, 268 頁。

⁸⁵ 徐仲錫、文京洙訳『韓国現代史 60 年』明石書店、2008 年、21 頁。

⁸⁶ 文京洙『新・韓国現代史』（岩波新書）岩波書店、2015 年、48-53 頁。

ゼネストは翌月 1 日の大邱での鉄道ストライキを境として、大規模な民衆抗争へと発展した（大邱抗争）。在韓米軍政庁は戒厳令を布告し、全力で群衆を鎮圧した。警察と右翼は、報復テロとアカ狩りに奔走した。大邱抗争は南朝鮮での左派と在韓米軍政庁、右派との対立を決定的なものとし、信託統治や左右合作運動の基盤も大きく損ねた⁸⁷。

それでは、当時の日本政府はこのような南朝鮮の政情不安をどのように見ていたのか。1947 年 8 月、外務省調査局第五課は「朝鮮政情推移の展望」と題する調査資料を作成した。同資料は「日本にとり朝鮮が明治外交史におけるような重要性をかい復した今日その国情の推移は内外を問わず最も関心を持たれることである」として、日本の敗戦直後から 1946 年末までの朝鮮半島の政治情勢を詳細に分析した。この文書で注目すべきは、南朝鮮の政治的混乱と朝鮮北部の統制が対照的に描かれていることである。すなわち、同資料は「1946 年の南朝鮮政界は激動を続けながら幾度か試みられた政界統一も失敗に終り、左右両派の対立に明け対立に暮れたまま過ぎ越した」と酷評する一方で、「北朝鮮臨時人民委員会は 38 度線による鉄のカーテンを境として独自の社会建設に強力なソ連式社会主義政策を断行しており、米軍占領下の南朝鮮における左右両翼の抗争と著しい対比を示している」と評価した⁸⁸。

矢継ぎ早の改革によって秩序を回復した朝鮮北部とは対照的に、南朝鮮では政治的混乱が続くなか、ついに米国は「巻き返し」政策に踏み切った。米国はモスクワ会議決定を完全に無視して、発足したばかりの国際連合に朝鮮問題を持ち込んだのである。すなわち、1947 年 9 月 23 日、米国はソ連の反対を押し切り、朝鮮問題を国連総会の討議事項に加えた。そして、国連監視下の朝鮮総選挙（南朝鮮単独選挙）という路線を追求し、国連朝鮮委員会を設置した⁸⁹。

このような米国の一方的行動は、ソ連や北朝鮮だけでなく南朝鮮の民衆にも支持されなかった。李承晩を中心とする右派は国連朝鮮委員会に協力する動きを見せたものの、南朝鮮の民衆が支持したのは、中道派の金奎植が唱える「民族自決、南北統一」であった。その結果、1948 年に入ると、南朝鮮単独選挙の実施に対するさまざまな反対運動が巻き起こった。たとえば、2 月 6 日、国連朝鮮委員会が朝鮮問題を国連総会の小委員会に移管す

⁸⁷ 同上。

⁸⁸ 調査局第五課「朝鮮政情推移の展望（未定稿）」1947 年 8 月、A'1.1.0.1-1、外務省外交史料館。

⁸⁹ 上原一慶ほか、前掲書、133 頁。

ることを発表すると、翌日から南朝鮮各地で南朝鮮労働党の指示によるストライキが開始された。また、同月末にも全羅北道を中心に反対運動が再燃し、計 37 名の死者を出す事態となった⁹⁰。さらに、4 月 3 日には南朝鮮労働党や労働組合とともに済州島民が武装蜂起し、同島における選挙を破綻させた。この済州島四・三事件は、軍や警察、右翼青年団による島民虐殺につながった。

同時期、外務省調査局第五課が作成した「朝鮮政情の推移」と題する文書は、南朝鮮単独選挙の実施をめぐる政治的混乱も冷静に分析している。

民族自決を標榜する自主的独立の声は少くとも南鮮右翼中間派の戦線統一を混乱せしめたと見られ、南鮮が未だ北鮮の思想的軍事的圧迫に抗する実力を有していない以上、この機運を利用するものはソ連であり、これにより立場を失うのは米国であって、今後の発展は注目に値する。⁹¹

また、同文書では南朝鮮経済への低評価も目立つ。すなわち、食糧部門以外の南朝鮮経済は「極めて深刻で、諸原料の不足は日本よりもはなはだしく、もし石炭の供給が日本から断たれると朝鮮の鉄道は停止し電力もその多くを北鮮に依存して」いる状態であり、「その自立の困難さが明らかにされている」と分析された⁹²。

さらに、別の外務省内部文書も「米国が国連を通して朝鮮の支配を狙っているかどうかは、将来の歴史が示す問題である」としながらも、米国の対朝鮮半島政策に反対する左派勢力の「一貫した見解」に同情的であった⁹³。この文書は、「朝鮮の内政問題解決の鍵は農民問題であると言われている」なかで、南北朝鮮の土地政策を次のように対比させた。

北鮮に於ては地主の土地、日本人の所有地はすべて没収されて、すべての農民に無償分配されたのにも拘らず、南鮮に於ては東拓の所有地を始め、大地主の土地も、従来のみである。〔中略〕この点に於て北鮮の農地改革の鏡に、解放されたと信じてい

⁹⁰ 外務省調査局第五課「朝鮮政情の推移 自一月 - 至四月二十日（調査局課長会議報告要領）」1948 年 4 月 23 日、A'1.1.0.1-1、外務省外交史料館。

⁹¹ 同上。

⁹² 同上。

⁹³ 管理局総務課田中事務官、前掲文書。

る南鮮の農民は自己の姿を写して、何んと感じるであろうか。⁹⁴

そして、同文書は在韓米軍政庁の土地政策に疑問を呈した一方で、朝鮮北部におけるソ連軍政を高く評価した。

この不幸と不満に満々な農民階級とインフレの昂進下に生活苦を叫ぶ都市労働者達が、米国の政策を歓迎するであろうか。特に軍政府の直接的な占領政策下にある、解放民族としての誇りを持つ朝鮮人の自負心が、これに反発を感じないであろうか。これが我々に疑念を抱かせる最も根本的な点である。これと比較して、北鮮のソ連軍は人民委員会に直接行政面をまかせ、背後にありて間接的に占領政策を指導している事は巧みな戦法である。⁹⁵

同文書はこのような認識にもとづき、南朝鮮単独選挙の実施は「南鮮内部の不安定さ」の表れであり、「将来予想される朝鮮の統一と独立への動きに対して暗影を投ずるもの」であると喝破した⁹⁶。当時の日本の外務官僚が国連監視下の朝鮮総選挙の本質を的確に捉えていたことは、注目に値しよう。

さらに重要なこととして、この文書は「根本口念の対立を基礎とする〔南北〕両政権が、そのバックである米ソ両国の政治的な線の延長であり、変形されたものである限りに於ては、〔中略〕国際的に米ソの抗争と対立が解決されぬ限りは南北鮮の政権の統合と単一化は不可能である」と記している⁹⁷。1948年の時点から、日本政府内には朝鮮半島の南北分断の固定化を予想する見方があったといえよう。このような認識は、次章で検討する戦後日本の「二つの朝鮮」政策の源流とも評価できる。

第4節 米国のアジア戦略と日韓通商交渉

先述のとおり、初期の対日占領政策は非軍事化と民主化を目的としており、日本の経済

⁹⁴ 同上。

⁹⁵ 同上。

⁹⁶ 同上。

⁹⁷ 同上。

的困窮に対してはきわめて冷淡であった。ところが、敗戦後の日本は米国の予想よりもはるかに深刻かつ長期的な経済混乱と飢餓に陥った。その結果、農民運動や労働運動は急速に発展しつつ、社会主義的性格を強めていった。そこで、マッカーサーは急進左派勢力を抑えるために、日本の経済復興を重視するようになった。1946 年末、マッカーサーはポーレー賠償案を改定するようアメリカ合衆国陸軍省（以下、米陸軍省）に意見を送付し、日本の賠償計画の大幅な削減を推進した。また、翌年の二・一ゼネストを禁止し、労働・社会運動対策を強化した。さらに、米国議会に対日援助を要請し、3 月 22 日の吉田茂首相宛書簡では、経済危機を克服するための「急速且強力なる措置」を厳命した。そして、日本の生産と輸出入を促すための諸措置を実施した⁹⁸。要するに、1947 年を境として、対日占領政策は日本の経済復興を目指す方向へと「変更」された。

このような対日占領政策の「変更」の背景には、いうまでもなく「冷戦」の激化とそれにとともなう米国のアジア戦略の転換があった。すなわち、米国（特に米務省）は、当初は国民党による中国の統一、そして親米中国を中心とするアジア戦略を構想した。この構想における対日占領政策の最大の主眼は、好戦的国家としての日本を解体すること、および日本の資源を東アジア各国・地域の復興に活用することであった。ところが、米国（特に米陸軍省）は、中国における共産主義勢力の拡大やヨーロッパにおけるソ連との対立の激化にとともない、次第にアジアにおける反ソ戦略の展開という観点から、日本を「反共の防壁」ないし「アジアの工場」にすることを企図するようになった。具体的には、日本と東アジアとの経済関係の再構築によって日本経済を早期再建し、自立させることが目指された。ブルース・カミングスの言葉を借りれば、「アメリカの政策決定者たちは、日本が隣接諸国のために何をなしうるかではなく、日本の隣接諸国が日本のために何をなしうるかを重視するようになった」のである⁹⁹。

⁹⁸ 井村喜代子『現代日本経済論——戦後復興、「経済大国」、90 年代大不況〔新版〕』有斐閣、2000 年、25-26 頁。なお、対日占領政策の「変更」にとともなう経済復興政策としては、NSC 13/2（1948 年 10 月）と経済安定九原則（同年 12 月）をあげることが多い。しかし、井村によれば、経済安定九原則はそれまでの経済復興政策が生み出した弊害（インフレーションや米国援助への依存体質）を解消するための政策であり、対日占領政策の「変更」に対応した最初の経済復興政策ではない。経済安定九原則を経済復興政策として捉えてしまうと、その内容が超均衡財政や融資の厳重規制を軸とした過酷なものであった理由が正しく理解されない（同書、50-51 頁）。

⁹⁹ ブルース・カミングス、森谷文昭訳「世界システムにおける日本の位置」アンドルー・ゴードン編、中村政則監訳『歴史としての戦後日本 上』みすず書房、2001 年、97 頁。

ここで注目すべきは、日本の原材料供給地および輸出市場として朝鮮半島、満洲、中国北部のすべてが想定されていたことである。たとえば、中国の「陥落」と日本の復興を仮定し、1948年半ばに発表された「日本の戦略的重要性」と題する中央情報局（CIA）の情勢分析は、次のように述べている。

戦後日本の発展における重要な要因は、経済復興である。過去と同様に、日本経済が工業を基盤に機能するには、現在ソ連によって直接に、間接に、あるいは潜在的に支配されている東北アジア諸地域——とりわけ中国北部、満洲、朝鮮——へのアクセスが不可欠である。

〔中略〕中国北部、満洲、朝鮮、樺太との貿易が一時的に失われるだけならば、日本の経済復興は困難になるものの、不可能とはならない。しかし、長期間にわたって東北アジアとの貿易が排除されれば、日本の自然な貿易パターン（Japan's natural pattern of trade）が大きくゆがめられ、米国が日本の多額の貿易赤字を継続的に補填し続ける用意がない限り、日本の経済的安定は維持できない。¹⁰⁰

CIA が提示した「日本の自然な貿易パターン」とは、敗戦直後の日本側の構想、つまり『基本問題』や「朝鮮統治政策」において再構築が企図された日本と東アジアとの経済関係にほかならなかった。すなわち、同文書は東北アジアを「地理的近接性と経済発展の性格によって、日本経済を補完する」存在と規定した。具体的には、「日本は、食糧および原材料（石炭、鉄鉱石、材木、パルプ、塩など）を手に入れ、その代わりに機械、金属製品、織物を輸出する」ことが想定された。とりわけ満洲の鉄鉱石、中国北部の石炭、北朝鮮の合金鉄（フェロアロイ）は「統合された重工業の基礎を構成する」とされた。そして、これらの地域が統合されれば、「極東のどの地域にも勝る大きな潜在工業力」になると予想された¹⁰¹。

しかし、1948年半ば以降、中国東北部では中国共産党が支配を強めており、朝鮮北部でも朝鮮民主主義人民共和国の建国が宣言されていた。ハリー・S・トルーマン大統領、ディーン・アチソン国務長官、そして米国務省のアジア担当官も、さすがに米軍が中国の

¹⁰⁰ Central Intelligence Agency, “Strategic Importance of Japan,” ORE 43-48, May 24, 1948, *U.S. Declassified Documents Online* (accessed February 22, 2022), <https://link.gale.com/apps/doc/CK2349420615/USDD?u=hitotuni&sid=USDD&xid=d2fcd244>.

¹⁰¹ Ibid.

共産主義勢力を駆逐するという構想は抱かなかった。したがって、中国北部、満洲、北朝鮮を日本経済の後背地として利用することは、事実上不可能であった。

そこで、米国は対ソ関係が悪化するなかで、日本とアジアの非共産主義国との貿易振興を目指すようになった。東南アジア諸国が発展すれば、中国北部、満洲、北朝鮮に代わる日本経済の後背地として機能するかもしれないと考えられたからである¹⁰²。たとえば、1949年10月14日に作成されたNSC 48の草稿では、『アメリカから日本に向けて綿花、小麦、石炭、それにおそらくは特殊な工業用機械を輸出し、日本から東南アジアに向けて、低価格の農業用機械や輸送機器、繊維製品、海運サービスを輸出し、東南アジアからアメリカに向けて錫、マンガン、ゴム、硬質繊維、それにおそらくは鉛、亜鉛を輸出する』という、ヒエラルキー構造をもつ三角貿易」が構想された¹⁰³。

このような貿易構想は、米国の東アジアにおける「封じ込め」政策を基礎づけた。12月23日付のNSC 48/1、および同月30日付のNSC 48/2は、「アジアは政治的にも経済的にも軍事的にも大きな潜在的パワーを有する地域」であり、「ある国もしくは国家連合が自己拡大という目的のためにアジアを支配・活用できるようになれば、アジアと米国の安全は脅かされるであろう」という認識にもとづき、「当面の目標として、アジアにおけるソ連のパワーと影響を封じ込め、実現可能であれば削減しなければならない」と掲げた。日本の工業はアジアの共産主義化防止のための重要な要素と見なされ、南・東南アジアが日本への原材料供給地として位置づけられた。他方で、対中政策については「ソ連が中国に対して、東欧諸国と同じような政治的・経済的統制を試みれば、両国間に深刻な摩擦が生じうる」と中ソ離間の可能性が期待されながらも、「米国は国民党政権を承認し続けるべ

¹⁰² マイケル・シャラー、五味俊樹監訳、立川京一／原口幸司／山崎由紀訳『アジアにおける冷戦の起源——アメリカの対日占領』木鐸社、1996年、225頁。

¹⁰³ ブルース・カミングス、前掲論文、112頁。東南アジア貿易に対する期待の増大には、中国革命の影響だけでなく、ドル・ギャップ問題も絡んでいた。すなわち、戦前の日本は輸出入ともにアジア諸国を主要な貿易相手としており、また列強への輸出によって外貨を得ていたため、対米貿易の支払いに窮することもなかった。ところが、敗戦後の日本は米国からの原材料供給に大きく依存する一方で、対米輸出は日本の輸出全体の12%にとどまった。その結果、ドル不足に陥った日本は、米国から年間4億ドル弱の救済援助を受けていた。そこで、米国政府は日本の対米輸入依存度を減らすべきであると考え、アジア地域経済の高度な統合を推進した。新しい市場と安価な原材料の供給源を確保することで、日本の対ドル圏輸入による負担が減少し、米国に対する日本からの援助要求も減少すると期待されたからである（マイケル・シャラー、前掲書、135-138頁；菅英輝『冷戦期アメリカのアジア政策——「自由主義的国际秩序」の変容と「日米協力」』晃洋書房、2019年、45頁）。

き」であり、「総力をあげて、共産中国が非共産圏の原料や物資を軍需のためには得られないようにすべきである」として、対中貿易を制限することが決定された¹⁰⁴。要するに、NSC 48 では日本の経済復興において「中国の資源への依存は避けるべきである」と警告された¹⁰⁵。

そして、NSC 48 の世界観は、アチソンが 1949 年から翌年にかけて繰り返し提唱していた「大きな三日月地帯」に大きく影響されていた。すなわち、アチソンは日本から韓国、台湾、東南アジアを通してインドに至る「大きな三日月地帯」を資本主義経済ブロックとして再建し、共産主義勢力の拡大を阻止しようと企図した。具体的には、日本の産業の復興によって東アジア地域経済を成長させ、日本、韓国、および東南アジア諸国の国内政局の安定を促進することが最大の目標とされた¹⁰⁶。

実際、トレイシー・ヴォーヒーズ陸軍次官も、東アジアにおける地域経済統合構想と「封じ込め」政策の関連性について、次のように述べている。

いまや日本の対ロ、対満、対中貿易は、きわめて小規模である。日本の経済復興を維持・継続させるには、東南アジアから共産主義を排除し続け、同地域の経済復興を促進し、日本の主要な貿易相手として、インドネシア、フィリピン、韓国、インドをさらに発展させなければならない。¹⁰⁷

ここまで見てきた米国のアジア戦略を踏まえれば、1949 年に締結された日韓通商協定の歴史的意義はおのずと明らかになろう。日韓通商協定は、日本と東アジアとの経済関係の再構築によって、日本を「反共の防壁」として再建しようとする米国の企ての具体化で

¹⁰⁴ 従来の NSC 文書とは異なり、NSC 48/2 は軍需品（1A 物資）の対中輸出の例外的措置の可能性を明言しなかった。また、民需品（1B 物資）の対中輸出についても「必要になれば厳格に統制される」と述べていた（加藤洋子、前掲書、107 頁）。

¹⁰⁵ “NSC 48/1: The Position of the United States with Respect to Asia,” December 23, 1949, *United States-Vietnam Relations, 1945-1967: Study Prepared by the Department of Defense* (Washington, DC: GPO, 1971), Vol. 8, 226-64; “NSC 48/2: The Position of the United States with Respect to Asia,” December 30, 1949, *ibid.*, 266-72.

¹⁰⁶ マイケル・シャラー、前掲書、323-327 頁；ブルース・カミングス、鄭敬謨／林哲／山岡由美訳『朝鮮戦争の起源 2【上】——1947 年-1950 年 「革命的」内戦とアメリカの覇権』明石書店、2012 年、54 頁。

¹⁰⁷ Tracey S. Voorhees, “NSC Policy Paper on Asia,” January 10, 1950, *U.S. Declassified Documents Online* (accessed August 11, 2020), <https://link.gale.com/apps/doc/CK2349356861/USDD?u=hitotuni&sid=USDD&xid=1e9b0c42>.

あった。

ただし、ここで留意すべきは、樹立直後の韓国政府もまた日韓通商再開による「経済復興」政策を掲げていたことである。たとえば、1948年10月20日、マッカーサーの招請で東京を訪れた李承晩大統領は、次のように述べている。

韓国民は 40 年にわたる日本の統治の結果、心身ともに大きな打撃をうけた、その傷痕がなおるためにはなお時間がかかる、しかしわれわれは過去を忘れて新しい友好関係に入る努力をするであろう、私は日本人が傷痕の治療を急ぎ今後両国が平和的に協力する隣人として相共に生活することの出来る日の来ることを望むものである¹⁰⁸

実際、翌年 4 月 1 日に韓国議会で発表された「政府施政方針演説」は、「国家の強力な統制下に対日通商開始の必要性を認め」たうえで、対日通商によって韓国の「産業再建に飛躍的發展があると確信」し、「主として水産、鉱産物を輸出し、国内の産業再建に極めて必要な石炭、機械、その他必要な原資材の輸入を計画」していると発表した。つまり、韓国政府もまた日韓経済「再結合」による「経済復興」を構想し、「政府の当面の重要政策」における「外交政策」の主軸として、日韓通商の再開を位置づけた¹⁰⁹。

しかし、当時の韓国政府は植民地支配の賠償要求、対馬島返還要求、日本漁船の拿捕、日本政府による在日朝鮮人弾圧への抗議、日本の再武装への警戒など「ナショナリスティックな様相を帯びた、防御的かつ対抗的な」対日政策を打ち出していた。それでは、なぜ韓国政府は 1949 年の春というタイミングで、日韓経済「再結合」による「経済復興」戦略を選び、日韓通商交渉の開始に踏み切ったのか。太田修は、①韓国と日本の地理的近接性、②朝鮮半島の南北分断による経済的断絶、③韓国政府の対日賠償要求との関連、④米国の地域経済統合構想の影響、⑤植民地期の日本との経済関係という五つの要因に分けて、その背景を説明している¹¹⁰。

とりわけ本論文の関心から注目すべきは、朝鮮半島の南北分断による経済的断絶という資源的要因と、植民地期の対日経済関係という歴史的要因である。米ソの合意にもとづく

¹⁰⁸ 『読売新聞』1948年10月21日。

¹⁰⁹ 太田修「大韓民国樹立と日本——日韓通商交渉の分析を中心に」『朝鮮学報』第173輯、朝鮮学会、1999年10月、4-5頁。

¹¹⁰ 同論文、6-7頁。

解放直後の朝鮮半島の分断は、それまで南北一体であった朝鮮経済の混乱をもたらした。すなわち、朝鮮北部は豊富な天然資源に恵まれていたが、農業に適した土地がほとんどなかった。他方で、朝鮮南部は肥料生産を朝鮮北部のエネルギーに依存していたため、農業の主要な生産要素を断たれた¹¹¹。要するに、分断によって南北朝鮮経済の相互補完的状况が崩れ、特に朝鮮北部の諸産業と資源からの分離は、朝鮮南部に深刻な生産の萎縮をもたらしていた。また、植民地朝鮮の経済は日本本国からの投資に大きく依存していた。したがって、日本の敗戦にともなう植民地期の日朝経済関係の喪失は、韓国経済にとっても重大な危機であった。これらの要因ゆえにこそ、韓国政府は日韓経済「再結合」を通じた「経済復興」戦略を選択したのである。

最初の日韓通商交渉は 1949 年 3 月 10 日から同月 22 日にかけて、全体会議が計 9 回、作業グループ会議が計 3 回、それぞれ東京で集中的に開かれた。この交渉には韓国政府代表、SCAP 代表、経済協力局（ECA）韓国使節団代表の 3 者が参加した。韓国政府代表の鄭恒範駐日韓国代表部公使は、第 1 回全体会議の冒頭で次のように述べた。

韓国経済は、日本が韓国を支配した 36 年の間に、日本経済との連結を強要された。すなわち、日本は韓国を工業製品のはけ口とし、その代わりに韓国のコメやその他の食料を持って行った。要するに、日本は自国の産業および産業人口のための原材料のみを生産するよう、韓国に強要した。

〔中略〕我々は、かつてのつながりを思い出す必要がある。たとえば、ただひとつだけ例をあげれば、韓国の水産業なかんずく海苔産業は、日本の創造物である。それゆえ、今日の日本であっても、自身が韓国につくりだした製品をある程度買い上げるというある種の道徳的義務を負っていることは否定しがたい。¹¹²

鄭恒範は、かつて植民地朝鮮を経済的に従属させたことに起因する日本の「道徳的義務」を主張し、日韓経済「再結合」を呼びかけた。具体的には、①日韓貿易の総額を 1 億 4,000 万ドルに増額すること、②日本が「道徳的義務」として相当量の韓国産海苔を輸入

¹¹¹ ジョン・フェッファー、前掲書、33-34 頁。

¹¹² 「KOREAN TRADE CONFERENCE Report of Scheduled Meeting First Meeting of the Committee of the Whole」1949 年 3 月 10 日、B'5.2.0.J/K(S)1、外務省外交史料館（以下、この会談記録については「KOREAN TRADE CONFERENCE」と略記し、会談の回数と日付のみを示す）。

することという2点を希望した。韓国産海苔の輸入には、日本の「道徳的義務」だけでなく、貿易計画の草案が韓国側の大幅な入超となっているなかで、必要不可欠なドルの獲得という現実的な理由もあった¹¹³。

しかし、SCAP 代表は海苔をはじめとする水産物の日本側需要が乏しいことを理由に、韓国産海苔の大量輸入を否定した。逆に、SCAP 代表は韓国側による日本製品の余剰在庫の買取り、および「日韓貿易の重要な要素」であるコメ 10 万トンの対日輸出の確約を迫った¹¹⁴。要するに、韓国政府代表と SCAP 代表は日韓経済「再結合」という基本方針こそ一致していたものの、その目的は大きく異なっていた。すなわち、韓国側は日韓経済「再結合」による「経済復興」を図ると同時に、植民地期以来の対日経済従属の克服をも追求していた。他方で、SCAP 側は反共戦略の一環として日本の経済復興を優先する立場から、むしろ植民地支配期の日朝経済関係を日韓貿易によって再現しようと試みていた。

ともあれ、4 月 23 日、①日韓貿易協定、②日韓金融協定、③日韓貿易計画の三つからなる日韓通商協定がソウルで調印された¹¹⁵。日韓貿易協定は民間貿易の重要性を確認し、その促進を強調した点が核心部分であった。また、日韓金融協定はドル現金払いを原則とした点が特徴であった。これらは、いずれも ECA 韓国使節団の意向が反映されていた¹¹⁶。

日韓貿易計画については、評価が難しい。太田修は「韓国側の食糧および原料の輸出、工業製品の輸入、韓国側の大幅な入超という貿易構造」を考えると、日韓貿易計画は「実質的には SCAP 側の利益が貫かれたものであった」と主張する¹¹⁷。同様に、高瀬弘文も 1949 年度の日韓通商協定には米国の意向が強く反映されたと述べている¹¹⁸。確かに、日韓貿易計画では米国の思惑どおりコメ 10 万トンの対日輸出が掲げられた。しかし、韓国のコメ輸出の数字は、「コメは作柄に左右される不確実な作物であり、貿易計画から除外すべきである」とする韓国側の強い反対もあり、あくまでも「暫定的」なものとして留保

¹¹³ 同上；「KOREAN TRADE CONFERENCE Second Meeting」1949 年 3 月 11 日。

¹¹⁴ 前掲「KOREAN TRADE CONFERENCE Second Meeting」；「KOREAN TRADE CONFERENCE Fourth Meeting」1949 年 3 月 15 日。

¹¹⁵ それぞれの原文については、「KOREAN TRADE CONFERENCE Ninth Meeting」1949 年 3 月 22 日、参照。

¹¹⁶ 太田修、前掲論文、11 頁。

¹¹⁷ 同上。

¹¹⁸ 高瀬弘文「東北アジアにおける戦後日本の経済外交の端緒——日韓通商協定の締結を手掛かりに」『国際政治』第 168 号、日本国際政治学会、2012 年 2 月、108 頁。

された¹¹⁹。したがって、必ずしも 1949 年度の日韓貿易計画において、SCAP 側の利益が貫かれたとは断言できない。

そして、日韓貿易計画に掲げられたコメの対日輸出が 1949 年のうちに実現することは、ついになかった。その結果、日本の輸出額 4,870 万ドル、輸入額 2,930 万ドルという計画に対し、実際の輸出額は 1,284 万ドル、輸入額にいたってはわずか 349 万ドルにとどまった¹²⁰。

日韓通商協定の改定交渉は、1950 年 3 月 27 日から 4 月 10 日にかけて、再び東京で開かれた。同年の日韓通商交渉の特徴は、実質的には日韓直接交渉となったことである。すなわち、この交渉では日本政府代表と韓国政府代表が直接討議に臨むこととなり、SCAP 代表は議長を務めるにとどまった。その背景には、対日講和を前に日本政府へ通商交渉権を段階的に移譲しようとする SCAP 代表の思惑があった。具体的には、依然として日本政府との直接交渉を拒むイギリスやフランスに対し、日韓通商交渉を先例として日本政府の交渉能力を印象づけるというねらいがあった。もちろん、占領下にあつて「如何なる取極も SCAP の承認を要する」ことに変わりはない。それでも、同年の日韓通商交渉では、SCAP 代表は「テクニカル・アドバイザー」の役割に徹した¹²¹。

交渉の開始早々、韓国政府代表は 1949 年度の日韓貿易実績に対する不満を述べた。韓国政府代表が問題視したのは、①日本側が日韓通商協定を忠実に履行していないこと、②日本の貿易関係法令が頻繁に変わること、③日本の業者が日韓通商協定の内容をよく知らされていないこと、④日本の外貨割当制度が日韓貿易の発展を阻害していることの 4 点であった。そして、韓国政府代表は「協定が出来たからには相互に協力して日韓貿易の増進を計りたい」と述べた。しかし、日本政府代表と SCAP 代表は 1949 年度の日韓貿易、とりわけ日本の対韓輸入が少なかったのは「結局韓国産品の品質、価格の点で我方の輸入条件に合はなかったことが主たる要因」であるとして、冷淡な態度を示した¹²²。

通商交渉の具体的議題においても、日韓両国は激しく対立した。1950 年の日韓通商交渉では、同年 1 月に日本の民間貿易への移行が実現したことから、民間貿易の決済方式が焦点となった。当初、韓国政府代表は日本円と韓国圓の二本建てエスクロー取引を提案し

¹¹⁹ 前掲「KOREAN TRADE CONFERENCE Fourth Meeting」；前掲「KOREAN TRADE CONFERENCE Ninth Meeting」。

¹²⁰ 通商産業省通商局通商調査課、前掲書、付録統計表。

¹²¹ 「日韓通商会談開催の件」1950 年 3 月 27 日、B'5.2.0.J/K(S)1、外務省外交史料館。

¹²² 「日韓通商会談（第二回）」1950 年 3 月 28 日、B'5.2.0.J/K(S)1、外務省外交史料館。

た。ただし、圓建て取引は韓国議会の承認をとりつけるための「形式的」なものであり、実際には大半の取引が円建てとなる見込みであった。しかし、日本政府代表は円建てエスクロー取引または円建てオープン・アカウント（スウィング・アカウント）取引を提案し、円一本建てに固執した。①圓は単一レートでないこと、②日本の業者は圓建て価格を知らないことの2点から、日本政府代表が圓建て取引を問題視したからである¹²³。

日韓双方の議論が平行線をたどるなか、韓国政府代表は4月1日の会談において、ついに円一本建てオープン・アカウント取引に同意した。韓国側は、日韓貿易の不振の一因がドル為替の不足にあったことから、ドル現金決済方式からの離脱を優先したと推測される。ところが、日本政府代表はこのタイミングで、円建てオープン・アカウント取引が日本側に不利であることを認識した。すなわち、コメの対韓輸入がドル現金払いを予定していたため、円建てオープン・アカウント取引を採用した場合、コメ輸入で支払ったドルが日本に還流しない可能性が生じたのである¹²⁴。

そこで、日本政府代表は①民間貿易の決済方式をドル建てオープン・アカウント取引とすること、②コメの輸入代金1,420万ドルのうち20%のみをドル現金払いとし、残り80%はドル建てオープン・アカウント取引に入れることの2点を提案した。日本側の意図を察知した韓国政府代表は、「米の輸出代金を現金拂の契約に反してオープン・アカウントに入れることは事実上之をフリーズするものであって不当である」として、日本政府代表の突然の方針転換に強く反発した¹²⁵。

「一時決裂を危ぶまれ」るほど「困難を極めた日韓通商会談貿易部会」は、4月10日の会談でようやく「原則的結論」に達した。すなわち、民間貿易の決済方式には日本政府代表の主張するドル建てオープン・アカウント取引が採用された。他方で、韓国のコメ輸出とECA買付けは、韓国政府代表の主張どおり日韓通商協定の枠外に置かれた。とりわけコメの支払い問題は、両国の個別交渉に委ねられた¹²⁶。その結果、6月8日に調印された1950年度の日韓貿易計画は、対韓輸出額2,550万ドル、対韓輸入額953.5万ドルと前年

¹²³ 同上；「日韓通商会談（第三回）」1950年3月29日、B'5.2.0.J/K(S)1、外務省外交史料館。

¹²⁴ 「日韓通商会談（貿易部会）」1950年4月1日、B'5.2.0.J/K(S)1、外務省外交史料館。

¹²⁵ 「日韓通商会談（貿易部会）」1950年4月4日、B'5.2.0.J/K(S)1、外務省外交史料館。

¹²⁶ 「日韓通商会談（貿易部会）」1950年4月6日、B'5.2.0.J/K(S)1、外務省外交史料館；
「日韓通商会談（貿易部会）」1950年4月10日、B'5.2.0.J/K(S)1、外務省外交史料館。

よりも大幅に削減された¹²⁷。

このような 1950 年度の日韓通商協定に対する日本政府の認識は、通産省通商局市場第三課の文書に明らかである。

本協定の運営については一方において韓国産品に対する日本側の有効需要に限界性があること、韓国側において、金融的、企業的に必ずしも整備されておらず、加えて両国民間貿易業者の経験、ないし信用制度が未だ確立されてないこと等の理由によって、協定の完全実施には相当の努力が要請せられ、前途にわかには楽観できないものがあるろう。¹²⁸

日本側は、コメ以外の韓国産品は日本経済にとって重要ではないと認識しており、日韓貿易の発展に懐疑的であった。ただし、結果論としては、1950 年の日韓貿易額は日本の輸出額 1,814 万ドル、輸入額 1,568 万ドルと輸出入ともに前年よりも増加した。とりわけ対韓輸入額は、前年比 4.5 倍に急増した。しかし、対韓輸入額の急増は、もともと前年に計画されていたコメの大量輸入がようやく実現した結果に過ぎなかった。むしろコメ以外の韓国産品の輸入額は、約 280 万ドルと前年以下の水準にとどまった¹²⁹。

占領期最後の日韓通商交渉は、1951 年 3 月 22 日から 4 月 3 日にかけて、またもや東京で開かれた。朝鮮戦争の最中に開催されたこの交渉では、日韓貿易協定と日韓金融協定は前年の協定を引き継ぐことになり、日韓貿易計画の改定のみが話し合われた。その結果、むしろ日韓両国は個々の取引品目をめぐって、これまで以上に激しく対立した。

たとえば、韓国政府代表は第 1 回会談から一貫して、日本の木材（特に杉材）を輸入したいと希望した。ところが、日本政府代表は国内需給および森林・河川維持の観点から、木材の輸出は「いくら何といわれても確約できない」として、最後まで韓国側の要望を拒絶した¹³⁰。また、韓国政府代表は「タングステン、くず鋼、くず鉄等の戦略物資について

¹²⁷ 「占領下の日本国と韓国との間の貿易計画」作成日不明、B'.5.2.0.J/K(S)1、外務省外交史料館。

¹²⁸ 通産産業省通商局市場第三課「日韓通商協定解説」1950 年 6 月 8 日、B'.5.2.0.J/K(S)1、外務省外交史料館。

¹²⁹ 通産産業省通商局通商調査課、前掲書、付録統計表。

¹³⁰ 通商局市場第三課「日韓通商会談議事要旨（その一）」1951 年 3 月 24 日、B'.5.2.0.J/K(S)1、外務省外交史料館；通商局市場第三課「日韓通商会談議事要旨（その七）」1951 年 3 月 30 日、B'.5.2.0.J/K(S)1、外務省外交史料館。

は、米韓秘密協定によって独占的に米国に供給することになっているから〔日韓貿易計画から〕これらを除外してほしい」とも述べていた。しかし、韓国側の発言に対し、日本政府代表が「重要鉱産品が輸入できないなら、日本側は金額その他再検討したい」と反発したため、会談は紛糾した¹³¹。

このような経緯からもうかがえるように、1951年の日韓通商交渉では日本側の強硬姿勢が目立った。朝鮮戦争を全面的に支えていた米国の発言力が強まったことで、SCAPの後ろ盾を得ていた日本政府代表は有利に交渉を進められたと推測される¹³²。

前年の日韓貿易の拡大を受けて、1951年度の日韓貿易計画は対韓輸出額3,200万ドル、対韓輸入額1,600万ドルに増額された。日本経済が朝鮮特需に沸くなかで、日本政府代表は米軍による作戦用資材の調達や国連諸機関の買付けを通じた対韓取引の拡大に期待していた¹³³。しかし、1951年度の日韓貿易額は朝鮮特需の反動や韓国側の輸出余力の低下によって、対韓輸出額1,505万ドル、対韓輸入額591万ドルにとどまり、輸出入ともに貿易計画の半ばにも達しなかった¹³⁴。さらに、対日入超幅の拡大や過度な対日依存を嫌った李承晩政権は、この頃には日韓経済「再結合」による「経済復興」構想を放棄し、むしろ米国の援助による経済再建と対日「防御的産業化」を目指すようになった¹³⁵。日米両国からすれば、日韓貿易を通じた植民地支配期の日朝経済関係の再構築という企てが、早くも暗礁に乗り上げたといえよう。

最後に、一連の日韓通商交渉によって形成された日韓間の貿易構造を検討しよう。日韓通商交渉前後の日韓貿易の特徴は、次の3点である。第一に、日韓貿易は一貫して日本側の大幅な輸出超過が続いた。第二に、日韓貿易の取引品目を見ると、対韓輸出品目では完成品および半製品（織物、機械、鉄製品、化学製品など）が、対韓輸入品目では原材料と食料（鉱物、農産物、水産物など）が多くを占めていた。第三に、とりわけ対韓輸入品目に注目すると、1950年にのみ大量輸入が実現したコメ、朝鮮戦争による一時的な副産物としての鉄鋼屑、1953年から輸入されはじめた無煙炭のほかには、日本側にとって魅力

¹³¹ 通商局市場第三課「日韓通商会談議事要旨（その四）」1951年3月27日、B'5.2.0.J/K(S)1、外務省外交史料館。

¹³² 太田修、前掲論文、26頁。

¹³³ 「日韓通商会談について（その二）」1951年3月23日、B'5.2.0.J/K(S)1、外務省外交史料館。

¹³⁴ 調、市、三／韓国班「日韓貿易一九五一年度輸出入実績」1952年4月、B'5.2.0.J/K(S)1、外務省外交史料館。

¹³⁵ 太田修、前掲論文、29-30頁。

的な韓国産品はほとんどなかった¹³⁶。

これらの特徴を有した日韓貿易は、日本にとっては取るに足らないものである一方、韓国にとってはきわめて重要であるという日韓経済関係の非対称性を生み出した。具体的には、コメ以外の対韓輸入はもともと日本側にとって重要性の乏しいものであった。日本側は工業製品の対韓輸出に期待していたが、韓国政府が対日輸入の抑制措置をとるにつれて、対韓輸出額も低迷した。他方で、1960年代前半まで、日本は韓国にとって最大の輸出市場でありつづけた。それゆえ、日韓両国における日韓貿易の比重は対照的な数値を示している（表2）。

表2 日本と韓国における日韓貿易の比重 1950-55年（単位：％）

年	日本		韓国	
	対韓輸出	対韓輸入	対日輸出	対日輸入
1950	2.2	1.7	31.4	19.6
1951	1.0	0.4	76.2	32.5
1952	3.9	1.0	50.6	32.6
1953	8.4	0.4	37.9	33.2
1954	4.2	0.3	32.4	29.1
1955	1.9	0.4	38.9	4.3

（出典）通商産業省通商局通商調査課『日本貿易の展開——戦後10年の歩みから』商工出版社、1956年、付録統計表；高中公男『外国貿易と経済発展』（東アジア長期経済統計第9巻）勁草書房、2000年、275-280, 311-316頁より筆者作成。

ここで留意すべきは、日韓通商交渉の結果として生み出された日韓経済関係の非対称性が、その後の日韓関係のみならず、日本のアジア外交全般に大きな影響を与えたことである。すなわち、日韓貿易を通じた旧植民地との経済関係の再構築という企てに失敗した日本は、新たに次の二つの対アジア「経済外交」を展開していった。

一つは、「近隣アジア」ではなく「遠隔アジア」、つまり東南アジアやインドとの関係強化である。日韓貿易が伸び悩んだ1950年代半ば、日本政府は賠償事業や「東南アジア開

¹³⁶ 同論文、39頁。

発基金」構想を通じて、積極的に東南アジアへの経済進出を図った¹³⁷。また、岸信介政権は「日印提携」を掲げ、日印通商協定の締結や対印円借款の供与に踏み切った¹³⁸。

もう一つは、東アジアにおける冷戦構造の固定化により一度は断念された、中国および北朝鮮との経済関係の模索である。中国とは1952年6月に、北朝鮮とは1957年9月に民間貿易協定が締結され、日中貿易と日朝貿易は紆余曲折を経ながらも拡大していった。そして、第3章以降で詳述するように、日韓経済関係の非対称性は日朝貿易の展開にも大きな影響を及ぼすのである。

このように、日韓通商交渉の結果として形成された日韓経済関係の非対称性は、日本のアジア外交の地平を拡大させる一因となった。占領期の日韓通商交渉が、独立後の日本とアジアの関係性を方向づけたともいえよう。

¹³⁷ ただし、既存の援助の削減を懸念した東南アジア諸国は、東南アジア開発基金構想に対して冷淡な反応を示した（宮城大蔵『『ナショナリズムの時代』のアジアと日本——1950年代』同編著『戦後日本のアジア外交』ミネルヴァ書房、2015年、101頁）。

¹³⁸ 権容奭『岸政権期の「アジア外交」——「対米自主」と「アジア主義」の逆説』国際書院、2008年、111-112頁。

第2章 外務省内における「二つの朝鮮」政策の形成過程

第1節 南北朝鮮の地位に関する日本政府の初期見解

サンフランシスコ講和会議後の日韓予備会談（1951年10月20日～11月28日）では、日本政府は連合国軍最高司令官総司令部外交局との打合せにもとづき、在日朝鮮人の法的地位を討議するのみで、その他の問題については韓国側の見解を聴取するにとどめる方針であった¹。また、日本政府は対日講和条約の発効にあわせて、日韓関係を正常化するための「基本関係調整に関する条約」を締結しようとしていた。条約の具体的内容については、国交回復のための二国間条約の先例である日ソ基本条約の型を参考にしつつ、次の三つの方針を定めた。第一に、経済・文化関係を積極的に推進しながらも、韓国との条約が「防共協定の如き」高度の政治的意義を有する事態は避けること。第二に、在日朝鮮人の法的地位や諸処理については韓国側に譲歩する一方で、その「バーゲン」として、また在韓日本財産が膨大であることから、韓国側の対日請求は「原則として一切放棄させる」こと。第三に、予備会談では在日朝鮮人の法的地位を含め、すべての問題について「具体的協定又はコミットメント」を回避することである²。要するに、日本政府は対韓交渉に概して消極的であった。

また、外務省は早くも予備会談の時点から、韓国政府の施政が朝鮮北部には及んでおらず、在朝日本財産について「日本政府として、いかなる態度をとるべきかが問題となる」とも認識していた。そして、韓国政府の管轄下でない在朝日本財産の問題を「たとえ紙面上にすぎなくとも、解決」するために、日本政府が「朝鮮の適法政府と認める大韓民国政府に対する交戦団体としての地位を、北鮮政権即ち『朝鮮民主人民共和国』政府について認め、これを朝鮮北半における日本財産などの問題の処理の交渉相手とすることも考えられ」た³。

しかし、金日成政権に「大韓民国政府に対する交戦団体としての地位」を認めれば、日

¹ 外務省「日韓両国間の基本関係調整に関する方針（案）」1951年10月29日、文書番号1627、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

² 外務省「日韓両国間の基本関係調整に関する方針（案）」1951年10月31日、文書番号1627、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

³ 外務省「北鮮地域関係の問題をどう取扱うか（未定稿）」1951年11月8日、文書番号1835、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

本は朝鮮戦争に対して戦時中立国の義務を負うことになり、「国際連合への協力の建前で大韓民国側の軍事行動に協力している実情よりして不適當」であった⁴。そこで、外務省は金日成政権の地位について、次のように定義した。

北鮮にある「朝鮮民主人民共和国」という政権は単なる「地方的事実上の政府」であり、その大韓民国政府に対する関係は、正統政府に対して抗戦し、全国的政府の樹立を目標とする「叛乱状態」にある地方政治団体であって、交戦団体以前のものであると考えられる。⁵

金日成政権を「地方政治団体」と位置づけた以上、日本政府は韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なすこととなった。したがって、予備会談の時点では、日本政府は「大韓民国政府が主張するとおりに、北鮮地区といえども大韓民国政府の管轄下の地域であり、北鮮地区の住民も、従って、大韓民国内の住民であると認め」ていた⁶。

日本政府が韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なした背景には、対韓交渉における在朝日本財産の活用という思惑もあった。すなわち、日本政府は朝鮮北部の日本人私有財産について「たとえ実際に返還は期待できないとしても当該財産又はその売得金に対する日本側の請求権を主張する立場をとり、〔中略〕韓国側に対する日本側の貸方として考え、大韓民国政府をもってその交渉の相手方としての責任をとらせる」ために、朝鮮北部も韓国政府の管轄下にあると見なしたのである⁷。対韓請求権の主張による日韓間請求権の「相殺」を図っていた日本政府⁸にとって、金日成政権の存在を無視し、韓国政府を朝

⁴ 同上。

⁵ 同上。

⁶ 同上。もちろん、現実には韓国政府の施政が朝鮮北部に及んでいないことは、日本政府も承知していた。そこで、同文書では「考えられる第一の方法」として、韓国政府の「権力の客観的に及んでいる地域についてのみ、その権力の空間的に拡大してゆくであろう程度に応じて、その限度内で、問題を処理する」ことも検討された。この案は、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定し、かつ在朝日本財産を対韓請求権の対象から外すという見解、すなわち外務省アジア局第二課が第2次日韓会談を前に決定した方針（後述）に通ずるものである。しかし、1951年11月時点の日本政府は、在朝日本財産も対韓請求権の対象に含める方針をとっていたため、この「第一の方法」ではなく、韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なす立場が採用されたと推測される。

⁷ 同上。

⁸ 日韓予備会談の時点では、外務省は「法理論は別として事実上は韓国側から新に我が方が在鮮財産の返還を得る希望は先ず無く、従って我が方においても先方の請求に応ぜず引き

鮮全域の「正統政府」と見なすことには、一定の合理性があったといえよう。

さて、予備会談後の日本政府は、基本条約案を率先して提示することで対韓交渉を有利に進めようとしていた⁹。その準備のなかで外務省アジア局第二課が作成した1951年12月20日付の「日韓基本条約に関する件」と題する文書は、基本条約案の起草に際しての検討事項を列挙している。ここで注目すべきは、韓国政府の管轄権ないし金日成政権の地位がその検討事項には含まれていないことである¹⁰。韓国政府を「朝鮮の正統政府と認め、同政府を朝鮮半島全域にわたって、平和条約第4条に所謂『行政を行っている当局』であると見なす立場」¹¹は、1951年末の時点では日本政府内で自明視されていたと推測される。

実際、同月23日に外務省アジア局第二課が作成した「日韓和親条約要綱（第一案）」には、韓国政府の管轄権に関する条項は存在しなかった。また、韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なし、在朝日本財産も含めた対韓請求権主張を展開することで日韓間請求権の「相互一括放棄」に持ち込むという日本政府の方針は、同要綱中の「日本国及びその国民の韓国（北鮮地域を含む）にある財産、権利及び利益〔下線筆者〕」という文言からもうかがえる¹²。

在朝日本財産を対韓請求権の対象とする日本政府の方針は、翌年1月に外務省アジア局第二課が立て続けに作成した「日本国と大韓民国との間の和親条約草案（第一次案）」および「日本国と大韓民国との間の友好条約草案（第二次案）」でも堅持された。つまり、どちらの草案でも「大韓民国には北鮮地域を含む」と明記されていた¹³。ところが、第1次日韓会談の本会談開始直前の2月13日に作成された「日本国と大韓民国との間の友好条約草案（第三次案）」では、一転して請求権交渉の対象に在朝日本財産を含める表現が

延ばし置くことにより事実上は一括相殺に落ち着くこと」を予見していた（外務省管理局総務課「日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項」1951年11月25日、文書番号1629、日韓会談文書情報公開アーカイブズ）。

⁹ 吉澤文寿「日韓国交正常化交渉における基本関係交渉」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ——脱植民地化編』法政大学出版局、2011年、101頁。

¹⁰ 外務省アジア局第二課「日韓基本条約に関する件」1951年12月20日、文書番号1835、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹¹ 外務省、前掲「北鮮地域関係の問題をどう取扱うか（未定稿）」。

¹² 外務省アジア局第二課「日韓和親条約要綱（第一案）」1951年12月23日、文書番号1835、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹³ 外務省アジア局第二課「日本国と大韓民国との間の和親条約草案（第一次案）」1952年1月5日、文書番号1835、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省アジア局第二課「日本国と大韓民国との間の友好条約草案（第二次案）」1952年1月12日、文書番号1835、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

削除された¹⁴。吉澤文寿は「日本側の基本姿勢に変化はなかった」と推測しているが¹⁵、はたして条約草案の文言が変化した背景には、日本政府の方針転換は存在しなかったのであらうか。

実は、本会談開始直前の 1952 年 2 月というタイミングで、韓国政府の管轄権に関する新しい見解が外務省内で浮上していた。それは「大韓民国が北朝鮮に対し現実に支配権と管轄権を有っていない現実の事態はこれを交渉の駆け引きに当り随時利用すべき」というものである。具体的には「請求権処理の問題にしても日本としては朝鮮を南北一体として大韓民国政府と取極め得る」一方で、請求権交渉の「適用範囲を韓国政府の実効的支配が及んでいると考えられる南朝鮮に限定することも可能であるし北朝鮮政権を『当局』と見做して取極を結ぶことも条約上禁止されていない」という解釈が打ち出された¹⁶。友好条約草案の第三次案において、請求権交渉の対象に在朝日本財産を含める表現が削除された背景には、このような外務省の新しい見解が存在したのではないか。

しかし、先述のとおり、1951 年末の時点では韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なす立場が日本政府内で広く共有されていた。それでは、なぜ外務省は本会談開始直前になって、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定し、金日成政権との交渉可能性を容認するという見解を示したのか。その理由として、外務省アジア局第二課があげたのは「大韓民国政府のステータス」であった。

大韓民国政府の成立の基盤は、1948 年 5 月 10 日に国連の臨時朝鮮委員会の監視の

¹⁴ 外務省「日本国と大韓民国との間の友好条約草案（第三次案）」1952 年 2 月 13 日、文書番号 1835、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹⁵ 吉澤文寿、前掲論文、101 頁。

¹⁶ 外務省「問題となり得る諸点」1952 年 3 月 1 日〔正しくは 1952 年 2 月と推測される〕文書番号 1835、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。同文書の作成時期は、文書番号 1835 所収の画像には日付が記入されていないため、これまで曖昧にされてきた。たとえば、吉澤文寿が同文書の作成時期を「サンフランシスコ講和会議直前」と推測している一方で（吉澤文寿、前掲論文、100 頁）、日韓会談文書情報公開アーカイブズは同文書を 1952 年 3 月 1 日付としている。しかし、同文書は文書番号 1633「日韓会談についての省内打合せ事項」（1952 年 1 月 31 日）にも添付されており、その冒頭には「二七、二」と記入されている。したがって、同文書は 1952 年 2 月（ほかの文書との収録順序より、1 日から 6 日までの間と推測される）に作成されたと考えるのが妥当であろう。そして、同文書が 1952 年 2 月初旬に作成されたという事実は、同月 13 日に起草された「日本国と大韓民国との間の友好条約草案（第三次案）」において、請求権交渉の対象に在朝日本財産を含める表現が削除されたことに対する解釈を左右しうるのである。

下に行われた南鮮地域における総選挙によって成立した国民議会に求められる。この総選挙は臨時朝鮮委員会が現実に立ち入ることの出来た朝鮮の部分でしか行われ得なかった。この部分的地域での総選挙を行うことには各国の中でも反対があった程である。即ち、オーストラリアは南鮮のみで総選挙を行い国民議会を作ることは国連総会の決議の趣旨に反するとて反対し、カナダもまた南鮮のみの総選挙は不当であるとして反対した経緯がある。

しかし、1948 年 12 月 12 日、国連総会本会議において大韓民国政府の性格を決する重要な決議が行われた。

〔中略〕この国連総会の決議は用心深く朝鮮の部分地域における総選挙であることを述べて選挙民の自由意思の有効なる表現ではあるが、地域的限定の下にあることを明白にしている。又これが朝鮮におけるこの種の唯一の政府であると述べていることは注意の要がある。

アメリカ政府は 1949 年 1 月 1 日に大韓民国政府を承認したがその声明も右総会決議の線を厳密に守っておりワーディングに気を配っている。

われわれも大韓民国政府を定義する必要に迫られた場合は正確にこの国連総会の決議の文言に添って行うべきである。¹⁷

もっとも、外務省がここで言及されている国連総会決議第 195 号（Ⅲ）を 1952 年 2 月というタイミングで重視するようになった理由は、この文書では明らかにされていない。仮説としては、対日講和条約の発効、つまり日本の主権回復を前に、外務省は韓国政府の地位に関する見解を国際社会（西側諸国）と合わせようとした可能性が考えられるが、この点はさらなる検討が必要である。

とはいえ、1952 年 2 月の時点では、韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局とする見解が、外務省を含む日本政府内において依然として主流であったことには留意しなければならない。たとえば、本会談で首席代表を務める松本俊一外務省顧問は、日本側代表団の打合せ会において「韓国政府を以って全鮮に国家主権を有つものとして取扱い誠意を盡して折衝すべきである」と発言した¹⁸。松本の発言に対して、農林省代表の塩見友之助水産庁

¹⁷ 外務省、前掲「問題となり得る諸点」。

¹⁸ 「日本側代表団第一回打合せ（八日）における松本主席代表の演述要綱」1952年2月、文書番号 1634、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

長官は「韓国を北鮮を含めた全鮮に国家主権をもつものとして取扱うとの話であるが、漁業問題は北鮮も重要であるけれども今韓国とこの点を話合ってもどうかと思われる」と疑問を呈した。しかし、松本は「具体的な問題については、責任のもてない話を進めても仕方がない」としながらも、「抽象的には韓国が全鮮を支配していると云うことで差支えないであろう」と述べ、韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なす立場を堅持した。また、本会談の請求権委員会で主査を務める大野勝巳外務省参事官も「日本としては、韓国を全鮮の唯一の合法的政府と認めても差支えない」と明言した¹⁹。

そして、韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なす立場をとる以上、やはり請求権交渉の対象には在朝日本財産も含まれていた。

先方も当然それを希望するであろうが、わが方としても、政治的顧慮を含めた総合判断から、南北鮮一体にわたるものとして本件を採上げなければならない。特に、北鮮関係の少くとも私有財産については、当然わが方の請求権があることを承服せしめる必要がある。²⁰

先行研究では、在朝日本財産を含む対韓請求権主張の貫徹により日韓間請求権を「相殺」するため、朝鮮全域における韓国政府のみの管轄権を主張した大蔵省に対し、外務省は将来の日朝国交正常化交渉を見据えて、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定することも検討していたとされる²¹。しかし、少なくとも第1次日韓会談の本会談開始直前というタイミングでは、外務・大蔵両省ともに在朝日本財産を請求権交渉の対象に含める方針をとっていた。

むしろ、外務省と大蔵省の方針の相違は、対韓交渉における在朝日本財産の活用法にあった。すなわち、在朝日本財産による日韓間請求権の「相殺」を図った大蔵省に対し、外務省は異なる論理で韓国への支払いを回避しようとした。

¹⁹ 外務省アジア局第二課「日韓会談日本側代表团第一回打合会」1952年2月8日、文書番号1634、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

²⁰ 外務省アジア局第二課「請求権問題に関する交渉要領案（第三次案）の再検討」1952年2月12日、文書番号537、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

²¹ 金恩貞「日韓会談における北朝鮮要因」吉澤文寿編著『歴史認識から見た戦後日韓関係——「1965年体制」の歴史学・政治学的考察』社会評論社、2019年、81頁。

清算ないし支払の実施についても、いわば相互主義をとるようにして、北鮮関係の日本財産（南鮮関係でも例外的に請求し得べきものがあれば、それも含む）の返還が実行されることを条件にして、わが方の債務を支払うという方式を採るように折衝しなければならない。この折衝が奏功すれば、実際問題として、請求権処理は延期されることとなり、現在の混乱状態が落ち着くのを待つことも出来、しかも、相殺ではないのであるから（恐らくは一部に過ぎないであろうが）北鮮関係のわが方の請求権は、権利として確認されたまま実施のみが残ることになるであろうから、相殺を行うよりも多少有利であり、他日に備えることも出来る。²²

従来の「相殺」とは異なる論理の背景には、在韓日本財産の処分を命じた駐韓米軍政庁の命令 33 号の効力について「従来の説、即ち管理処分には過ぎないという〔対韓請求権の法的根拠となる〕説に対しては、否定的な結論が導き出される可能性も多くなって来た」という事情があった。外務省は「南鮮関係の日本財産中私有財産についても、わが方の請求権が主張されなくなる」おそれに直面したために、在朝日本財産の返還という実現不可能な要求を請求権の「清算ないし支払の実施」の要件とすることで実質的に支払いを回避するという新たな論理を打ち出す必要に迫られたのである²³。

そして、同時期に外務省内で浮上していた韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解は、このような支払い回避の論理と表裏一体であった。すなわち、本会談に臨む日本政府にとって、韓国政府の実効支配が朝鮮北部には及んでいないと強調することは、韓国側に「政府としての実力を反省せしめ、前記の先方請求の圧縮と相まって、対日請求に余り多く望み得ないことを悟らせるための心理的素地を培うことに役立つ」交渉カードに過ぎなかった²⁴。したがって、1952 年 2 月の時点で、外務省が「将来北朝鮮と国交正常化交渉を行うことを念頭に入れて、朝鮮半島には実質上韓国と北朝鮮二つの政権が成立しており、

²² 外務省アジア局第二課、前掲「請求権問題に関する交渉要領案（第三次案）の再検討」。

²³ 同上。命令 33 号の効力に関する悲観的見解は、外務省条約局が研究を依頼した高柳賢三東京大学教授の議論にもとづいていた。ただし、その後、高柳は当初の自分の主張を覆し、命令 33 号が私有財産の尊重原則を排除していないとする従来の説を支持するようになる。その結果、在韓日本財産に対する所有権主張を正当化するための法的論理は、日本政府の対韓請求権主張を支える論理として定着していった。請求権問題をめぐる日本側の法的論理については、金恩貞の研究を参照されたい（金恩貞『日韓国交正常化交渉の政治史』千倉書房、2018 年、13-66 頁）。

²⁴ 外務省アジア局第二課、前掲「請求権問題に関する交渉要領案（第三次案）の再検討」。

韓国の管轄権は38度線以南に限定すべきだと考えていた」²⁵とは評しがたい。

第2節 第1次日韓会談の展開

1952年2月15日に開始された第1次日韓会談の議題には、①外交関係を含む基本的関係の樹立、②両国および両国民の財産請求権の処理、③漁業協定の締結、④海底電線分割に関する討議の開始、⑤通商航海条約に関する討議の開始という5項目が設定された。ところが、議題が設定されるやいなや、会談の進行方法をめぐる主張の対立が始まった。すなわち、韓国側交替首席代表の金溶植駐日韓国代表部公使が各項目を討議する順序について話し合おうとしたのに対し、日本側首席代表の松本俊一外務省顧問は「友好条約案と漁業協定案」を強引に提出しようとした²⁶。日本側は「韓国側は国際交渉、条約締結等に不馴であるので、わが方でよく準備せられた草案を提示すれば、相当交渉をリードできる」と考えていたからである²⁷。しかし、金溶植は本会議に「案が提出されれば我々もそれに回答しなくてはならない」ことを理由に、日本側による草案の説明を拒否し、先に討議の順序を決めるべきであると主張し続けた²⁸。

結局、松本が金溶植の主張を受け入れたため、まずは日韓双方がそれぞれ討議の順序を提案することとなった。金溶植は①請求権、②漁業協定、③海底電線、④通商航海条約の順に話し合い、「最後に第一議題（基本的関係）を討議したい」と述べた。他方で、松本は①基本関係、②請求権、③漁業協定の3項目を先に取り上げ、各分科委員会を設置してこれらを同時並行で討議することを主張した²⁹。この討議の順序からは、日韓双方の交渉方針の違いがうかがえる。すなわち、日本側は「韓国がサンフランシスコ平和条約の適用を受け得る諸案件について之が解決の方針等を友好条約の中に規定することが両国間の調整を要すべき諸案件を処理するために役立つ」と考え³⁰、日韓間の外交関係の設定を最優先で進めようとした。換言すれば、日本政府は議論の紛糾が予想される「各種請求権別の

²⁵ 金恩貞、前掲論文、81頁。

²⁶ 外務省「日韓会談第二回正式会談議事録」1952年2月16日、文書番号184、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

²⁷ 外務省管理局総務課、前掲「日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項」。

²⁸ 外務省、前掲「日韓会談第二回正式会談議事録」。

²⁹ 同上。

³⁰ 外務省「日韓友好条約の締結方を提案する理由」1952年2月、文書番号1835、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

論議に引きずりこまれることは絶対に避け、本件審議を後廻しにして友好条約の他の条項より審議する」ことで、「請求権問題の交渉は後日に残すこととして友好条約を成立さす」ことを目指していた³¹。しかし、韓国側は日韓間の諸懸案をすべて解決したあとに、日本との外交関係を樹立しようとしていた。そのため、金溶植は請求権をはじめとする個別の問題から討議しようとする一方で、基本関係交渉に対しては分科委員会の設置にすら消極的であった³²。

その後、同月 20 日の第 3 回本会議から合流した韓国側首席代表の梁裕燦駐米大使の意向もあり、基本関係委員会の設置が合意された。ただし、梁裕燦は「先ず第一に韓国と国交を開始することを最も重要視し〔中略〕平和条約が効力を発する時には日韓両国も善隣友好の立派な関係を有しているように致したい」と挨拶した松本に対し、諸懸案の解決が先であると釘を刺すことも忘れなかった。

私は、日本人が例えば、船舶の返還や、財産又は請求権の妥当な要求に対する支払いの如き、具体的証拠によって、韓国人に対する好意を表明し、韓国人の間に日本人の信用を高めるよう希望する。

要するに、言葉の交換でなく、行為から始めなければならない。そうすれば、両国間のすべての問題が双方にとって満足なように解決されるであろう。³³

ともあれ、同月 22 日に開かれた第 1 回基本関係委員会で、ようやく「日本国と大韓民国との間の友好条約草案」の提案理由と逐条の説明が行われた。日本側にとって、この日韓友好条約草案は「諸問題の審議を進める上に堅持すべき根本原則」を示したものであり、とりわけ日本側主査の大野勝巳によって強調されたのは、友好条約草案の前文で謳われた「和協の精神」であった。すなわち、大野は「この条約案についてスラスラと妥結に到達する様な和協的精神あってこそ他の諸問題についても友好的な妥結が期待され得る」として、韓国側に「友好条約案について双方が最も早い機会において妥結に到達」するよう

³¹ 外務省アジア局第二課「日韓交渉処理要領案」1952 年 1 月 6 日、文書番号 1632、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

³² 外務省、前掲「日韓会談第二回正式会談議事録」。

³³ 外務省「日韓会談第三回本会議議事録」1952 年 2 月 20 日、文書番号 187、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

迫った³⁴。先述のとおり、日本政府は請求権問題をはじめとする諸懸案の解決を後回しにするため、原則的内容のみの友好条約を早急に締結しようとしていたことがうかがえる。

もちろん、韓国側は条約締結を急ぐ日本政府の意図を察知した。兪鎮午代表は「現在各分科委員会で当該問題を審議中であるのに、友好条約中に原則を規定してしうことは、委員会の審議を妨害するのみならず、これらの原則だけを決めて、他の点については問題を遅延するのではないかという疑念を抱かせる」と鋭く指摘し、むしろ「過去清算」が先決問題であると主張した。しかし、大野も「本条約締結の目的は、韓国の独立という事態に関連する（従って時期的には新関係発生の前後に及ぶ）諸問題の解決であり、今後の友好関係を規定する」ことにあり、友好条約で諸懸案の解決に対する「原則を規定することは各分科委員会の審議に好影響を与える」という主張を繰り返したため、両者の議論は平行線をたどった³⁵。

3月5日の第4回基本関係委員会では、韓国側からカウンターとして「大韓民国と日本国との間の基本条約（案）」が提出された。同案は日韓友好条約草案の文言を踏襲しつつ、韓国による日本の主権承認をはじめとする韓国側独自の条文も盛り込んだものである。その特徴は、①1910年8月22日以前の日韓間の条約・協定（以下、旧条約）がすべて無効であることを確認すること、②分科委員会の設置されている懸案については、各委員会で妥結された規定のみを基本条約に挿入すること、③通商航海条約と海底電線分割については、対日講和条約の該当規定を文字どおり移植することの3点であった³⁶。

外務省は、韓国側の韓日基本条約草案を「過去四十年の歴史に対する全般的清算を求める気持を有するものの如く、今次会談をもって平和条約を結ぶ勝利者の立場に立たんとする念強きが如くである」と捉え、強く反発した³⁷。とりわけ日本側が韓日基本条約草案のなかで問題視したのは、旧条約の無効を確認する第3条と通商航海に関する第5条であった。まず、第3条については、①韓国併合の効果として旧条約はすべて消滅していること、②「無効」の意味を明らかにしない漠然とした規定は紛議の種子を残すこと、③過去の不

³⁴ 「別紙（三）日韓友好条約の締結方を提案する理由」1952年2月25日、文書番号973、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

³⁵ 外務省「日韓会談第二回基本関係委員会議事要録」1952年2月27日、文書番号974、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

³⁶ 外務省「日韓会談の現況」1952年3月13日、文書番号689、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

³⁷ 同上。

愉快な事実をいたずらに想起せしめる規定を設けるのは面白くないことの3点を理由に、同条文の全削除を要求した。次に、第5条については、対日講和条約の規定は「対等者の関係を律するものでないこと、制限的な規定が含まれていることにより日韓新関係に相応しくない」として、「無条件の最恵国及び内国民待遇と出入国自由の規定を入れ」るか、韓国側への一方的な最恵国待遇と内国民待遇を与えうる第5条(b)項以下を削りたいと希望した。しかし、3月12日の第5回基本関係委員会では、韓国側は第3条と第5条のどちらについても譲歩しなかった³⁸。

それでも、日本側は「五回に亘る会議によって、日韓双方の見解が略々明瞭になった」として、同月22日の第6回基本関係委員会において日韓友好条約草案の改訂案を提出した。日韓双方の見解を「参酌」した同案は、旧条約が「日本国と大韓民国との関係を規制するものでないことを確認する」という文言を前文第3項に挿入した。また、対日講和条約第21条にもとづく韓国の受益規定の確認を1カ条にまとめたことで、同案は全5条の簡潔な形式となった。これらの特徴は、基本関係交渉を「出来得る限り速やかに委員会の手から離し本会議へ上程せしめおかんと狙いに出ずるもの」であった³⁹。

兪鎮午は、日韓友好条約草案の改訂案を「当方の立場も参酌して共同案の積りで考えられたもの」と評価し、その「内容についても二～三の点を除いては別に異議はないので共同案の基礎とすることに同意」した。同案に対する韓国側の異議とは、①条約名称を基本条約とすること、②旧条約が「無効であることを確認する」意味の字句にすること、③第1条の「国際連合憲章の目的及び原則に従い、且つ、両国間の善隣的關係にふさわしい方法によって」という字句は不要であること、④在日朝鮮人の国籍問題は「両国が、これら韓人が大韓民国々民であることを確認する旨の表現」にとどめることの4点であった。とりわけ旧条約の無効確認をめぐるのは、同月26日の第7回基本関係委員会でも激しい議論の応酬が続いた。すなわち、旧条約が『効力を有しないものである』という表現では如何」と尋ねた金東祚専門委員に対し、大野は「無効という字句を用いるなら、いつから無効であるかははっきりさせなくてはならないから、〔中略〕nowとかno longerとか云う語を入れるのでなければ無効という字句は使えない」として、「効力を失っている」か

³⁸ 外務省「日韓会談第五回基本関係委員会議事要録」1952年3月12日、文書番号977、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

³⁹ 「日韓会談の現況」1952年3月23日、文書番号1437、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省「日本国と大韓民国との間の友好条約（案）」1952年3月、文書番号1835、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

「現に効力を有しない」のいずれかにしたいと主張した。しかし、兪鎮午は「〔前文〕第三項については、韓国案は、日本案の『現に効力を有しない』から『現に』を取ったものとする」という立場を崩さなかった。結局、旧条約の無効確認をはじめとする上記 4 懸案の議論は、次の会合に持ち越された⁴⁰。

4 月 2 日の第 8 回基本関係委員会は、懸案の議論が大幅に前進し、第 1 次日韓会談の基本関係交渉における画期ともいえる会合となった。すなわち、第 1 条の国連憲章に関連する字句については、韓国側が「事理が明白で条約に書き上げることは必ずしも必要でない」と思うとて留保しその儘本会議に上せその決定をまちたいとの意見を固守して譲らなかつたが、①条約名称は「基本条約」とすること、②旧条約については「日本国と大韓民国との関係において効力を有しない」とすること、③在日朝鮮人の国籍問題については、国籍処理に関する委員会の決定にもとづき「大韓民国は、日本国に居住する韓人が大韓民国国民であることを確認する」と規定するのみにとどめることの 3 点には合意が成立した。そして、韓国側の提案により、第 1 条の一部を留保した以外は全文に合意したことを本会議へ報告することと基本関係委員会の終了が決定された⁴¹。

吉澤文寿は、兪鎮午が第 8 回基本関係委員会の最後まで「無効」という言葉を使いたいと述べていたことを理由に、旧条約は「効力を有しない」という表現で日韓両国が合意したと見なすことはできないと主張する⁴²。確かに、兪鎮午は議論の応酬のなかで、条約名称を譲歩する代わりに前文第 3 項の文言を『無効』とする案も考えて見ては如何」と提案しており、韓国側がこの会合においても「無効」という字句に固執していた様子がうかがえる。しかし、兪鎮午の提案は「それでは韓国側で譲ったことにならない〔中略〕日本の法律では『無効』という語は特別の意味がある」として、日本側に一蹴された。そして、会合の終わり際に「決定したところは、名称は基本条約、前文 3 項は『……との関係において効力を有しない』、第 3 条「大韓民国は、日本国に居住する云々」することである」と述べた広田稔代表に対し、兪鎮午は特に反駁しないまま、基本関係に関する日韓共同案

⁴⁰ 外務省「日韓会談第六回基本関係委員会議事録」1952 年 3 月 22 日、文書番号 978、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省「日韓会談第七回基本関係委員会議事要録」1952 年 3 月 28 日、文書番号 979、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省「日韓会談第七回基本関係委員会議事録」1952 年 3 月 26 日、文書番号 979、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁴¹ 外務省「日韓会談第八回基本関係委員会議事要録」1952 年 4 月 2 日、文書番号 980、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁴² 吉澤文寿、前掲論文、106 頁。

の作成を進めることに同意した⁴³。

さらに、4月4日の第5回本会議では「基本関係委員会の共同報告」として、韓国側事務局係官が「基本関係委員会は〔中略〕日韓両国の基本関係に関する日韓共同案の作成のため討議を行ったが、一部分に意見の相違が残っている外全案文につき意見の一致を見た」と朗読した⁴⁴。そもそも、旧条約が「効力を有しない」という表現は韓国側から提案されたものであったことも踏まえると、第8回基本関係委員会では旧条約の無効確認を含む諸懸案について、一定程度の合意が成立したと見るべきであろう⁴⁵。

しかし、旧条約は「効力を有しない」という表現に対する日韓間の合意は、長続きしなかった。第5回本会議のあと遅くとも同月15日までに、韓国側が日韓共同案の撤回を申し入れたからである。その結果、すでに基本関係委員会の終了が決まっていたこともあって、第1次日韓会談の基本関係交渉は暗礁に乗り上げた⁴⁶。

韓国側が「効力を有しない」という表現への合意を撤回した理由は、第8回基本関係委員会以降の基本関係交渉に関する韓国側外交文書が残されていないため、明確にはわから

⁴³ 外務省「日韓会談第八回基本関係委員会議事録」1952年4月2日、文書番号980、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。第8回基本関係委員会のあと、日本側が作成した日韓共同案の日本語草案については、外務省アジア局「日韓会談記録（四）（附属）」1952年6月、文書番号283、日韓会談文書情報公開アーカイブズ、参照。

⁴⁴ 「別紙（三）第五回本会議に対する基本関係委員会の共同報告」1952年4月4日、文書番号191、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省「日韓会談第五回本会議議事録」1952年4月4日、文書番号192、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁴⁵ 実際、第1次日韓会談の決裂後に作成された外務省の報告書では、日韓共同案の「前文の文言に関しては、双方代表の意見が一旦は合致し全体として殆ど妥結に到達し本会議に最後の承認の為に討議し得るばかりの状態となった」と記されている（外務省アジア局第二課「対韓交渉の概要」1952年5月6日、文書番号478、日韓会談文書情報公開アーカイブズ）。なお、第8回基本関係委員会において合意が成立したかどうかは、本来ならば日韓両国の議事録を照らし合わせることで明らかになる。しかし、同会合に関する韓国側議事録（英文の議事要録）は、残念ながら冒頭1頁以外すべて失われているため、検証不可能である（정무과〔政務課〕「한일회담 기본관계위원회 제8차 회의 요약」〔韓日会談基本関係委員会第8次会議要約〕1952年4月2日、大韓民国外交部外交文書登録番号80『제1차 한일회담 : 기본관계위원회 회의록』〔第1次韓日会談：基本関係委員会會議録〕フレーム番号0619）。ただし、本会議および各分科委員会における英文の議事要録は、日韓双方が草案を交替で作成し、合意のうえで決定されることになっていた（外務省「日韓会談第1回正式会議議事録」1952年2月15日、文書番号181、日韓会談文書情報公開アーカイブズ）。したがって、失われた韓国側議事録に記載されていた内容は、日本側議事録と大きく異なるものではなかったと推測される。

⁴⁶ 外務省「日韓会談における各案件交渉の経緯概要」1952年4月15日、文書番号476、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

ない。ただ、兪鎮午は第7回基本関係委員会に先立って、旧条約の「無効」という字句を条約案に入れるよう、本国政府から訓令を受けていた⁴⁷。また、第8回基本関係委員会においても、前文第3項をはじめとする諸懸案については本国政府と「相談中であって正式の回答は来ていない」と述べていた⁴⁸。したがって、兪鎮午らの韓国側代表団は本国政府の了解を得ずに、旧条約が「効力を有しない」という表現に合意したと推測される。そして、のちに「無効」の字句を条約案に入れるよう、あらためて本国政府から訓令を受けたため、日韓共同案の撤回を申し入れたのではないか。いずれにせよ、結果的には第1次日韓会談の基本関係交渉は「旧条約無効確認条項での合意形成には失敗した」⁴⁹といわざるをえない。

さらに、周知のとおり、第1次日韓会談は日本の対韓請求権主張により完全に停滞した。すなわち、請求権問題について「信頼しうべき情報も少く、韓国側の出方が予想し難かったため、〔中略〕まず先方に提案を行わしめ、先方要求の全貌を提示せしめ」た日本側代表団は、3月6日の第5回請求権委員会でついに対韓請求権主張を提起した。日本の対韓請求権主張に対し、韓国側は「請求権問題に関する日本側提案に対する韓国側異見」で真っ向から反駁を加えたうえで、「日本側提案の根本精神が余りにかけ離れているのため、日本側から代案でも提示されない限り、このままでは討議を進め得ない」として、対韓請求権の議論を拒否した⁵⁰。

その後、外務省は法理論を迂回して請求権の細目を具体的に話し合う非公式会談を提唱したり、大蔵省幹部に韓国側代表を引き合わせたりするなどの方策で、請求権交渉の継続を図った。しかし、韓国側は対韓請求権主張の撤回を要求し続け、さらには「請求権問題が妥結に至らないようでは今次会談は成功の望みがなく、両国間の友好条約などは問題にならぬ」と言明した⁵¹。

それでも、日本側は「請求権問題が出来なければ、何も彼も毀れると云うのは先方のブラッフ」に過ぎないと見なし⁵²、請求権問題および漁業問題とそれ以外の懸案とのデカッ

⁴⁷ 外務省、前掲「第七回基本関係委員会議事録」。

⁴⁸ 外務省、前掲「第八回基本関係委員会議事録」。

⁴⁹ 吉澤文寿、前掲論文、107頁。

⁵⁰ 「日韓会談 財産、請求権問題交渉の経緯」1952年3月19日、文書番号2035、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵¹ 「日韓会談 財産、請求権問題交渉の経緯（続）」1952年4月15日、文書番号544、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵² 廣田稔外務省アジア局第四課長「第三回日本側代表打合会議事録」1952年3月27日、

プリングを模索した。すなわち、在日朝鮮人の国籍処遇問題や船舶返還問題を妥結することで、日韓基本条約の締結に韓国側を誘導しつつ、請求権問題と漁業問題については「常設共同委員会を設置する等の方法で後途を策すという会談の終結方式」を目指した⁵³。そして、常設共同委員会の設置構想の実現のため、外務省は大蔵省と打ち合わせのうえで「常設共同委員会の実際の運営に当っての肚構えとして在韓日本財産全部を取りもどすという結果にはならぬという点を少々具体的に〔中略〕表明し、我方構想へ誘導する」方針を策定した。しかし、4月16日から24日までの計5回にわたる松本・梁非公式会談においても、日韓双方の主張の隔たりは縮まらなかった⁵⁴。結局、韓国政府による日韓会談打ち切りの閣議決定が外電で報じられると、日本側も「会談を一先ず事実上中止し暫らく冷却期間をおき、先方の反省を待つ外なし」という認識に達したため、同月26日に第1次日韓会談は決裂した⁵⁵。

第3節 韓国政府の管轄権問題の再検討と外務省の結論

第1次日韓会談の基本関係交渉では、のちに日韓基本条約の締結まで争点となる旧条約の無効確認をめぐる、早くも日韓間の攻防が展開された。他方で、日韓基本条約のもう一つの争点となる韓国政府の唯一合法性については、結局この会談では扱われなかった。第1節で述べたとおり、日本政府にとって韓国政府の管轄権問題は、在朝日本財産に対する請求権主張と関連するものであった。ところが、韓国側は「議論が韓国にある日本財産に触れることすら困る〔中略〕この財産を如何にするかという議論は、たとえ仮定の上に立ったものであっても、行うことはできない」として、日本側の対韓請求権主張にまったく取り合わなかった⁵⁶。そのため、第1次日韓会談では韓国政府の管轄権問題が表面化す

文書番号 1638、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵³ 前掲「日韓会談 財産、請求権問題交渉の経緯（続）」。

⁵⁴ そもそも、日本側は「帰属財産に対する韓国側の考え方について疑問の余地があることが知れることは、韓国政府にとり痛い点であり、且つ公式記録でも発表されれば、会談を打切らざるを得ない事態に陥れた責任が、いずれにあるか明らかになり、韓国外交の大失態となる」と考え、第1次日韓会談の決裂をあえて避けようとはしていなかった（外務省「会談決裂の場合韓国側の不利となる諸点」1952年4月4日、文書番号 1644、日韓会談文書情報公開アーカイブズ）。

⁵⁵ 「日韓会談 財産、請求権問題交渉の経緯（第三）」1952年5月2日、文書番号 544、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵⁶ 外務省「日韓会談請求権問題に関する非公式会談結果報告」1952年3月11日、文書番

ることもなかった。

それでも、第1次日韓会談が不調に終わってからも、外務省は韓国政府の管轄権問題について検討を続けていた。第1次日韓会談の決裂により、日本は「韓国政府の承認にフリーハンドを有つ」と考えられたからである⁵⁷。そして、1952年7月18日に開かれた請求権問題に関する外務省内の打合せ会では、第1次日韓会談の開始直前と同様に、韓国政府の管轄権問題が在朝日本財産に対する請求権主張との関連で議論された。すなわち、「請求権問題については、在北鮮財産は重大なものであるが、この点に関する従前の経緯はどうか」と尋ねた外務省条約局の大田事務官に対し、倭島英二外務省アジア局長は「韓国に関する国連決議、米国による承認の経緯等に鑑み、韓国を全鮮の政府と明示的に認めることは慎重考慮する必要がある」と答えた。他方で、重光晶外務省条約局長は「基本条約の建前、送還問題等に鑑み、ハッキリ韓国を全鮮政府と認める立場をとる方がよい」と主張した。そこで、後宮虎郎外務省アジア局第二課長は「〔韓国を〕正統政府と認めた上で、現実にインプリティション出来ないもののみ、地域的に限定することにすればよい」と提案した。しかし、この打合せ会では韓国政府の管轄権問題に関する議論は決着しなかったため、外務省条約局が「韓国を全鮮の正統政府として明示的に承認することの可否につき研究して置くこと」となった⁵⁸。

1952年7月の時点で、韓国政府の管轄権問題をめぐる外務省内の議論が続いていたことは、外務省が大蔵省との折衝に備えて作成した「請求権問題対処方式」からもうかがえる。同文書では、請求権交渉の方法として①南北統一の時期まで請求権交渉を持ち越す案、②請求権交渉では北朝鮮関係に触れないとする案、③在朝日本財産を含めて「相互放棄」する案など、計七つの多様な対処方式案が検討されており、対韓請求権主張に在朝日本財産を含めるかどうかの結論は出ていなかった⁵⁹。

ところが、翌年1月に入ると、一転して韓国政府の管轄権問題に対する外務省内の議論が決着した。すなわち、李承晩大統領の来日に際して作成された1953年1月23日付の「日韓会談再開の基本条件について」と題する文書は、「交渉の相手とすべき韓国政府の

号1189、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵⁷ 外務省、前掲「会談決裂の場合韓国側の不利となる諸点」。

⁵⁸ 西沢事務官「日韓請求権問題省内打合せ」1952年7月21日、文書番号656、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵⁹ 外務省アジア局第二課「請求権財産問題に関する折衝要領に関する件」1952年7月21日、文書番号655、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

性格についてのわが方見解としては、1948 年 12 月 12 日の国連総会決議の線に従う」として、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解を明確に打ち出した⁶⁰。そして、同日に開かれた外務省内の打合せ会では、韓国政府の性格について「これ以外の考え方はない。

〔中略〕今は現実の韓国の支配地域についてのみ言い、なるべく右のことには触れないで、穴だけあけておけばよい」として、のちに岸信介政権の藤山愛一郎外相が発する訓令や日韓基本条約の唯一合法性条項に通ずる方針、すなわち「二つの朝鮮」政策が採用されたのである⁶¹。

韓国政府の管轄権は朝鮮南部に限定されると見なすべき根拠として、外務省アジア局第二課があげたのは、やはり国連総会決議第 195 号（Ⅲ）の内容および米国の韓国政府承認時の態度であった。

我国の立場を考えれば、前記国連総会の決議が、韓国が全鮮に支配を及ぼしているものとは云っていないこと、米国が韓国承認に当って慎重に国連決議を引用している態度に鑑み、韓国との間に各種の條約・取極等を締結するに当っては、列強に先走って韓国に全鮮の支配権を認める如きコミットを与えることは極力避け、状況の如何なる

⁶⁰ 外務省「日韓会談再開の基本条件について」1953 年 1 月 23 日、文書番号 1045、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。同文書は、外務省アジア局第二課が草案を作成し、1 月 17 日のアジア局課長会議で検討・修正のうえ、同月 23 日の省内会議に提出された（外務省「日韓会談再開に関する件」作成日不明、文書番号 1046、日韓会談文書情報公開アーカイブズ）。

⁶¹ 外務省アジア局第二課「日韓会談再開に関する第一回省内打合会議事要録」1953 年 1 月 23 日、文書番号 1046、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。ただし、1953 年 1 月の時点で、日本政府内において「二つの朝鮮」政策が完全に確立されたわけではない。たとえば、1957 年 10 月の日印首脳会談では、岸首相が「〔朝鮮半島は〕永世中立的な平和国家として統一すべきであり、朝鮮問題を日本のイニシアチブによって国連の場で解決するという構想を披露した（権容奭『岸政権期の「アジア外交」——「対米自主」と「アジア主義」の逆説』国際書院、2008 年、106 頁）。この「朝鮮中立化構想」は、米国の「一つの朝鮮」政策（後述）に通ずるものである。もっとも、岸政権が「朝鮮中立化」に向けて具体的行動を起こした形跡はなく、同構想は中立主義を掲げるジャワハルラール・ネール首相に対する外交的修辭に過ぎなかったと考えられる。実際、第 4 次日韓会談に臨む藤山外相の訓令では、対韓交渉では朝鮮北部を扱わないことが明確化された。さらに、1960 年末には外務省条約局法規課が「韓国の地位については、〔中略〕1948 年の国連決議の趣旨をとり、北鮮における事実上の authority の存在を全く否定することなく、かつ条約の各条項の適用は韓国政府が実効的支配と管轄を及ぼしている南鮮の部分に限る」として、金日成政権のオーソリティを承認した（外務省条約局法規課「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点（討議用資料）」1960 年 12 月 1 日、日韓会談文書 1410）。

変化にも応じ得るような余地を残して置くべきである。⁶²

ただし、米国の対韓政策については留意しなければならない。確かに、韓国政府の承認に関するホワイトハウスの発表は、韓国政府の管轄権が朝鮮全域に及んでいないことを示唆する国連総会決議第 195 号 (Ⅲ) の文章を引用したうえで、「国連総会によるこの行動に照らして、〔中略〕米国政府は韓国政府の承認を決定した」と述べている。しかし、同発表の末尾では「米国政府は、朝鮮人民およびその合法的な政府が自由かつ統一された朝鮮という目標を達成するのを助ける努力において、国連総会のもとに設置された新しい国連朝鮮委員会にあらゆる援助および便宜を与えるように努力するものとする」として、米国政府の立場は「一つの朝鮮」であることも明言された⁶³。

実際、すでに北朝鮮への侵攻による朝鮮半島の再統一という「巻き返し」政策の挫折が明らかになっていた 1953 年においても、米国政府は「一つの朝鮮」を望ましいと考えていた。すなわち、7 月 2 日、国家安全保障会議は朝鮮戦争の休戦協定締結を前に「休戦後の朝鮮に関する米国の目標」と題する文書を採択し、翌日にはドワイト・D・アイゼンハワー大統領の承認を得た。同文書は、韓国主導で統一された朝鮮を米国の安全保障システムに組み込み、軍事同盟国として発展させることに「もはや現実的な可能性はない」と認めたうえで、①南北分断の現状維持と米国の安全保障システムへの韓国の編入、②韓国主導で統一された朝鮮の中立化という二つの選択肢を「実現可能な代替目標」として検討した。そして、「中立化によって生じる朝鮮半島での軍事的地位の放棄は、米国にとって重要ではない。〔中略〕韓国主導で統一され、中立化された朝鮮を確保することは米国の利益であり、米国の目標でなければならない」として、後者の路線を支持したのである⁶⁴。

休戦協定や米韓相互防衛条約といった朝鮮戦争後の基本的枠組みができてからも、米国の立場に原則的変更はなかった。すなわち、同年 11 月 20 日にアイゼンハワー大統領の承

⁶² 外務省アジア局第二課西沢「韓国のステイタスと我が国の立場」1953 年 1 月 18 日、文書番号 1305、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁶³ White House, “United States Recognizes Republic of Korea,” January 1, 1949, *The Department of State bulletin* (Washington, DC: GPO, 1949), Vol. XX, No. 497, 59–60.

⁶⁴ NSC 157/1, “U.S. Objective with Respect to Korea Following an Armistice,” July 7, 1953, *Foreign Relations of the United States, 1952–1954* (Washington, DC: GPO, 1984), Volume XV, Part 2, Document 674 (以下、*FRUS, 1952–54*, 15-2, #674 との要領で略記)。ただし、米国はあくまでも韓国政府の支配の地理的拡張による「統一」を前提としており、ここでの「中立化」とは米軍基地と軍事同盟を否定する程度の意味に過ぎない (李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会、1996 年、57 頁)。

認を受けた NSC 170/1 は、米国の「朝鮮半島問題に関する長期的目標」を「米国に友好的な朝鮮の統一を実現すること」に置き、「共産主義者と国連（韓国は国連と連携）の間の政治交渉によって、独立した代表政府のもとでの統一された中立の朝鮮を引き続き求める」と定めた⁶⁵。同文書は、1955 年 3 月 10 日に NSC 5514 に取って代わられるまで、アイゼンハワー政権期の対韓政策の基本文書となった⁶⁶。

もちろん、あくまでも「平和的手段」による朝鮮半島の統一を目指すアイゼンハワー政権と、北進統一論を強硬に唱え続ける李承晩政権との間には、大きな溝があった。つまり、米国は韓国による武力統一の試みには一切の支援を与えないと決めていた⁶⁷。とはいえ、朝鮮半島の統一を長期的目標に置いていたこと、また 1956 年以降の韓国による国連単独加盟の試みに好意的であったこと⁶⁸などを踏まえると、やはり 1950 年代の米国は「一つの朝鮮」という立場を堅持したといえよう。したがって、日本政府の「二つの朝鮮」政策は「対米追随」の結果ではない。むしろ、1953 年以降、日米両国の対朝鮮半島政策に差異が生じ始めたといえよう。

それでは、なぜ外務省は 1953 年 1 月というタイミングで、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解を固めたのか。繰り返しになるが、韓国政府の管轄権問題は対韓請求権主張において在朝日本財産をいかに取り扱うかという問題と密接に関連していた。そこで、第 1 次日韓会談のあと、対韓請求権や在朝日本財産をめぐって外務省内でいかなる議論が展開されたのかを見てみよう⁶⁹。

⁶⁵ NSC 170/1, “U.S. Objectives and Courses of Action in Korea,” November 20, 1953, *FRUS, 1952–1954*, 15-2, #805.

⁶⁶ 李鍾元、前掲書、51 頁。

⁶⁷ NSC 170/1, “U.S. Objectives and Courses of Action in Korea.” その後、激しい米韓対立を経て 1954 年 11 月 17 日に締結された「米韓合意議事録」では、米国側は経済・軍事援助と引き換えに、韓国軍の作戦統制権を半永久的に国連軍司令部へ譲渡させた。これにより、李承晩政権の北進統一論は「現実的挫折」を余儀なくされた（洪錫律「李承晩政権の北進統一論と冷戦外交政策」『韓国史研究』第 85 号、ソウル：韓国史研究会、1994 年 6 月、165 頁；U.S. Department of State, “Agreed Minute Between the Governments of the United States and the Republic of Korea Based on the Conferences Held Between President Eisenhower and President Rhee and Their Advisers in Washington, July 27–30, 1954, and Subsequent Discussions Between Representatives of the Two Governments,” November 19, 1954, *The Department of State bulletin* (Washington, DC: GPO, 1954), Vol. XXXI, No. 805, 810–811)。

⁶⁸ 金伯柱『朝鮮半島冷戦と国際政治力学——対立からデタントへの道のり』明石書店、2015 年、43 頁。

⁶⁹ 第 1 次日韓会談後の日本政府内における対韓請求権主張の検討過程については、金恩貞の研究も参照されたい（金恩貞「1950 年代初期、日本の対韓請求権交渉案の形成過程—

第1次日韓会談では、日本側は「私有財産権尊重の原則に基き、わが方は在鮮財産について請求権を有するとの建前をとり、政府間に於て個人の権利が確認された上は請求権者自ら、自己の負担において、これが請求乃至処分を行う」という対韓請求権主張を展開した⁷⁰。しかし、第1次日韓会談の決裂後、その経緯を検討した外務省アジア局第二課は、このような対韓請求権主張は「ヴェステング・デクリーの効力の最終性を否認することであり、韓国側は従来の交渉経過を鑑みても絶対に承知せざるべく、又米国もこの点については韓国側を支持しているので、本方式を今後の会談において主張することは賢明でない」と結論づけた⁷¹。

もっとも、対韓請求権の放棄による財政負担を懸念する大蔵省は、依然として「従来の法理論を固執し、出来得れば請求権問題の交渉は将来に持越したい、また国内補償問題を伴うような解決方法には反対であるとの立場を堅持」し、外務省との打合せ会では強硬な対韓請求権主張を崩さなかった⁷²。また、この時点では、外務省アジア局第二課自身も「相互放棄の方式は憲法 29 条との関係において補償問題を惹起し、これは財政上莫大なる負担を生ずるのみならず、他の連合国領域内の賠償引当財産に対する補償問題も誘発するをもって、實際上不可能である」と認識していた⁷³。

それでも、1952 年 11 月頃には、外務省アジア局第二課は日韓間請求権の「相互放棄」こそが「請求権問題の実際的解決案」であるという見解を固めた。財政上の負担を招きかねない請求権の「相互放棄」という方式をとってまで「積極的に〔日韓会談の〕打開方を考慮する」理由としては、①日韓国交正常化への米国の強い希望、②共産主義勢力と最前線で対峙する存在としての韓国の重要性、③在日朝鮮人の退去強制問題、④在日朝鮮人の法的地位問題、⑤李承晩ラインによる日本人漁夫抑留問題の五つがあげられた。また、対韓請求権放棄のより直接的な理由として、韓国側が日本の対韓請求権主張を「假りに承諾したとしても、韓国の動乱のため財産の大半は破壊されており、また、同国における法

—『相互放棄プラスアルファ』案の形成を中心に『アジア研究』62 巻 1 号、アジア政経学会、2016 年、13-20 頁）。

⁷⁰ 外務省アジア局第二課「日韓国交調整特に請求権問題について」1952 年 11 月 10 日、文書番号 1303、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁷¹ 外務省アジア局第二課「日韓会談問題の検討」1952 年 8 月 19 日、文書番号 1041、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁷² 「第二段階における請求権問題（一九五二年七一八月会談再開機運に際して）」作成日不明、文書番号 655、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁷³ 外務省アジア局第二課、前掲「日韓会談問題の検討」。

秩序の混乱のため、わが国請求権者が現実に権利を行使し得るや否やについては、多大の疑問がある」ことも指摘された⁷⁴。

このように、外務省アジア局第二課は請求権行使の実現可能性の乏しさをおもな理由として、日韓間請求権の「相互放棄」という方針を決定した。そして、この決定にともなって浮上したのが、「相互放棄」の範囲に在朝日本財産を含めるかどうか、あるいはそもそも日韓間の交渉で在朝日本財産を取り扱うべきかどうかという問題であった。そこで、外務省アジア局第二課は日韓請求権交渉に関して、朝鮮全域を対象とする場合と朝鮮南部のみを対象とする場合に分け、さらに前者については在朝日本財産に対する請求権の存在を主張する場合と請求権を放棄する場合に細分して、それぞれの問題点と利害得失を検討した⁷⁵。

まず、朝鮮全域を日韓請求権交渉の対象とし、在朝日本財産に対する請求権の存在を主張する場合、「在北朝鮮日本財産について韓国政府に要求することとなり、韓国の管轄権が北朝鮮にも及んでいることを日本が認めていることになる」点が、「国連決議に対する行き過ぎ」として問題視された。また、「韓国としても、かりに相互放棄を前提とするも、日本の請求権の存在を承認することは希望しないと思われ」た⁷⁶。

次に、朝鮮全域を日韓請求権交渉の対象とし、在朝日本財産に対する請求権を放棄する場合、「何故に在北朝鮮財産を放棄したかの問題は必ず提起されよう」と予測された。なぜならば、「在北朝鮮財産は桑港条約第4条（b）項とも、韓国政府による如何なる処置とも関

⁷⁴ 外務省アジア局第二課、前掲「日韓国交調整特に請求権問題について」。

⁷⁵ 外務省アジア局第二課西沢、前掲「韓国のステイタスと我が国の立場」。なお、外務省アジア局第二課では日韓間請求権の「相互放棄」が既定方針となっていたにもかかわらず、在朝日本財産に対する請求権の存在を主張する場合も検討した理由は、駐韓米軍政庁の命令33号における帰属命令（ヴェスティング・デクリー）の効力の範囲と関連があった。すなわち、外務省では対韓請求権放棄の前提として「日本国は、朝鮮にあった合衆国軍政府により又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力並びに右に関連して大韓民国政府のとった措置を承認」することが想定されていた（外務省「日本国と大韓民国との間の財産権及び請求権処理に関する特別取極（案）」1953年3月25日、文書番号1049、日韓会談文書情報公開アーカイブズ）。ところが、いうまでもなくヴェスティング・デクリーは朝鮮南部の日本国・日本人財産を対象としたものであり、その効力は在朝日本財産には及ばなかった。したがって、日韓間請求権の「相互放棄」はただちに在朝日本財産に対する請求権の放棄をも意味するわけではなく、あらためて「如何なる理由によって在北朝鮮日本資産を放棄するのか」を検討する余地が残されていたのである（外務省アジア局第二課西沢「日韓間請求権特別取極の諸様式について」1953年1月21日、文書番号1306、日韓会談文書情報公開アーカイブズ）。

⁷⁶ 外務省アジア局第二課西沢、前掲「韓国のステイタスと我が国の立場」。

係ないので、日本は義務なくしてこれを放棄すること」になるからである。そして、「憲法第 29 条違反の問題を生ずるのみならず、在外地資産一般を放棄する建前とする時は、台湾関係の請求権交渉にも影響を与える」と懸念された⁷⁷。このように、在朝日本財産に対する請求権を主張するか放棄するかにかかわらず、朝鮮全域を日韓請求権交渉の対象とすることは得策ではないと判断された。

他方で、朝鮮南部のみを日韓請求権交渉の対象とする場合は、「韓国側が納得するかどうかが最大の問題」であった。すなわち、「在北鮮財産に対する日本側主張を未解決のままに放置すること」は「若しこれで韓国側が納得すれば、日本としては最も好都合であるが、韓国側としてはこのように不安定な状態は容易に容認しないと思われ」た。それでも、外務省アジア局第二課は「韓国側にこの間の事情〔黒塗りのため、何を指しているのかは不明〕を暗に了解させることができれば、韓国側としても北鮮関係請求権問題が未解決になっているという理由のみでは会談全体の決裂を賭するものとは思われない」として、「日本側として、北鮮財産に関して何等の処置をも日韓間に取極めることが出来ないとすれば、次善の策として問題を南鮮にのみ限ることとし、この線に沿って韓国側を納得させる他はないであろう」と結論づけた⁷⁸。そして、第 2 次日韓会談を前に、外務省は「韓国政府の性格についてのわが方見解としては、1948 年 12 月 12 日の国連総会決議の線に従う」ことを決定したのであった⁷⁹。

本章の議論を踏まえると、戦後日本の「二つの朝鮮」政策の形成過程では、在朝日本財産の存在が説明変数であったといえる。第 1 次日韓会談に臨む日本政府は、莫大な在朝日本財産に対する請求権主張が韓国の対日請求権の「相殺」ないし支払い回避のために有益であると考えていた。そこで、日本政府は請求権交渉の対象に在朝日本財産を含めるため、韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なした。ところが、韓国側は日本の対韓請求権主張に猛反発し、ついには第 1 次日韓会談の決裂に至った。強硬な対韓請求権主張の有効性に疑念を抱いた日本政府は、外務省アジア局第二課の主導により、次第に日韓間請求権の「相互放棄」という方針を固めていく。そして、日韓間請求権を「相殺」ではなく「相互放棄」する以上、あえて在朝日本財産を請求権交渉の対象に含める理由はなくなった⁸⁰。

⁷⁷ 同上。

⁷⁸ 同上。

⁷⁹ 外務省、前掲「日韓会談再開の基本条件について」。

⁸⁰ 日韓間の請求額を差し引いて清算し、その差額によってどちらかの返還をとものう「相殺」方式に対し、「相互放棄」方式では日韓両国が請求権の差額を問わず、相互の請

放棄した対韓請求権の国内補償問題や日台請求権交渉への影響を考慮すると、むしろ日韓請求権交渉の対象から在朝日本財産を除外することが、日本政府にとっては得策となった。その結果、日韓間請求権の「相互放棄」という方針が定まりつつあった 1953 年 1 月というタイミングで、外務省は韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解を固めた。

もっとも、1953 年 1 月時点の「二つの朝鮮」政策については、次の 2 点に留意が必要である。第一に、外務省は「韓国政府の性格」について「1948 年 12 月 12 日の国連総会決議の線に従う」としながらも、「協定面にあからさまに限定的な意図を表現することは、日韓会談全体を破壊するおそれもあるので、これを回避し、国会説明等のため必要已むを得ざる場合は、単に前記国連総会決議を引用するに止める」意向であった⁸¹。また、日韓間請求権の「相互放棄」についても「放棄範囲の限定方法は交換公文にて可なり」とした⁸²。つまり、基本条約や請求権協定で韓国政府の管轄権問題を取り上げることに、外務省は消極的であった。したがって、それにもかかわらず日韓基本条約に唯一合法性条項が盛り込まれた経緯については、第 2 次日韓会談以降の展開を検討する必要がある。

第二に、本章で明らかにしたように、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解は、対韓請求権の対象に在朝日本財産を含めるかどうかという外務省内の議論から生まれた。つまり、この時期の日本政府は「将来北朝鮮と国交正常化交渉を行うことを念頭に入れて〔中略〕韓国政府の管轄権は 38 度線以南に限定すべきだと考えていた」⁸³わけではない。とはいえ、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定するということは、朝鮮北部における韓国政府とは異なる政治的実体（北朝鮮）の存在を認めること、すなわち「二つの朝鮮」という朝鮮半島の現状に対する追認へとつながる。それゆえ、外務省は「二つの朝鮮」のうち韓国を国交正常化交渉の相手に選択するという方針こそ変更しなかったものの、国連単独加盟の模索をはじめとする韓国政府の「一つの朝鮮」政策には消極的姿勢を堅持した⁸⁴。

さらに、いったん「二つの朝鮮」を認めた以上、ハイ・ポリティクスの領域では韓国を選ぶとしても、ロー・ポリティクスの領域では北朝鮮との関係構築も時間の問題となる。

求権を完全に放棄する（金恩貞、前掲「1950 年代初期、日本の対韓請求権交渉案の形成過程」11 頁）。したがって、「相殺」方式をとる場合は対韓請求権の対象を極力広げることが日本側の利益となるが、「相互放棄」方式をとる場合はその必要がない。

⁸¹ 外務省、前掲「日韓会談再開の基本条件について」。

⁸² 外務省アジア局第二課西沢、前掲「日韓間請求権特別取極の諸様式について」。

⁸³ 金恩貞、前掲「日韓会談における北朝鮮要因」81 頁。

⁸⁴ 金伯柱、前掲書、46-48 頁。

それゆえ、1950 年代半ば以降、経済面における日朝間の実務関係を模索する動きが胎動すると、外務省はその「経済の論理」を抑えきれず、「政経分離」の日朝貿易が拡大していくのである。

第3章 日韓会談中断期における日韓関係と日朝関係

第1節 第2次日韓会談および第3次日韓会談の展開

第2次日韓会談に際し、外務省アジア局第二課は「再び原則論の対立に陥ることを避けるため、〔中略〕従来の経験に鑑み、この際根本的に対立する問題の論議を蒸し返さず、寧ろ暫定的な協定の建前で、纏りそうなことにつき、できるだけ歩み寄るよう努力」し、「会談の方式としては、〔中略〕問題毎に分科委員会で討議し、本会議でこれをまとめるがごとき形をとらず、すべて久保田代表と金代表との間の話合いでことを進める」と交渉方針を改めたうえで¹、日韓間の諸懸案への対応を検討した。基本関係交渉については、第1次日韓会談で顕在化した旧条約の無効確認に関する論議を避けるため、①対日講和条約の項目を基本関係条約に再録する形式を避けること、②基本関係条約では外交・領事関係の設定のみを取り上げること、③基本関係条約の形式はビルマ、インドネシア、フィリピンなどと同様に交換公文によることという3点が定められた²。

1953年5月25日の基本関係部会第2回会議では、日本側担当官の鈴木政勝外務省参事官が「基本協定は、出来るだけ簡単な表現で早く纏めたい〔中略〕細かい点は抜きにしてどうしても必要と思われる点のみを規定したい、従って日韓併合条約の効力についても規定する必要はないと思う」と述べた。鈴木発言を受けて、韓国側の林松本外交委員も「基本関係の問題は前会談においてほとんど論じ尽した感があり、簡単にすることには異論はない」と応じた。ただし、林松本は「本協定の性質上、他部会が結論を得てはじめて本部会の纏まるグラウンドが出来ることになるのでないか」とも指摘した³。要するに、日韓間の外交関係の設定を最優先とする日本側と、日韓間の諸懸案をすべて解決したあとに外交関係を樹立しようとする韓国側という交渉方針のすれ違いは、第1次日韓会談の基本関係交渉と何ら変わりなかった。

¹ ただし、実際の第2次日韓会談では韓国側の要望により、①基本関係、②請求権、③漁業、④船舶、⑤国籍処遇という五つの部会が設置され、懸案ごとに討議される形式となった（外務省アジア局第二課「日韓交渉第三回会議議事要録（三）」1953年4月30日、文書番号691、日韓会談文書情報公開アーカイブズ）。

² アジア局第二課「日韓会談交渉方針（案）」1953年4月8日、文書番号1050、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

³ 外務省アジア局第二課「日韓交渉会議議事要録（十五）第二回基本関係部会」1953年5月25日、文書番号692、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

第2次日韓会談は五つの部会に分かれて進行していたが、久保田貫一郎日本側代表は同年6月に入ると、日韓会談の無期休会を図った。その理由としては、①朝鮮戦争の休戦に頑なに反対し、実力行使（北朝鮮側捕虜の独断釈放）も厭わない韓国政府との会談続行は「国連協力のわが基本方針と反すること」、②李承晩大統領は「その大胆にして軽率な行動は世界の指弾を招き、遠からず引退を余儀なくせしめられることも予想できる」こと、③朝鮮戦争の休戦後、南北統一政府ができるか南北両政権が事実上対立し続けるかを見極めるべきで、韓国政府との交渉を急ぐ必要はないこと、④李承晩の後継政権が「李以上の反日的であり得」ず、「没落せんとする李の支柱となる如き会談の続行は考えものである」ことの4点があげられた⁴。

久保田の無期休会案に対し、下田武三外務省条約局長も国会对策の観点から賛成した。すなわち、下田は「日韓条約につき国会の承認を求める際には、恐らく客年日華平和条約の審議の際以上の紛糾を来すであろう〔中略〕国会を通過するか否か見通しも付かない条約をまとめるため、請求権、船舶問題等につき相当の譲歩を行なう肚を、この際、無理に決めてまでして、交渉の継続を計るのは意味のないことのように思われる」なかで、朝鮮戦争の休戦協定成立が日韓会談を休会する「絶好の口実となり〔中略〕将来に備えてわが方の行動の自由を確保すべき時期が到来した」と結論づけた。その結果、7月22日の非公式会談を経て、日韓会談は「久保田代表の希望どおり」休会に持ち込まれた⁵。

ところが、朝鮮戦争の休戦成立から1ヵ月後の8月27日、韓国周辺の海域に設定されていた国連軍水域が停止された結果、韓国海軍は李承晩ライン付近への出動を活発化させ、10月6日までに計43隻の日本漁船を拿捕した。日本政府は金溶植駐日韓国公使への直接抗議に加えて、ジョン・アリソン駐日米国大使に「本件の平和的解決」の斡旋を求めたが、逆に米国政府の意向として「日韓両国に対して休会中の日韓交渉再開方を、また日本に対しては〔中略〕対韓請求権の放棄等でき得る限りの譲歩をなし、日韓間の諸懸案を解決するよう勧告する」旨が在米日本大使館より伝えられた。そこで、日本政府は無期休会の方

⁴ 久保田参与「日韓会談無期休会案（私案）」1953年6月21日、文書番号1054、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵ 下田武三条約局長「無期休会案に賛成の理由」1953年6月23日、文書番号1054、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；日韓国交正常化交渉史編纂委員会「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第3章 第2、3次日韓会談」1971年、文著番号1915、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

針を翻し、日韓会談の再開を決定した⁶。

このような経緯から、対韓交渉における日本側の主たる関心は漁業問題であったが、韓国側は漁業問題のみを切り離して討議することに反対した。そのため、第2次日韓会談と同様に①基本関係、②国籍処遇関係、③財産請求権関係、④漁業関係、⑤船舶関係の五つの部会を設けるかたちで、1953年10月6日より第3次日韓会談が始まった⁷。

10月12日の第1回基本関係部会では、韓国側は「〔韓国〕国内で犯罪を犯し地理的關係において近い日本に逃亡している者と、国外犯たる在日韓人」が「日韓間の友好関係を阻害している」として、双務的な犯罪人引渡しに関する協定について討議することを提案した。韓国側がこの問題を取り上げようとした背景には、日本と「共産主義に対する共同防衛の措置も推し進めたい意向」があった。しかし、鈴木政勝外務省参事官は「本部会当面の使命が正常な国交関係の樹立にあることからして、このような政治的にデリケートな問題は国交が開けて後に取上げるべき問題で〔中略〕政治犯引渡しと誤解されはせぬか等々疑問があり簡単に同意し難い」として、犯罪人引渡しの問題を討議することに反対した。韓国との国交正常化に際し、条約の「内容は国交の樹立に必要な最小限度の事項のみを規定した簡単なものと」する日本側の方針は、第3次日韓会談においても変わらなかったものである。韓国側は「犯罪人引渡しの問題は是非本会談でまとめたい」と食い下がったが、10月15日の第2回請求権部会での「久保田発言」によって会談全体がストップしたため、第3次日韓会談の基本関係交渉でこの問題が取り上げられることはなかった⁸。

さて、第3次日韓会談について注目すべきは、韓国政府の管轄権問題が日韓間で初めて議論されたことである。すなわち、10月13日の第2回本会議において、久保田から在朝日本財産に対する見解を尋ねられた金溶植は、次のように述べた。

在北鮮財産については、国連決議に示されている通り韓国は朝鮮における唯一の合法政府であり、北鮮は韓国の一部である。米軍政府の日本財産接收命令は指導原則を示したもので、米軍政府の管轄が38度線以南であったにもかかわらず、在北鮮財産も

⁶ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第3章 第2、3次日韓会談」。

⁷ 同上。

⁸ 外務省アジア局第二課「再開日韓交渉議事要録 基本関係部会第一回」1953年10月12日、文書番号172、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

南鮮財産と同様に処理される。⁹

金溶植の回答に対し、久保田は次のように応じた。

韓国の北鮮統一の要望は承知しているが、それにしても米軍政府が権力を行使していたのは南鮮である事実に変りはない。国連決議には、韓国にケチをつけるわけではないが、国連朝鮮委員会の監視の下に選挙が行われた地域における唯一の政府云々という言葉がある。¹⁰

久保田の発言を受けて、金溶植は「国連決議は朝鮮における唯一の合法政府である（only legal government in Korea）と認めているので北鮮は韓国の一部であると強調し」たが、久保田も「韓国が唯一の合法政府であることに疑問はないが力の及ぶ範囲については国連の決議は、"having effective control and jurisdiction over that part of Korea where the Temporary Commission was able to observe....."と述べている。北鮮は韓国の実力の及ばなかった範囲である」と応酬し、韓国政府の管轄権をめぐる議論は平行線に終わった¹¹。

第3次日韓会談が「久保田発言」によって決裂すると、日本政府は米国政府に斡旋を依頼し、会談再開への道を探った。「久保田発言の撤回方に固執した」韓国側との意見調整は難航したが、1954年5月12日の外国人記者会見において、岡崎勝男外相が「もしそれが日韓会談再開の支障になっているのであれば、昨秋のいわゆる久保田発言を撤回する用意がある」と述べると、日韓両国の駐米大使による会談再開への話し合いが活発化した。とはいえ、日韓会談の経緯に対する日本政府の見解は、あくまでも「日韓両国間の諸懸案の平和的解決につき、いずれが熱意を有し、合理的態度をとってきたかは明らかで〔中略〕日本政府は今後とも既定の方針に基き会談の再開、妥結のために不断の努力を続けて行く所存であって、これに対する韓国側の冷静な考慮が望まれるとともに、世界の公正な

⁹ 久保田貫一郎外務省参与「日韓交渉報告（再七） 日韓交渉第二回本会議状況」1953年10月12日、文書番号169、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹⁰ 外務省アジア局第二課「日韓交渉第二回本会議議事要録」1953年10月12日、文書番号169、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。なお、久保田自身は「南北鮮統一は見込薄」で、とりわけ李承晩が政権の座に「居る間は日韓の親善も結局口頭禅に終り、又、南北鮮の統一もあり得ない」と見ていた（久保田参与「日韓会談決裂善後対策」1953年10月26日、文書番号1062、日韓会談文書情報公開アーカイブズ）。

¹¹ 外務省アジア局第二課、前掲「日韓交渉第二回本会議議事要録」。

輿論もこれを十分に支持するものと確信している」というもので、対韓請求権の撤回をはじめとする韓国側の要求に応える用意はなかった。そのため、同時期にジュネーブ会議や李承晩の訪米といった行事が重なったことも相まって、日韓会談再開の目処は立たないままであった¹²。

日韓関係が完全な膠着状態に陥った 1954 年 12 月 20 日、外務省アジア局第五課は朝鮮半島情勢を分析したうえで、対韓交渉方針を策定した。まず、同文書はジュネーブ会議後の「世界の朝鮮問題に対する態度は、その南北分断の現状維持をはかることが平和のために最も望ましい現実的な方策であるという点に一致したと見られる。〔中略〕英国をはじめ、米国以外の西方諸国は朝鮮問題から手を抜こうとしており、朝鮮問題はローカライズされている」なかで、李承晩の「武力北進統一のスローガンには世界が反対し、現実の支援が得られない。〔中略〕李大統領独裁化の傾向はいよいよ強まっているが、憲法改正をめぐる紛糾からも明らかなとおり、その政治的地盤は狭小、かつ、不安定であり、その権力は憲兵と警察の上に維持されてはいるが、大統領の統制力はようやく限界に達した」として、李承晩政権の安定性に疑問を呈した。ここで注目すべきは、韓国とは対照的に「北朝鮮の国際的地位は相対的に向上し、その経済復旧の進捗と相俟って、韓国に対する平和攻勢を展開しており、韓国自体は勿論、自由陣営としてもその事実上の存在を無視し得なくなっている」と評されていることである¹³。前章で明らかにしたように、朝鮮戦争下の 1951 年 11 月時点では、日本政府は金日成政権を「正統政府に対して抗戦し、全国的政府の樹立を目標とする『叛乱状態』にある地方政治団体であって、交戦団体以前のもの」と位置づけていたが¹⁴、朝鮮戦争の休戦とジュネーブ会議を経て南北分断が固定化されるなかで、北朝鮮のオーソリティを認める方向へと傾きつつあったことがうかがえる。

¹² 外務省アジア局第五課「日韓会談の経緯」1954 年 9 月 10 日、文書番号 1068、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；「日韓問題」1954 年、文書番号 1070、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹³ 外務省アジア局第五課「対韓関係当面の対処方針（案）」1954 年 12 月 20 日、文書番号 1070、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹⁴ 外務省「北鮮地域関係の問題をどう取扱うか（未定稿）」1951 年 11 月 8 日、文書番号 1835、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

第2節 鳩山政権の登場と「二重外交」の陥穽

ただし、1954 年末は日韓関係に改善の兆しが見えた時期でもあった。悲願の政権の座についた鳩山一郎首相は、日韓関係の改善に関心を示さなかった前任者とは対照的に、積極的な対韓政策を構想していたからである。すなわち、12 月 29 日、鳩山は韓国の通信社を通じて韓国側に送った書簡において、次のような見解を示した。

両民族の善隣親和の確立が双方共通の利益であるとともに、東亜の平和、安定に不可欠の要件であって、両国の友好関係樹立のためには互に国家的独立を尊重しつつ、互恵平等の原則の下に提携して行くことが必要であり、相互の立場と苦難に温い同情と理解とをもって臨みたい¹⁵

さらに、翌年 1 月 22 日の施政方針演説では、鳩山が「韓国及び東南アジア各国に対しては、誠意をもって諸懸案の解決をはかり、善隣友好と経済提携とを促進し、進んでアジアの復興と繁栄とに寄与したい」と述べ、続けて重光葵外相も「韓国との関係は、すみやかに改善を要する次第でありまして、この際、いたずらに過去の経緯に拘泥せず、大局的見地より両国においてこの問題を善処すべき」との考えを明らかにした。そして、重光より日本側代表に指名された谷正之外務省顧問と金溶植駐日韓国代表部公使との間で、日韓会談の再開および日韓間の諸懸案解決のための「絶対極秘裡」の非公式会談が行われることとなった¹⁶。

この谷・金会談では、請求権問題をはじめとする日韓間の諸懸案や「久保田発言」の撤回など、日韓会談の再開に向けて広範な議題が取り上げられた。とりわけ注目すべきは、日韓間の「不可侵協定」が議論の俎上に載せられたことである。すなわち、1 月 29 日の第 1 回非公式会談において、金溶植は「韓国の民心は日本の過去の行動よりして将来の日本に対しても危惧の念を持っている〔中略〕日本において将来侵略の起らざることを誓約せられればその重要性は他の有ゆる問題よりも大なり」として、米国に保証してもらうか

¹⁵ 外務省アジア局第五課「日韓会談の経緯（その二）（昭和二十九年十二月一三〇年十月）」1955 年 10 月 15 日、文書番号 482、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹⁶ 同上；「第二十一回国会参議院会議録第五号」1955 年 1 月 22 日。

たちでの日韓間の不可侵協定を打診した¹⁷。金溶植の提案に対し、谷は「米国が賛成するや疑問あり、又韓国としても米国に保証されることに異論を生ずるやも知れず」と疑問を呈したものの、不可侵協定の締結そのものには賛成した¹⁸。第1次日韓会談より一貫して基本関係条約の締結ないしは日韓間の外交関係の設定を急いでいた日本政府にとって、事実上の国交樹立となる不可侵協定の締結という韓国側の提案は、十分検討に値するものであったと推測される。

第1回非公式会談の翌々日、早くも外務省は日韓共同宣言案を作成した。ここで注目すべきは、①日韓両国の領土保全と政治的独立、②国際紛争の平和的解決を謳った同案が、日韓修交友好条約の署名にあたって両国全権委員が宣言するものとして位置づけられていたことである¹⁹。日本側は、金溶植が提案した不可侵協定の内容を国交樹立に際しての共同宣言という形式にすることで、基本関係条約の締結につなげようとしていたことがうかがえる。

2月1日の第2回非公式会談は、金溶植が不可侵条約を日米韓の共同宣言とすることを提案したほか、請求権問題や「久保田発言」について、前回の話し合いのラインを確認しただけで終わった。その翌日、鳩山は車中談で「日韓の国交調整については対ソ問題とも関連して早急に解決しなければならず、近く李大統領との会談を申入れる考え」を披露した。これに対し、李承晩は鳩山の訪韓を歓迎する旨を明らかにしたうえで、「日本が韓国に対して侵略意図をもたないこと、友好善隣の精神を表明して国際自由陣営に加わることを全世界に宣言するよう勧告したい」と述べた²⁰。

¹⁷ 米国の仲介による日韓不可侵協定というアイデアは、李承晩大統領自身のものであった。すなわち、李承晩は1954年末にドワイト・D・アイゼンハワー大統領へ送った親書において、「日本はアジアの人々に対して、実質的にも心理的にも何も提供しない。我々は皆、日本の野心の冷酷さを厳しい経験によって学んできた」と日本に対する「恐怖心」を吐露したうえで、日米韓の不可侵協定を「3ヵ国が真剣に締結すれば、平和で友好的な関係が当面保証されるはずである。この協定が締結されれば、韓国は日本と商業協定を結び、友好的な社会的、文化的交流を行う準備ができるであろう」として、三国間の不可侵条約（a non-aggression pact among the United States, Korea and Japan）を提唱した（The President of the Republic of Korea (Rhee) to President Eisenhower, 29 December 1954, *FOREIGN RELATIONS OF THE UNITED STATES, 1952-1954, KOREA* (Washington, DC: GPO, 1984), VOLUME XV, PART 2, Document 979)。

¹⁸ 中川融外務省アジア局長「谷大使金公使会談の件（第一回）」1955年1月29日、文書番号1671、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹⁹ 「日韓共同宣言案」1955年1月31日、文書番号1249、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

²⁰ 外務省アジア局第五課、前掲「日韓会談の経緯（その二）（昭和二十九年十二月一三十

このように「李大統領の談話内容が従来に例を見ない友好的なものであり、日韓双方の空気は非常に好転している」なかで行われた第3回非公式会談では、谷が日米韓共同宣言案および日韓修交友好条約要旨を朗読した。外務省が作成した「日韓修交友好条約要旨」は、日韓両国間の「恒久の平和及び友好」を掲げた第1条に続けて、第2条で「両国は大使の資格を有する外交使節を交換するものとし、またそれぞれ相手国の承認を得て相手国の所要の都市に領事館を設置することを認められるものとする」とした。他方で、第3条以降は①国籍処遇、②財産請求権の処理、③通商航海、④漁業、⑤船舶という日韓間の諸懸案に関する条項であったが、そのすべてが「すみやかに交渉を開始するものとする」とされていた²¹。

日本側の「日韓修交友好条約要旨」を聞いた金溶植は、ただちに「懸案解決の出来る前に原則を決める趣旨なりや」と問いただした。谷は「懸案についても解決の骨子は同時にきめておきたい考である」と述べ、また「久保田発言」についても撤回の用意があることを回答した。ところが、日韓国交正常化への動きが報道機関に漏れるまでに「久保田声明、請求権問題が片付いていないと困る」と述べた金溶植に対し、谷は「日本側では選挙戦を控えて久保田声明撤回等を行うことには困難がある。その際には三国共同宣言にイニシャルする位のことが必要である」と、一転して消極的に応じた²²。「日韓修交友好条約要旨」の文言もあわせて考えると、やはり日本政府は諸懸案の「解決」よりも先に外交関係を設定するという方針を引き続き維持していたといえよう。

谷は金溶植との非公式会談と並行して、ジョン・アリソン駐日米国大使とも日米韓共同宣言ないし不可侵協定についての話し合いを行っていた。2月8日、谷を来訪したアリソンは、日韓不可侵協定の仲介に消極的な米國務省の意向を伝えた。

単純の保障条約なら既に桑港平和条約第2条で日本は韓国の独立を承認しており、又同第5条で日本は国連憲章の義務を受諾している、又米韓条約もありその必要がないと考える。強いて考えれば単純な **declaration** を行うか、或は日韓修交条約の前文で何か書くことか、或は日韓間の話合の出来た際に米国が単純の **declartation** を出すか、又

年十月)」。

²¹ 同上；「日韓修交友好条約要旨」1955年2月1日、文書番号1250、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

²² 中川融外務省アジア局長「谷大使金公使会談（第三回）」1955年2月4日、文書番号1671、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

は exchange of notes を行ってこれを祝福するかであろう²³

それでも、谷は日米韓共同宣言案を手交し、同案の第 1 項は米韓相互防衛条約第 2 条を、第 2 項は太平洋憲章をモデルにしたと説明した。アリソンは、同案を一読して「面白い案である」と応じ、ただちに米國務省に報告すると約束した²⁴。

アリソンが日米韓共同宣言案に前向きな反応を示したのは、同案の第 2 項が太平洋憲章をモデルにしたという谷の説明が一因であったと推測される。実際、同会談の終わり際に、アリソンは「米国政府は Neato の構想に興味を持っている」ことを伝えた。1955 年 2 月は、まさにアメリカ、イギリス、フランス、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン、タイ、オーストラリアの 8 カ国からなる東南アジア条約機構 (SEATO) が結成されたタイミングであったが、もともとジョン・フォスター・ダレス國務長官は韓国、中華民国、日本の東北アジア 3 カ国も SEATO に参加させることを模索していた。その試みが失敗に終わったため、今度は米国、日本、韓国、中華民国の 4 カ国で東北アジアにおける集団安全保障体制を構築しようとしていたのである²⁵。しかし、谷は「Neato の考え方はまだ早く日本の世論はそこまで行っていない。殊に韓国の北伐を日本が support する如きことは困る」として、東北アジアにおける集団安全保障体制の構築に否定的見解を示した。そもそも、日本政府は日韓国交正常化に際して「防共協定の如き高度の政治的意義ある協定を締結する」ことは回避する方針であった²⁶。したがって、日本政府にとって日米韓共同宣言ないし不可侵協定は「政治的意義ある協定」であってはならず、あくまでも「日韓修交友好条約要旨」に韓国側を同意させるためのものに過ぎなかったといえよう。

2 月 21 日、アリソンは谷を再訪し、日米韓共同宣言案に関する米國務省からの回答を伝えた。

²³ 中川融外務省アジア局長「日韓交渉に関し谷大使アリソン米大使と会談の件」1955 年 2 月 8 日、文書番号 1676、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

²⁴ 同上。

²⁵ 松岡完『ダレス外交とインドシナ』同文館、1988 年、182 頁；松田春香「東アジア『前哨国家』による集団安全保障体制構想とアメリカの対応」『アメリカ太平洋研究』Vol. 5、2005 年 3 月、東京大学大学院総合文化研究科附属アメリカ太平洋地域研究センター、147-148 頁。

²⁶ 外務省「日韓両国間の基本関係調整に関する方針 (案)」1951 年 10 月 29 日、文書番号 1627、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

国務省も三国共同宣言のアイディアに異存はない。但し、形式については、デクレイションの形が望ましい。(条約の形は適当でない。) 本日金公使に対しても同様の趣旨を通報するつもりである。宣言の内容については、谷大使と金公使との間で直接協議してもらいたい²⁷

日米韓共同宣言案に対する米国務省の肯定的反応を受けて、谷・金会談では同案の具現化に向けた話し合いが加速した。2月28日の第5回非公式会談では韓国側から、3月9日の第6回非公式会談では日本側から、それぞれ修正案が提示された。日本側の日米韓共同宣言案に対して、金溶植は「このままでは違反の場合の制裁規定、ティース（歯）がない」と述べ、3月26日の第7回非公式会談で「合意議事録を別に設け、一国が他当事国より攻撃を受けた場合には、米国が援助することを規定したいとの希望をあらためて表明」した。谷は「日米安保条約、米韓相互防衛条約によりその点はカヴァされるのではないかと指摘しながらも、韓国側の希望を考慮した最修正案の準備を約束した²⁸。

ところが、この第7回非公式会談をもって、谷・金会談は打ち切られることとなった。鳩山政権の対共産圏外交および北朝鮮の対日接近に神経を尖らせた韓国政府が、態度を硬化させたからである。谷・金会談のさなかの2月17日、通産省が日朝間で戦後初となるバーター取引を許可するとの報道がなされた²⁹。駐日韓国代表部の柳泰夏参事官はただちに中川融外務省アジア局長を来訪し、日朝貿易の開始が「事実とすれば折角の日韓会談も不可能となるべし〔中略〕日本が表面韓国との親善を唱えながら裏面で北鮮と通商されるようなことでは信頼が出来なくなる」と述べた。柳泰夏の抗議に対し、中川は通商当局に日朝貿易の申請があったことを認めながらも、「法律論よりすれば共産圏との通商についてはココムの制限あり、その制限内ならば北鮮と雖も通商を許可して差支ないこととなるが外務省としては政治的見地より適当ならずとの態度をとっている」と答え、日朝貿易の開始を否定した³⁰。実際、後述するように、この日朝間のバーター取引は、通産省が貿易拡大と国内需給の観点から黙認しようとしていたにもかかわらず、外務省の反対によって

²⁷ 外務省アジア局第五課、前掲「日韓会談の経緯（その二）（昭和二十九年十二月一三十一年十月）」。

²⁸ 同上。

²⁹ 『日本経済新聞』1955年2月17日。

³⁰ 中川融外務省アジア局長「北鮮とのバーター取引説に関し柳参事官申入の件」1955年2月17日、文書番号1670、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

実現しなかった。

中川の弁明により事態が収拾するかと思われた矢先の2月25日、北朝鮮の南日外相は対日経済・文化交流を呼びかける声明を出した。韓国側に大きな衝撃を与えたのは、この「南日声明」そのものというよりは、3月26日の衆議院予算委員会において「南日声明」に対する所見を尋ねられた鳩山が「善隣とは友好の実をあげたいと思っております。北朝鮮の方でも何か用意をしておるようでありますから、近いうちにそういうような相談ができるかと思っております」³¹と答弁したことであった。

しかも、鳩山は同月9日の記者会見で「日本側としては漁業権の問題が解決されれば資産請求権などについてはかなり譲歩してもよい」と語っていたが³²、この発言が韓国側では在韓日本財産に対する請求権についての譲歩を示唆したものと解釈されていた。というのも、先述の谷・金会談において、谷は「韓国側の態度如何では日本側の請求権を放棄してもよい」と述べていたからである³³。しかし、鳩山にとって同発言の趣旨は「韓国が日本の統治中日銀の発行した貨幣の準備金その他を支払うべきであると請求しているが、この点多少考えてもよいということ」に過ぎなかった³⁴。そのため、同月24日の衆議院本会議で自民党の福田篤泰議員より同発言について非難された鳩山は、一転して「李ライン問題とからんで財産請求権を放棄してもよいというようなことをいった覚えはない」と答弁した³⁵。

これらの国会における鳩山の答弁は韓国側を大いに刺激し、吉田内閣が「アンチ韓国であったが、云うことは一貫していた」のに対し、「鳩山内閣は信用出来ぬ」との印象を李承晩政権に与えた。それでも、4月6日に中川を来訪した柳泰夏は「共同宣言案の内容については必ずしも日韓間の意見の調整が不可能とは思っていない。〔中略〕財産権の問題についても話し合えば何等か妥結が出来るのではないか」と述べた。しかし、李承晩が非公式会談の成果に懐疑的であったことも相まって、谷・金会談は打ち切りとなった³⁶。

鳩山政権への不信感を強めた韓国側は、次第に過激な対日言論および強硬政策を展開し

³¹ 「第二十二回国会衆議院予算委員会議録第三号」1955年3月26日。

³² 『朝日新聞』1955年3月9日。

³³ 中川融外務省アジア局長、前掲「谷大使金公使会談の件（第一回）」。

³⁴ 『読売新聞』1955年3月9日。

³⁵ 外務省アジア局第五課、前掲「日韓会談の経緯（その二）（昭和二十九年十二月—三十二年十月）」。

³⁶ 中川融外務省アジア局長「日韓問題に関する柳参事官の内話」1955年4月11日、文書番号1670、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

ていった。まず、かつて日韓会談の韓国側代表を務めた兪鎮午が、4月25日付『韓国日報』への署名入り寄稿において、次のように鳩山を批判した。

日本の新首相鳩山は選挙戦において、韓日関係を改善する用意があるとなし、財産請求権問題を抛棄してもよいようなゼスチュアを示したが、それは「韓国が漁業線問題において譲歩するときには」という条件付きであった。いわば財産請求権問題と漁業権問題をとりかえようということであった。これは外務部長官が正當にも喝破したように、無と有をとりかえようというにほかならぬものであり、話にならない主張である。そして、最近の新聞報道によれば、鳩山は国会答弁において、その空っぽのゼスチュアすら否認してしまったといわれる。かくして一時好転を伝えられた韓日関係の前途は、再び暗澹たるものとなってしまった。

〔中略〕不法な韓日合併条約以後、それによってわれわれが受けた幾十億弗の損害を賠償して呉れとの請求をわれわれがかかげて、日本の財産請求権と「取引」をするとなれば、少くとも二、三十億弗はわれわれがおつりをもらうべき金があるからである。³⁷

外務省アジア局第五課は、韓国政府要人のなかで「明らかに最も親日的（少くとも知日的）であった」兪鎮午が、韓国併合による損害の賠償請求を韓国政府に提唱していることに注目し、韓国側の対日感情は吉田政権期よりも悪化していると分析した³⁸。

他方で、鳩山もまた韓国側を刺激するような国会答弁を続けた。すなわち、6月6日の衆議院予算委員会において、小坂善太郎議員より「総理は日韓交渉を行うと言っておられますが、朝鮮について南と北のどちらをお認めになり、どちらと交渉されようというのでありますか」と尋ねられた鳩山は、「北鮮にしても南鮮にいたしましても、時の経過によって、これを二つと認めなければならないような事態が発生してくれば、やはり二つと認めるのが当然だろう」と述べ、対韓交渉を優先するとは明言しなかった³⁹。翌日、抗議のため来訪した柳泰夏に対し、中川は「総理の言明はむしろ『二つの朝鮮』というような

³⁷ 外務省アジア局第五課「日韓会談韓国側元代表の言論に関する件」1955年5月12日、文書番号1258、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

³⁸ 同上。

³⁹ 「第二十二回国会衆議院予算委員会議録第二十四号」1955年6月6日。

問題が現在存在しないという趣旨で〔中略〕政府は北朝鮮との通商その他の関係樹立を全然考えておらず、自分の確めた限りでは政府部内の何処にもこの種計画を許可する意向はない」との弁明に迫られた⁴⁰。しかし、鳩山の発言は韓国側を刺激したのみならず、もともと「鳩山と外務省の外交方針不一致が韓国側の対日不信を招き、来るべき日韓交渉を紛糾させるかもしれない可能性」を懸念していた米国政府にも「日本と北朝鮮との国交正常化交渉など面白くないニュース」として伝わった⁴¹。

日韓関係の急速な悪化を受けて、米国政府は日韓関係の仲介に乗り出した。6月末、ウィリアム・レイシー駐韓米国大使訪問のために渡韓したアリソン駐日米国大使は、李承晩大統領、卞榮泰外務部長官、金溶植駐日韓国公使を交えて会談し、日韓国交調整のための「非公式なあつ旋役」を買って出た。しかし、日本政府が「北朝鮮と何等 deal する考のないこと」を伝えたアリソンに対し、李承晩は①日本が朝鮮半島再侵略を狙っている、②李承晩ラインについて韓国政府の立場に変更はない、③日本は「朝鮮の全財産の八割五分」を逆請求権として主張しているという従来と言説を繰り返した。李承晩の対日強硬姿勢を前に、アリソンとレイシーは「日韓間のグローバルなセトルメントはまだ時期でなく、個々の問題を解決して空気の緩和をはかるほかな」として、早期の日韓国交正常化を断念した⁴²。

⁴⁰ 中川融外務省アジア局長「柳参事官と会談の件」1955年6月7日、文書番号1670、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。ただし、先述のとおり、通産省は1955年1月の時点から日朝貿易を認めようとしており、実際には日本政府内でも日朝関係への関心が高まりつつあった。また、朝鮮半島における「二つの朝鮮」を認め、状況次第では日朝関係の進展を図ろうとする発言は、鳩山以外の閣僚からも相次いだ。たとえば、6月22日の参議院本会議において、日朝貿易に関する質疑を行った安部キミ子議員に対し、重光葵外相は「北朝鮮と直ちに貿易関係、漁業関係その他の関係を政府として取り結ぶということは、これは避けたい」としながらも、「漸次に世界情勢の変化と相まちまして、そうして北朝鮮及び南朝鮮の形勢の融和するにつれて、〔中略〕北朝鮮に対する関係を進めていきたい」と述べた。さらに、三木武夫運輸大臣も「もし物資の交流が起って参りますならば、十分に配船をする用意を持っておるのでございます。〔中略〕物資の交流が起って参りますならば、日本の港から直接に北朝鮮の港に物資を運んで行くことは、向うの北朝鮮側が特別の制限をしない限り、これは可能でございます。また、現在においても、日本の開港場に対して北朝鮮の船舶が入るということについては、制限をしようという意思はございませんから、自由でございます」と答弁し、日朝貿易の実現可能性に含みをもたせた（「第二十二回国会参議院会議録第二十六号」1955年6月22日）。

⁴¹ 井口貞夫在米特命全権大使「日韓関係に関する一米人の内話の件」1955年6月15日、文書番号766、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；池田直隆「アメリカの見た鳩山内閣の『自主』外交」『国際政治』第129号、日本国際政治学会、2002年、178頁。

⁴² 外務省アジア局第五課、前掲「日韓会談の経緯（その二）（昭和二十九年十二月一三十

年始には国交樹立の機運が高まっていた日韓関係の急速な悪化は、直接的には鳩山首相の国会内外における発言に起因するものであった。しかし、韓国側に鳩山政権への不信感を抱かせた根本原因は、むしろ外務省の独断専行的な対韓交渉にあったといわざるをえない。たとえば、前述の谷・金会談において、谷は「韓国側の態度如何では日本側の請求権を放棄してもよい」と述べた⁴³。確かに、前章で詳述したように、外務省は1952年11月の時点で日韓間請求権の「相互放棄」こそが「請求権問題の实际的解決案」であるという見解を固めていた⁴⁴。また、当初は強硬な対韓請求権主張を展開していた大蔵省も、翌年10月には「相互放棄」案を受け入れる姿勢を見せていた⁴⁵。

しかし、大蔵省が「在韓財産を回収し得ない実情は充分承知しており、国内に対しては見舞金を出すことは考えていたので相互放棄に反対ではないが、之を外に発表し、補償となると困難である」と外務省に申し入れていたように⁴⁶、在韓日本財産に対する請求権の放棄が引き起こす国内補償問題は、依然として懸案となっていた。したがって、対韓請求権主張の撤回を示唆する谷の発言は、たとえ「韓国の対日請求権の減額を前提とするのであれば、日本も厳格な法的論理を交渉に持ち込まない、という戦略的駆け引き」で「従来の日本の法的論理を放棄する意味ではなかった」⁴⁷としても、国会や政府内での合意を経していない「勇み足」の発言であった。そして、韓国側は谷の発言を対韓請求権主張の撤回の表明として受け取ったからこそ、先述の対韓請求権に関する鳩山の国会答弁に強く反発した。こうして、鳩山政権発足後の日韓関係は、わずか半年足らずで一気に悪化した。しかも、1955年半ば以降、日韓関係はさらなる暗礁へと乗り上げる。

年十月)」；外務省「谷・アリソン会談要旨（日韓関係）」1955年6月30日、文書番号1676、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁴³ 中川融外務省アジア局長、前掲「谷大使金公使会談の件（第一回）」。

⁴⁴ 外務省アジア局第二課「日韓国交調整特に請求権問題について」1952年11月10日、文書番号1303、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁴⁵ 西沢事務官「請求権問題外務大蔵打合会」1953年10月8日、文書番号657、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁴⁶ 外務省アジア局第二課「日韓の請求権相互放棄について」1953年11月10日、文書番号658、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁴⁷ 金恩貞『日韓国交正常化交渉の政治史』千倉書房、2018年、128頁。

第3節 鳩山政権下での日韓対立の激化

1955年8月に入ると、韓国政府は李承晩ラインの取締りを強化し、1週間あまりで日本漁船11隻と日本人漁夫266名を拿捕したほか、日本漁船4隻に対して銃撃および追跡を行った。1954年以降、韓国政府が刑期を終えた日本人漁夫を釈放せず、そのまま抑留を続けていたことも相まって、同時点で韓国に抑留された日本漁船は102隻、日本人漁夫は542名に達した。さらに、同月17日、韓国政府は「日韓両国の関係は決裂点に到達せんとしている。政府は日韓間の如何なる種類の折衝をも差控える政策を発表せざるを得ない」との声明を発表し、翌日には対日貿易の全面禁止措置をとった⁴⁸。

8月20日、門脇季光外務事務次官は金溶植駐日韓国公使を呼び出し、韓国政府の対日強硬措置に関する説明を求めるとともに、抑留日本人漁夫の早期送還を要請した。金溶植は、対日強硬措置については本国政府に照会中であるとしながらも、「最近政府から受けた通報によれば韓国政府は日本側が請求権を抛棄するのであれば何時にても日韓会談を再開する用意ありということである」と述べた。門脇は、韓国側が抑留日本人漁夫の釈放や日本漁船拿捕の停止などの措置をとり、「少しづつでも両国間の空気の好くなるように努めてもらいたい」と要望しつつ、「日韓会談については日本政府としても成るべく速かに再開の運びに至ることを希望する」と応じた⁴⁹。

ところが、同日、中川融外務省アジア局長を来訪した柳泰夏駐日韓国代表部参事官は、金溶植の門脇に対する発言とは大きく異なる説明を行った。

〔経済断交措置の〕理由は従来からしばしば新聞にも伝えられていた日本を基地とする李承晩政府倒壊運動なり。日本の実業家等が在日朝鮮人を□□として来年の大統領選挙を機とし李承晩打倒の運動をなしおり、米ドル2万ドル密輸はその一端に過ぎず、韓国軍はこの一連の陰謀を極秘裡に調査中なり。その防衛策としてまず人の往来を禁止せる次第なり。貿易の禁止もそのためなり。請求権問題と関係ありとか、米国と関

⁴⁸ 外務省アジア局「アジア局執務月報（抄）（昭和30年8月）」1955年8月、文書番号1512、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁴⁹ 外務省アジア局第五課「門脇次官・金韓国公使会談要旨」1955年8月20日、文書番号1673、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

係ありとか新聞は書きおるも何れも間違なり。⁵⁰

柳泰夏が「日本を基地とする李承晩政府倒壊運動」の証拠として提示したのは、7月29日付『日本週報』の「日本における北鮮地下本部」と題するゴシップ記事であり、実際に日本国内においてそのような運動が展開されていたかどうかは確認できない。少なくとも、韓国紙では「日本からの密輸が現政府転覆の基金となり、それが日韓貿易関係中断の大きな理由の一つとなっているとの説明は了解に苦しむ」と報じられていた⁵¹。また、中川は「日本を基地として反李陰謀が行われていることが仮令事実とするも日本政府とは関係ないことである」と弁明した。しかし、柳泰夏は「韓国民としては嘗て安達謙蔵氏等によって為された閔妃暗殺事件等を忘れることが出来ない。過去に於て行われたことが再び行われないと保証出来ない」と「歴史の論理」を持ち出して、韓国側の対日不信の正当性を主張した。

もっとも、柳泰夏は「韓国側としては中共と取引する日本商社とは話ができないという点が本件の隘路の一つである」とも述べ、1955年5月4日に締結された第三次日中民間貿易協定が対日経済断交の一因であることを示唆した⁵²。また、9月2日、帰国に際しホノルルに立ち寄った梁裕燦駐米韓国大使は、新聞記者に対して次のような声明を発表した。

今回の日韓貿易禁止措置は日本側の全くの愚劣な態度に起因するものだ。此の問題は日本側が平和條約を忠実に履行し又妥結の見込みのない或種の要求を引込めさえすれば直ちに解決する。

〔中略〕日本は財産権に関する要求と1953年に行った無礼極まる5点の要求を引込めるべきだ。又韓国占領前及び占領後のあらゆる條約の無効を宣言すべきである。自分は3回に亘り日本との国交整調のための韓国代表を勤めたが今もなお、日本との友好を念願することに於て人後に落つるものではない。併し韓国資産の85パーセン

⁵⁰ 中川融外務省アジア局長「柳参事官と会談の件」1955年8月20日、文書番号1670、日韓会谈文書情報公開アーカイブズ。

⁵¹ 『朝日新聞』1955年8月21日。

⁵² 外務省アジア局第五課、前掲「日韓会谈の経緯（その二）（昭和二十九年十二月—三十年十月）」。

トを要求する日本側の態度の上に平和が建設される筈がないではないか⁵³

柳泰夏と梁裕燦の発言を踏まえると、1955 年 8 月の韓国政府による対日経済断交は、①日本の対共産圏外交への牽制、②停滞する日韓会談の打開策という二つの意味合いを有していたと推測される。

李承晩政権による対日経済断交は、韓国日報が「日本の利害よりもむしろ韓国自体の経済に悪影響をもたらすものである」と、また京郷新聞が「貿易関係の断絶は通常相手方に多大の物質的損害を与えるため外交上の報復手段として行われるものであるが、今回の対日貿易関係中絶は日本に何の影響も与えない」と批判したように、韓国国内でも評判が悪かった⁵⁴。とりわけ、対日貿易に大きく依存してきた韓国の貿易業者は、対日経済断交に強く反対した。韓国政府は対日貿易の空白を埋めるべく、台湾と香港を中心とする対南方貿易を開拓しようとしたが、対日貿易の比重や貿易品目を踏まえると、対南方貿易を対日貿易と置き換えることは困難であった。その結果、早くも 8 月末には、韓国政府は一部物資の対日輸入を許可制とし、事実上の対日貿易再開を図った。さらに、10 月 14 日、韓国政府は「対日貿易の過渡的な救済措置」という名目で、対日輸出入の一部再開を認めた⁵⁵。

しかし、日韓貿易の再開への目処が立った一方で、日韓間の漁業紛争はさらに激化していた。依然として韓国側による日本漁船の拿捕が続くなか、10 月 18 日、砂田重政防衛庁長官は陳情に訪れた北九州中国地区漁民代表約 30 名に対し、「政府が最高方針を決定し自衛隊の出動を要請するならばいつでも艦艇を出動させるし、この場合勝つ自信はある」と回答した⁵⁶。李承晩ライン内での武力行使の可能性に言及したこの「砂田発言」は、いうまでもなく韓国側を強く刺激した。11 月 17 日、韓国連合参謀本部は「日本漁船があくまで李承晩ラインを侵犯するならば、韓国はこれを砲撃し、必要とあれば撃沈する」という声明を発表した⁵⁷。日韓両国の対立は、まさに武力衝突の寸前にまで至ったのである。

12 月 5 日の衆議院外務委員会において、第 3 次鳩山内閣で砂田に代わって防衛庁長官に

⁵³ 金山政英在ホノルル総領事「韓国大使梁裕燦の言動に関する件」1955 年 9 月 3 日、文書番号 1676、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵⁴ 『朝日新聞』1955 年 8 月 21 日。

⁵⁵ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会「日韓国交正常化交渉の記録 第 I 編 総説 第 4 章 日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」1971 年、文書番号 1916、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵⁶ 『読売新聞』1955 年 10 月 18 日。

⁵⁷ 『朝日新聞』1955 年 11 月 18 日。

就任した船田中が「日韓関係は現在外交折衝の段階でありましてわが国の漁船の出漁を保護するために、実力を行使するというようなことは、現在においては考えておりません」と答弁したことで、ひとまず日韓の武力衝突という最悪の事態は回避された⁵⁸。翌日、日本政府は日韓問題閣僚懇談会を開き、次のような対韓処理方針を決定した⁵⁹。

- ① 日韓関係は平和的に解決すべきこととし、更に米側の協力を要請する。
- ② 釜山収容所に収容中の邦人漁夫救出問題の速かなる解決を計るためには大村収容所の問題についても政治的考慮を加える。
- ③ 李ライン問題を含む、日韓間諸懸案の全面的解決を図る。

12月12日、重光葵外相は早速アリソン駐日米国大使と会談し、米国による日韓対立の仲裁を依頼した。アリソンは、日本側が李承晩ラインを超える漁船の数を制限する一方で、韓国側にも日本漁船を砲撃しない旨を言明させ、事態が落ち着いたところで本交渉に進むことを提案した⁶⁰。さらに、翌日、次のようなロバート・マクラーキン国務省東北アジア局長の内話が、井口貞夫駐米日本大使より重光に伝えられた。

韓国はかねてから会談^マ再会^マの前提条件として（イ）久保田声明の撤回（ロ）請求権放棄（ハ）日本側の武力不行使の3点を主張しおる他会談は単に李ライン又は漁業問題に限られることなく懸案の全部を議題とするものでなければならない旨主張している。

〔中略〕日本側国内的困難は了解出来るが、李ライン内の安全操業確保が請求権放棄の代償になり得るとの考え方が可能なら現在の行詰り打開の可能性が開けて来ると思われる。⁶¹

⁵⁸ 「第二十三回国会衆議院外務委員会議録第三号」1955年12月5日。

⁵⁹ 外務省アジア局「アジア局執務月報（抄）（昭和30年12月）」1955年12月、文書番号1512、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。鳩山首相はこの方針に沿って、12月10日の衆議院予算委員会において、あらためて「韓国との李ラインの係争事件を、武力により解決をするという意味は毛頭ございません」と答弁した（「第二十三回国会衆議院予算委員会議録第五号」1955年12月10日）。

⁶⁰ 重光葵外務大臣「李ライン問題に関する大臣アリソン大使会談」1955年12月12日、文書番号1676、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁶¹ 井口貞夫駐米日本大使「日韓問題の件」1955年12月12日、文書番号1676、日韓会談

すでに同年 10 月、米国は①久保田声明を撤回する、②日本側は武力を行使しない、③韓国側の対日請求権と睨み合わせて対韓請求権の放棄を考慮する、④日本側が李ライン内出漁船の数を制限し、日韓双方または米国海軍で取締りを行うという 4 点からなる仲介案を日本側に提示していた⁶²。しかし、日本側は「日本の希望するところは、日韓両国民間に永久の平和親善の関係を樹立することで、これが障害となる一切の問題を解決したいのであって、李ライン問題の解決のみに局限しているわけではない、ただし、請求権の問題のごとき、これを放棄するとしてもタイミングの問題あり、〔中略〕ただ何はさておき、李ラインにおける韓国側の暴力的圧迫の下に話を始めるということが甚だ面白くない、また「わが方が韓国側の対日請求権の内容を不確定なままにしておいて在韓財産に対する請求権を全的に放棄することを事前に約束し得ない事情にある限り、その他の部分的な譲歩、妥協を行っても、それは到底先方を満足せしめ得ないことになる」として、米国の仲介案に否定的であった。12 月 23 日には、ロバートソン国務次官補が井口貞夫駐米日本大使に対し、あらためて「機熟し、双方の要望があれば仲介の労をとるにやぶさかでないが、韓国側は常にクレームの問題を持出し来ることが難関となっている。なんとかこの問題の解決方法なきや」と述べたが、結局 1955 年内に米国の仲介が具体化することはなかった⁶³。

米国から対韓請求権の放棄を促されるなか、もともと日韓間請求権の「相互放棄」の方針を固めていた外務省は、対韓請求権主張を撤回するタイミングを図っていた。まず、1955 年 11 月、外務省はいわゆる「52 年覚書」の再解釈を米国務省に求めた。「52 年覚書」とは、在韓日本財産の処分に関する米軍政庁令および諸条約に対する米国政府の公式見解を求めた韓国側の要請に応じ、1952 年 4 月 29 日に出された米国務省の覚書である。同覚書は、①対日講和条約第 4 条 (b) 項および駐韓米軍政庁の措置により、日本は在韓日本財産に対する請求権を行使できないが、②対日講和条約第 4 条 (a) 項に定められている「特別取極」の考慮にあたって、在韓日本財産が処分されたことは関連があるとした。要

文書情報公開アーカイブズ。さらに、マクラーキンは、日本側が「請求権については韓国側の請求権と睨み合わせて放棄を考慮」しない限り、米国が「調停の役割を引受けても効果がなかろう」と述べ、請求権問題と切り離して漁業問題を優先的に解決しようとする日本側の姿勢を暗に批判した (同上)。

⁶² 井口貞夫駐米日本大使、前掲「日韓問題の件」。

⁶³ 「日韓問題に関する日米韓の折衝 (含重光・アリソン会談)」1956 年、文書番号 1471、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省アジア局第五課「朝鮮問題 (対朝鮮政策)」1956 年 2 月 21 日、文書番号 67、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

するに、同覚書は日本の対韓請求権を否認する一方で、在韓日本財産の処分の事実によって韓国の対日請求権も制約されうるとする折衷的内容であった⁶⁴。しかし、日本政府は同覚書を「韓国側の主張を支持するがごとき解釈」と見なし、韓国政府も同覚書に依って対韓請求権主張の撤回を迫った。そこで、外務省は日本側に有利な法解釈を米国から得ようとしたのである⁶⁵。

11月5日、在日米国大使館の書記官より「対日平和条約第4条の解釈に関するメモ」が鶴見清彦外務省アジア局第五課長に手交された。同文書は、まず「52年覚書」を再録したうえで、あらためて「日本による賠償請求は、その状況において、権利確定命令、譲渡契約、および平和条約第4条(b)の文言、論理的根拠および意図と相容れないものと米国政府は見なしている」としながらも、「日本及び日本国民に対する韓国人の請求権については、日本人所有の財産が韓国に帰属することによって、そのような請求権がすでにある程度満たされていることは明らかで〔中略〕日韓両国間の特別取極は、韓国政府が在韓日本資産を引き継ぐことによって、対日請求権がどの程度消滅または充足されたとみなされるべきかを決定することを含むことになるであろう」と述べた⁶⁶。要するに、同文書は日韓間請求権の「相殺」ないし事実上の「相互放棄」を認めており、外務省としては自らの「相互放棄」案をサポートしうる米国務省の見解を確保できたといえよう。そのため、外務省は韓国側を刺激しないため、当面は同文書を非公表とするよう米国務省に要請しながらも、「将来わが方の在外財産の補償の基準が決定し、相互放棄の線を強く出し得る時期に、必要に応じて米側より本メモの見解を韓国側に出してもらふこととし」た⁶⁷。

日韓間請求権の「相互放棄」への米国務省の支持を取りつけた外務省内では、日韓会談の再開に向けた準備が進められた。1956年1月10日、中川融外務省アジア局長は「日韓関係打開方策について」と題する文書を執筆し、対韓交渉の方針を定めた。その内容は、次のとおりである⁶⁸。

⁶⁴ Dr. You Chan Yang、文書名不明、1952年4月29日、文書番号654、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；李鍾元「韓日会談とアメリカ——『不介入政策』の成立を中心に」『国際政治』第105号、1994年1月、168-169頁。

⁶⁵ 金恩貞、前掲書、141頁。

⁶⁶ 前掲「日韓問題に関する日米韓の折衝（含重光・アリソン会談）」。

⁶⁷ 同上。

⁶⁸ 外務省アジア局「日韓関係打開方策について」1956年1月10日、文書番号1265、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

- ① 抑留日本人漁夫の釈放のため、韓国側の主張を受け入れて大村収容所の韓国人 350 名を即時に仮釈放する。
- ② 韓国側は漁業問題のみの討議を拒否しており、日韓会談を全面的に再開しなければならない。
- ③ 対日講和条約第4条 (b) 項に関する従来の日本政府解釈を変更し、在韓日本財産は「ヴェスティング・ディクリー」によりすでに喪失されたと考える必要がある。
- ④ そのため、在外財産補償問題に関する日本政府の基本的態度を早急に決める必要がある。
- ⑤ ただし、日本が事前に対韓請求権の放棄を声明することは避け、日韓会談のなかで韓国側の対日請求権と睨み合わせつつ、漸次対韓請求権主張の撤回を明らかにする。

翌日、重光外相はこの方針に沿って、次のような内容の文書をアリソン駐日米国大使に手交し、肯定的反応を得た。第一に、日韓両国は漁業問題においていかなる場合でも武力の行使に訴えないことを約束する。第二に、漁業問題を解決するための一時的措置として、日本は李承晩ライン内で操業する漁船の数を制限し、韓国はその漁船の操業に干渉しない。第三に、日本は懸案の「全体的解決」に向けた対韓交渉を再開する用意がある。交渉の再開に先立ち、日本は久保田声明の撤回を検討できる。また、対韓請求権の放棄については、韓国の対日請求権と関連させて、交渉の過程において「実際的な方法」でこの問題を解決する用意がある⁶⁹。

そして、1956年3月28日、重光は金溶植駐日韓国公使と会談し、日韓会談の全面再開に向けた非公式の予備会談を開くこと、および抑留日本人漁夫と大村収容所韓国人の問題の解決を図ることについて、原則的理解を成立させた。後者については、①韓国政府は刑期を満了した日本人漁夫を釈放すること、②韓国政府は終戦以後の密入国者を引き取ること、③日本政府は終戦以前から日本国内に在住し、大村収容所に収容された韓国人を釈放することの3点が合意された。そこで、同月30日、外務省はこの合意内容に沿った「在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人問題解決に関する件」を閣議に付託した⁷⁰。

⁶⁹ 外務省アジア局第五課「日韓問題打開に関しアリソン大使手交する書き物に関する件」1956年1月5日、文書番号1464、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁷⁰ 外務省アジア局「アジア局執務月報（抄）（昭和31年3月）」1956年3月、文書番号1513、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省「在韓抑留日本人漁夫と在大村韓人問題解決に関する件」1956年3月30日、文書番号1267、日韓会談文書情報公開アーカイブ

ところが、法務省と警察庁事務当局が①大村収容所韓国人を日本人として取り扱わないこと、②韓国政府から大村収容所韓国人の将来的な引き取りの確約を得ることの2条件を主張したため、同案は閣議了解に至らなかった⁷¹。とりわけ法務省入国管理局は、大村収容所韓国人の国内釈放に強く反対した。

韓国に行っている日本人漁夫の抑留は、国際的にもきわめて不当な李ラインの侵犯ということを理由とし、しかもすでに刑期の満了している者までもこれを抑えているという、いかなる見地からも弁護し得ない不法行為であるのに対し、わが方の行っている韓国人の退去強制処分は、正当な国内法に基くものであることはもちろん、国際的にもきわめて当然な正当行為である。

したがって、日本人漁夫の釈放と大村の韓国人の釈放とを関連せしめて考えることは、それ自体が本来筋の通らないことであるばかりでなく、大村に収容中の刑罰法令違反者は、犯罪の規模態様がきわめて凶悪または悪質なもののか、そうでなければ犯罪によるの外は生活の道が立たないと認めざるを得ないような悪質累犯者のみであって、これを国内に無条件で一斉に放つということには、とうてい応じ難い。⁷²

外務省は抑留者の相互釈放に向けた日韓事務会談に先立ち、日本政府内の意見調整を図った。しかし、法務省は依然として「将来の保障」を韓国側から取りつけるよう要求して譲らず、4月16日には自民党外交調査会より「戦前から日本に在住する韓人であって、入国管理令により強制退去処分に処せられる者を将来韓国政府が引取る旨の保障を取付けるよう努力するものとする」との折衷案が示された。そこで、同月20日から始まった日韓事務会談では、日本側は「日韓国交調整後は、韓国側が戦前からの在留者でも刑罰法令違反者を引取ることの保証を得たい」と要求したが、韓国側が「そのような問題は事務打合せの範囲外である」として拒否したため、会談は物別れに終わった⁷³。

ズ。

⁷¹ 外務省アジア局、前掲「アジア局執務月報（抄）（昭和31年3月）」。

⁷² 法務省入国管理局「朝鮮人刑罰法令違反者の釈放問題について」1956年4月9日、文書番号864、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁷³ 自民党外交調査会「日韓交渉に関する要領（案）」1956年4月16日、文書番号1281、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第Ⅰ編 総説 第4章 日韓国談の再開交渉と抑留者相互釈放」。

その後、中川融外務省アジア局長と柳泰夏駐日韓国代表部参事官との間で、事務会談の再開に向けた協議が続けられた。しかし、在日本大韓民国居留民団主催の六・二五動乱記念大会で弾劾ビラが撒かれるなど、在日韓国人による柳泰夏の解任を要求する動きが激しくなったため、この協議も中断を余儀なくされた⁷⁴。さらに、1956年4月以降、韓国側が日本漁船の拿捕を再開したことも相まって、日本国内では法務省の見解を支持する対韓強硬世論が高まり、6月3日には「日韓漁業問題の根本的解決」を求める決議が参議院農林水産委員会で決議されるなど、外務省の対応を批判する声も激しくなった⁷⁵。結局、鳩山政権下においては、日韓会談の再開はおろか、抑留者の相互釈放にも大きな進展はなかった⁷⁶。日韓会談の再開に向けた諸懸案の「解決」は、「親韓派」の岸信介政権の誕生まで持ち越されることとなる。

第4節 日朝経済関係の萌芽と日本政府の対応

1950年6月25日に朝鮮戦争が勃発すると、占領下の日本は米国の要請により、北朝鮮および中国との貿易を全面的に中断した。日米安保体制と反共主義を基礎とする吉田茂政権は、対日講和条約の発効による独立回復後も日朝貿易を禁止し続けた。それでも、朝鮮戦争の休戦やジュネーブ会議を経て、朝鮮半島の南北分断が事実上固定化されると、日本の貿易業界は北朝鮮との取引を模索し始めた。

1954年8月、ストックホルムでの世界平和擁護会議に出席した黒田寿男労農党衆議院議員や平野義太郎日本平和委員会理事長・日中友好協会副会長ら8名が、その帰途で平壤に立ち寄り、約10日間滞在して各分野関係者と接触した。北朝鮮の貿易相は、訪朝団との会談で「日本との国交が未回復な現在においても貿易は可能である」と述べ、平野に貿易品目や決済方法などの取引条件を提示した⁷⁷。朝鮮戦争で国土と産業に壊滅的打撃を受けた金日成政権もまた、復興資材を入手するための対日貿易に関心を示したのである⁷⁸。

⁷⁴ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第4章 日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」。

⁷⁵ 『読売新聞』1956年4月18日；『読売新聞』1956年6月3日。

⁷⁶ 外務省アジア局第一課「日韓会談の経緯（その三）（昭和三十年十二月一三十一一年八月）」1956年8月5日、文書番号484、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁷⁷ アジア局第一課「北鮮との漁業、貿易協定問題に関する経緯」1956年9月3日、2010-4106、外務省外交史料館。

⁷⁸ 在アメリカ合衆国井口大使発岡崎大臣宛電信第2376号、1954年9月27日、E'2.5.6.2、

この訪朝で注目すべきは、日本漁網船具株式会社が漁網見本を議員団に託し、日朝貿易に関する話し合いのきっかけをつくったことである。当時、興南漁業株式会社は北朝鮮当局との間で、北朝鮮水域における漁業許可問題に関する交渉を進めていた。1955年1月、漁業協定交渉を進めるなかで、対北朝鮮輸出品目を漁網、対北朝鮮輸入品目を小豆とする商談が副次的に成立した⁷⁹。つまり、最初の日朝貿易交渉は、漁業協定交渉と密接に関連するかたちで進められたといえる。

最終的には、対北朝鮮輸出品目を漁網と対共産圏輸出統制（ココム規制）対象外の軽工業品、対北朝鮮輸入品目を小豆と穀類として、総額約100万ドルの取引許可を求める正式申請が通産省に提出された。通産省通商局輸出課の担当官は、「現行規則上、これを不許可にする根拠はない」ものの、北朝鮮との貿易は戦後初のケースであり、韓国との関係もあるとして、外務省の見解を照会した。外務省は通産省からの照会に対し、「従来実績がないことは、本件可否の理由とならず、今後朝鮮の事態に急変なき限り、貿易上の問題としては、抑制する要なし」としながらも、結局「韓国との関係で時期尚早」と答えた⁸⁰。

ところが、今度は通産省通商局市場三課の係官が外務省を訪問し、同課としては取引を実現したいと述べ、外務省に再考を申し入れた。通産省が日朝間の取引実現を望んだ理由は、次の三つであった。第一に、共産圏諸国との実務関係、特に貿易拡大が要望されているなかで、対北朝鮮貿易をとりわけ抑制する必要はない。第二に、取引額（2万8,000ドル）が僅少であるから、試験的なものとして行えば、韓国に対する影響も憂慮するほどのものではない。第三に、対北朝鮮輸入品目にあげられた小豆が日本国内で不足している⁸¹。要するに、通産省は貿易拡大と国内需給の観点から、日朝貿易を黙認しようとしたのである。結局、この取引は外務省の反対によって実現しなかった。しかし、北朝鮮の対日接近が本格化する以前の1955年1月の時点から、通産省が日朝貿易を認める方針であったことは、注目に値する。

日本国内で日朝貿易への機運が高まるなか、北朝鮮の南日外相は同年2月25日、次のような声明を発表した。

外務省外交史料館。

⁷⁹ 亜五課「北鮮貿易につき陳情の件」1955年1月18日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。

⁸⁰ 同上；ア五課「対北鮮貿易につき見解問合せに関する件」1955年1月27日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。

⁸¹

朝鮮民主主義人民共和国政府は、日本政府首相鳩山氏がわが共和国との経済関係を改善し、会談する用意がある旨を表明した最近の発言を好意をもってむかえ、日本政府と貿易、文化関係およびその他の朝・日関係の樹立、発展に関する諸問題を具体的に討議する用意をもっている。⁸²

北朝鮮は建国以来、日本を潜在的な帝国主義的侵略国家とみなして、敵対視してきた。しかし、1954 年末以降の中ソの対日平和攻勢に呼応し、鳩山一郎政権との接触を図ったのである⁸³。先述のとおり、鳩山首相も南日声明には好意的な姿勢をとり、北朝鮮の提案の受け入れを示唆した。さらに、鳩山は朝鮮半島における「二つの朝鮮」をも認める等距離外交を唱え、対韓関係よりも対朝関係を優先するかのような態度すら見せた⁸⁴。辛貞和によれば、鳩山が北朝鮮の提案に肯定的であった理由は、次の二つである。第一に、ソ連との国交回復を最大の外交課題とした鳩山にとって、北朝鮮との接触は対ソ交渉を円満に進めるための環境を醸成するものであった。第二に、日韓会談の無期延期や李承晩ラインの強化など、韓国の対日強硬姿勢を「北朝鮮カード」によって牽制する意図があった⁸⁵。

日朝貿易の実現を目指す日本国内の動きは、南日声明と鳩山首相の積極的姿勢により、さらに活発化した⁸⁶。1955 年 3 月には中国通商使節団の訪日が予定され、日本の経済界は日中貿易への関心を強めていた。日本国際貿易促進協会はそのような雰囲気の日朝貿易にまで拡大するため、傘下に日本人業者・団体と在日朝鮮人業者・団体を集めて「朝鮮部会」を新設した。同部会の第 1 回会議では、前年に訪朝して北朝鮮貿易省と協議した平野が大連を経由する日朝間接貿易の構想を提案した。また、日本政府に「禁輸品制限緩和を推進し、特に木造船、漁船の禁輸解除を要求」することや「中国通商使節団の日本訪問をきっかけとして、日朝貿易に関する協力・斡旋」を依頼すること、さらに「貿易連絡交渉は朝鮮貿易商社と日本国際貿易促進協会の朝鮮部会が一元的に」行うことなど、具体的な実行方針も定められた⁸⁷。

⁸² 『로동신문』[労働新聞] 1955 年 2 月 26 日。

⁸³ 金恩貞、前掲書、130-131 頁。

⁸⁴ 同書、133

⁸⁵ 辛貞和『日本の対北政策 1945～1992 年』ソウル：図書出版オルム、2004 年、53 頁。

⁸⁶ 村上貞雄「私が見た北朝鮮の内幕——日朝貿易 40 年秘話」『中央公論』111 巻 6 号、1996 年 5 月、97 頁。

⁸⁷ 朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生 1945-1965——封印された外交史』平凡社、2012 年、185 頁。

5月16日には、松本哲也在日朝鮮人商工連合会事務長が外務省アジア局第五課を訪ね、次のような要望書を提出した⁸⁸。

- ① 貿易取引または経済使節団の相互渡航：在日朝鮮人の実業家が中国および北朝鮮へ経済実情の視察・調査を希望する場合、便宜的な旅行の許可を希望する。
- ② 見本市を平壤および東京で相互開催する。
- ③ ココム規制の緩和：鋼塊、アルミニウム材料、鋼板、鋼管、ブリキ板、薄鉄板、ドラム缶用鉄板、建築用鋼材、鉄道器材、各種大型機械、船舶発電設備、各種合金鉄切削工具、木造船などの禁輸を解除する。

要望書は、日本国際貿易促進協会朝鮮部会第1回会議で示された実行方針と比較すると、禁輸制限の緩和を要求する品目が大幅に増えたほか、新たに経済使節団の相互渡航や見本市の相互開催も希望した。日朝経済関係を求める動きは、1955年前半において着実に強まっていたといえよう。当然、韓国政府はこのような南日声明以降の日本国内における親北朝鮮的な雰囲気警戒し、日本が「万一韓国の当面の敵たる北鮮と何らかの関係」をもった場合は「両国関係をすら断絶する」と繰り返し言明した。そこで、6月3日、対韓関係を優先する外務省アジア局は、当面は日朝貿易を認めないと正式に決定した⁸⁹。

ところが、8月18日、韓国政府は第3次日中民間貿易協定の締結に対する報復措置として、日本との経済断交に踏み切った。韓国政府の対日経済断交措置は、日朝貿易の実現に追い風となった。もともと日朝貿易に積極的であった通産省に加え、外務省経済局でも「韓国の経済断交措置により日韓関係は現在以上に悪化する惧れがない」として、日朝貿易を認めようとする動きが出てきたからである⁹⁰。

10月15日には日本の東工物産、東邦商会、和光交易の3社と朝鮮貿易会社北京弁事処との間で、片道500万ポンドの貿易契約が結ばれた。これは第三国で結ばれたものではあったが、日朝両国の商社間で成立した最初の貿易契約であった⁹¹。また、同時期に田辺稔日ソ貿易協会専務理事が訪朝し、朝鮮国際貿易促進委員会との間で日朝貿易の具体化に

⁸⁸ 李在東「要望書」1955年5月16日、E'.2.5.6.2、外務省外交史料館。

⁸⁹ 外務省アジア局「北鮮との貿易その他諸関係を樹立することの可否に関する件」1955年6月3日、E'.2.5.6.2、外務省外交史料館。

⁹⁰ 「北鮮貿易に関する件」1955年8月、E'.2.5.6.2、外務省外交史料館。

⁹¹ 朴正鎮、前掲書、190頁。

について話し合った⁹²。さらに、同月 20 日には、古屋貞雄社会党衆議院議員を団長とする日本国会議員訪朝団が金日成首相をはじめ北朝鮮の最高首脳部と会見し、国交正常化と貿易・漁業問題について懇談した⁹³。会談後には、日本国会議員訪朝団と金成基最高人民会議常任委員会副委員長の名義で、共同コミュニケが発表された。この共同コミュニケは、これまでの北朝鮮の対日接近を総括する意味をもち、内容面では日韓会談の議題の大半があげられるほど具体的であった⁹⁴。停滞を続ける日韓関係とは対照的に、日朝経済関係が着々と生まれつつあった。

ただし、日朝貿易の実現への逆風も同時に吹いた。すなわち、韓国政府の強硬措置は対日経済断交にとどまらず、小康を保っていた李承晩ライン付近における日本漁船の拿捕が 8 月以降に相次いだ。そこで、外務省は 10 月 21 日の幹部会で「従来の方針通り北鮮との一切の取引を認めない」との態度を確認し、他省に通達した⁹⁵。そして、同月 24 日の各省次官会議では、日朝貿易を認めないことが「対韓考慮より賢明」とあるとの判断のもと、外務省が作成した文書を基礎として「政府としては北鮮との貿易その他の接触を認めない」と決定された⁹⁶。その文言は同年 6 月 3 日の外務省アジア局の決定と酷似しており、同局

⁹² 田辺稔は平壤を訪れた国分勝範和光交易社長とともに、金最善朝鮮国際貿易促進委員会常務委員との間で「日朝貿易促進に関する議事録」を交わした。これは、取引商品・価格・決済・輸送・検査・紛争解決と仲裁など、日朝間の取引の一般条件に関する意見交換をうたったものであった（李燦雨「日朝経済協力の方案」ERINA、2002 年 8 月、7 頁（2020 年 11 月 28 日閲覧、<https://www.erina.or.jp/wp-content/uploads/2014/10/01140.pdf>））。

⁹³ アジア局第一課、前掲「北鮮との漁業、貿易協定問題に関する経緯」。

⁹⁴ 朴正鎮、前掲書、191 頁。共同コミュニケの詳細は、次のとおりである。①両国は、国交正常化を実現するため、積極的に努力する。②日朝貿易への道を早急に開き、そのために通商代表部を設置するよう努力する。③両国の平和と親善の促進には文化交流が有益であると認め、両国はその実現のために努力する。④両国は、双方の人民が自由に自己の本国に往来できるよう積極的に配慮し、国際法で認められた人民の当然の権利を保障するよう努力する。⑤両国の沿岸公海における両国漁民の自由な漁労活動を保障するため、具体的な対策を講じるよう努力する（『朝日新聞』1955 年 10 月 21 日）。

⁹⁵ 『朝日新聞』1955 年 10 月 22 日。

⁹⁶ 北東アジア課「北鮮貿易に関する件」1960 年 6 月 16 日、2010-4106、外務省外交史料館。次官会議決定の詳細は、次のとおりである。①韓国政府は、以前から日本と北朝鮮との結びつきに神経を尖らせており、対日経済断交に至った一因もこの点にあったと考えられる。②北朝鮮との間に貿易その他の関係を有することは、日韓関係の「調整を全く不可能とするもの」である。③北朝鮮を承認しているのは共産圏諸国のみであり、中立的な諸国も承認を与えていない。また、北朝鮮と貿易・援助を行っているのも共産圏諸国に限られている。④「北鮮との貿易によって韓国との貿易を犠牲にすることは、純経済的見地より見ても不得策であり、米国と交渉中の対中ココム規制品目緩和の問題にも悪影響と思われる。⑤よって「政府としては北鮮との貿易その他の接触を認めない」とこととする（外

の意向が反映されたものであることがうかがえる⁹⁷。以後、この次官会議決定は日本政府による日朝貿易制限措置の法的根拠となり、先述の貿易契約も実行不可能となった。

とはいえ、すでに通産省や外務省経済局が日朝貿易を容認する方向へと傾きつつあったこともあり、北朝鮮との貿易を禁止する決定が法的拘束力や罰則規定をもたない次官会議決定にとどまったことも事実である。つまり、日本政府は日朝貿易の可能性を完全に断とうとしたわけではなく、むしろ次官レベルで方針を変えれば、いつでも北朝鮮との取引が可能になる状況を形成したといえよう。それゆえ、次官会議決定後も日朝貿易を模索する民間の動きは弱まらず、翌年には次官会議決定の「盲点」を突いた日朝間接貿易が実現する。

1956年2月26日、日本赤十字社代表団の一員として訪朝した宮腰喜助は、平壤放送を通じて「日本の貿易ならびに水産業界の代理人として北鮮貿易会社との間に総額500万ポンドの貿易契約を締結した」と発表した⁹⁸。訪朝前、宮腰は「元日朝協会役員たりしことを理由として、日朝協会の名の下に北朝鮮側と接触」せず、「日本赤十字社の方針に従って交渉する義務を負うものであり、かつ今回の交渉は在北朝鮮邦人の帰国問題に限ること」を日本赤十字社から要請されていた。ところが、宮腰は朝鮮国際貿易促進委員会の金教英委員長を訪ね、前年の次官会議決定への対策を議論し、さらに日本国際貿易促進協会委員の資格で、上記の貿易契約を締結したのである⁹⁹。

田中三男外務省情報文化局長は宮腰の動きに対し、「日赤囑託宮腰喜助氏が北鮮と結んだ貿易取決めや文化交流の取決めは、日本政府としてはとりあげない意向である」と記者会見で語った¹⁰⁰。田中の発言は、日朝貿易の不許可という次官会議決定の方針の堅持を意味していた。そのため、宮腰が結んだ貿易契約の実行は事実上不可能となった。それでも、3月6日には「日朝貿易の発展を促進すること」を目的に掲げた日朝貿易会が結成された。日朝貿易会の結成によって、朝鮮国際貿易促進委員会をはじめとする北朝鮮側貿易団体と直接交渉する窓口が誕生した¹⁰¹。

務省「北鮮と貿易その他の諸関係を樹立することの可否に関する件」1955年10月24日、2010-4106、外務省外交史料館）。

⁹⁷ 外務省アジア局、前掲「北鮮との貿易その他諸関係を樹立することの可否に関する件」。

⁹⁸ アジア局第一課、前掲「北鮮との漁業、貿易協定問題に関する経緯」。

⁹⁹ 朴正鎮、前掲書、196-197頁。

¹⁰⁰ 『朝日新聞』1956年2月29日。

¹⁰¹ 日朝貿易会『日朝貿易の手引』1970年、13-15頁。

さて、先述のとおり、1950年代半ばにおける日朝貿易の促進は、両国間の漁業交渉と密接に関連していた。すなわち、日朝貿易会の結成への動きが表面化した1956年2月、漁業問題解決のための北朝鮮政府との接触を求める仲裁要請が、日本国際貿易促進地方議員連盟北信越5県ブロック協力会から日朝協会に寄せられた。韓国政府による日本漁船の拿捕が続出する一方で、北朝鮮は漁業問題に宥和的な立場を示していたからである。仲裁の依頼を受けた日朝協会は、ただちに南日外相に照会を申し入れた。また、3月10・11日の日朝協会第1回全国理事会は、この問題を重要議題として取り上げ、日朝貿易漁業促進全国協議会の組織化や対岸貿易促進運動の展開なども決定した¹⁰²。

翌月には、日朝協会は日本貿易促進協議会および日朝貿易会との共催で、日朝貿易漁業促進全国協議会を開いた。そして、北朝鮮当局との話し合いのため、貿易・漁業各業態別代表団の北朝鮮への派遣を決定した。また、その推進機関として、日朝貿易漁業促進全国委員会を結成した。日朝貿易漁業促進全国協議会には、全国各地の業界・親善団体の代表が参加し、特に新潟・舞鶴・敦賀などの業者が熱意を示したという¹⁰³。

代表団の派遣に関する大会決議は、畑中政春日朝協会理事長の名義で北朝鮮政府に通達された¹⁰⁴。これに対して、金日成首相から6月15日付けで歓迎の旨が回答された。日朝協会は金日成の歓迎メッセージを受けて、翌日に日朝貿易漁業促進全国委員会を開催した。日朝貿易漁業促進全国委員会は、北朝鮮に漁業代表団を派遣して漁業協定の実現を期するという従来の基本方針を再確認した¹⁰⁵。

この時期、日朝間に若干の緊張も生まれた。6月10日、日本漁船2隻が鎮南浦の北方約90マイル付近で、北朝鮮の沿岸警備艇に拿捕された。すでに、同月7日にも鴨緑江の河口で日本漁船1隻が拿捕されており、計3隻の日本漁船が北朝鮮に連行されるという事態になった¹⁰⁶。この事件への対応は、日本側・北朝鮮側ともに迅速であった。畑中が3隻の安否について北朝鮮外務省に問い合わせると、李東健外務次官はただちに回答の電報を送り、「日本船は北鮮領海を不法に犯しはしたが、現在の日本漁民の生活境遇と日朝漁業界

¹⁰² 朴正鎮、前掲書、198頁。

¹⁰³ アジア局第一課、前掲「北鮮との漁業、貿易協定問題に関する経緯」。

¹⁰⁴ 代表団の派遣に関する要望書は、北朝鮮政府だけでなく、韓国政府にも同様に送られていた。これは、韓国側の否定的な反応を予想した措置であった。すなわち、漁業問題に対する北朝鮮政府の積極的姿勢を大いに宣伝することで国民世論を喚起し、その世論を日朝貿易の推進力に転化させるという戦略であった（朴正鎮、前掲書、198頁）。

¹⁰⁵ 同上。

¹⁰⁶ 『朝日新聞』1956年6月14日。

の友好関係を考慮して北朝鮮該当機関がこれら日本船とその船員全部を直ちに送還するよう取りはからうであろう」と述べた¹⁰⁷。同月17日、3隻の日本漁船とその船員は約束どおり釈放された。

北朝鮮に拿捕された日本漁船が迅速かつ円滑に釈放された背景としては、李東健の回答でも言及された「日朝漁業界の友好関係」があげられよう。すなわち、漁業代表団の派遣をめぐる同年4月以来の交渉のなかで日朝間に築かれた一定の信頼関係が、日本漁船の釈放につながったのである。換言すれば、日本漁船の迅速な釈放は、北朝鮮が貿易・漁業協定交渉に積極的であることの証左でもあった。

他方で、日朝協会はこの事件を漁業界への働きかけ、特に李ラインの締め出しによって沿海州や北朝鮮沖合への出漁を考えていた「裏日本」の関係業者の誘引に利用した。すなわち、日朝貿易漁業促進全国委員会の指導のもと、7月中旬に舞鶴で対岸貿易漁業促進大会が開かれた。この大会には「裏日本」の港湾都市代表、漁業関係者、貿易業者など多数が参加した。また、8月23日に開催された日朝貿易漁業促進全国協議会は、北朝鮮に派遣する経済使節団のうち、地方代表や貿易代表の人選を決定し、北朝鮮政府に通達した¹⁰⁸。

経済使節団の人選で注目されるのは、青山正一自民党参議院議員である。青山は、日本漁網漁業協会長として使節団に加わっただけでなく、10月12日には、石野久男労農党衆議院議員・日朝協会常任理事兼組織部長とともに、第3次日本国会議員代表団としても訪朝した¹⁰⁹。青山の存在は、日本国内において革新勢力だけが日朝経済関係を推進していたわけではないということを示している点で重要である。平壤入りした青山と石野は、金教英朝鮮国際貿易促進委員会委員長や李克魯最高人民会議常任理事会副委員長と会談した。会談後には、貿易・漁業問題に関するこれまでの北朝鮮側諸提案に対する支持、および日本経済使節団の訪朝推進を主な内容とするコミュニケを発表した¹¹⁰。

漁業問題をめぐる日朝間の動きが活発化するなかで、日朝貿易を推進する日本経済界の動きもさらに強まった。1956年6月、経済使節団の派遣に先立ち、東工物産、東邦商会、和光交易、湊商店といった貿易商社の代表が訪朝し、朝鮮貿易会社と大連経由の貿易契約を結んだ¹¹¹。この取引は、大連港で陸揚げ・船積みを行い、大連と北朝鮮の区間を北朝鮮

¹⁰⁷ 『読売新聞』1956年6月15日。

¹⁰⁸ アジア局第一課、前掲「北朝鮮との漁業、貿易協定問題に関する経緯」。

¹⁰⁹ 『朝日新聞』1956年9月9日、10月13日。

¹¹⁰ 朴正鎮、前掲書、200頁。

¹¹¹ 李燦雨、前掲論文、9頁。

側が陸送することで、形式上では日中貿易を装った¹¹²。そのため、日本政府は前年の次官会議決定にもかかわらず、この日朝間接貿易を禁止できなかった。9月27日、無煙炭3,000トンを積んだ第一船が日本に入港し、ついに日朝貿易が開始された。

いうまでもなく、韓国政府は日朝貿易の開始に強く反発した。11月7日、柳泰夏駐日韓国代表部参事官が中川融外務省アジア局長を訪ね、北朝鮮産無煙炭の輸入に抗議した。韓国側の抗議を受けて、北朝鮮産無煙炭を中国経由で輸入する問題に関し、針谷正之外務省アジア局第一課長の主催で、外務省と通産省との間に連絡会議が開かれた。まず、針谷は「外務省としては殊更に韓国を刺激するが如きことは避けたい」としながらも、「韓国の抗議に対する言訳が立つならば」、日朝貿易を認める余地があると述べた¹¹³。これまで、外務省アジア局は「対韓考慮」を理由に、日朝貿易の不許可を主張し続けてきた。しかし、停滞を続ける日韓関係とは対照的に着々と進展しつつある日朝関係を前に、とうとう日朝貿易を許可する可能性に言及したのである。

針谷の発言に対し、もともと日朝貿易に積極的であった通産省側は、以下3点の「言訳」を展開した。第一に、貿易管理令は北朝鮮との貿易そのものを禁止しているわけではない。そのため、業者側に外貨決済の制限を回避されれば、通産省としては日朝貿易を阻止する術はない。第二に、韓国政府の対日禁輸によって、無煙炭の国内需給が逼迫している。第三に、書類上は満洲産無煙炭となっており、北朝鮮産無煙炭が混入している根拠はない。仮に中国から輸入した無煙炭のなかに北朝鮮産無煙炭が含まれていたとしても、これを識別することは困難である。そして、通産省の担当者は「通産省としては〔中略〕何等かの型で北朝鮮との貿易ルートを開いておきたい」と明言した¹¹⁴。

外貨決済の制限をめぐる問題については、補足説明が必要であろう。貿易管理令は、外国為替及び外国貿易法（外為法）にもとづき、輸出規制と輸入管理について定めた政令である。とりわけ輸出貿易管理令では、特定地域を仕向地とする特定貨物の輸出の許可制または承認制が定められた。そして、ココム規制もこの輸出貿易管理令により実施された。しかし、ココム規制は特定品目の輸出を禁止するリスト規制であったため、該当外品目の貿易は規制されなかった。それゆえ、ココム規制を実施する貿易管理令は、日朝貿易を全

¹¹² 宮原正宏「日朝貿易の経過と現状」『朝鮮研究』32号、日本朝鮮研究所、1964年8月、5頁。

¹¹³ 「北朝鮮産無煙炭の中共経由輸入に関する件」1956年11月15日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。

¹¹⁴ 同上。

般的に規制するものにはなりえなかった。

そこで、日本政府は大蔵省令の「標準決済方法に関する規則」を法的根拠として、日朝貿易を規制した。すなわち、標準決済規則別表4において、スターリング地域、特別指定地域、特別決済勘定地域以外の地域との決済通貨をドルと規定することで、日本政府は日朝貿易を外貨決済面から不可能にした。米国の外国資産管理令は、ドルを北朝鮮との決済に使用すれば、国籍にかかわらず制裁を加えると規定していたからである¹¹⁵。ところが、先述のとおり、この日朝貿易は大連港で陸揚げ・船積みすることで、日中貿易の形式を装った。そして、日朝間の決済も中国の銀行を経由したため、通産省は日朝貿易を阻止する術をもたなかったのである¹¹⁶。

結局、通産省が関係業者から北朝鮮産無煙炭を輸入しないとの念書をとって、中国からの無煙炭の輸入を継続することになった¹¹⁷。しかし、通産省が主張したように、中国から輸入される無煙炭の産地を識別することは不可能であった。したがって、日本政府は実質的に北朝鮮産無煙炭の輸入を黙認したといえよう。その結果、1956年9月から12月までに、日朝貿易の取引額は60万ドルに達した。取引額の内訳は、日本の輸入額が50万ドルと大幅な入超であった¹¹⁸。

¹¹⁵ 経通「対北鮮貿易の現状について」1960年6月30日、2010-4106、外務省外交史料館。

¹¹⁶ 中国は標準決済規則で特別指定地域に加えられていたため、決済通貨としてポンドが認められていた（北東アジア課、前掲「北鮮貿易に関する件」）。

¹¹⁷ 前掲「北鮮産無煙炭の中共経由輸入に関する件」。

¹¹⁸ 日朝貿易会『日朝貿易の手引』1966年、3頁。

第4章 岸政権期における日韓関係と日朝関係

第1節 岸政権の登場と日韓会談の再開交渉

1956 年半ば以降、抑留者の相互釈放に向けた日韓交渉は停滞状態にあったが、同年 10 月より中川融外務省アジア局長と金溶植駐日韓国代表部公使との間で頻繁な協議が行われた¹。同年 3 月の「重光・金了解」に沿って、中川は協議の内容を抑留者の相互釈放問題に限定しようとした。他方で、金溶植は「抑留者釈放と日韓会談再開との間に余り時間があるかないようにして置かないと新規の抑留者に関して又日韓間に問題が再燃する惧れがある」として、日本政府による対韓請求権主張の撤回を前提とした日韓会談の全面再開を求めるとともに、①日韓会談が再開されるまで大村収容所に刑罰法令違反者を収容しないこと、②不法入国者で特別在留許可を得た者のうち、李承晩政権の反対者数名を韓国側に引き渡すことの 2 点を提案した。しかし、中川はとりわけ 1 点目について、法務当局の説得が困難であるとして否定的見解を示した²。

さらに、12 月 6 日、北朝鮮への「帰国」を求めて福岡県に集結していた在日朝鮮人 48 名のうち 20 名が、門司港発ノルウェー船ハイリー号で上海を経由して北朝鮮に渡った。この出来事が、すでに同年 9 月の日朝貿易開始により、日朝関係の進展に神経を尖らせていた韓国側を刺激したことはいうまでもない。翌日、ただちに金溶植は在日朝鮮人の北朝鮮渡航に対する嚴重抗議を外務省に申し入れ、中川に対しても「昨日は最悪の日で〔中略〕今後は起らないようにして貰いたい」と伝えた。しかし、中川は、日本政府が本件に関係していないことを伝えるとともに、「日本としては外国人が自分の発意と費用で国外に出国しようというのを阻止することは出来ない」と応酬した³。

¹ 金溶植は中川との会談に先立ち、重光葵外相と澤田廉三外務省顧問に対し、日韓間の諸懸案を早く解決したい旨を述べていた。重光も同様の希望を語り、当面の日韓関係の改善に向けて努力することで合意した（『朝日新聞』1956 年 10 月 2 日）。

² 中川融外務省アジア局長「日韓問題に関し金公使と会談の件」1956 年 10 月 12 日、文書番号 1431、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；重光葵外務大臣「日韓関係調整に関する件」1956 年 12 月 6 日、文書番号 1473、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；日韓国交正常化交渉史編纂委員会「日韓国交正常化交渉の記録 第 I 編 総説 第 4 章 日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」1971 年、文書番号 1916、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

³ 外務省アジア局「アジア局執務月報（抄）（昭和 31 年 12 月）」1956 年 12 月、文書番号 1513、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；中川融外務省アジア局長「金公使と会談の件」1956 年 12 月 8 日、文書番号 1431、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

それでも、なんとか 1956 年内に抑留日本人漁夫の帰国を実現させたい日本政府は⁴、同月 18 日の閣議において、「日韓会談が始まって 3 か月を経ても妥結されないときは、日本政府はその収容を再開する権利を留保するものである」としながらも、在日朝鮮人の大村収容所への新規収容の停止を決定した⁵。また、この閣議決定に先立ち、中川は「在韓抑留日本人漁夫と被退去強制在日韓人の措置に関する件」と題する覚書を金溶植に手交した。同覚書では、韓国政府は①抑留日本人漁夫を日本へ送還すること、②日本政府によって強制退去処分となった韓国人密入国者の送還を受け入れること、③日本政府によって強制退去処分となった韓国人刑罰法令違反者のうち、自らの意思によって帰国を希望する者を引き取ることとされた。他方で、日本政府は①収容中の韓国人刑罰法令違反者を釈放すること、②この釈放者に対しては、期間を定めて補導の措置を講ずるものとし、おおむね 3 ヶ月の間に釈放を完了するよう努力することとされた。さらに、中川は同覚書に加えて、①日韓両国は全面会談をできるだけ早期に再開するよう努力する、②韓国人刑罰法令違反者の引き取りに関する具体的基準を全面会談において協議決定し、韓国政府は将来その基準にしたがって対象者を引き取る、③この協議決定がなされるまで、日本政府は韓国人刑罰法令違反者の強制退去のための収容をできるだけ「自制するよう努力する」という「付属了解」も提示した⁶。

⁴ この時期、日韓漁業紛争に関して、日本政府への突き上げを強めていたのが日本社会党であった。釜山収容所の過酷な環境が報じられるなか、社会党は抑留日本人漁夫の年内帰国を目標として、党内の対韓国問題対策特別委員会を中心に、日韓問題解決のための基本対策を決定した。そこでは、①財産請求権は「相互放棄」とするが、戦争による韓国軍人、軍属などの被害者に対しては慰謝料の支給を考慮するとともに、在韓日本財産のうち私有財産の損失については国家補償を行う、②李承晩ラインでの紛争を避けうる日韓漁業協定を締結する、③在日韓国人の国籍処遇においては不利益な取扱いをしないという三つの基本方針に加え、④抑留者の相互釈放により日本人漁夫の年内帰国を実現する、⑤日本人漁夫の留守家族に見舞金を支給するという「緊急対策」が掲げられた（『朝日新聞』1956 年 12 月 1 日）。そして、鈴木茂三郎社会党委員長は鳩山首相との党首会談において、ソ連に抑留された日本人の帰国が年内に実現されようとしていることを引き合いに出しつつ、久保田発言の撤回、財産請求権の相互放棄、漁業問題での積極的提案による抑留日本人漁夫の年内帰国の実現を訴えた（『朝日新聞』1956 年 12 月 2 日）。さらに、12 月 3 日の衆議院本会議において、今澄勇社会党議員が日韓会談および抑留日本人漁夫に関する緊急質問を行い、大村収容所韓国人と抑留日本人漁夫の相互釈放による早期解決、具体的には数日以内に大村収容所韓国人を釈放するとの政府答弁を引き出した（『朝日新聞』1956 年 12 月 4 日）。

⁵ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第 I 編 総説 第 4 章 日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」。

⁶ 中川融外務省アジア局長「金公使と会談の件」1956 年 12 月 11 日、文書番号 1431、日韓

金溶植は中川の申入れに対し、李承晩大統領も抑留者の釈放を年内に解決する意向であるとしながらも、同案の文言について数多くの修正意見を出した。また、金溶植は①日本政府は在日朝鮮人を次々に追い出そうとしているのではないか、②日本政府は全面会談の再開にあまり興味がないのではないかという二つの懸念を示し、これまで日韓会談の一環として解決することになっていた国籍処遇問題を日韓会談と切り離して話し合い、大まかな合意ができたところで抑留者の相互釈放を実施したいと述べた⁷。金溶植の案では抑留者の年内帰国の実現が困難であると考えた中川は、12月24日、「個人として考えられる日本側の最終案」として、覚書と付属了解の修正案を提示した。この修正案では、字句以外の大きな変更点として、強制退去処分となった韓国人密入国者の送還受け入れに関する文言が削除されたほか、付属了解に「両国政府は法規の根拠なく互に相手国の国民を逮捕抑留せざることを約する」との文言が追加された⁸。

しかし、金溶植は中川の修正案に納得せず、12月29日に再修正意見を提出した。その内容は、①日本政府は韓国人刑罰法令違反者の強制退去のための収容を「自制する」、②日韓会談の早期再開のため、日本側は「久保田発言」を撤回して財産請求権を放棄する、③特別在留許可を得た韓国人密入国者のうち、韓国側の要請する者を引き渡す、④帰国する在日韓国人に「持ち帰り金」を渡すというものであった。中川はこれら4点の再修正意見に対し、それぞれ次のように反駁した⁹。

- ① 「自制するよう努力する」としなければ法務省の同意を得られない。
- ② 「久保田発言」の撤回および対韓請求権の放棄は抑留者の相互釈放と関係ない。
- ③ 主権国家としての「名誉」に関わるため、受け入れられない。
- ④ 抑留者の相互釈放に際し、韓国人にだけ「持ち帰り金」を渡すことは均衡を失する。再開後の日韓会談で時間をかけて討議すべき性質の問題である。

会談文書情報公開アーカイブズ。

⁷ 中川融外務省アジア局長「金公使と会談の件」1956年12月11日、文書番号1431、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁸ 中川融外務省アジア局長「金公使と会談の件」1956年12月24日、文書番号1431、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第Ⅰ編 総説 第4章 日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」。

⁹ 同上；中川融外務省アジア局長「金公使と会談の件」1956年12月29日、文書番号1431、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

結局、双方の主張の隔たりにより、中川と金溶植は非公式会談の打ち切りという結論に達し、抑留日本人漁夫の帰国も「年越し」となった¹⁰。

中川と金溶植の非公式会談が停滞するなか、日韓関係打開へのイニシアチブを発揮したのは、石橋湛山政権の外務大臣に就任したばかりの岸信介であった。1957年1月10日、金溶植と面会した岸は「抑留者釈放の問題は人道上の問題として」国交正常化に先立って解決する必要があるとしながらも、「隣国同志たる日韓両国が依然として国交未回復にある現状は残念なり。〔中略〕必ずしも従来の経緯に拘泥せず打開を計りたい」と述べ、対韓交渉への積極的姿勢を示した。岸の発言に対し、金溶植も「韓国側が抑留者釈放の問題と日韓会談再開の問題とを完全に分離することに同意しうるやは疑問あるも、日本側のお考えはよく分ったので早速本国に報告すべし」と応じた¹¹。

同月18日、金溶植は韓国政府の回答として、①抑留者の相互釈放については、将来話のつくまでは大村収容所への新規収容を行わないというラインで無条件に実施して差し支えないこと、②同時に日韓会談の全面再開についても話し合い、その予定期日を決めること、③会談再開の前提として、日本側が「久保田発言」および対韓請求権主張を撤回することの3点を中川に要望した。そして、中川と金溶植は抑留者の相互釈放を実施して日韓間の空気を改善したうえで全面会談を開始すること、および日韓会談が早々に暗礁に乗り上げることを避けるため、あらかじめ基本問題についてできるだけ双方の意見を一致させておくよう努力するという基本原則に合意した。その結果、翌月に入ると、抑留者の相互釈放および日韓会談の全面再開に向けた日韓間の協議が再び頻繁に行われるようになり、日本のマスメディアでも日韓関係打開の見込みが繰り返しばじられた¹²。

もっとも、中川と金溶植の非公式会談では交換公文の文言をめぐる、依然として議論の応酬が続いた。それでも、前年末の非公式会談に比べ、今回の非公式会談では中川が金溶植の主張に一定の歩み寄りを見せた。すなわち、1957年3月7日にまとめられた「付属了解（案）」では、日本政府は「在日韓人処遇の問題がすみやかに協議決定される」まで「韓人刑罰法令違反者の強制退去のための収容を自制する」とされた。また、中川は岸と

¹⁰ 『朝日新聞』1956年12月30日。

¹¹ 「岸大臣金公使会談の件」1957年1月10日、文書番号682、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹² 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第4章 日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」；『読売新聞』1957年2月3日；『読売新聞』1957年2月22日；『読売新聞』1957年2月27日。

金溶植の「共同発表（案）」において、日本政府が「久保田発言」および対韓請求権主張の撤回を表明することにも同意した。中川は「字句の点では種々好ましからざるものもあるも、実質においては右ドラフトによるも大局に影響なしと判断」し、また「交渉者としての金公使の立場を過度に弱めることは、わが方にとっても有利といえず、この程度において妥結すべきものと考え」ていたからである¹³。

中川・金非公式会談の進展を受けて、石橋に代わって首相に就任したばかりの岸は在外財産補償の要綱を閣議決定し、引揚者給付金等支給法案を国会で可決させた。日本政府は同法をもって在外財産の国内補償問題は「終結」したという見解を表明し、元来「交渉技術」としての性格が強かった対韓請求権主張を撤回する準備を整えたのである¹⁴。

ただし、外務省内には対韓交渉に消極的な意見も残っていた。たとえば、金溶植との非公式会談に関する中川の報告書に対し、大野勝巳外務事務次官は次のようなコメントを注記した。

先方が依然として呑まぬ点はそのままで全面会談に入るわけにいかざるべく、また請求権の問題以外に『李承晩ライン』についても解決の目処なき今日、抑留者の釈放問題のみにとらわれて調印することは不得策と認める。現下の状況にて全面会談を開くも会談が行き詰ることはほとんど確実であり、その内外政局に及ぼす影響は多大なるものあるべしと考える。請求権および『李承晩ライン』問題についてのわが方の肚をしっかりと決めるための作業および決定が先決問題と思考する。¹⁵

さらに、中川・金非公式会談は思わぬかたちで頓挫することとなった。韓国政府は5月16日付で金溶植を駐仏公使に転出させ、代わりに金裕澤韓国銀行総裁を駐日韓国代表部首席大使とし、また柳泰夏参事官を駐日韓国代表部公使に昇格させたのである。金溶植の側近が中川に語ったところでは、この人事は非公式会談の進展に不満を抱いた柳泰夏による策謀であった。すなわち、柳泰夏は請求権問題を米国の解釈に依拠して解決すれば、将

¹³ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第Ⅰ編 総説 第4章 日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」。

¹⁴ 『読売新聞』1957年3月6日；吉澤文寿『戦後日韓関係——国交正常化交渉をめぐって』クレイン、2005年、86頁。

¹⁵ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第Ⅰ編 総説 第4章 日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」。

来日韓間請求権の「相互放棄」に持ち込まれる可能性が高く、懸案の①請求権問題、②1910年以前の条約の効力問題、③李承晩ライン問題の3点で話をつけてから抑留者の相互釈放に踏み切るべきであると本国政府に報告した。そして、この柳泰夏の進言の結果、いったんは中川・金非公式会談のラインで抑留者の相互釈放と日韓会談の全面再開を決意していた李承晩も、①請求権問題に関する米国解釈を採用すれば韓国に不測の不利が生じうること、②李承晩ライン問題について日本側から「ある程度のコミットメントをとり得る可能性」があることを考え、中川・金非公式会談の中止を指示したのである¹⁶。

抑留者の相互釈放と日韓会談の全面再開に向けた協議が振り出しに戻るかという局面で、岸は自ら韓国側との非公式会談に出席し、懸案解決への意欲を見せた。すなわち、同月20日に金裕澤と面会した岸は、中川・金非公式会談の成果に触れたうえで「之を基礎として早く話をきめることとしたい」と述べ、金裕澤から「自分としても従来金公使と中川局長が努力された結果を引継ぎ、まだ話の合わなかった点を至急話を付け本件を解決したい考である」との発言を引き出した。その結果、大野と金裕澤を代表者として、中川・金非公式会談のラインを基礎とする話し合いが行われることとなった¹⁷。

この討議で争点となったのは、①抑留日本人漁夫に対する「刑期」という字句の使用、②請求権問題に関する「米国解釈」と「相互放棄」の2点であった。まず、日本側は、日韓間の合意文書に「刑期」という字句があれば、日本政府が韓国政府による日本人漁夫への刑罰ないし李承晩ラインを認めたことになるとして、覚書から「刑期を了して」という表現を削除するよう求めた。これに対し、韓国側は代替条件として、「日本が平和線に関する韓国の要請を尊重する」と文書で明示することを提案した。いうまでもなく、李承晩ラインの存在そのものを否認してきた日本側にとって、この提案は受け入れ不可能であった¹⁸。

他方で、韓国側は請求権問題について「日本側があくまでも^マ相互放棄を主張されるのでは話にならぬ」として、この問題は「米国解釈」ではなく対日講和条約第4条にもとづい

¹⁶ 中川融アジア局長「日韓問題に関する件」1957年5月13日、文書番号683、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹⁷ 中川融アジア局長「岸総理金大使会談の件」1957年5月20日、文書番号684、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹⁸ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第4章 日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」。

て解決すべきであると主張した¹⁹。しかし、日本側は、従来の会談が同条文の解釈をめぐって物別れに終わってきた以上、「米国解釈」を活用して請求権交渉を進める必要があると応じた²⁰。とりわけ大野は「アメリカの解釈が日本のみをバインドし韓国は全然フリーであるというのが如き片手落ちの形で妥結の已むなきに至ったというようなことでは財務当局その他関係省も承知しない」として、外務省が大蔵省を説得するためにも「請求権の問題については米国の解釈に日韓双方が従うということをはっきり認め」なければならないと主張した²¹。結局、韓国側の実質的な交渉担当者を務めた柳泰夏が「中川・金会談は認めない。自分のいったことには責任をもつが、ああいう不愉快なものは認められない」という態度をとっていたこともあって、これらの争点をめぐる妥協点はなかなか見いだされなかった²²。

合意文書の字句をめぐる日韓間の駆け引きが続くなか、交渉妥結に向けてイニシアチブを発揮したのは、またしても岸首相自身であった。6月11日、東南アジア歴訪から帰国した岸は金裕澤と会談し、①「刑期を了して」という表現を合意文書に残し、李承晩ラインについても「好意をもってこの問題を考え」つつ、全面再開後の日韓会談で討議すること、②請求権問題については日韓両国ともに「米国解釈」を採用するものの、それは「相互放棄」を意味せず、日本政府は「韓国の請求権を誠意を以って討議する」ことの2点に同意した²³。岸による大幅な譲歩の結果、日韓間の事務協議は岸の訪米直前である6月14日まで急ピッチで進められた。そして、相互釈放に関する覚書や全面会談再開に関する覚書、合意議事録など計八つの案文からなる合意文書の最終案がまとめられた²⁴。

ここまで見てきたように、抑留者の相互釈放および日韓会談の全面再開に向けた日韓交渉の経緯においては、岸の政治的決断が大きな推進力となった。そして、岸の積極的な対

¹⁹ 外務省「大野次官金大使会談の件」1957年5月22日、文書番号686、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

²⁰ 三宅喜二郎外務参事官「安藤アジア局長代理及び三宅参事官と柳公使及び崔参事官との会談要領」1957年5月23日、文書番号108、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

²¹ 大野次官「大野次官・金裕沢大使と面談の件」1957年6月8日、文書番号686、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

²² 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第4章 日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」。

²³ 三宅喜二郎参事官「岸総理、金大使会談要領」1957年6月11日、文書番号684、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

²⁴ 三宅喜二郎参事官「六月十三日、大野次官、金韓国大使会談要領（その二）」1957年6月13日、文書番号686、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

韓政策の背景には、反共主義者としての岸の世界認識と米国の後押しが存在した。すなわち、岸は朝鮮半島の共産化が日本に及ぼす多大な影響を強調し、日韓国交正常化と対韓経済援助の必要性をさまざまなチャネルを通じて力説していた。また、訪米を控えた岸は、日本政府の対米交渉力を高めるためにも、米国が望む友好的な日韓関係ないし日韓会談の再開を実現する必要があった²⁵。

もともと、岸の「渡米前に相互釈放を実現する」という国会答弁が、岸自身ないし日本政府の立場を弱めた面も否定できない。実際、外務省内では「足もとをみられた日本側が、首相渡米の16日まで日一日と追い込まれて譲歩を余儀なくされてきた。〔中略〕岸首相は渡米前ということにこだわり過ぎた」という批判も出ていた。そして、日本側が岸訪米という時間的制限に縛られている状況を活かして、韓国側は「この際できるだけ日本側から譲歩を勝ち取って将来の本会談に有利な伏線をし」こうとした²⁶。すなわち、李承晩は合意文書の調印に待ったをかけ、「米国解釈」は「韓国の財産請求権に何ら影響を及ぼさない」旨を口上書に明記するよう指示した²⁷。

李承晩からの指示を受けた駐日韓国代表部は、①大村収容所韓国人に対する「退去強制処分に付せられ」という字句を削除すること、②財産請求権に関する「米国解釈」には、日本側のみが「その対韓請求権の放棄」として拘束され、韓国側は「その対日請求権について、何等拘束を受けないように」合意文書の文言を書き改めること、③韓国古美術品で即時返還可能なものをただちに韓国側へ引き渡し、それ以外の韓国古美術品については対日請求権の1項目として全面会談で討議・解決することという3点を要求した。いうまでもなく、日本側は「先般合意をみた案文の重要な実質的内容を根本的に変更せんとするものであり、〔中略〕特に財産請求権に関する韓国側の提案は、わが方が米国の解釈を基礎にしてわが在韓財産に対する請求権を抛棄せんとしている事実を全く無視した不当な一方

²⁵ 安昭榮「韓日会談をめぐる日本の政策決定過程——1960年の局面転換期を中心に」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ——東アジア冷戦編』法政大学出版局、2011年、210-211頁。

²⁶ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第Ⅰ編 総説 第4章 日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」。

²⁷ 「구상서 초안」〔ドラフト草案〕1957年6月16日、大韓国外交部外交文書登録番号100『제4차 한·일본회담 (1958.4.15-60.4.19) 예비교섭』〔第4次韓日会談 (1958.4.15-60.4.19) 予備交渉〕フレーム番号 0588；金東祚『回想 30年 韓日会談』ソウル：中央日報社、1986年、103頁。

的要求といわざるを得ない」として、韓国側の修正要求に猛反発した²⁸。その結果、7月23日から9月にかけて、板垣修外務省アジア局長と柳泰夏との間で10回にわたる会談が行われたものの、合意文書の文言をめぐる交渉は再び膠着状態に陥った²⁹。

それどころか、韓国側の修正要求を契機として、日本政府内では大蔵省を中心に6月の最終案に対する批判すら高まった。たとえば、正示啓次郎大蔵省理財局長は7月1日の次官会議において、最終案の「アメリカ合衆国の表明が財産請求権の相互放棄を意味するものではない」という文言は「実質的な譲歩であってその影響するところ大である」として、外務省の対韓交渉を厳しく追及した。また、9月6日に再び開かれた次官会議でも、正示は「韓国側の不当な要求に対してはこれを峻拒するという方針はきまっているのか。〔中略〕これ以上譲歩することは全く常識の線を逸脱するものではないか」と主張した。正示の批判に対し、大野勝巳外務事務次官は「実際に正式会談に於ては、わが方としては実質的に相互放棄に近いことを主張することになり、ホット・ディスカッションを予想せざるを得ず、結局どの程度迄先方の要求を落せるかが問題となる〔中略〕実際の会談に於ては我方として全然何も支払のないという意味ではない」と釈明するとともに、漁期に入る11月頃より日本漁船が韓国側に拿捕される可能性の高まることから、「政治家連中が、事務官僚が法律論ばかりやっていてはいつまでたっても話がまとまらぬということで譲歩するということになる惧れがある」という懸念を共有した³⁰。

大野の予想どおり、1957年11月に入って韓国側による日本漁船の拿捕や銃撃が相次ぐなか³¹、抑留者の相互釈放と日韓会談の全面再開に向けた日韓交渉は、政治家の譲歩によって急転直下の展開を見せた。すなわち、12月29日の藤山愛一郎外相と金裕澤大使との会談において、韓国側が財産請求権に関する修正要求を撤回する代わりに、日本側は韓

²⁸ 「日韓交渉の経緯と現状」1957年9月10日、文書番号1524、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

²⁹ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第4章 日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」。

³⁰ 外務省アジア局第一課「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」1957年7月1日、文書番号1519、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省アジア局第一課「日韓交渉に関する関係各省次官会議議事要旨」1957年9月6日、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

³¹ 外務省アジア局「アジア局執務月報（抄）（昭和32年11月）」1957年11月、文書番号1514、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；『毎日新聞』1957年11月26日；『毎日新聞』1957年11月27日。

国側のその他の修正要求をそのまま受諾するという妥協が成立した³²。そして、翌々日には抑留者の相互釈放および日韓会談の全面再開に関する次のような取極文書が調印され、1958年3月1日より第4次日韓会談が開始されることとなった³³。

- ① 日本国政府は「第二次世界大戦の終了前から日本国に引き続き居住している韓人で日本国の入国者収容所に収容されているもの」を釈放する。大韓民国政府は「刑を了して大韓民国の外国人収容所に収容されている日本人漁夫」を日本に送還し、また「第二次世界大戦後の韓人不法入国者」を引き取る。
- ② 日本国政府は「久保田発言」を撤回するとともに、1957年12月31日付の「日韓請求権の解決に関する日本国との平和条約第4条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明」を基礎として、在韓財産に対する請求権主張を撤回する。
- ③ 日本国外務大臣は、1957年12月31日付の「日韓請求権の解決に関する日本国との平和条約第4条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明」については、大韓民国政府もこの表明と同意見であると了解する。また、このアメリカ合衆国の表明が「財産請求権の相互放棄」を意味するものではないと了解する。

対日請求権と「米国解釈」は無関係であるという立場に固執してきた韓国政府は、なぜ1957年末というタイミングで、財産請求権に関する修正要求を取り下げたのか。金東祚の回想では、度重なる交渉にもかかわらず藤山が対韓強硬姿勢を崩さなかったために、李承晩も同年6月の最終案のラインで妥結することを受け入れたとされている³⁴。他方で、李東俊は「それまで李承晩が示した対日請求権への執着に鑑みると、彼が日本側の強硬な姿勢に屈服し、字句修正要求を撤回したとは考えにくい」と論じている³⁵。

実は、韓国政府に財産請求権に関する修正要求の撤回を決意させたのは、日本側の交渉姿勢ではなく、米国と国際社会の動向であった。すなわち、日韓両国の事務協議が停滞す

³² 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第4章 日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」。

³³ 外務省「十二月三十日閣議における藤山大臣発言要旨」1957年12月30日、文書番号1528、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

³⁴ 金東祚、前掲書、106頁。

³⁵ 李東俊「日韓請求権交渉と『米国解釈』——会談『空白期』を中心にして」李鍾元ほか編著、前掲書、73頁。

るなか、米国政府は在韓米国大使館を通じ、韓国政府に対して「財産請求権問題に関する米国政府の見解」に同意するよう非公式に勧奨していた³⁶。さらに、赤十字国際委員会も 12 月 10 日、日韓両国に対して「韓国に抑留中の日本人漁夫と大村、浜松両収容所に収容されている朝鮮人の釈放計画」と題する手紙を送付した。同文書は、同年 10 月 28 日から 11 月 7 日にわたってニューデリーで開かれた第 19 回赤十字国際会議での決議にもとづき、政治的な問題とは離れて人道的な立場から抑留者を釈放・帰国させるよう勧告した。韓国政府は、赤十字国際委員会の提案を一度は拒否したものの、勧告を無視し続けることによる国際世論への影響を考慮せざるをえなかった³⁷。韓国政府はこれらの「外圧」を受けて、財産請求権に関する修正要求を撤回したと推測される。

「外圧」によって財産請求権に関する修正要求の撤回に追い込まれた韓国政府は、それでも取極文書の調印直前まで、対日請求権をフリーハンドで残す方策を探りつづけた。たとえば、曹正煥外務部長官は 12 月 12 日付の訓令で、「米国政府の覚書は韓国の対日請求権に実質的な影響を与えない」という趣旨の「秘密覚書」を岸または藤山から得るよう金裕澤に指示した³⁸。さらに、調印式当日、駐日韓国代表部は取極文書に調印する条件として、日韓両国の合意がない限り「米国の見解の表明」を公表しないよう要求した。韓国側の突然の態度変更により、一時は調印の延期も危ぶまれたが、日本側が「当分の間本文書を公表しないこととし、将来いずれかの政府がこれを公表することを必要と認めた際は、一応協議を行うように変更せしめる」と譲歩したことで、年明け直前の午後 11 時 30 分、ようやく取極文書の調印が実現した³⁹。

1958 年に入ると、日韓両国は公式の予備交渉に入った。しかし、取極文書での合意にもかかわらず、会談再開の前提であった抑留者の相互釈放は難航した。日韓間の争点となったのは、第二次世界大戦後に密入国して収容された韓国人 1,259 名のうち、北朝鮮へ

³⁶ 朝海浩一郎大使「米国の対韓国財産請求権問題に関する件」1957 年 11 月 14 日、文書番号 1480、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

³⁷ 『読売新聞』1957 年 12 月 11 日；『読売新聞』1957 年 12 月 14 日；『毎日新聞』1957 年 12 月 30 日。

³⁸ 외무부장관 [外務部長官]「한일회담 재개에 수반하는 교환문서에 관한 건」[韓日会談再開に随伴する交換文書に関する件] 1957 年 12 月 12 日、大韓民国外交部外交文書登録番号 100『제 4 차 한・일본회담 (1958.4.15-60.4.19) 예비교섭』[第 4 次韓日会談 (1958.4.15-60.4.19) 予備交渉] フレーム番号 1872-1873。

³⁹ 「一月六日次官会議における次官説明要旨」1958 年 1 月 6 日、文書番号 1531、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

の帰国を希望した 93 名の処遇であった。すなわち、北朝鮮帰国希望者 93 名の引渡しを要求した韓国政府に対し、日本政府は「不法入国者の送還は、元来国際的に一国の主権の行使に委ねられているところであり、且つその送還先については、なるべく本人の意思を尊重することが国際赤十字の原則であり、且つ国連人権宣言の精神なること」を指摘したうえで、譲歩案として「これらの者は北朝鮮には送還しないが、直ちに韓国側に引渡すことはできないので、わが方において引続き大村収容所に収容し、時間をかけて、本人の意思の変更を待って引渡すこと」を提案した。しかし、2 月 3 日の参議院法務委員会における「北朝鮮系であるというて南朝鮮に送り帰されれば、かりに今述べられたように、極端に言えば死が待っておるというようなものをどこまでも南朝鮮へ送り帰す、そういうような意思は絶対にございません」という唐澤俊樹法相の答弁が韓国側を強く刺激していたことも相まって⁴⁰、韓国政府は北朝鮮帰国希望者の引渡しを文書で約束するよう要求したほか、抑留日本人漁夫の送還も中断した。その結果、1958 年 2 月末の時点でも 422 名の日本人漁夫が釜山に抑留されたままとなり、日韓会談の全面再開は延期となった⁴¹。

3 月 13 日、金裕澤と会談した藤山は、抑留者の相互釈放の完了が会談再開の条件であったことを指摘し、釜山に残された日本人漁夫の送還期日を明示するよう求めた。しかし、金裕澤は日本側も北朝鮮帰国希望者の引渡し期日を約束していないことを指摘したうえで、「これをバーゲンにするという意味ではないが、残余の日本人漁夫の送還について何月何日ということは大使の立場として言えないだろうし、本国に尋ねても言わないと思う」と述べた。結局、抑留日本人漁夫の帰国を会談再開の条件とする藤山と、無条件での会談再開を主張する金裕澤との話し合いは平行線に終わった⁴²。

金裕澤との会談では事態を開きできなかった藤山は、抑留者の相互釈放問題に関して米国の仲介を打診した。すなわち、藤山は台北での極東米国大使会議に出席していたウォルター・ロバートソン国務次官補に対し、①422 名の日本人漁夫が未帰還のままだでは日韓会談の全面再開は不可能であること、②北朝鮮帰国希望者の送還先については、本人の希望

⁴⁰ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第 I 編 総説 第 4 章 日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」；「第二十八回国会参議院法務委員会会議録第三号」1958 年 2 月 3 日。

⁴¹ 藤山愛一郎外務大臣「日韓交渉妥結後の経緯に関する件」1958 年 3 月 20 日、文書番号 1532、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁴² 外務省アジア局 三宅嘉二郎参事官「三月十三日 藤山大臣と金大使会談要領」1958 年 3 月 18 日、文書番号 314、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

を尊重することが国際赤十字の原則ないし世界人権宣言の精神であること、③韓国側から日本人漁夫の具体的な送還計画が明示されれば、日本政府はいつでも日韓会談を全面再開する用意があることを説明したうえで、抑留日本人漁夫の帰国に向けた韓国政府の説得を依頼した⁴³。しかし、国務省はダグラス・マッカーサー2世駐日米国大使を通じて、①いったん交渉を始めたら、日本側もあくまで決裂を避けつつ、時間をかけて忍耐強く交渉することが「卒直に言って」適当であること、②韓国側が抑留日本人漁夫を送還しない場合も、日本側は取極文書の約束を果たすべきであることを伝え、暗に無条件での会談再開を日本政府に求めた⁴⁴。その結果、1958年4月15日、澤田廉三外務省顧問と林炳稷国連代表部大使を首席代表として、ようやく第4次日韓会談は開始された。また、日韓会談の全面再開にともない、抑留者の相互送還も5月28日までに「一応完了」した⁴⁵。

さて、第4次日韓会談の準備を進める外務省内では、韓国政府の管轄権問題の再検討が行われた。ここで注目すべきは、外務省条約局第一課が作成した「賠償及び請求権問題に関する交渉と対立政権の存在について」と題する文書において、ベトナム共和国（南越）との賠償交渉と関連づけて、日韓請求権交渉が捉えられていたことである。まず、同文書は韓国および南越を「全体としての一つの国家として承認しているか、それとも分裂した二つの国家として承認しているか」という問題について、次のように整理した。

わが国は平和条約第二条により「朝鮮の独立」(Independence of Korea)を承認しているが、これは一つの国としての朝鮮の独立を承認したものと考えられる。ヴェトナムについては、ジュネーヴ議定書を尊重する方針をとるならば一つのヴェトナムの独立を承認しているものと考えらるべきであろう。政策上は現在この立場が執られていると推定する。⁴⁶

もっとも、この整理は韓国政府の「一つの朝鮮」論に同意したわけではない。同文書で

⁴³ 外務省アジア局第一課長「ロバートソン国務次官補に対する要望事項」1958年3月15日、文書番号1485、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁴⁴ 藤山愛一郎外務大臣「日韓交渉井上代表の『マッカーサー』大使往訪に関する件」1958年3月20日、文書番号1488、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁴⁵ 参議院外務委員会調査室「日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料」1965年10月、文書番号1647、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁴⁶ 外務省条約局第一課「賠償及び請求権問題に関する交渉と対立政権の存在について」1958年3月25日、文書番号1598、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

は、国家の承認と「各国を代表する政府の承認」とは区別されていたからである。外務省条約局第一課は、「ある国を代表する政府として認められるか否かの基準はその政府の支配の『実効性』にある」なかで、「韓国政府とヴィエトナム政府は北鮮及び北ヴィエトナムについてそれぞれ実効的支配を及ぼしていない」以上、「両政府をそれぞれ両国全体の正統政府と認めることには国際法上の困難がある」と認識していた⁴⁷。それゆえ、同文書は対韓請求権交渉と対南越賠償交渉について、次のように結論づけた。

ヴィエトナム政府及び韓国政府はそれらの政府が国際法上有効に代表することができる問題についてのみわが国と交渉し条約を締結することができる。すなわち、請求権問題についていうならば、ヴィエトナム政府及び韓国政府はそれらの政府が実効的支配力を及ぼしていない地域に直接関連する地方的な請求権については日本政府と交渉する権限がないと解すべきである。裏から言えば、それらの政府は、それらの政府は、それらの政府が実効的支配力を及ぼしている地域に関する地方的請求権についてのみわが国と交渉し条約を締結することができる。⁴⁸

このような外務省条約局第一課の見解にもとづき、外務省は財産請求権に関わる韓国政府の管轄権問題について、「韓国は朝鮮における唯一の合法政府なるもその権力は北鮮に

⁴⁷ ただし、実際には「日本国とヴィエトナム共和国との間の賠償協定」の締結に際し、日本政府は南越を「正統政府として、全ベトナムの代表として」認め、「全ベトナムに対する賠償として」支払いを行った（「第三十三回国会参議院会議録第四号」1959年10月29日）。そして、1973年9月にベトナム民主共和国（北越）を承認するまで、日本政府は「ヴィエトナム共和国政府がヴィエトナムにおける唯一の合法政府であり、全ヴィエトナムを領域とするもの〔下線筆者〕」という見解を堅持した（外務省条約局法規課「分裂国家に関するわが国の立場（案）」1965年10月7日、文書番号1856、日韓会談文書情報公開アーカイブズ）。1958年3月の時点では、韓国と南越の管轄権問題が同列に考えられていたにもかかわらず、その帰結がまったく異なるものとなった理由については、さらなる研究が必要であろう。なお、いうまでもなく日本と北越の国交正常化に際しては、南越に対して「全ベトナムに対する賠償」を済ませてしまったことが問題となった。結局、日本政府は北越の「賠償」要求に対し、その含みをもたせた総額135億円の「無償援助」を行うことで、北越との「関係正常化」を実現した（伊藤剛「日越国交正常化と日米関係——東アジア国際システムの多極化と日本外交」『年報政治学』48巻、日本政治学会、1997年、72-73頁；朴洪英「日本援助外交政策の変容——対ベトナム援助に見る国内外的影響要因の分析」東京大学博士論文（未公開）2000年3月、86頁）。

⁴⁸ 外務省条約局第一課、前掲「賠償及び請求権問題に関する交渉と対立政権の存在について」。

及ばざるをもってその財産請求権も全朝鮮を代表するものと考えすることは出来ない。またわが方の請求権の抛棄も（軍令第三十三号に基く）北鮮を含まないと解すべきである」との基本方針を定めた⁴⁹。そして、藤山外相は第4次日韓会談の開始に先立ち、日本政府首席代表を務める澤田廉三外務省顧問に対して、次のような訓令を発した。

建前としては全朝鮮にわたる問題を韓国政府と交渉することとするが、交渉に当っては、大韓民国政府の支配が北鮮に及んでいないという現実の事態に鑑み、わが国が韓国政府と結ぶ条約のうち、事項によっては、あるいは全朝鮮にわたって規定することが不可能または不適當なものがあり、また仮に全朝鮮にわたって規定しても、差当り現実には北鮮には適用出来ない事項もあり得べきことを考慮することとする。⁵⁰

第2章で明らかにしたように、外務省は日韓間請求権の「相互放棄」方針が定まりつつあった1953年1月の時点で、すでに韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解を固めていた。在外財産の国内補償問題を考慮すると、北朝鮮に残された日本国・日本人財産を日韓請求権交渉の対象から除外したほうが、日本政府にとっては得策であったからであり、このことは先述の財産請求権に関する基本方針において、「わが方の請求権の抛棄も（軍令第三十三号に基く）北鮮を含まないと解すべきである」と記されていたことからもうかがえる。したがって、この藤山外相の訓令は、第2次日韓会談を前に形成された「二つの朝鮮」政策を明確化したものであったといえよう⁵¹。

第2節 第4次日韓会談の展開と在日朝鮮人の北朝鮮帰国事業

1958年4月15日に開始された第4次日韓会談の議題は、従来と同様に、①基本関係、②財産請求権、③船舶、④在日朝鮮人の法的地位・処遇、⑤漁業および李承晩ラインの五

⁴⁹ 「財産権問題に関する基本方針案」1958年3月31日、文書番号1598、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵⁰ 藤山愛一郎外務大臣「日本国と大韓民国との全面会談における訓令」1958年4月1日、文書番号1536、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵¹ 実際、第4次日韓会談の日本政府代表団が作成した「日韓会談交渉方針」では、「北鮮の存在を明白に無視する如きコミットメント（例えば北鮮との民間貿易阻止）は避けること」と定められた（外務省アジア局北東アジア課長「日韓会談交渉方針」1958年7月2日、文書番号1538、日韓会談文書情報公開アーカイブズ）。

つと定められた。そして、5月6日の第6回本会議において、①基本関係委員会、②韓国請求権委員会、③漁業および「平和ライン」委員会、④在日韓人の法的地位に関する委員会の四つの委員会を設置し、また韓国請求権委員会のもとに請求権小委員会と船舶小委員会を設けることが合意された⁵²。

ところが、第4次日韓会談は開始早々に停滞することとなる。その主因は、日韓両国の重視する議題が異なることにあった。すなわち、韓国側は請求権問題と在日朝鮮人の法的地位問題から話し合うことを主張したのに対し、日本側は漁業および「平和ライン」委員会を早急に開くことを求めた。結局、9回にわたる本会議を経て、5月18日の抑留日本人漁夫の送還完了を待って、各委員会を順次開催することとなった。ところが、日本側の再三の督促にもかかわらず、漁業および「平和ライン」委員会の韓国政府代表が来日せず、同委員会は開かれないうままであった。そのため、ほかの分科委員会の審議も実質的な軌道に乗らなかった⁵³。

第4次日韓会談の具体的討議が進展しないなか、年始より懸案となっていた大村収容所の北朝鮮帰国希望者が、いよいよ日韓対立の大きな火種となった。先述のとおり、日本政府は北朝鮮帰国希望者93名について、本人の意思変更を待って韓国に送還するという建前で韓国側の手続きをとっていた。しかし、6月26日、北朝鮮帰国希望者の大半が即時釈放と北朝鮮への「帰国」を要求し、ハンガー・ストライキに突入した。入管当局は北朝鮮帰国希望者の説得を試みたが、彼らは応急処置や入院をも拒んでハンストを継続した。そこで、7月6日、日本政府は「人道上の見地」から、北朝鮮帰国希望者のうち3年以上の

⁵² 参議院外務委員会調査室、前掲「日韓基本条約及び諸協定等に関する参考資料」。

⁵³ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第4章 日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」。なお、第4次日韓会談の各委員会での討議が開始された5月19日、矢次一夫国策研究会代表常任理事が岸首相の「個人特使」として訪韓した。李承晩大統領と会見した矢次は岸の親書を手渡し、かつての日本の韓国併合に対する「遺憾の意」を伝えた。親書の内容に喜んだ李承晩は「日本の政治家では岸首相が一番信頼できる。岸首相となら全面会談をまとめて十分親善提携を実現することに期待がもてる」と岸への強い信頼を表明し、「今後の両国間の友好関係は岸首相の誠意にかかっている」と述べた（『朝日新聞』1958年5月22日）。もっとも、矢次の「岸首相は、伊藤博文が日韓関係について犯した誤まりを償わねばならぬと強く感じておる」という発言について、社会党の今澄勇衆議院議員から追及された岸が「その見解は矢次君一個の見解として述べたもので、私の見解ではございません」とトーンダウンしたこともあって（「第二十九回国会衆議院予算委員会議録第三号」1958年6月24日）、矢次による「非正式接触」がこの時点で日韓会談の大勢に影響を与えることはなかった。

長期収容者 25 名を国内に仮釈放する方針を決定した⁵⁴。

翌日、板垣修外務省アジア局長は柳泰夏駐日韓国代表部公使を招致して、この仮釈放決定に関する通報および説明を行った。さらに、7 月 8 日の日韓連絡委員会第 4 回打合せ会でも、板垣は柳泰夏に対して「日本政府としては、彼等を翻意させるよう出来るだけの努力はしたが、もはや韓国に帰す望がないことは明瞭になった。〔中略〕根本的に再検討する必要がある、あらためて協議したいので、韓国側でも何んとか新しい解決方法を考えて欲しい」と伝えた。しかし、柳泰夏は、日本政府が北朝鮮帰国希望者の国内仮釈放に踏み切ったことは、「彼等を北朝鮮に帰さぬと同時に国内釈放もせず出来るだけ本人の意思を変えさせて韓国へ帰すよう努力するという確乎たる約束」に反すると非難した。そして、柳泰夏は「日本は共産主義と斗っている韓国の立場のつらいところをよく察してくれると思うし、特に岸政権になって、われわれと歩調をあわせて行くべきなのに、こういう立場を取ったのは甚だ遺憾で韓国側として夢にも思わなかったことで残念である」と述べた⁵⁵。朝鮮半島における「二つの朝鮮」をも認める等距離外交を唱え、対韓関係よりも対朝関係を優先するかのような態度すら見せた鳩山政権に比して、岸政権とは「反共」の歩を合わせられると期待していただけに、北朝鮮帰国希望者の国内仮釈放に対する韓国側の失望はより大きくなったといえよう。

さらに、柳泰夏は総連をはじめとする共産主義者が大村収容所韓国人のハンストを扇動しているとの情報があるとして、「共産主義者がハンストをしたからといって、今回に限り斯る措置をとるのは了解し難く、〔中略〕日本も自由国家の一員として、われわれの意図をくみ、考え直してほしい」と要求した。韓国側は「反共の論理」を打ち出すことで、日本政府による北朝鮮帰国希望者の国内仮釈放に歯止めをかけようとしたのである。ところが、ここで同席していた勝野康助法務省入国管理局長が話に割って入り、「総連はむしろ人を派遣してストを止めさせようとしており、自己の権利外のかかる□□にあわてており、扇動しているかどうか疑問である」と述べた⁵⁶。そして、大村収容所韓国人がハンスト

⁵⁴ 外務省アジア局北東アジア課「日韓交渉の経緯とその問題点」1958 年 11 月 10 日、文書番号 1543、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵⁵ 外務省アジア局北東アジア課「再開日韓連絡委員会第四回打合せ会」1958 年 7 月 8 日、文書番号 425、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵⁶ 実際、1958 年 5 月末に開かれた総連第 4 回全体大会では、在日朝鮮人の「生活の長期態勢と正常化」という基本方針が決定されていた。この時点では、総連は在日朝鮮人の「帰国」を抑止し、むしろ彼らを日本国内の闘争原動力として、北朝鮮の対日政策を推進させようとしていた（朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生 1945-1965——封印された外交史』平

トを断行した背景は、むしろ「日韓交渉の行詰りから収容が長びき不満がうっ積した」ことにあると応酬した⁵⁷。

結局、北朝鮮帰国希望者の国内仮釈放は「事態の急変化と人道上の見地からとったやむを得ぬ措置であり、その決定を変えるわけには行かない」とする日本側と、「協定及び連絡会議で約束したことを実行してもらいたい旨執拗に要求」する韓国側の意見が対立したまま、日韓連絡委員会は散会となった⁵⁸。7月21日には、あらためて外務省は口上書で韓国側の見解に反駁するとともに、「本人等にその意思変更のきざしさもなく、かえって益々その意思を固めて今回のごとき挙に出でたる以上、本件を日韓両国政府の誠意と協力により全く新しい角度から解決すべき時機が到来」したとして、国際赤十字社による仲裁の必要性を暗に訴えた。しかし、韓国側は「本件は日韓両国間で解決すべき問題であるとしてこれを正面から拒否し」ており、日韓両国は互いに歩み寄りを見せなかった⁵⁹。

それでも、翌月にはウォルター・C・ダウリング在韓米国大使の斡旋も手伝って、韓国側は態度を軟化させた。8月11日、板垣を来訪した柳泰夏は「25人の仮放免は病氣重態の理由または婦女子なので収容に堪えないとの名目で行われるならば、これを認める。しかしいずれは間違いなく韓国に送還するべきものとする」との妥協案を覚書（エード・メモワール）の形式で持参した⁶⁰。板垣は、前段は「事実と反する擬装」に過ぎず、また後段は「全く話しにならざる」として同案を拒否したが⁶¹、翌日にも柳泰夏は板垣を訪ね、次のような新しい妥協案を示した。

韓国側は若し日本側がこれら収容者が韓国の指定する場所以外の地域に送られること

凡社、2012年、272頁）

⁵⁷ 外務省アジア局北東アジア課、前掲「再開日韓連絡委員会第四回打合せ会」。

⁵⁸ 同上。なお、日本側はこの打合せ会において、北朝鮮帰国希望者の問題を「国際赤十字の如き中立機関に意見を確認させ、その手に委ねる等新しい方法で解決をはかることはどうか」と提案した（同上）。朴正鎮によれば、これは日本赤十字社の考え方そのものであり、北朝鮮帰国希望者の国内仮釈放を主張していた藤山外相や外務省に対する日赤の働きかけの存在を示唆している（朴正鎮、前掲書、229頁）。

⁵⁹ 外務省アジア局北東アジア課、前掲「再開日韓連絡委員会第四回打合せ会」；外務省アジア局北東アジア課、前掲「日韓交渉の経緯とその問題点」。

⁶⁰ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第4章 日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」。

⁶¹ 菅沼潔外務省アジア局北東アジア課長「柳公使、アジア局長会談要旨」1958年8月11日、文書番号315、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

がないように、彼等が収容所外に居る間絶えず監視を行う旨を書面をもって保証するならば、収容者の仮放免に異議を有するものではない。

〔中略〕かくして行はれる合意は全面会談において 1957 年 12 月 31 日の合意議事録の第 2 項に基き問題の最終的解決がなされる迄の暫定的な合意とする。

韓国側にとって、同案は「譲歩に譲歩を重ねたファイナルドラフト」であり、日本側の好意的な回答を期待した。しかし、藤山愛一郎外相は北朝鮮帰国希望者をそのまま「帰国」させない旨を書面にて保証することに同意せず、柳泰夏と面会した澤田廉三日本政府代表も「アッシュアランス・インライティングを求められるのは、無理ではないか。〔中略〕オーラルなアッシュアランスに信頼していただきたい」と述べた⁶²。

さらに、8 月 26 日、妥協案への回答を催促した柳泰夏に対し、板垣はついに韓国政府の管轄権問題を持ち出して反駁した。

日本政府としては、韓国が朝鮮における唯一の合法政府であるということは認めており、その故にこそ国交を樹立しようというわけだが、遺憾乍ら、現実に韓国政府の支配の及ばない地域がある。この建前の問題と現実の問題との食い違いということが、日韓交渉の色々な具体的な議題にあらわれてくるが、この北朝鮮帰国希望者の問題もその一つである。従って、この問題について、韓国側が理論的建前は建前として、現実には即する解決を行うという考え方に立たざる限り、全面会談は色々な問題で難関に逢着すると思う⁶³

第 4 次日韓会談では基本関係委員会が一度も開かれなかっただけに、北朝鮮帰国希望者の問題に関連して韓国政府の管轄権問題が持ち出されたことは注目に値する。藤山外相の訓令によって「二つの朝鮮」政策を確立させていた日本政府は、第 4 次日韓会談では「北朝鮮の存在を明白に無視する如きコミットメント（例えば北朝鮮との民間貿易阻止）は避ける

⁶² 外務省アジア局第一課長菅沼潔「大村仮釈放に関する韓国側妥協案提示の件」1958 年 8 月 15 日、文書番号 872、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省アジア局北東アジア課、前掲「日韓交渉の経緯とその問題点」。

⁶³ 板垣修外務省アジア局長「八月二十六日板垣アジア局長、柳公使会談要旨」1958 年 8 月 26 日、文書番号 315、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

こと」に注意を払っていた⁶⁴。それゆえ、北朝鮮帰国希望者を北朝鮮に送還しないと文書で明言することは、「北鮮との民間貿易阻止」と同様に、日本政府には受け入れられない条件であった。しかし、韓国側は北朝鮮帰国希望者の問題に関して日本政府の「誠意ある回答」が得られるまでは、漁業委員会の開催には応じないとの態度をとった。その結果、第4次日韓会談は早くも「中絶状態」に至った⁶⁵。

それでも、日本側は第4次日韓会談以前の状態に逆戻りし、再び日本漁船の拿捕および日本人漁夫の抑留が繰り返される事態となれば、「外交として極めて拙劣であるとのそしりを免れない」と恐れていた⁶⁶。そこで、9月3日、板垣は柳泰夏に「口頭伝達事項」として「日本政府は韓国人仮放免者に関する問題を、わが方の自主的措置として、当分の間、韓国側の希望をも考慮しつつ取扱う意向である」と伝えた。しかし、柳泰夏は板垣に対し、日本側の回答には全面的に不満であり、少なくとも「自主的措置」および「当分の間」という二つの字句を削除するよう要望した。9月13日、板垣は妥協案として、あらためて「口頭伝達事項」の形式で「日本政府は、韓人仮釈放者に関する問題を暫定的措置として韓国側の希望を考慮し、取扱う意向を有する」旨を回答した。柳泰夏は本国政府と打合せのうえ、9月22日に山田久就外務事務次官を来訪し、この回答を受諾すると通報した。その結果、約1ヵ月半にわたって中断された第4次日韓会談は、10月1日から再開されることとなった⁶⁷。

とはいえ、北朝鮮帰国希望者問題こそ棚上げされたものの、各委員会での具体的討議は引き続き難航した。とりわけ日韓両国が激しく対立したのは、日本側が最重要視していた

⁶⁴ 外務省アジア局北東アジア課長、前掲「日韓会談交渉方針」。

⁶⁵ 外務省アジア局北東アジア課、前掲「日韓交渉の経緯とその問題点」。大村収容所の北朝鮮帰国希望者が日韓間の対立を引き起こすなか、北朝鮮は在日朝鮮人の「帰国」に向けた大規模な政治宣伝を展開した。1958年8月12日、東京で開かれた朝鮮解放13周年記念在日朝鮮人慶祝大会で「帰国実現決議」が採択された。9月8日の北朝鮮創建10周年記念慶祝大会で、金日成は「在日朝鮮人の帰国願望を熱烈に歓迎する」と公言してこれに応え、同月16日には南日外相が「在日朝鮮公民をいつでも受け入れることは出来るし、また帰国後彼らの生活安着と子女の教育を全面的に保証する」との公式声明を発表した。その結果、北朝鮮当局の指示を受けた総連による組織的動員としての「集团的帰国決議」は爆発的に拡大し、1959年1月末までに10万名以上の在日朝鮮人が北朝鮮への「帰国」を希望するようになった（朴正鎭、前掲書、230-231頁）。

⁶⁶ 菅沼潔「八月二十三日沢田代表の岸総理との会談要旨」1958年8月25日、文書番号1540、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁶⁷ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第4章 日韓会談の再開交渉と抑留者相互釈放」。

漁業および「平和ライン」委員会であった。日本側は漁業問題に関し、①李承晩ラインは認めないこと、②魚族資源の保護と日韓間の紛争抑止を目的とする「建設的且合理的な」漁業協定案を用意すること、③この漁業協定案に韓国側が応じた場合は、船舶、文化財、請求権などの諸懸案について「政治的な考慮を払う」ことという三つの方針を定めたうえで、漁業および「平和ライン」委員会に臨んだ⁶⁸。そして、10月10日の第2回会合において、日本側は「日韓両国が共通の利害関係を有する水域において、魚族資源の保存と開発の見地から、協同して所要の規正措置を行うこと」とする「漁業協定要綱」を正式に提案した。日本側は、同要綱において「公海上に特定水域を画して一国が排他的にこれを管轄することは国際法及び国際慣行上是認されるものでないのにかんがみ」との表現を用いることで、李承晩ラインに関する法律的議論を回避するとともに、協定の成立によって実質的に李承晩ラインが「有名無実となること」を狙っていた⁶⁹。

いうまでもなく、韓国側は日本側の意図を察知し、同要綱に強く反発した。すなわち、張暲根主査は10月17日の第3回会合において、同要綱が「韓国の『平和線』を否定するものと考えられ、これは国際法及び国際先例に基いて確立された漁業管轄水域制度を否認するものであり、「韓国側としては討議の基礎になるとは考えない」として、同要綱について話し合うことさえ拒否した⁷⁰。それでも、李承晩ラインをめぐる法律的議論を避けつつ、実質的な漁業協定の討議に入って会談を継続させることが得策であると考えた日本政府は、李承晩ラインに対する否認表現を和らげた譲歩案として「日韓暫定漁業協定案の骨子」を作成した⁷¹。もっとも、同案は漁業協定要綱に記されていた李承晩ラインの直接的な否定こそ避けたものの、操業禁止区域の設定や両国漁船の操業隻数の制限といった具体的措置を通じて、実質的に李承晩ラインおよび漁業管轄権を否定しようとするものであった⁷²。そのため、柳泰夏は「日本側の漁業に関する提案は、韓国側として、余りにか

⁶⁸ 外務省アジア局「アジア局執務月報（抄）（昭和33年10月）」1958年10月、文書番号1515、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁶⁹ 外務省アジア局北東アジア課「日韓全面会談再開後の経緯」1958年10月13日、文書番号70、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁷⁰ 外務省アジア局北東アジア課「第四次日韓全面会談における漁業及び『平和ライン』委員会第三回会合」1958年10月17日、文書番号443、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁷¹ 外務省アジア局、前掲「アジア局執務月報（抄）（昭和33年10月）」。

⁷² 外務省アジア局「アジア局執務月報（抄）（昭和33年11月）」1958年11月、文書番号1515、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

けはなれていて受諾のしようがない」と不満を表明した⁷³。結局、1958 年 10 月に再開された第 4 次日韓会談は、韓国側としては文化財および船舶問題について日本側が譲歩すれば、漁業問題についてある程度の妥協を考慮しうる一方で、日本側としては漁業問題について韓国側が「妥当な態度」を示せば、文化財および船舶問題についてある程度の譲歩も考えるという完全な「イタチゴッコ」のまま⁷⁴、同年 12 月下旬に冬期休会となった。

第 4 次日韓会談が停滞するなかで、外務省と法務省は「在日朝鮮人の北朝鮮帰還を日韓会談の成行如何にかかわらず、むしろその目鼻のつく前に決行すべきである」という意見を固めつつあった。とりわけ北朝鮮帰国事業の断行を強硬に唱えたのは、外交官出身の勝野康助法務省入国管理局長であった。1958 年 11 月 3 日、勝野は次のような意見書を作成し、岸首相に提出した。

日本政府が目下北鮮帰国希望者の帰還をただちに認め得ないのは、もっぱら日韓会談の支障となることを顧慮するからであって、その他の考慮によるものではない。すなわちその動機が政治的なものであるにせよ、彼らが少しでも多く日本から去ることは日本の望むところであり、また人道主義を看板として希望を表明している以上、彼らの希望を実現せしめるように措置することが正当であろう。

〔中略〕現在においては、外務省も法務省も、先ごろ大村収容所の釈放者の北鮮帰国問題について、韓国側の示した強硬態度におそれをなし、いずれもこの問題の核心にふれることを回避している。すなわち日本側の考えの底流には、「日韓会談が決裂するなら、漁業問題で決裂せしめ、派生的問題で決裂せしめたくない——現在の対立の状況では、到底日韓交渉は成立する見込みがないから、いま暫く様子を見よう」という考えがある。この見解は、結局責任回避であり、無為無策のやり方といえよう。

しかしながら、日韓交渉は近き機会にいずれかの目鼻がつくであろうか？前言したごとく、帰国問題は遅くとも来年 2、3 月までに激化してくる情勢であり（北鮮政府が政策転換をやれば別であるが）、それまで日韓交渉を理由に、人道主義をかかげて関連する帰国問題の鋒先をかわし得るであろうか？

⁷³ 外務省「板垣アジア局長柳公使会談要旨」1958 年 12 月 9 日、文書番号 315、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁷⁴ 外務省アジア局北東アジア課「日韓会談交渉の現状」1958 年 10 月 14 日、文書番号 71、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

〔中略〕大村収容所の釈放者の北鮮帰国問題については、山田次官のオーラル・ステートメントにより、一種の妥協が成立した形となっているが、日本側は決して原則を放棄したわけではなく、当分の間というごまかしの表現で一時を糊塗したに止まる。今回の問題は被収容者の問題ではない。終戦前から在住する朝鮮人の帰国先選択の問題であるから、釈放者の問題よりも一層日本側の立場に理のある問題というべきである。この問題をあいまいに引き延しておいても、結局は人道主義を掲げて追討ちを喰うときには、大村の釈放者を釈放せざるを得なかったような不手際な始末になりかねぬことは保障し得ない。

しからばわが方より適当な時に断乎イニシアチブをとるべきであり、その時機は日韓交渉の成行如何を問わず、大体、本年末までとすべきではなかろうか⁷⁵

また、勝野と同じく外務省出身の井上益太郎日本赤十字社外事部長は、異なる論理で日韓会談よりも帰国事業を優先すべきであると主張した。

北鮮帰還が避け得られないものならば、それは日韓会談成立前に行なう必要がある。何となれば、韓国としては猛烈に反対してくるであろうが、日韓会談前ならば、未だ国交が樹立されているわけではないから、国交断絶ということは起らない。これに反し日韓会談を先にし、それが成立した後だと国交断絶ということが起り得るからである。換言すれば、北鮮帰還をやらなければ日韓会談はやれないということになる⁷⁶

将来の日韓会談にフリーハンドで臨むべく、先に帰国事業を決着させるという論理は、実際に岸政権が帰国事業へ踏み切る際にも打ち出された。井上の回想によれば、自らの主張に同調した板垣修外務省アジア局長が藤山外相を説得し、そして藤山と岸との間で在日朝鮮人の「帰国」実現を決めたという⁷⁷。

ともあれ、1959 年に入ると、岸首相は政策の優先順位を対韓交渉から帰国事業へと移

⁷⁵ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会「日韓国交正常化交渉の記録 第Ⅰ編 総説 第6章 在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結」1971年、文書番号126、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁷⁶ 同上。

⁷⁷ 同上；朴正鎮、前掲書、327頁。

した⁷⁸。1月20日、外務省は「在日朝鮮人中北朝鮮帰国希望者の取扱方針」として、次の3点を定めた。第一に、帰国事業の実施に際しては、日韓関係における「最悪の事態」を覚悟すること。第二に、韓国側が帰国事業の実施によって受ける衝撃は、その規模や日程によって変わるわけではないため、むしろ日本政府としては「正義と人道の旗幟の下に断固果敢な措置をとる」べきであること。第三に、なるべく政治的関係が生じないように配慮し、金日成政権を「政治的に承認するときインプリケーション」は避けることである⁷⁹。本論文の関心からは、やはり3点目の方針が注目される。日本政府は、すでに金日成政権という政治的実体の存在を認め、「二つの朝鮮」政策を確立させていたものの、この時点では北朝鮮と政府間交渉を行う意図は有していなかったのである。したがって、外務省が同日に作成した帰国事業に関する「閣議了解（案）」とその「実施要領」では、「北朝鮮送還については日本政府が赤十字国際委員会に調査および実施を委託し赤十字国際委員会の管理の下に日本赤十字（支部および支部分区を含む）が実施する」とされた⁸⁰。

外務省が帰国事業の実施に向けた準備を進めるなか、1月29日、藤山外相は岸首相や坂田道太厚相ら関係閣僚と打合せのうえ、衆参両院本会議において在日朝鮮人の「帰国」については「帰国先選択自由の国際通念に基いて、できるだけ早く処理したい」と答弁した⁸¹。また、翌日の記者会見では、藤山はさらに踏み込んだ談話を発表した。

朝鮮人を帰国させると日韓全面会談に悪影響を与えるとの懸念があったが、自分としては帰国問題で韓国側に譲っても、日韓全面会談が有利に展開され、たとえば韓国側が李ラインの撤廃を認めるなどという好転はありえないと思う。従って日韓会談の影響への点は考慮しないことにふみ切った。⁸²

この藤山の発言は、閣議や自民党との合議にはかったものではなかったが、帰国事業を「日韓交渉の進展と切り離しなるべく速やかに行なう」という外務省の強い意向がうかが

⁷⁸ 岸信介・矢次一夫・伊藤隆『岸信介の回想』（文春学藝ライブラリー）文藝春秋、2014年、224頁。

⁷⁹ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第Ⅰ編 総説 第6章 在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結」。

⁸⁰ 同上。

⁸¹ 『朝日新聞』1959年1月30日。

⁸² 同上。

える⁸³。

もちろん、韓国政府は帰国事業の実施に向けて動き出した日本政府に対し、駐日韓国代表部を通じて方針変更を求めた。1月下旬、駐日韓国代表部の崔徳新参事官は板垣修外務省アジア局長を繰り返し来訪し、在日朝鮮人の北朝鮮帰国問題は「人道問題」ではなく「政治問題」であると主張したうえで⁸⁴、次のような警告を発した。

日本政府が会談進行中、しかも韓国側が誠意を以って色々対策を練ろうとしている時に、總連の政治的動機から出ておる北鮮側の動きをサポートしようということについては全く了解に苦しむのみならず、本心を言えば憤激に堪えない。〔中略〕日本側が伝えられるような措置を決定するようなことがあれば、日韓交渉はめちゃくちゃとなるのみならず、より重大な影響が起るであろう。⁸⁵

さらに、2月上旬には柳泰夏が藤山、澤田、山田、板垣と相次いで面会し、在日朝鮮人の北朝鮮帰国問題を日韓会談で討議するよう求めるとともに、もし日本政府が帰国事業を強行した場合、韓国政府は日韓会談には応じず、また第三国船といえども公海上の安全は保障しないと告げた。しかし、日本側は「日本にいる外国人が自由にその居住地を選ぶということは国際通念上も当然であり、又国内法令上も阻止できない」以上、「政府も党も人道的に国際通念に基いて処理するとの結論であるので国際赤十字にたのんで処理して貰うという方針で進めている」との説明を繰り返した⁸⁶。そこで、柳泰夏は「日本は過去において在日朝鮮人を強制的に連れて来たのであって人道主義を口にするのはおこがましい」と「歴史の論理」を持ち出し、帰国事業の実施延期を提案したが、板垣は「北鮮帰還問題が政治問題と切離して解決されれば日韓交渉が一時挫折することがあっても眞の解決が出来る」と応酬し、山田も「北鮮送還の方針を変更することは困難である」と言い切った⁸⁷。

⁸³ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第6章 在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結」。

⁸⁴ 外務省「板垣局長・崔参事官会談要旨」1959年1月21日、文書番号325、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁸⁵ 外務省「板垣局長・崔参事官会談要旨」1959年1月30日、文書番号325、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁸⁶ 菅沼潔外務省アジア局北東アジア課長「藤山外務大臣、柳公使会談要旨」1959年2月7日、文書番号327、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁸⁷ 吉岡英一秘書官「柳公使と会談の件」1959年2月9日、文書番号324、日韓会談文書情

要するに、日本政府は韓国側の猛反発にもかかわらず、日韓会談と切り離して在日朝鮮人の北朝鮮帰国問題を解決するという方針を堅持した。その主因が在日朝鮮人に対する日本政府の偏見ないし差別的視線、つまり犯罪率や生活保護受給率の高い在日朝鮮人を国外追放したいという思惑であったことは、すでに多くの先行研究で指摘されているとおりである⁸⁸。

1959年2月13日、ついに日本政府は「在日朝鮮人中北鮮帰還希望者の取扱いに関する閣議了解」を行い、在日朝鮮人の北朝鮮帰国問題を「政治問題とはきりはなし、基本的人権に基く居住地選択の自由という国際通念に基いて処理すること」を決定した。もちろん、藤山が「日韓間の国交を正常化せんとする日本政府の根本方針には何ら変りない」と述べていたように、この閣議了解によって日本政府の対朝鮮半島政策に根本的な変更、つまり日本政府が韓国よりも北朝鮮との国交正常化を模索するようになったというわけではない。日本政府は、むしろ北朝鮮側との直接的な接触や交渉を極力回避する方針であった。そのため、閣議了解では在日朝鮮人の「帰国」に関する一切の業務は日本赤十字社と赤十字国際委員会に委任され、「日本側において配船は行わない」とも明記された⁸⁹。換言すれば、日本政府が日韓会談よりも帰国事業を優先したのは、「日韓会談再開後、本件を実施すれば、かえってリパーカッションが大きいので、むしろ会談休会中の段階において最大の障害を除去して、クリーン・ハンドで将来の会談再開に臨むのが適当であると考えた」ためであった⁹⁰。それゆえ、閣議了解は赤十字国際委員会の介入を具体化させることで、韓国側の反発を最小限に抑えようとしていた⁹¹。

しかし、日本政府の意図と配慮にもかかわらず、閣議了解が日韓関係ないし第4次日韓会談に致命的な影響を与えることは避けられなかった。閣議了解の当日、柳泰夏は山田外

報公開アーカイブズ；外務省「板垣局長・柳公使会談要旨」1959年2月9日、文書番号323、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁸⁸ 菊池嘉晃『北朝鮮帰国事業——「壮大な拉致」か「追放」か』（中公新書）中央公論新社、2009年、102-107頁；朴正鎮「日韓会談と日朝関係 1950～1959年」李鍾元ほか編著、前掲書、307頁。

⁸⁹ 実際、外務省が作成した広報資料では、在日朝鮮人の「帰国」は個人の自由意思による「任意帰還」であり、日本政府による金日成政権の承認を意味するものではなく、韓国に対する非友誼的行為でもないことが強調されていた（外務省「在日朝鮮人の北鮮帰還問題の経緯と本質について」『わが外交の近況』第4号、1960年6月、72-73頁）。

⁹⁰ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第6章 在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結」。

⁹¹ 朴正鎮、前掲書、239-240頁。

務次官を来訪し、①韓国側としては閣議了解を絶対に容認しえないこと、②韓国政府はあらゆる手段をもって在日朝鮮人の「帰国」を阻止すること、③李承晩ライン内における「武力的監視」を強化し、抑留日本人漁夫も帰さないこと、④日韓会談を拒絶することの4点を申し入れた⁹²。また、韓国国内では「北送」に反対する声が「超党派」の国民運動へと発展した。閣議了解の直後から韓国各地で抗議集会が開催され、与野党、言論機関、弁護士会、宗教、文化、社会団体の代表300名が参集した「在日韓人北送反対全国委員会」も結成された⁹³。そして、2月19日には韓国議会在「在日韓人送北反対に関する決議案」を満場一致で可決し、国連総会議長、国連事務総長、および朝鮮戦争に参加した同盟国16カ国に宛てた「日本は韓国の敵に対し労働力と兵力を提供し利益を与えようとしている」とする非難メッセージも与野党共同で起草・採択された⁹⁴。

権容奭によれば、このような「超党派」による「北送」反対運動の背景には、「冷戦の論理」と「歴史の論理」による「二重の反日感情」が存在した。すなわち、韓国では「北送」計画は、日本が北朝鮮と中国の商品市場を確保するために韓国を「いけにえ」にしたものであると解釈された⁹⁵。そして、このような日本の市場開拓は、韓国にとっては日本の対共産圏貿易拡大にともなう韓国の戦略的価値の低下（冷戦の論理）、および日本の覇権主義への脅威（歴史の論理）という二つの「危機」を意味していた。それゆえにこそ、韓国では「北送」に対して「解放以後、最高の示威行列」と称された国民的「反日」運動が展開されたのである⁹⁶。

他方で、米国はこの時点では在日朝鮮人の北朝鮮帰国問題に対して「不介入」の立場を堅持しながらも、日本政府の方針を事実上支持した。閣議了解の前日、国務省のスポーク

⁹² 山田久就外務事務次官「朝鮮人北鮮帰還問題に関し柳公使来訪申入れの件」1959年2月13日、文書番号324、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。もっとも、柳泰夏は「送北」計画の主導者として藤山を名指しで批判する一方で、岸に対しては韓国の立場を理解している一人であるとして、変わらぬ信頼を寄せていた（『東亜日報』1959年2月15日）。

⁹³ 『朝日新聞』1959年2月17日。

⁹⁴ 『朝日新聞』1959年2月20日。

⁹⁵ たとえば、韓国議会の「在日韓人送北反対に関する決議案」には、「北韓のみでなく中共とソ連の歓心を買ひ、経済的利益を図る傍ら、自由世界と共産圏との両面外交で漁夫の利を得ようという唾棄すべき野心は、自由世界の寛容に対する背信行為である」という一節が盛り込まれた（日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録第Ⅰ編 総説 第6章 在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結」）。

⁹⁶ 権容奭「岸内閣期の韓日関係と北朝鮮帰還問題」『一橋法学』第6巻第1号、一橋大学大学院法学研究科、2007年3月、87-88頁。

スマンは「朝鮮人を北鮮に帰還させる日本政府の計画をめぐる韓国と日本の紛争にアメリカは介入する意図はな」く、むしろ「この問題でアメリカは板ばさみになっている」としながらも、米国政府は原則として「自発的帰還を強く支持しており、朝鮮戦争が終ったさいの捕虜交換のときにも、帰国を望まない共産側の捕虜は帰還すべきでないことを主張した」と述べた⁹⁷。また、2月18日には在日米国大使館の書記官が菅沼潔外務省アジア局北東アジア課長を来訪し、閣議了解に関して「米国政府は、今回、日本政府が北鮮帰還問題について国際赤十字の仲介を求められたのは賢明であり、公正にして妥当な処理であると考えて」いると伝えた⁹⁸。なお、米国が「在日朝鮮人の帰国は自発的なもので国外追放ではない」との国務省声明を発表し、公式に帰国事業への支持を明らかにしたのは、1959年10月29日のことである⁹⁹。しかし、テッサ・モーリス＝スズキが指摘したように、米国もまた「日本に残っている朝鮮人は程度が低く、多くの共産主義者および多くの犯罪者が含まれている」との偏見を有し、赤十字国際委員会の仲介による帰国事業の実施を支持していた。つまり、米国は帰国事業における「沈黙のパートナー」であった¹⁰⁰。

閣議了解の翌日、日本政府から帰国事業に関する業務を委任された日本赤十字社の島津忠承社長は、赤十字国際委員会のレオポルド・ボアシェ委員長に宛てた電報で「希望者の意思の確認と帰還実現に必要な仲介」を求めるとともに、日赤代表として井上益太郎外事部長をジュネーブに派遣すると伝えた¹⁰¹。2月21日にジュネーブ入りした井上は、ボアシェとの面会および赤十字国際委員会総会の場で、①帰国希望者の意思確認のために国際調査団を日本へ派遣すること、②赤十字国際委員会の責任と管理下において在日朝鮮人を第三国船で「帰国」させること、③韓国抑留の日本人漁夫釈放問題についても赤十字国際委員会が仲介することという3点を要請した¹⁰²。ところが、日本側の期待とは裏腹に、赤十字国際委員会は「原則として在日朝鮮人の北鮮帰還を援助する用意があるが、急いで正

⁹⁷ 『読売新聞』1959年2月13日。

⁹⁸ 菅沼^{ママ}清外務省アジア局北東アジア課長「北鮮帰還問題に関する件」1959年2月19日、文書番号1618、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁹⁹ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第6章 在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結」。

¹⁰⁰ テッサ・モーリス＝スズキ、田代泰子訳『北朝鮮へのエクソダス——「帰国事業」の影をたどる』朝日新聞社、2007年、257, 261–265頁。

¹⁰¹ 『朝日新聞』1959年2月15日。

¹⁰² 『朝日新聞』1959年2月24日。

式決定するつもりはない」として、帰国事業への介入に慎重な姿勢を示した¹⁰³。

赤十字国際委員会の消極的態度の背景には、韓国によるジュネーブでのロビー活動があった。韓国政府は、早くも2月13日の夜には金溶植駐仏公使をジュネーブへ向かわせ、井上の到着よりも前に赤十字国際委員会との接触を済ませていた¹⁰⁴。また、翌月には李範錫大韓赤十字社青少年部長や崔圭夏駐日韓国代表部参事官、在日韓人北送反対全国委員会民間代表らが次々とジュネーブに入り、赤十字国際委員会の要人に対して韓国側の主張を訴えた。このような働きかけの結果、3月23日に金溶植と会談したボアシェが「当分の間行動を保留する」と伝えたため、韓国側は帰国事業の阻止に「成功した」と確信した¹⁰⁵。

結局、赤十字国際委員会は、まず日本赤十字社が朝鮮赤十字会と交渉し、その合意の結果を見たうえで態度を決定するとの見解を示した。そのなかで、帰国事業に対する北朝鮮の態度も、日本側にとっては悩みの種であった。2月16日、朝鮮赤十字会の朴基浩中央委員長は島津に宛てた電報で、日本政府の決定を歓迎するとともに、在日朝鮮人の「帰国」実現に向けた事務的会談の開催を提案した。先述のとおり、閣議了解では日朝間の直接交渉を回避する方針であったため、日本赤十字社は赤十字国際委員会を交えた三者会談をジュネーブで開こうとした。ところが、北朝鮮側は「赤十字国際委員会の協力を排除する意図はないが、在日朝鮮人の帰国意思を『確認』し、これを『審査』することには反対である。〔中略〕在日朝鮮人の帰国について実務的問題を日朝両赤十字社間で討議するためならば、ジュネーブに代表を派遣する」として、あくまでも赤十字国際委員会を排除した二国間交渉にこだわった¹⁰⁶。その結果、3月7日には赤十字国際委員会当局者が「北鮮赤十字が日本赤十字との直接交渉を要求している以上、国際委員会としては朝鮮人帰還問題について北鮮赤十字と交渉するつもりはない」と言明し、日本側の求める赤十字国際委員会による仲介の可能性はますます遠のいた¹⁰⁷。

各アクターによるジュネーブでの駆け引きが続くなか、ついに日本政府と日本赤十字社は閣議了解の方針を転換し、北朝鮮との直接交渉に臨む決意を固めた。3月20日、島津

¹⁰³ 『朝日新聞』1959年2月27日。

¹⁰⁴ 朴正鎮、前掲書、242頁。

¹⁰⁵ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第Ⅰ編 総説 第6章 在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結」。

¹⁰⁶ 同上。朴正鎮によれば、北朝鮮は帰国問題をめぐる日朝間交渉を国家どうしの公式会談として格上げすることで、日韓会談を制圧しようとしていた（朴正鎮、前掲論文、309頁）。

¹⁰⁷ 『朝日新聞』1959年3月8日。

は「赤十字国際委による帰還意思の確認は、基本的人権を守るため必要である」としながらも、日朝両赤十字がジュネーブで「胸キンを開いて話合いたい」との電報を朴基浩に送り、二者会談の開催に事実上の同意を与えた¹⁰⁸。その 10 日後、朴基浩は「帰還に関する実務事項を協議する目的をもって、貴社代表と二者会談を開くための朝鮮赤十字代表団をジュネーブに派遣することに決めた」と返電した¹⁰⁹。北朝鮮側の回答を受けて、日本赤十字社は葛西嘉資副社長、井上益太郎外事部長、高木武三郎社会部長の 3 名からなる代表団を編成し、ついに 4 月 13 日からジュネーブで朝鮮赤十字会との直接交渉に入った¹¹⁰。なお、葛西と高木は厚生省出身、井上は外務省出身であり、日本政府との緊密な連携をとれる人事となっていた。

日朝ジュネーブ会談での最大の懸案は、赤十字国際委員会による帰国業務への介入であった。北朝鮮側は、赤十字国際委員会の介入を「オブザーバー」ととどまる活動範囲でのみ認めると主張した。他方で、日本赤十字社と外務省は複数回にわたる連絡会議を開き、「赤十字国際委の活動範囲は北朝鮮側提案のような形式的なものではなく、もっと実質的なものであるべきだ」という基本方針を確認していた¹¹¹。そこで、日本側は 5 月 25 日の第 14 回会談において、「日本赤十字社は国際委員会の助言の下に帰還希望者の登録機構を組織する。この登録機構は国際委員会の管理（または指導）と助言の下に運営される」という帰還協定案を提出した。しかし、北朝鮮側がこの提案を了承せず、会談は決裂寸前となった¹¹²。

島津は事態の打開を図るべく、5 月 27 日に岸首相や坂田厚相らを訪問し、日本側の交渉方針について協議した。その結果、赤十字国際委員会による「指導と助言は譲れないが、日本側が提示し、朝鮮側が反対していた帰還申請に対する苦情を処理する機関の設置、その他の点は譲ってよい」との訓令がジュネーブの日赤代表団に送られた。それでも、北朝鮮側は赤十字国際委員会による「観察と助言」あるいは「協力」のみを認めるとの主張を崩さなかった。そこで、同月 31 日、首相官邸において関係省庁の閣僚と事務次官、およ

¹⁰⁸ 『朝日新聞』1959 年 3 月 20 日。

¹⁰⁹ 『朝日新聞』1959 年 3 月 31 日。

¹¹⁰ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第 I 編 総説 第 6 章 在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結」。

¹¹¹ 『朝日新聞』1959 年 5 月 2 日。

¹¹² 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第 I 編 総説 第 6 章 在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結」。

び島津が再会合を開き、赤十字国際委員会の介入を「助言」だけで十分とする方針を決定した。日本側の大幅な譲歩により、ついに6月10日の第17回会談で、日朝両赤十字は次の5点に合意した¹¹³。

- ① 北鮮帰還は、個人の自由意思によるということが基本的条件であること。
- ② 帰国希望者の登録機構は、日赤の系統で組織し運営されるが、その組織および運営が人道的原則にかなった公正かつ公平なものであることを保障するために、赤十字国際委員会が必要かつ適当と考える措置をいつでもとることができ、日赤はそれに従うこと。
- ③ いわゆる苦情処理については、文書に特別には書かないが、それは当然運営の一環として、運営の他の部門と同様の方式により処理されること。
- ④ 苦情は本来本人個人の自由意思の表明に関することであり、たとえ親子、配偶者等の間で利害の対立や意見の相違があっても結局は本人の自由意思によるべきものであるから、申立人としては本人に限ること。
- ⑤ 以上の点を含む取極案が赤十字国際委員会の承認を得たのちにはじめて調印され発効するものとする。

日本政府と日本赤十字社が、当初の基本方針から大きく譲歩してまで北朝鮮との合意を急いだ背景としては、次の3点があげられる。第一に、日朝ジュネーブ会談が決裂した場合、共産主義陣営の宣伝工作により日本側が交渉決裂の責任を負わされることを懸念していた。第二に、日朝間の交渉が長引くほど日韓関係に打撃を与え、北朝鮮の思惑どおりになってしまうため、日本はできるだけ速やかに交渉を決着させる必要があるとの助言を米国から受けていた。第三に、岸政権の最優先課題であった日米安全保障条約の改定を実現するためにも、世論が支持する帰国事業の失敗は許されなかった。すなわち、1959年6月は参議院選挙という重要な政治日程と被っており、もし日朝ジュネーブ会談の決裂が決裂すれば、世論から非人道的との批判を受けるとともに、全国的に広がっていた日米安保改定阻止国民運動をさらに激化させる恐れもあった¹¹⁴。

¹¹³ 同上。

¹¹⁴ 和田正明水産庁次長「岸総理とパーソンズの会談の件」1959年5月7日、文書番号1618、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；権容爽、前掲論文、85頁；朴正鎮、前掲書、

もっとも、日朝ジュネーブ会談の展開は、在日米国大使館には「日本が北朝鮮に対し後退を続けた」と解釈された。そのため、1959年6月に入ると、マッカーサー駐日米国大使は岸や藤山を繰り返し来訪し、①日朝ジュネーブ会談は北朝鮮の共産主義的戦術、つまり日韓両国を離間させようとする策動に操られていること、②赤十字国際委員会の役割が「助言」のみにとどまることは受け入れがたいこと、③自由諸国は在日朝鮮人の「北送」を不信行為であると考え、④日韓関係の改善を望む米国としては、韓国に対する説得工作が難しくなることなどを申し入れた。さらに、米国は赤十字国際委員会に対しても、日朝間の協定草案に承認を与えるべきではないと働きかけた¹¹⁵。

マッカーサーからの圧力を受けて「毎日安保改定などそっちのけで頭をかかえこんでいた」藤山は¹¹⁶、国務省との直接折衝で巻き返しを図った。7月3日、藤山はクリスティアン・アーチボルド・ハーター国務長官に対し、13頁もの長文書簡を発した。

北朝鮮帰還問題に関し、日本政府としても、米国の立場はよくわかるが、双方の関心のプライオリティについて喰い違いあり、米国政府が未だ問題の本質とわが方の立場を十分理解せず、依然、双方の見解に開きの存することは、日米友好関係を重視するわが方として甚だ遺憾とするところであると同時に、万一、国際委員会が米国の圧力等により、協定案を承認しないというようなことになった場合には、共産側宣伝の好個の材料となるのみならず、わが国内において、きわめてエムバラッシングな事態が起り、ひいては、日米関係に不測の悪影響を及ぼすおそれもなしとしない。¹¹⁷

この「藤山書簡」は、帰国問題で対立する日韓両国の板挟みとなっていた米国に対して「タイムリー・ヒットの効果」をおよぼした。7月中旬以降、ダウリング在韓米国大使は連日のように李承晩と面会し、「在日朝鮮人で北朝鮮帰国を希望するものの居住地選択の自由を認めるよう」に求めた。いうまでもなく、在日朝鮮人に居住地選択の自由を与えれば、金日成政権の正統性を認めることになることと認識していた韓国政府は、「米政府の態度

250 頁。

¹¹⁵ 『毎日新聞』1959年8月12日；日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第Ⅰ編 総説 第6章 在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結」。

¹¹⁶ 『毎日新聞』1959年8月12日。

¹¹⁷ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第Ⅰ編 総説 第6章 在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結」。

は在日朝鮮人帰還問題で窮地に陥っている日本の顔を立てようとする筋違いな行動である」と米国の調停に反発した。しかし、7月21日にはハーター自らボアシェと会合し、米国は赤十字国際委員会の帰国事業への介入に反対しない旨を伝えた¹¹⁸。米国は、日朝ジュネーブ会談の成果を事実上追認したのである。このような経緯を踏まえると、権容奭が指摘したように、藤山による帰国事業の推進は「対米自主」外交の側面も有していたといえよう¹¹⁹。

他方で、韓国政府は日朝ジュネーブ会談の事実上の妥結を受けて、二つの反撃策に出た。第一に、日朝ジュネーブ合意の翌日、駐日韓国代表部は対日貿易事務を停止すると発表し、続けて本国政府も対日通商断交を決議した。これにより、日韓貿易は1955年8月以来となる2度目の断絶を迎えた¹²⁰。第二に、韓国政府は崔圭夏駐日韓国代表部公使と金活蘭韓国赤十字社副社長をジュネーブへ急派し、「日本政府の在日朝鮮人北送計画と赤十字国際委員会の介入に反対するため」のロビー活動を再開した¹²¹。金活蘭は6月31日に赤十字国際委員会の関係者と会合し、日韓会談において在日朝鮮人問題が解決されるまで、帰国事業に対する赤十字国際委員会の態度決定を見合わせるよう要請した¹²²。

韓国側によるロビー活動が功を奏したこともあって、赤十字国際委員会は日朝両赤十字の合意にもかかわらず、帰国事業への介入には依然として慎重な態度であった。すなわち、日赤代表団は7月6日の赤十字国際委員会総会に先立ち、日朝両赤十字で起草・仮調印した協定草案を赤十字国際委員会の主要メンバーに対して個別に説明し、総会の空気を早期承認に導くよう努めた。ところが、赤十字国際委員会内では「韓国ならびに同国赤十字のいい分についても耳をかしたい」との声があがっており、またボアシェ自身も日朝間の正式調印が先決であると考えていたため¹²³、同日の定例総会は結論を保留したまま散会した。7月8日、正式調印の引き延ばしに業を煮やした北朝鮮側は「日本側から調印の意思表示があれば即時これに応ずる」としながらも、連絡員2名のみを残してジュネーブから撤退

¹¹⁸ 『毎日新聞』1959年7月19日；『毎日新聞』1959年8月12日。

¹¹⁹ 権容奭、前掲論文、86-87頁。

¹²⁰ 外務省アジア局総務参事官室「アジア局重要懸案処理月報第13号（昭和34年6月分）」1959年7月、文書番号1399、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹²¹ 『朝日新聞』1959年6月16日；『朝日新聞』1959年6月21日。

¹²² 外務省アジア局総務参事官室「アジア局重要懸案処理月報第14号（昭和34年7月分）」1959年8月10日、文書番号1399、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹²³ 『朝日新聞』1959年6月20日；『朝日新聞』1959年7月8日。

した¹²⁴。

それでも、ジュネーブに残留した井上は赤十字国際委員会との非公式接触を繰り返し、赤十字国際委員会が帰国事業の実施に対する責任の所在を問題視していることを把握した。実際、ボアシェは7月14日に次のような声明を発表していた。

朝鮮人帰還協定は赤十字国際委の介入なしに日本、北朝鮮赤十字の間で結ばれたものであり、われわれに関する限り、この協定は既成事実ともいえるべきものであり、これを承認するか、しないかは、われわれの仕事ではない。われわれがなすうことは、すでにできあがった協定のワクの中で、赤十字国際委が何らかの役割を演ずることが妥当かどうかを決めることである。赤十字国際委が帰還そのものについて責任を負うというようなことは問題にならない。¹²⁵

そこで、藤山はボアシェに宛てた電報で、①日本政府は居住地選択の自由という原則にもとづいて帰国問題に関する基本的政策を決定し、この決定は日本政府の責任においてなされたものであること、②北朝鮮への「帰国」は各個人の意思の自由な表明を保障したと認められる機構のもとに実施され、かつその手続きは公平かつ正当であることが保障されねばならないことに鑑み、公平かつ厳正中立の人道的国际機関である赤十字国際委員会に依頼することを必要と認めたこと、③日朝間で妥結された帰還協定の実施に対する責任は日本政府にあることの3点を明言し、赤十字国際委員会が協定草案に規定された役割を受諾するよう要請した。さらに、日本政府は協定の調印および実施が日朝両当事者の責任で行われることを明確化し、また赤十字国際委員会の帰国事業への介入を容易にするべく、協定の正式調印と赤十字国際委員会の承認との順序についても譲歩することを決めた。すなわち、協定草案に示された赤十字国際委員会への依頼事項について「内諾」さえ得られれば、日朝両赤十字間の正式調印を済ませてから、赤十字国際委員会が帰国事業への介入を正式に受諾するという手続きで構わない旨を赤十字国際委員会に申し入れたのである¹²⁶。

7月24日、ボアシェは帰国事業への介入の決定に向けた最終確認として、島津宛てに7

¹²⁴ 外務省アジア局総務参事官室、前掲「アジア局重要懸案処理月報第14号（昭和34年7月分）」。

¹²⁵ 『朝日新聞』1959年7月15日。

¹²⁶ 外務省アジア局総務参事官室、前掲「アジア局重要懸案処理月報第14号（昭和34年7月分）」。

項目の質問書を提出した。とりわけ赤十字国際委員会が重視したのは、帰国希望者の自由な意思表示の保証と同委員会による介入の実効性の担保であった。3 日後、島津はボアシェ宛ての電報で、7 項目すべてに対して肯定的回答を通報した。その結果、ついに赤十字国際委員会は同月 30 日の臨時総会において、帰国事業への介入を決めた¹²⁷。

赤十字国際委員会の決定を察知した韓国政府は、日本政府との直談判に「北送」阻止の最後の希望を託した。同日、藤山を来訪した柳泰夏は「在日朝鮮人のうち韓国へ帰ることを希望するすべてのものを引取することは韓国政府の一貫した方針である」と述べたうえで、「在日朝鮮人問題も解決のため討議される日韓全面会談のできるだけすみやかな無条件再開を提案」した。韓国政府は日韓会談を再開して、在日朝鮮人の韓国への「集団帰国」に関する協定を結ぶことにより、帰国事業に対抗しようとしたのである。しかし、日本政府が日韓会談と帰国事業を切り離していた以上、日韓会談の再開によって「北送」を阻止することは不可能であった。むしろ、日本政府は日韓会談の無条件再開という韓国政府の申入れを「韓国側が自由意思による北朝鮮帰還に眼をつぶるに至った」と捉えていた¹²⁸。

韓国政府代表団が日韓会談の再開に備えて東京に到着した翌日（8 月 13 日）、日朝両赤十字はカルカットで帰国協定の調印を終えた。事実上の国家間交渉によって日朝間に結ばれたこの協定が有する歴史的意義は、いくら強調しても足りないであろう。その後、日朝両国は帰国希望者の意思表示の方法や赤十字国際委員会の介入の度合いをめぐって対立したが、日本が北朝鮮の要求を事実上受け入れたことで、帰国事業は軌道に乗った。12 月 11 日には李一卿をはじめとする 10 名の朝鮮赤十字会代表団が新潟に入り、史上初となる北朝鮮代表としての日本での公務を開始した。他方で、もはや韓国政府には「北送」を阻止する有効な手立てが残されていなかった。日韓間の帰国協定を結ぶ交渉は、韓国側が帰国者への「補償金」支給を要求したことで暗礁に乗り上げた。また、李承晩大統領は帰国船への武力行使や国際裁判所への提訴を検討したが、結局いずれも実行には移されなかった。同月 14 日、在日朝鮮人 238 世帯 975 名を乗せた第一次帰国船 2 隻が、ついに新潟を出港した¹²⁹。そして、「親韓派」の岸政権期に日韓関係が最悪の状態に陥った一方で、日朝関係の「飛躍」は帰国事業のみならず、日朝貿易でも現れつつあった。

¹²⁷ 同上。

¹²⁸ 同上。

¹²⁹ 朴正鎮、前掲書、262 頁。

第3節 日朝貿易に対する通産省の積極的姿勢

1956年9月に大連を経由するかたちで開始された日朝貿易は、数々の制約を抱えながらも順調に拡大した。日朝貿易の取引額は、1957年には413万3,000ドルに達した。1957年の日朝貿易における取引品目を見ると、対北朝鮮輸出品目はワイヤーロープ、鉄板、自動車タイヤなど、工業製品が多くを占めていた。他方で、対北朝鮮輸入品目は約6割が無煙炭であり、その取引額は126万ドルを記録した¹³⁰。初期の日朝貿易では、北朝鮮産無煙炭がきわめて重要な取引品目であったことが読み取れる。

1957年9月27日、日本国際貿易促進協会、日朝協会、日朝貿易会の日本側3団体と朝鮮国際貿易促進委員会との間で「日朝貿易協定」が締結された。日朝貿易協定は、「日朝両国間の貿易を發展させ両国人民間の友好を増進するために、平等互惠の原則に基づ」くという目的と原則を掲げた。取引目標額は片道600万ポンド（約334万ドル）で、品目、取引契約、決済、輸送、商品検査、紛争解決と仲裁などの項目も立てられた。また、相互の見本市開催と通商代表部設置、貿易関係者・技術者・専門家などの相互派遣の実現、両国政府間協定の速やかな締結のための努力も合意された¹³¹。日朝貿易協定は日朝直接貿易の原則と実務内容、さらに日朝貿易正常化への具体的な目標を明らかにしており、両国の貿易団体が合意した最初の貿易協定として、大きな意義を有していた¹³²。

もともと、日本の貿易業界には韓国への刺激を避けるためにも、日朝貿易は「日中貿易のかげにかくれて」進めることが望ましいという意見もあった。しかし、北朝鮮側が「貿易協定を結ばなければ取引しない」という対日姿勢を明確にすると、日本の貿易業界は日朝貿易協定の締結に踏み切らざるをえなかった。北朝鮮は、1957年5月にインドネシアと貿易協定を結んで以降、国交をもたない国々とも貿易協定の締結を図り、イギリスや西ドイツとも交渉を進めていた。それゆえ、このまま日朝間に協定がない状況を維持すれば、貿易の先細りが懸念された¹³³。

日朝貿易協定が締結されると、日本の貿易業界は朝鮮国際貿易促進委員会や朝鮮貿易会

¹³⁰ 経済局東西通商課「わが国の対北朝鮮貿易取引実績について」1960年、2010-4106、外務省外交史料館。

¹³¹ 「日朝貿易協定」1957年9月27日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。

¹³² 李燦雨「日朝経済協力の方案」ERINA、2002年8月、9-10頁（2020年11月28日閲覧、<https://www.erina.or.jp/wp-content/uploads/2014/10/01140.pdf>）。

¹³³ 『朝日新聞』1957年9月29日。

社と積極的に話し合いを進めた。第1回商談では、北朝鮮産石炭4万3,000トン（円換算FOB約1億8,000万円）の輸入が合意された。これは、日朝貿易で初めての大口契約であった。また、関係商社は日朝貿易協定の本格的な滑り出しを図るため、第1回訪朝日本実業団を12月上旬に派遣する準備にとりかかった。この経済使節団は、約2週間にわたり北朝鮮各地を視察したうえで、日朝貿易協定にもとづく商談を行う予定であった¹³⁴。さらに、11月20日には、日朝協会の山本熊一会長が針谷正之外務省アジア局第1課長と面会し、次のように述べた¹³⁵。

- ① 日本側3団体（日本国際貿易促進協会、日朝協会、日朝貿易会）は、日朝貿易協定の具体化のため、12月初めに経済使節団を訪朝させる計画である。
- ② 従来、日朝貿易は日本政府による数々の制約から行き詰まり状態にあるが、すでにイギリスや西ドイツは対北朝鮮貿易を積極的に展開しており、このままでは日本は「国際競争に取り残され、折角の好市場を失う」ことになる。

北朝鮮の積極的な貿易政策は、日朝貿易協定の締結過程と同様に、日本の貿易業界に「国際競争に取り残され、折角の好市場を失う」ことへの焦りをもたらしていた。そこで山本は、次の3点について「政府の英断」を要請した。第一に、日朝貿易を制限する次官会議決定を撤回すること。第二に、貿易関係者の日朝間の自由往来を認めること。第三に、中国を経由しない日朝直接貿易の実施を認めること。ただし、山本は韓国との関係、特に抑留日本人漁夫問題を抱える日本政府に理解を示し、当面の課題としては上述の経済使節団に北朝鮮行き旅券を発給するよう求めた。しかし、針谷は、次官会議決定の変更は困難であり、旅券の発給も難しいと回答した¹³⁶。先述のとおり、日本政府は次官会議決定にもかかわらず、実際には日朝貿易を黙認し、北朝鮮産無煙炭の輸入を図った。ただし、あくまでも外務省は、この時点では日朝貿易が「日中貿易のかげにかくれて」いる限りにおいて黙認したに過ぎなかったのである。

次官会議決定の撤回や日朝直接貿易の実現こそ叶わなかったものの、日朝貿易は順調に

¹³⁴ 『読売新聞』1957年11月15日。

¹³⁵ アー課「日朝貿易に関し日朝協会長の要請の件」1957年11月20日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。

¹³⁶ 同上。

拡大を続けた。1957年に年間で約400万ドルを記録した日朝貿易の取引額は、1958年1月から5月上旬までの4ヵ月あまりで、再び400万ドルに達した¹³⁷。同年4月には、日朝貿易協定にもとづく取引を実行するため、日朝貿易会と日本国際貿易促進協会が22社からなる訪朝日本実業団を編成した。そして、取引目標額1,200万ポンドのうち、約700万ポンドの貿易契約を結んだ¹³⁸。

ところが、その直後の5月2日、長崎のデパートで飾られていた五星紅旗を右翼青年が引きずりおろすという長崎国旗事件が起こった。1952年以来、日中間では「積み上げ方式」で経済文化交流が展開され、中国の第1次5カ年計画の順調な進展とともに、日中貿易も急速に拡大していた。しかし、中国側は長崎国旗事件を契機に態度を硬化させ、日中関係が全面的に断絶した¹³⁹。その結果、大連を経由することで日中貿易の体裁をとっていた日朝貿易もまた、同月10日に中断を余儀なくされた。

日中貿易関係業界は貿易再開のための業界大会や陳情書作成など、活発な運動を即座に展開した。また、日朝貿易会も日朝直接貿易の実現と日中貿易の再開を目標に、関係業界と広く提携する方針を定めた。そして、1958年9月には日本国際貿易促進協会、日朝協会、日朝貿易会の3団体が日朝貿易協定の延長を朝鮮国際貿易促進委員会に申し入れた。しかし、北朝鮮側が「直接貿易が行われず、友好と互惠平等を基礎とする協定の実施が岸政府の非友好的態度により阻害されている下では協定は空文に等しい」と延長を拒否したため、同月26日に日朝貿易協定は失効した¹⁴⁰。

日朝貿易会は10月8日に臨時総会を開き、北朝鮮に対する友好政策の確立を求める方針を定めた。そして、この方針にもとづき、次の各種活動を展開した。第一に、機関誌『日朝貿易』を発行し、日朝友好という同会の主張と北朝鮮側の意向の普及に努めた。第二に、社会党に対し、日中問題とともに日朝問題の解決を促進するよう要望した。第三に、在日朝鮮人帰国協力会に加入するとともに、機関誌を通じて帰国問題の解決促進という訴えを広め、協力活動を実施した。第四に、標準決済規則改正に関連して、北朝鮮をドル決済地域からポンド決済地域に編入するよう、関係官庁に陳情した。第五に、東西貿易に対する全般的な政策を確立するため、日本国際貿易促進協会、日越貿易会、日ソ貿易協会な

¹³⁷ 経済局東西通商課、前掲「わが国の対北鮮貿易取引実績について」。

¹³⁸ 李燦雨、前掲論文、10頁。

¹³⁹ 長崎国旗事件および日中関係断絶の詳細は、井上正也『日中国交正常化の政治史』名古屋大学出版会、2010年、145-148頁、参照。

¹⁴⁰ 日朝貿易会『日朝貿易』第6号、1959年2月、12-13頁。

どの貿易団体との関係を強化した。第六に、北朝鮮や中国の声明・論調について、特別資料を作成・配布した¹⁴¹。

日朝貿易会が活発な運動を展開するなか、北朝鮮側も次第に態度を軟化させた。1958年12月末、朝鮮金剛協同貿易商社は日本側数社に「方法を問わず取引したい」と伝達した¹⁴²。また、翌年1月には畑中政春日朝協会理事長が訪朝し、金日成首相や南日副首相ら北朝鮮側首脳部と会見した。金日成はその席上で、「国交がなくとも貿易は可能であり現にインド、インドネシア、ビルマ、エジプト、イギリス、スイス、西ドイツ等と取引を行っているし、日本とも出来ないはずはない。また両国人民間に行われる貿易には反対しない」と述べ、日朝貿易への意欲を示した¹⁴³。さらに、翌月には日本側3団体の照会に対し、朝鮮国際貿易促進委員会からの返電が送られた。

昨年5月貿易中断以後われわれは朝日間の直接貿易を要求した。しかし、直接貿易実現のための貴会の誠意ある努力にもかかわらず、岸政府が朝鮮民主主義人民共和国に対する非友好的態度を激化し、両国間の直接貿易を激化するので、朝鮮貿易協定およびわが国営商社らと貴国業者間に締結された貿易契約などの履行が不可能となった。故に、われわれは貴会の努力によって朝鮮と直接貿易が実施できるよう日本にて準備できれば、これを歓迎する。

また両国人民たちのお互いの合議により行われる朝日人民間の貿易もわれわれは支持している。これに対しても、貴会との緊密なる連繋のもとに行われるようにする予定であるので、貴会の協力を望む。¹⁴⁴

北朝鮮側は、長崎国旗事件にともなう日朝貿易の中断以降、日朝直接貿易の実現を強く求めてきた。金日成の発言や朝鮮国際貿易促進委員会の返電からも、北朝鮮側が直接貿易の実現を最重要視していたことがうかがえる。その一方で、北朝鮮側は「両国人民間に行われる貿易」であれば、形式にかかわらず歓迎する意向も示していた。北朝鮮側が従来どおりの間接貿易も容認する意向を示したことによって、日朝貿易は日中貿易よりも早く再

¹⁴¹ 同誌、13-14頁。

¹⁴² 同誌、17頁。

¹⁴³ 日朝貿易会『日朝貿易』第5号、1959年2月、4頁。

¹⁴⁴ 日朝貿易会『日朝貿易』第6号、1959年2月、19頁。

開されることになる。

1958 年 12 月、西欧諸国の通貨交換性の回復にともない、日本政府は大蔵省令の「標準決済方法に関する規則」を改正した。前章で述べたように、日本政府は標準決済規則において、北朝鮮をドル決済地域に指定することで、日朝貿易を外貨決済面から制限していた。外務省は標準決済規則の改正に際し、日朝貿易を認めないという次官会議決定に変更はないため、日朝貿易を従来どおり阻止しうる措置をとるよう大蔵省に申し入れた。その結果、標準決済規則別表 4 は「北鮮から受領し、若しく北鮮へ支払う通貨はない」と改正され、北朝鮮との取引は従来と同様に標準外決済となった¹⁴⁵。

ところが、この標準決済規則の改正によって、日朝貿易再開への思わぬ「抜け穴」が生じた。すなわち、別表 4 の文面からは、北朝鮮との直接決済は従来どおり抑えられるとしても、香港などの第三国を決済地とすれば、北朝鮮との決済も標準決済であると解釈する余地が生まれた。そのため、第三国を決済地とする北朝鮮への輸出は、標準決済の要件を満たすようになり、日本政府の規制から外れたのである¹⁴⁶。

標準決済規則を改正した結果、第三国地決済の日朝貿易を抑えられなくなったことについて、大蔵省は為替管理の一般的緩和によるものであり、やむをえないと主張した。また、日朝貿易に「積極的意向」をもつ通産省も、大蔵省の意見に同調した¹⁴⁷。他方で、外務省も標準決済規則の改正によって生じた「抜け穴」をふさぐことは難しいと考えていた。標準決済規則ではなく輸出入貿易管理令によって、あらためて日朝貿易を禁止すれば、関係各省の強い反対が予想されたからである。

改めて香港等第三国地を決済地とする対北鮮貿易（特に輸出）を抑えるため、今後措置をとるとすれば、右は為替管理法規の再改正によるのは適当ではなく、貿易管理法規（輸出入管理令）によらなければならないと考えられ、法令面で従来以上に強い

¹⁴⁵ 標準外決済では貿易の個々の取引について大蔵大臣の許可・承認が必要であり、これによって北朝鮮との貿易は阻止された（北東アジア課「北鮮貿易に関する件」1960 年 6 月 16 日、2010-4106、外務省外交史料館。）。

¹⁴⁶ ただし、北朝鮮からの輸入については、標準決済規則の別項の規定から、北朝鮮が原産地または船積地である限り、たとえ第三国を決済地としても標準外決済になった（経通「対北鮮貿易の現状について」1960 年 6 月 30 日、2010-4106、外務省外交史料館）。

¹⁴⁷ 「北鮮貿易に関する件」1959 年、2010-4106、外務省外交史料館。

「対北鮮貿易禁止」の趣旨が目立つこととなるのは免れない。¹⁴⁸

大蔵省が日朝貿易再開への「抜け穴」を意図的につくったのかどうかは、管見の史料からは明らかでない。いずれにせよ、輸出入貿易管理令において、北朝鮮とのいかなる貿易も認めないと明確に規定すれば、日本政府の貿易自由化という根本政策や対共産圏貿易の促進方針と矛盾するため、関係各省の強い反対が予想された¹⁴⁹。それゆえ、外務省が従来と同様に日朝貿易を抑えることは困難であった。

外務省が日朝貿易の阻止を断念すると、高碕達之助通産相は事務当局に対し、日朝貿易を認める方向での各省の調整を指示した¹⁵⁰。1959年5月、ついに通産省は通関書類上で原産地、船積地、仕向地が北朝鮮と明示されていない限り、対北朝鮮物資の通関を黙認するとの税関宛通達案を作成した¹⁵¹。日朝貿易に積極的な通産省が対韓関係を優先する外務省を押し切り、第三国地決済の日朝貿易の再開を黙認したのである。

権容奭によれば、高碕と通産省が日朝貿易再開へのイニシアチブをとった背景は、次の二つである。第一に、鉄鋼業界の増産にともない安価な鉄鉱石を確保する必要に迫られるなか、日本国内では北朝鮮産鉄鉱石に注目が集まっていた¹⁵²。実際、北朝鮮側は1959年3月に訪朝した岡田宗司社会党国際局長に対し、茂山鉄鉱石 50 万トンの対日輸出が可能であると伝えていた。高碕はこの話を受けて、「日本と北鮮との貿易につきましては、これは当然日本と中共との貿易と同じような建前で進んでいくべきだと私は信じております」と述べ、日中貿易に準じた民間協定による積み上げ方式の日朝貿易に前向きな姿勢を示した¹⁵³。第二に、日朝貿易と日中貿易のリンクが考えられる。当時、日本の経済界は日朝貿易を日中貿易の打開策の一環として捉えていた。すなわち、経済界は中国の鉄鉱石・原料炭の輸入への足がかりとして、日朝貿易に期待していた¹⁵⁴。財界出身の高碕が同様の認識を有していた可能性は、十分に考えられる。高碕は第2次岸内閣の通産大臣に就任して以来、日中貿易の再開に尽力した。しかし、中国政府の「政経不可分」への固執や岸政権内

¹⁴⁸ 同上。

¹⁴⁹ 北東アジア課、前掲「北鮮貿易に関する件」。

¹⁵⁰ 前掲「北鮮貿易に関する件」。

¹⁵¹ 東西通商課長「従来の『対北鮮貿易取引実績』について」1960年3月3日、2010-4106、外務省外交史料館。

¹⁵² 『毎日新聞』1959年3月8日。

¹⁵³ 「第三十一回国会参議院予算委員会会議録第二十号」1959年4月7日。

¹⁵⁴ 権容奭、前掲論文、85頁。

の慎重論もあって、日中間の交渉は難航していた¹⁵⁵。そこで、高碕は中国よりも態度が軟化していた北朝鮮との貿易を突破口に、日中貿易の再開を目指したと推測される。

高碕の日朝貿易への積極的姿勢を受けて、外務省も「本件に関する態度を決定するのは、在日朝鮮人帰還問題に対する韓国の反響をみた後とすることが適当である」としながらも、第三国地決済の日朝貿易を認めざるをえなかった。

対韓国問題を抱えている現状において、対北朝鮮貿易を従来より緩和するという動向に積極的に同調することは勿論できないが、他方、大蔵、通産両省の意向に反し、又、日中貿易再開その他共産圏貿易促進に関する一般世論を抑えて、従来以上に強い措置を執り、あくまで「次官会議申合せ」につき、右が対北朝鮮間接貿易をも禁止した趣旨であるとの厳しい解釈を守らなければならないか、という点については、その後の情勢よりみて疑問もある次第である。

については、右第三国地決済という抜け穴による事実上の対北朝鮮貿易の緩和は、国際的通貨交換性回復に由来する標準決済規則改正のあくまで結果であって、意図ではないのであり、また、前述のように少なくとも対北朝鮮直接貿易は、充分これを押えうるよう措置しているのであるから、当方としてもこの際、従来以上の規制措置を行うためのステップは特に執ることはせず、一応成行を静観することといたしたい。¹⁵⁶

日朝貿易の再開が日本政府から黙認されると同時に、再び日朝貿易に追い風が吹いた。前節で述べたとおり、在日朝鮮人の北朝鮮帰国事業の進展により、日韓関係が急速に悪化したのである。外務省アジア局北東アジア課は、韓国政府が帰国事業の進展に対し、次の五つの報復措置をとると予想した。第一に、日韓通商関係の断絶。第二に、第4次日韓会談の決裂。第三に、李ラインの警備強化と日本漁船の拿捕強化。第四に、釜山抑留日本人漁夫の長期収容。第五に、実力公使による北朝鮮への帰国の阻止である¹⁵⁷。そこで、外務省は予想される韓国政府の報復措置に対し、次の六つの「善後措置」を検討した。第一に、

¹⁵⁵ 井上正也、前掲書、236-237頁。

¹⁵⁶ 前掲「北朝鮮貿易に関する件」。

¹⁵⁷ ただし、実力公使による北朝鮮への帰国の阻止は、「米国の圧力等も予想される」ため、「常識では考えられ」ないとされた（北東アジア課「北朝鮮帰還問題の進展に伴い韓国側がとると予想される報復措置とこれに対する日本側の措置等について」1959年6月17日、2010-4106、外務省外交史料館）。

通商上の報復措置。第二に、李ライン内外への拿捕対策の強化。第三に、李ラインと抑留日本人漁夫問題についての提訴。第四に、駐日韓国代表部の特権的待遇の全面的停止。第五に、韓国側が武力で帰国事業を阻止した場合は「世界与論」に提訴。第六に、韓国人の日本入国の全面的停止である¹⁵⁸。これらの強硬な対応策は、あくまでも可能性が検討されたに過ぎなかった。ただし、「通商上の報復措置」については、すでに1959年6月11日、駐日韓国代表部が領事送り状の発給を含む通商業務を停止したことに対応して、大蔵省が対韓輸出手形の買取り停止を各市中銀行に指示していた。その結果、日韓貿易は再び断絶した¹⁵⁹。

同月19日、駐日韓国代表部は外務省に対し、信用状を開設済みの取引については、領事送り状の受付を再開すると連絡した。すなわち、対日輸出では同月15日時点で韓国銀行に信用状が到着したもの、対日輸入では韓国銀行が信用状を開設したものに限り、領事送り状を継続発給するとされた。しかし、駐日韓国代表部は「6月15日現在の未解決取引を解決するために必要なものを除外してはL/C〔信用状〕開設を行わない」とも伝えた。そのため、日韓経済断交の継続が決定的となった¹⁶⁰。そこで、日本側は「通商関係当局としては現状においては今回の韓国側の措置に対する報復措置の如きものは何も考えておらず、出来るだけ先方を無用に刺戟しないよう配慮する方針をとっている」としながらも、韓国側の態度によっては「日韓貿易に従事している在日韓国商社（韓国銀行、大手筋貿易商社たる建設実業、和進産業、銀星産業、三護貿易及び大韓海運等の韓国海運会社）の追放等も考慮すべき」との厳しい対応策を用意した¹⁶¹。

このような日本側の強硬な姿勢の背景には、第1章で詳述した日韓通商交渉の帰結として形成された日韓経済関係の非対称性が存在した。すなわち、1949年4月23日に成立した日韓通商協定には、かつて日本の植民地支配のもとで形成された東北アジアにおける垂直分業的な経済関係を、戦後の東北アジアでも再現しようとする日米両政府の意図があった¹⁶²。換言すれば、日韓通商協定では、日本は韓国から原材料や食糧を輸入し、韓国は日

¹⁵⁸ 同上。

¹⁵⁹ 北東アジア課「日韓貿易の現状」1959年6月19日、2010-4106、外務省外交史料館。

¹⁶⁰ 経、アジア課「韓国経済断交に伴う諸問題に関する韓国代表部の回答の件」1959年6月19日、2010-4106、外務省外交史料館。

¹⁶¹ 北東アジア課、前掲「日韓貿易の現状」。

¹⁶² 高瀬弘文「東北アジアにおける戦後日本の経済外交の端緒——日韓通商協定の締結を手掛かりに」『国際政治』第168号、2012年2月、113-114頁。

本から工業製品を輸入するという分業体制が目指された。そして、敗戦後の食糧難のなか、最も重要視された対韓輸入品目がコメであった。実際、日韓通商協定はコメ 10 万トン（1,600 万ドル）の対日輸出を掲げていた。

ところが、コメの対日輸出はもともと韓国政府が渋っていたこともあり、支払い問題の浮上によって、低調に終わった。しかも、農地改革による農業生産力の発展の結果、コメの収穫高は 1955 年には戦前最高を約 1 割上回る 1,239 万トンを記録した。1950 年代前半に巨額にのぼったコメの輸入は大幅に減少し、日本国内でコメの自給体制が確立されたのである¹⁶³。

その結果、日本にとっての日韓貿易の重要性は著しく低下したと推測される。すなわち、韓国の対日輸出は、鉄鉱石、黒鉛、マンガン鉱などの金属鉱物と海苔が韓国の輸出総額の 50～60% を占めていた。しかし、日本の金属鉱物の輸入総額においては、韓国からの輸入が占める割合は 1.2% に過ぎなかった。海苔については、韓国以外にこれを産出する国はなく、互いに市場転換が不可能とはいえ、日本経済への影響はあまりに小さかった。同様に、日本の織物製品の対韓輸出は、日本の輸出総額のわずか 0.3%、機械類の対韓輸出も輸出総額の 0.5% を占めるに過ぎなかった。つまり、日本の貿易全体における日韓貿易の地位は、取るに足らないものであった。その一方で、韓国の貿易全体における日韓貿易の地位は、きわめて重要であった。そのため、日本は韓国にとって欠かせない輸出入市場であった¹⁶⁴。このような日韓経済関係の非対称ゆえ、日本政府は帰国事業への韓国政府の報復措置に対し、強硬な「通商上の報復措置」をとれたのである。

ただし、日韓貿易の中断によって、韓国から輸入する予定であった無煙炭の輸入割当を他国に切り替える必要が生じた。その代替輸入先として浮上したのが、北朝鮮であった。9 月 14 日、煉豆炭業界代表と関係省庁担当者が自民党総務会に招集され、北朝鮮産無煙炭の輸入について話し合った。まず、煉豆炭業界代表は次のように述べた。

煉豆炭用無煙炭の本年上半期における輸入計画は北越 4 万屯、韓国 31,400 屯、ソ連 5 千屯計 76,400 屯であるが、北越およびソ連炭はすでに順次入荷をみつつあるが韓国

¹⁶³ 井村喜代子『現代日本経済論〔新版〕——戦後復興、「経済大国」、90 年代大不況』有斐閣、2000 年、132 頁。

¹⁶⁴ 経ア「日韓貿易の両国経済に及ぼす影響」1959 年 6 月 11 日、2010-4106、外務省外交史料館。

炭は日韓貿易の中絶により全く入荷をみておらず煉豆炭用原材料として韓国炭に代りうるものは北鮮炭以外にはないので、今後北鮮からの輸入に切換えたい¹⁶⁵

もともと日朝貿易に積極的であった通産省は、業界代表の陳情に同調しつつ、外務省に決断を促した。

韓国炭 31,400 屯の代替としてうち 13,000 屯をソ連からの輸入に切換えるよう手配をしているが残り 18,400 屯については業界からの強い要望もあり、原料の緊急確保という意味において関係各省とも協議の上特例として北鮮からの直接輸入を内々認めることとするか、或は香港仲継対北鮮輸入を今後認めることとするかのいずれかの措置をとることを考慮しているが、対韓国外交上の問題にからみ本問題は通産、大蔵のみでは措置をとり得ず、外務省側の態度にかかっている¹⁶⁶

他方で、自民党総務会は、北朝鮮産無煙炭への切り替えを考える前に、韓国からの輸入再開を図るべきであると主張した。また、外務省経済局東西通商課も同様に、北朝鮮からの無煙炭輸入には慎重な姿勢を示した。しかし、煉豆炭業界が無煙炭の緊急確保を望み、通産省と大蔵省も外貨割当の発表を急いでいたにもかかわらず、外務省経済局は韓国側との無煙炭輸入再開交渉を外務省アジア局に一任し、この問題について具体的な行動を何も起こさなかった¹⁶⁷。経済局は日韓貿易の再開交渉が難航することを見越したうえで、本来の管轄業務をアジア局に押しつけたと推測される。

実際、韓国側との輸入再開交渉は難航した。10 月 12 日、伊関佑二郎外務省アジア局長と柳泰夏駐日韓国代表部大使が非公式に会談し、韓国産無煙炭 3 万 1,000 トンの対日輸出に合意した¹⁶⁸。ところが、この合意が報道された直後、崔圭夏外務次官は日韓貿易の再開を否定した¹⁶⁹。11 月 4 日には、具鎔書商工相が「韓国政府は日韓関係が改善するまで日本

¹⁶⁵ (経、通) 武藤「煉豆炭用無煙炭の北鮮乃至南鮮(韓国)からの輸入に関する件」1959 年 9 月 14 日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。

¹⁶⁶ 同上。

¹⁶⁷ 北東アジア課「朝鮮産無煙炭輸入に関する件」1959 年 9 月 28 日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。

¹⁶⁸ 『朝日新聞』1959 年 10 月 12 日。

¹⁶⁹ 『読売新聞』1959 年 10 月 13 日。

の希望している無煙炭その他数種の物資の対日輸出を許可しない」と発表した¹⁷⁰。先述のとおり、すでに 1959 年 8 月には日朝両赤十字間で帰国協定が結ばれていた。帰国事業が最終段階に入るなかで、日韓関係は暗礁に乗り上げていたのである。

11 月 25 日、韓国政府はようやく無煙炭の対日輸出を認め、本来予定されていた無煙炭の輸出を翌年 1 月末までに完了した。しかし、この無煙炭の対日輸出の許可は、あくまでも「例外措置」に過ぎなかった¹⁷¹。韓国政府が無煙炭や鉄鉱石の対日輸出の再開を全面的に認めたのは、1960 年 4 月 12 日のことであった¹⁷²。

1959 年 6 月 25 日、中断を続ける日韓貿易とは対照的に、標準決済規則の盲点を突いた第三国地決済の日朝貿易が開始された。12 月 15 日には、日本政府は政府の事前承認を必要としない物資について、北朝鮮以外の地域と決済すれば、北朝鮮に直接輸出することを容認した。その結果、同月 31 日、北朝鮮への輸出直航の政府許可を受けた第一船「高星丸」が横浜を出港した¹⁷³。日朝貿易の取引額は、翌年 5 月末までに対北朝鮮輸出 386 万ドル、対北朝鮮輸入 140 万ドルに達した。長崎国旗事件で中断を余儀なくされた日朝貿易は、北朝鮮帰国事業にともなう日韓関係の悪化にも助けられて、再び軌道に乗ったのである。

¹⁷⁰ 『読売新聞』1959 年 11 月 5 日。

¹⁷¹ 経済局アジア課「無煙炭、土状黒鉛及び鮮魚等の日韓貿易実績に関する件」1960 年 1 月 13 日、E'.2.1.5.2、外務省外交史料館。

¹⁷² 『読売新聞』1960 年 4 月 13 日。

¹⁷³ 李燦雨、前掲論文、10-11 頁。

第5章 池田政権期における日韓関係と日朝関係

第1節 日韓両国の政権交代と日韓関係の好転

在日朝鮮人の北朝鮮帰国事業により、日韓関係は「親韓派」の岸政権下において最悪の状態に陥った。しかし、前章でも述べたように、岸政権が日韓会談よりも帰国事業を優先したのは、「日韓会談再開後、本件を実施すれば、かえってリパーカッションが大きいので、むしろ会談休会中の段階において最大の障害を除去して、クリーン・ハンドで将来の会談再開に臨むのが適当であると考えた」ためであった¹。それゆえ、第一次帰国船の出港により帰国事業が一段落つく、伊関佑二郎外務省アジア局長や澤田廉三日本政府首席代表が相次いで柳泰夏駐日韓国代表部大使と会見し、抑留日本人漁夫と大村収容所韓国人の相互送還の実現による「空気の好転」を待ってから、日韓会談を本格的に再開させることに意見の一致を見た²。

1960年2月11日、兪鎮午韓国政府首席代表が柳泰夏とともに伊関を来訪し、「韓国米5万トン乃至3万トンを日本側が買付ける約束をしてくれれば、抑留漁夫の釈放を行う様本国政府を説得する」と提案した。これに対し、伊関は「韓国側が更に韓国米の買付を釈放の条件とされることは納得できない」と応酬しつつも、実際には「今日までの交渉経過及び韓国の態度に鑑み、〔韓国米を輸入する〕他に有効な手段がない」と認識していた。そこで、外務省アジア局北東アジア課は、①「刑期」満了の日本人漁夫全員をただちに送還すること、②抑留日本人漁夫の送還とあわせて大村収容所韓国人の送還を約10日以内に完了すること、③韓国政府が日韓貿易を全面的に再開することの3点を条件として、韓国米3万トンの買付けを行うことに同意した³。

ところが、韓国側が「白米」の輸出を希望したのに対し、食糧庁は貯蔵の必要から「玄

¹ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第6章 在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結」1971年、文書番号126、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

² 「北東アジア課関係（昭和35年1月分）」1960年2月、文書番号1399、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

³ 外務省アジア局北東アジア課長「日韓会談に関し伊関・柳会談に関する件」1960年2月11日、文書番号334、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省アジア局北東アジア課「韓国米の輸入について」1960年2月23日、文書番号1402、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

米」を主張した。また、代金決済方法についても、韓国側が肥料とのバーターによる L/C 決済を主張した一方で、大蔵省はオープンアカウントによる決済を求めたため、韓国米の買付け交渉は難航した。さらに、日本国内では「人と米とを引きかえの外交をやっている」との世論が紛糾し、農林省も「『刑期』を了ったものだけの釈放ならば、それは当然のことであって、わが方がその代償として、本来不要の韓国米を輸入するという特別措置をとる必要はない」として、「未だ『刑期』を了っていないものも含め全部の漁夫を同時に釈放するのでなければ、韓国米 3 万トンの輸入を約束することは出来ない」と反発した。それでも、2 月 22 日に柳泰夏と会談した伊関は「相互送還を 3 月 1 日ごろに実施する保証があれば、日本側は 3 万トンの玄米を買い付けることに同意する。このため 23 日の閣議で正式に決定する用意がある」と伝えた。しかし、柳泰夏は依然として玄米の輸出に難色を示した⁴。

日本政府内の省庁間調整および対韓交渉がともに難航するなかで、韓国米の買付け交渉に対するイニシアチブを発揮したのは伊関であった。伊関は、台湾米の買付け交渉を抱えていたために韓国米の買付けに反対していた牛場信彦外務省経済局長を説得し、3 月 22 日の閣議で韓国米 3 万トンの買付けに対する原則的了承をとりつけた。日本政府が韓国米の買付けを決定したことで、韓国側も対日姿勢を軟化させ、ついに 3 月末に抑留日本人漁夫と大村収容所韓国人の「相互送還」が実現した。さらに、4 月 4 日には山田久就外務次官と柳泰夏の話し合いで、同月 15 日より第 4 次日韓会談を再開させることも合意された⁵。

4 月 13 日、外務省アジア局は日韓会談の全面再開に備えて関係各省代表との打合せを開催し、閣議了解案として「日韓全面会談に関する基本方針（案）」を作成した。同案は「日韓間の空気が好転しているこの際速かに会談妥結をはかる」べく、「従来の交渉においては韓国側が漁業問題について譲歩しない限り文化財、船舶その他の問題についてわが方としては何らのコミットをしないという方針をとっていたが、今回はこれを改め、漁業問題の進行に拘わらず各問題ごとに解決していく」としたうえで、「請求権問題の解決は

⁴ 外務省アジア局北東アジア課「漁夫釈放に関する農林省の主張とこれに対する韓国側態度及び外務省見解」1960 年 2 月 20 日、文書番号 1402、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；沢田代表御口述「沢田一柳・兪・李会談記録」1960 年 2 月 23 日、文書番号 335、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；日韓国交正常化交渉史編纂委員会「日韓国交正常化交渉の記録 第 I 編 総説 第 5 章 第 4 次日韓会談」1971 年、文書番号 125、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第 I 編 総説 第 5 章 第 4 次日韓会談」。

困難と思われるので、請求権以外の問題について意見一致をみたときに国交を樹立する。

〔中略〕その代り、韓国の経済及び社会福祉に寄与するという趣旨で、国交正常化の後に、韓国に対して経済援助を与える」という「先国交、後経済協力」の方針を定めた⁶。同案に対しては、大蔵省が「真に処理すべきものは処理し、しからざるもののみを残すという方式も考慮すべきである」と指摘した以外に大きな異論は出ず、日本政府内では「相互釈放のあとは、これはまとまるかもしれない、ひとつ本気でやってみよう」という対韓交渉への楽観的見方が広まっていた。しかし、4月19日に韓国で学生革命（四・一九革命）が起こり、第4次日韓会談は全面的に停止状態となった⁷。

韓国の政変により日韓会談が中断されると、米国は在日米国大使館を通じて日韓関係の仲介を積極化させた。李承晩政権の退陣前日（5月2日）、マッカーサー駐日米国大使は岸信介首相と会談し、「許政内閣出現により、日韓関係好転の機会が開けてきたが、米国政府としては、日韓関係に新時期を画するため、この機会に非公式にできるだけ努力をするつもりである」と伝え、日韓国交正常化の早期実現に向けた次の4点の「岸総理の特別の考慮」を求めた⁸。

- ① 岸首相より、日韓両国の懸案早期解決のためにできる限り努力し、懸案解決の暁には日本政府が韓国の再建を援助する旨のステートメントを発表すること。
- ② 日韓両国の友好関係増進および懸案解決のため、適当な時期にソウルまたは東京において岸・許政会談を開催すること。
- ③ 許政自身および大多数の韓国国民が関心を有する「北鮮集団帰国」について、日本政府が送還速度を高めることで赤十字帰還協定の更新を避け、個人ベースの帰還に移行すること。
- ④ 韓国米3万トン对白米にて購入すること、および本件交渉の早期妥結のため日本政

⁶ 外務省アジア局北東アジア課「日韓全面会談の基本方針に関し関係各省と打合せの件」1960年4月13日、文書番号1404、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁷ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第5章 第4次日韓会談」。

⁸ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第7章 張勉政権の成立と第5次日韓会談」1971年、文書番号505、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

府としてできるかぎり努力する旨の声明を発表すること。

ところが、外務省アジア局は韓国米の買付けと岸声明の発表には賛同したものの、岸・許政会談の開催と帰国協定の打ち切りには反対した。とりわけ後者について、マッカーサーと会談した山田外務次官は「日本政府が北鮮帰還実施にふみ切った経緯にかんがみ、帰還希望者がなお多数あるのに帰還協定を更新せず本年 11 月をもって終了せしめることは、不可能である」と言い切ったうえで、むしろ「恣意的に北鮮帰還をやめさせようとするような考は捨てて、韓国への帰還をアトラクティブなものとするようなクライメートと社会、経済状態を南鮮に作り出すことが自然な根本的対策たるべきであろう」として、米国が許政政権を助けるための新たな財政的援助を拡大すべきであるとまで主張した⁹。いうまでもなく、米国が対韓援助の削減を進めるなかでのこの回答は、日本政府が帰国協定の延長をやむをえないと考えていたことを意味する。対日強硬姿勢を続けてきた李承晩政権の退陣にもかかわらず、日韓会談と帰国事業とを切り離して進める日本政府の方針に変更はなかったことがうかがえる¹⁰。

さて、韓国では許政過渡政府の憲法改正により内閣責任制が導入された。大統領選挙を制した尹潽善は張勉を国務総理に指名し、8 月 17 日に張勉政権が発足した。同時期、日本でも政権交代が起こった。周知のとおり、岸は日米安全保障条約の改定をめぐる政治的混乱により退陣を余儀なくされ、代わって池田勇人が政権の座に着いた。安保改定で傷ついた日米関係の修復を当面の外交課題とした池田は、反共姿勢と対米協調姿勢を明確化した¹¹。そして、池田は対米協調の一環として先述のマッカーサー大使の勸奨に応じ、尹潽

⁹ 外務省アジア局北東アジア課「山田次官、マッカーサー大使会談要旨」1960 年 5 月 6 日、文書番号 1789、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省アジア局「マッカーサー大使より岸総理への申入れに対する回答要旨（案）」1960 年 5 月 6 日、文書番号 1789、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹⁰ 実際、韓国側が再三にわたって帰国協定の打ち切りを要望したにもかかわらず、池田勇人内閣成立の翌日（7 月 20 日）、日本政府と日本赤十字社は帰国協定の延長を決定した（日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第 I 編 総説 第 5 章 第 4 次日韓会談」）。なお、帰国協定はその後 1965 年まで、1 年ごとに無修正延長が続けられた（日韓国交正常化交渉史編纂委員会「日韓国交正常化交渉の記録 第 I 編 総説 第 8 章 軍事政権の成立と第 6 次日韓会談」1971 年、文書番号 506、日韓会談文書情報公開アーカイブズ）。

¹¹ 吉次公介「池田＝ケネディ時代の日米安保体制」『国際政治』第 126 号、日本国際政治学会、2001 年 2 月、38 頁。

善と張勉の就任に対する祝電を送るとともに、小坂善太郎外相の訪韓計画を推進した¹²。

小坂の訪韓計画をめぐっては、与野党や外務省より「韓国から日本に来るならいざ知らず、こちらから韓国に行くことは一種の城下の誓をしに行くことになる」として反対する声があがり、韓国紙でも日本の経済浸透や張勉政権による「平和線譲歩」を警戒する論調が多かった。それでも、新任の鄭一亭外務部長官は 8 月 23 日、日韓会談再開のための外相会談を提唱し、小坂の訪韓歓迎を表明した。そして、翌々日には韓国政府が日本政府親善使節の 9 月 6 日來訪を受諾する旨を閣議決定し、駐日韓国代表部を通じて通報した。これを受けて、日本政府も小坂の韓国派遣を閣議了解し、戦後初の外相訪韓が決まった¹³。

9 月 6 日、伊関佑二郎外務省アジア局長や前田利一外務省アジア局北東アジア課長とともに金浦に降り立った小坂は、日韓関係が「本然の姿から離れておりましたことは、私どもが最も遺憾に存じているところであります」と述べたうえで、「日韓両国政府が胸襟をひらいて話し合い、もって多年の諸懸案を一日も早く解決し、両国の間に善隣友好、相互信頼の関係が堅く樹立されることを強く念願しております」との声明を発表した¹⁴。もっとも、この声明は「日本の過去に対する反省」に触れていない点で韓国側には不評であり、張勉への表敬訪問に向かう日本政府親善使節の車が青年デモ隊に取り囲まれるという事件も起こった。それでも、張勉は「日韓関係を過去にこだわらず前向きの形で処していくのが韓国新政権の基本的態度である。〔中略〕日韓協力して世界平和に寄与のため共産主義と闘って行きたい」と述べ、小坂も「両国が経済的に繁栄し国民生活の安定することが共産主義を抑える有力な方法である。この意味で、日本は韓国に対し経済協力や医療協力を行いたい」と応じた。さらに、続けて行われた小坂・鄭一亭外相会談で、10 月下旬より日韓会談の予備会談を東京で開催することが合意された¹⁵。玄錫虎國務部長官をはじめ、張勉政権の閣僚・要人には植民地期に朝鮮人官僚として働いた経歴を有する人物も多く、

¹² 外務省アジア局北東アジア課「小坂外務大臣の訪韓に関する件（総理への説明資料）」1960 年 8 月 25 日、文書番号 507、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹³ 外務省情報文化局「小坂外相の訪韓に関する韓国紙の論評について」1960 年 9 月 10 日、文書番号 771、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第 I 編 総説 第 7 章 張勉政権の成立と第 5 次日韓会談」。

¹⁴ 外務省「一九六〇年九月六日小坂大臣ソウル到着の際の声明」1960 年 9 月 6 日、文書番号 772、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹⁵ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第 I 編 総説 第 7 章 張勉政権の成立と第 5 次日韓会談」。

また張勉自身も抗日運動には加わっていなかったため、張勉政権の対日姿勢は李承晩政権や許政過渡政権と比較しても相当に宥和的であった。たとえば、許政が「北送中止」を日韓会談再開の条件としたのに対し、張勉は「国民感情を満足できる形で解決してほしい」と求めるにとどまった¹⁶。このような対日宥和的な張勉政権の登場による日韓関係の好転は、帰国事業という追い風を得ていた日朝貿易に歯止めをかけることとなる。

第2節 日朝貿易関係業界の攻勢と日本政府による制限の再検討

1959年6月末に再開された日朝貿易は、香港を経由する方法で行われた。すなわち、取引の契約先を香港の商社にしたうえで、日朝間を結ぶ貨物船はいったん香港に立ち寄った。同年12月半ばからは、対北朝鮮輸出品のうち日本政府の事前承認が不要な物資については、北朝鮮への直接輸送が認められた。しかし、日本政府の事前承認を必要とする対北朝鮮輸出品と対北朝鮮輸入品のすべては、依然として香港経由で輸送しなければならなかった¹⁷。

1956年9月から1958年5月まで、すなわち日朝貿易が大連経由で取引されていたときは、実際には大連港での積み替えを行わず、書類上の操作だけで大連港を経由したことになる。ところが、香港経由の取引では、実際に香港で陸揚げし、さらに北朝鮮行きの船舶に積み替えなければならなかった¹⁸。しかも、香港の商社にスイッチ・コミッション（中継手数料）として、取引額の2.5～3%を支払わなければならなかった。その結果、香港を経由する方法では、輸送費が非常に高くついた¹⁹。

それでも、日朝双方は貿易拡大に積極的であった。朝鮮国際貿易促進委員会は相川理一郎日朝貿易会理事を通じて、日本との取引希望品目を詳細に伝えた。北朝鮮の対日輸入希望品目は、火力発電をはじめとする各種プラントや鋼材であった。対日輸出希望品目は、鉄鉱石や無煙炭、黒鉛などを中心とする鉱物資源であった。特に鉄鉱石と無煙炭は、年間

¹⁶ 同上；外務省北東アジア課「マッコノギー駐韓米大使の見解に関する件」1960年8月30日、文書番号663、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹⁷ 宮原正宏「日朝貿易の経過と現状」『朝鮮研究』32号、日本朝鮮研究所、1964年8月、6頁。

¹⁸ 藤田徹「総合商社OBによる日本商社の対北朝鮮ビジネス史（第1回）」『東アジア経済情報』V.2, No.35、東アジア貿易研究会、2019年4月、26頁。

¹⁹ 経済局東西通商課「わが国の対北朝鮮貿易取引実績について」1960年、2010-4106、外務省外交史料館。

30 万トンが供給可能とされた。北朝鮮の取引希望にもとづき、日朝直接貿易に踏み切った場合、その取引額は少なくとも初年度片道 1,000 万ドル、多ければ初年度片道 5,000 万ドルに達すると見込まれた²⁰。日朝貿易への動きは、日本側でも活発になりつつあった。日本国際貿易促進協会をはじめとする関係 5 団体は、第 33 回臨時国会に対して、日朝直接貿易の実現を要求する請願運動を展開した。この請願運動には、東工物産（日中貿易専門商社）、東邦商会（古河系列）、和光交易（丸紅系列）、第一通商（三井系列）など、日本の経済界も協調的であった²¹。

1959 年 12 月、日朝直接貿易の許可を求める請願書が参議院に提出されると、通産省通商局は請願書に対する回答の検討を開始した。翌年 2 月 22 日、通産省通商局政策課の馬淵首席事務官が赤谷源一外務省経済局東西通商課長を訪ね、日朝貿易をめぐる問題について協議した。馬淵は請願運動の状況と通産省の対応について、次の 2 点を指摘した。第一に、国会で日朝貿易の問題を取り上げ、日本政府の態度を糾弾しようとする動きが日朝貿易関係業界において顕著である。そして、現在の日朝貿易の禁止措置は単なる大蔵省令である「標準決済方法に関する規則」にもとづいており、その根拠は必ずしも妥当ではない。そのため、「国会等で大局的且つ法制的に攻撃された場合、通産省としては自信がない」。日朝貿易の規制は、法制的には輸出入貿易管理令に明記すべきである。しかし、実際には日本政府の貿易自由化方針との関係で、日朝貿易の禁止措置の明記は難しい。むしろ、通産省の事務レベルでは、日朝貿易を「中共乃至は北越等の共産圏諸国と同様の取扱いにしてもよいのではないか」という意見が強い²²。

第二に、現在は標準決済規則の条文の「強引な解釈」により、第三国地決済による北朝鮮からの輸入を認めていない状況である。日朝貿易関係業界は、日本政府が対北朝鮮輸入を対北朝鮮輸出と同様に黙認するならば、先述した国会での糾弾を行わない意向である。逆に、第三国地決済による対北朝鮮輸入を認めないままならば、標準決済規則の解釈に関して、行政訴訟も辞さないとの態度をとっている。そこで通商局は、標準決済規則の条文の解釈を再検討した。その結果、対北朝鮮輸入について「第三国地決済による限り、これを有効に規制し得ない」との意見が有力となった。また、行政訴訟に至った場合は日本政

²⁰ 同上。

²¹ 朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生 1945-1965——封印された外交史』平凡社、2012 年、427 頁。

²² 北東アジア課「北朝鮮貿易に関する件」1960 年 2 月 23 日、2010-4106、外務省外交史料館。

府の敗訴の可能性が高いと思われる。したがって、国会における「北鮮貿易論争」を未然に防ぎ、行政訴訟を抑止するためにも、第三国地決済の対北朝鮮輸入を黙認したほうが得策であるという意見が、通産省では支配的である²³。

赤谷は、対北朝鮮輸入を黙認すべきという意見が通産省内で強まっていることを伝えた馬淵に対し、次の 2 点を回答した。第一に、外務省全体としては、1955 年の次官会議決定に反するような、日本政府の基本方針の変更はないと解している。日朝貿易の規制は、主として対韓関係への「政治的考慮」から行われている。第二に、経済局では「純経済的立場から、日韓貿易とのかねあいを考慮しても、対北鮮貿易を認めてもよいのではないか」という意見が有力となっている。しかし、この問題は対韓関係への考慮、特に抑留日本人漁夫の釈放交渉との関連から、アジア局の意向を第一に尊重すべきである。したがって、香港を決済地とする対北朝鮮輸入の認否についても、日朝貿易の推進に慎重なアジア局の意見が優先する²⁴。

ところで、外務省アジア局北東アジア課が作成した会議録からは、外務省経済局の日朝貿易への見解に関し、以下の記述が全文削除された。

経済局としては、日本政府としてこの際対北鮮貿易に対する態度を明確化し、これを禁止するなら、香港決済、香港経由を含む一切の対北鮮貿易をも規制すべきであり、又、逆にこれを認めるならば、次官会議の決定をスーパーシードする決定をなし、他の共産圏貿易と同様の扱いをなすべきであるとの見界を有する。²⁵

第三国地決済の日朝貿易をも規制するならば、日朝貿易の禁止措置を貿易管理令に明記しなければならない。しかし、貿易自由化が日本政府の根本方針である以上、そのような措置は到底とりえなかった。したがって、外務省経済局の見解の真意は、日朝貿易について「次官会議の決定をスーパーシードする決定をなし、他の共産圏貿易と同様の扱いをなすべきである」にあったといえよう。

さて、馬淵と赤谷の協議に陪席した外務省アジア局北東アジア課の渡辺事務官は私見として、抑留日本人漁夫の釈放交渉が進行しているなか、国会で日朝貿易の問題が論議され

²³ 同上。

²⁴ 同上。

²⁵ 同上。

れば、韓国との交渉に支障をきたすと述べた。そこで、渡辺は通商当局から日朝貿易関係業界に対し、国会議員を通じた糾弾運動の自粛を求めることが可能かどうか、馬淵に質問した。馬淵は、関係業界への自粛要請は可能であり、努力すると約した。ところが、馬淵は続けて、新たな問題を提起した。

現在対北鮮貿易は前記の通り、香港決済による輸出が行なわれて居り、当初は香港決済、且つ、香港経由であったものが、現在では香港決済、直接配船（但し、第三国船）によって居り、これを規制することは法制上困難であるとし、従って、香港決済による対北鮮輸入を認める場合も、香港決済直接配船という方式が当然予想されるが、これを規制することも困難であろう。現在のところ、邦船の配船の事例は、運輸省の行政指導もあり、過去における極く小数の例外を除いては行なわれていないが、通商局としては、第三国船に対して対北鮮配船を認め、邦船に配船を認めないために、外国船に法外なる運賃を徴集される事態は妥当でなく、邦船の対北鮮配船を禁止することが法制上不可能であることにもかんがみこれを認めるべきだとの意見が強く、香港決済対北鮮輸出入ともに認める場合、邦船配船が行なわれることが予想される〔下線筆者〕²⁶

馬淵の発言からは、通産省の日朝直接貿易への積極的姿勢がうかがえる。すなわち、通産省は第三国地決済の対北朝鮮輸入を黙認すべきと考え、しかも日本船による直接輸送をも容認した。通産省がこのような見解に至ったのは、日朝貿易関係業界からの圧力が大きい、通産省が関係業界の攻勢に押された要因は二つあげられる。第一に、日本政府は標準決済規則の「強引な解釈」によって日朝貿易を制限していたため、国会論戦や行政訴訟といった日朝貿易関係業界の強硬手段に対抗できなかった。第二に、外務省経済局の議論にも見られるように、そもそも「純経済的立場」からは日朝貿易を認めたほうが良いとする意見が、日本政府内でも強まっていた。

馬淵と赤谷の協議の2日後、懸念されていた国会での「北鮮貿易論争」が起こった。衆議院大蔵委員会において、石野久男社会党衆議院議員が佐藤栄作大蔵相に次官会議決定の妥当性を問いただしたのである。石野は、大蔵省令の「標準決済方法に関する規則」が事

²⁶ 同上。

実上日朝貿易を認めているにもかかわらず、政令よりも法的拘束力の弱い次官会議決定によって、日朝貿易を「簡単に没にされちゃう理由はない」と主張した。次官会議決定の詳細を把握していなかった佐藤は、石野に対して次官会議決定の再検討を快諾した²⁷。

もちろん、この時点で次官会議決定が即座に撤回されることはなかった。それでも、国会において日朝貿易の問題が取り上げられたことで、日朝直接貿易の実現を目指す関係業界の動きは、さらに活発になった。日朝貿易会は、「最近懸案の韓国抑留日本人漁夫送還問題もようやく解決に近づきつつあり、もはや朝鮮民主主義人民共和国との貿易を禁止する理由はない」として、日朝直接貿易の許可を求める「日朝貿易正常化に関する陳情書」を外務省に提出した。この陳情書は、日本政府が日朝貿易を規制し続けても、韓国政府の態度好転は期待できないと指摘し、日朝直接貿易の必要性について次の4点を主張した。第一に、平和共存という世界的潮流のなか、経済の国際競争が激化しており、日本も「海外の安定した市場の確保と近接国の資源の効率的活用」の必要に迫られている。第二に、北朝鮮は経済の発展にともない、その購買力を増大させており、約600億円の火力発電設備と年間数百万トンの有煙炭の購入を希望している。地理的にも近い北朝鮮は、日本にとって「きわめて有利かつ安定性のある取引先」である。第三に、日本は鉄鋼業の巨大な発展にともない、近い将来3,000万トンにおよぶ鉄鉱石の輸入を図らなければならない。北朝鮮の鉱物資源は、ほかの地域より有利な価格で買付け可能であり、日本の「産業の体質改善と生産原価の引き下げ」に大きく寄与する。北朝鮮からの鉄鉱石の輸入は、日本経済の「必至の要請」である。第四に、西欧各国は北朝鮮との取引を年々拡大させている。香港経由の日朝貿易では多額の中継手数料と無用な運賃を支払わなければならない、日本は西欧諸国との競争上、きわめて不利な状況にある²⁸。

日朝貿易会は発足以来、日朝協会と緊密な連携をとってきた。その意味で、日朝貿易がいわゆる日朝友好運動の一環として、「友好貿易」の要素をもっていたことは否定しがたい²⁹。しかし、この陳情書はあくまでも日朝貿易の経済的重要性を強調した。陳情書に掲げられた数字を鵜呑みにはできないが、北朝鮮が安価な鉱物資源を豊富に有していること

²⁷ 「第三十四回国会衆議院大蔵委員会議録第五号」1960年2月24日。

²⁸ 日朝貿易会「日朝貿易正常化に関する陳情書」1960年3月1日、2010-4106、外務省外交史料館。

²⁹ たとえば、1959年の「日朝貿易会活動方針」には、日朝貿易会の活動の基本方向は「日朝直接貿易と在日朝鮮人の帰国を実現し、朝鮮に対する友好関係を確立せしめる」ことにあると明記されている（日朝貿易会『日朝貿易』第6号、1959年2月、15頁）。

やプラント設備の大型契約を結ぼうとしていたこと自体は事実であった。たとえば、当時の鉄鉱石の国際価格は 1 トンあたり約 11 ドルであったが、北朝鮮の茂山鉄鉱石は 1 トンあたり約 7 ドルで購入できるといわれた³⁰。

日朝貿易が単なる「友好貿易」にとどまらない経済的重要性を有していたことは、経済界の動きからもうかがえる。1960 年 5 月 31 日、東工物産の川瀬一貫社長は池田勇人通産相宛で「鉛精鉱の標準外決済の輸入許可に関する件陳情」を提出した。この陳情書は、フランス商社との間に成約した北朝鮮産鉛精鉱 6,000 トンの輸入に関し、標準外決済による輸入の許可を求めた。川瀬は、北朝鮮から鉛精鉱を輸入する必要性を次のように強調した。

我国機械工業、化学工業其の他重要産業部門に於ける鉛地金の需要増嵩に伴い鉛精錬業者の鉱石需要も亦急速に増大し、本年度海外より輸入を必要とする鉛鉱石は約 6 萬屯であります。然しながら鉛鉱石の輸入量を直ちに増加することには各種の困難があり、要輸入量 6 萬屯の中実際に輸入可能とみられる数量は 3 萬屯にすぎず、本年度輸入必要量の半分は未だ確保の見通したたざる状況であります。緊急に新たな供給源をもとめて所要鉱石の確保を図ることは目下の急務とされております。

右の如き鉛精錬業界の事情に鑑み、弊社は予ねて新たな供給源の開拓に努力し来った結果、最近に至りフランス商社との間に北鮮検徳産鉛精鉱 6 千屯の契約に成功致しました。御高承の如く北鮮検徳鉱山は嘗て我国の経営下にあり、品質その他の条件は我国需要家の熟知するところであり、又至近距離にある関係上我国の緊急需要に応ずる最も好適な供給源であるため、予ねてその輸入が待望され来ったものであります。

弊社契約の実現によって鉛鉱石要輸入量の 20%を確保することは、鉛精錬業界の安定と逼迫せる地金需給の緩和に寄与するところ極めて大なるものがあると考えます〔下線筆者〕³¹。

高度経済成長（岩戸景気）による日本国内の重化学工業の急速な発展にともない、経済界は需要が逼迫した鉱物資源の確保に奔走していた。豊富な鉱物資源を有し、地理的にも

³⁰ 経済局東西通商課「北鮮茂山鉄鉱石の輸入に関する件」1961 年 6 月 16 日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。

³¹ 川瀬一貫「鉛精鉱の標準外決済の輸入許可に関する件陳情」1960 年 5 月 31 日、2010-4106、外務省外交史料館。

近い北朝鮮は、日本にとって重要な輸入先の一つと目された。しかも、北朝鮮の鉱山のほとんどが、植民地期は日本人によって経営されていた。それゆえ、川瀬が述べたように、戦後日本の財界人は北朝鮮の鉱物資源の特徴を熟知していた。つまり、北朝鮮の鉱物資源は、他地域の鉱物資源に比べて、日本の経済界が活用しやすいものであった。日朝貿易は、たとえ全体としては少額にとどまったとしても、特定の品目に着目すれば、大いに経済的重要性を有していたといえよう。

それゆえ、日朝貿易の拡大を図る運動は、この時期に大きな成果を収めた。すなわち、輸出直航を実現した日朝貿易関係業界は、日朝間の直接貿易の打開と自由往来の実現を目指して、より幅広い運動を展開した。そして、1960年4月7日、日朝貿易会、日本国際貿易促進地方議員連盟、日本国際貿易促進協会の3団体は、新潟で「日朝貿易打開全国大会」を共催した。この大会は、前年5月の「日朝直接貿易打開全国大会」以後の運動の広がりを反映して、東京、京都、大阪、新潟など9都府県、函館、名古屋、福岡など20市、4商工会議所、17貿易・友好団体の協賛を得た。大会の成功は、日朝貿易への関心と直接貿易打開の機運を全国的な規模へ押し広げる契機となった³²。実際、大会を主催した3団体は、関連団体や関係業界に呼びかけて「日朝貿易連絡協議会」を新しく組織し、日朝直接貿易打開の国民運動を展開した。また、大会の決議案は、東京都議会や大阪府議会などでも採択された³³。

日朝貿易関係業界の攻勢を受けて、日本政府内では通産省や大蔵省からも日朝貿易の制限の再検討を求める声が強まった。そこで、外務省経済局東西通商課は外務省アジア局北東アジア課との協議の結果、関係各省の課長レベルの会議を開くことにした。6月12日、通産省通商局の予算課長、輸入第一課長、市場第三課長、大蔵省為替局の企画課長補佐、調査課長補佐、外務省経済局の東西通商課長、アジア課長、そして外務省アジア局北東アジア課長が霞友会館に会し、日朝貿易の経緯と問題点を話し合った³⁴。

まず、通産省は、少なくとも中国あるいは北ベトナムと同程度に日朝貿易を認めることが貿易自由化と対共産圏貿易振興政策の一環として望ましいという見解を示した。また、通産省は「対韓考慮」のため、日朝貿易の全面再開を「現在」においては主張しないとし

³² 日朝貿易会『日朝貿易の手引』1970年、28頁。

³³ 朴正鎮、前掲書、429-430頁。

³⁴ 北東アジア課「北鮮貿易に関する件」1960年6月16日、2010-4106、外務省外交史料館。

ながらも、第三国地決済による対北朝鮮輸出を継続すると同時に、第三国地決済による対北朝鮮輸入も黙認すべきであると主張した。その理由は、次の三つであった。第一に、対北朝鮮輸出を認めている以上、対北朝鮮輸入も認めるべきである。第二に、対北朝鮮輸入を阻止するための、大蔵省による標準決済規則の解釈は妥当でない。日朝貿易関係業界が強く主張する行政訴訟に至った場合、日本政府の勝訴の見込みはない。第三に、日中貿易の中断も相まって、日朝貿易を推進する関係業界の圧力がきわめて強い³⁵。

通産省の主張の背景には、他省庁と貿易業者との間で「板ばさみになっている主務官庁」としての強い不満があった。すなわち、以前から対北朝鮮輸入も黙認すべきと考えていた通産省は、この会議に先立ち、原産地または船積地が北朝鮮と明示されていない限り、北朝鮮物資の通関を認めるよう、大蔵省税関当局に折衝していた。しかし、税関当局は「明示の通達」がない限り、北朝鮮物資の通関は不可能であるとの立場をとっていた。さらに、通産省事務当局は各税関に個別の非公式折衝を展開したが、やはり北朝鮮物資の通関の黙認は拒否された³⁶。このような経緯から、通産省は標準決済規則の解釈の変更、または条文の修正による第三国地決済の対北朝鮮輸出入の黙認を主張したのである。

次に、大蔵省は、次官会議決定や「対韓考慮」を踏まえると、北朝鮮との直接貿易は認めがたいと述べた。しかし、日朝貿易を標準決済規則により決済面から規制するのは適当ではなく、第三国地決済の対北朝鮮輸入を同規則によって禁じるのは「無理な解釈」であるとも指摘した。なぜならば、標準決済規則は硬貨（金またはドルなどの外貨と交換可能な通貨）地域を原産地または船積地とする物資を、軟貨（金またはドルなどの外貨と交換不可能な通貨）地域からの輸入として決済してはならないという趣旨であり、そもそも日朝貿易を規制するためのものではなかったからである。それでも、大蔵省は「通産省の主張する如く一朝にして同条項の解釈を変更することは責任ある事務官庁としてできかねる」と述べた。そこで、大蔵省は第三国地決済の対北朝鮮輸出入を認めることには賛成するとして、標準決済規則の条文の修正を主張した³⁷。

他方で、外務省は、韓国政府が日朝貿易の進展にきわめて敏感であることに言及した。たとえば、駐日韓国代表部は日朝貿易に関する新聞報道が出されるたびに、おもに外務省経済局に対して「事情問合せ」を行っていた。また、日本側が対韓焦付き債権の弁済促進

³⁵ 同上。

³⁶ 同上。

³⁷ 同上。

や日本人商社員の入国などを要求すると、韓国側は日朝貿易の問題を持ち出し、次官会議決定の「再確認」を要求していた³⁸。要するに、日朝貿易は日韓間の経済問題においても重要な争点となっていたのである。

さらに、外務省は、日本政府が第三国地決済の対北朝鮮輸入を黙認する場合の「考慮の重要な対象」として、次の3点をあげた。第一に、日朝貿易を黙認すれば「どの程度の数量の輸入がどの程度の確度をもって予想される」のか。第二に、日朝貿易を黙認すれば「どの程度のパブリシティが予想される」のか。第三に、対北朝鮮輸入の「数量が予想以上に増え、かつ本件措置が表面化した場合これを即刻停止することが実際問題としてまた法的に可能」であるかどうか。これらの問題について、関係省庁がそれぞれ研究することを確認し、関係各省課長レベル会議は終了した³⁹。

関係各省課長レベル会議の翌日、早くも村井七郎大蔵省為替局企画課長が赤谷源一外務省経済局東西通商課長に対し、為替自由化にともなう標準決済規則の改正案を申し入れた。従来の標準決済規則では、標準決済による輸入の一要件として「当該貨物の原産地及び船積地が別表第4に掲げる当該指定通貨に係る地域に属していること」と規定されていた。北朝鮮を原産地または船積地とする輸入取引は、この条文の要件を満たせなかったため、日本政府に阻止された。ところが、大蔵省の改正案では、この条文が「オープン勘定地域を原産地とする輸入貨物の支払はオープン勘定により行なうものとする」という文言に改められた。これにより、オープン勘定地域以外からの輸入について、原産地および船積地に関する要件が失われた。すなわち、北朝鮮からの輸入も第三国を決済地とする限り、対北朝鮮輸出と同様に標準決済として扱われ、日本政府の承認が不要とされたのである⁴⁰。

赤谷は、村井が申し入れた標準決済規則の改正案に対し、「対北鮮貿易問題は従来から地域局たるアジア局の主管であるので、御申入れの趣旨は早急にアジア局に取次ぐ」と回答した⁴¹。ところが、標準決済規則の改正案について、外務省アジア局はなかなか態度を示さなかった。しびれを切らした大蔵省は、貿易と為替の自由化にともない、早急に標準決済規則を改正したいと再び外務省に申し入れた。8月6日、ついにアジア局は大蔵省の標準決済規則の改正案に反対しないことを決定した。アジア局が標準決済規則の改正に同

³⁸ 同上。

³⁹ 同上。

⁴⁰ 経通「対北鮮貿易との関連における標準決済方法に関する規則改正に関する件」1960年6月13日、2010-4106、外務省外交史料館。

⁴¹ 同上。

意した理由は、次の2点である。第一に、アジア局自身も、標準決済規則の改正によって第三国地決済の対北朝鮮輸入を黙認しても、大きな問題はないと考えるようになっていた。

本件規則の改正は、さきの西欧通貨交換性の回復の際、および本年7月1日の自由円為替導入の際、実施されてしかるべきであったものであり、従って今実施しても北鮮貿易との関係は必ずしも表面化しない。

現在、第3国地を決済地とする対北鮮輸出は、これを規制し得ないとの理由により、認められている。従って、第3国地を決済地とする対北鮮輸入を認めないことがある意味ではむしろ不自然である。

本件改正によっても、北鮮との直接貿易は依然として禁止され、改正の結果認められるものは、第3国地決済の貿易であり、狭義の北鮮貿易ではない。従って北鮮貿易に関する昭和30年10月14日の次官会議申し合せ（別添）には必ずしも抵触しないものと考えられる。⁴²

第二に、関係業界や通産省・大蔵省の圧力が強いことも、標準決済規則の改正を認めるべき理由としてあげられた。

北鮮貿易に対する業界よりの圧力は、極めて強く、政府としてなんらかの妥協的措置をとらないならば、業界は前記次官会議申し合せ自体の法的根拠ないしは現在における必要性に対し、関係議員をして国会でとりあげさせ、かつ、これに対する行政訴訟をも辞さないとの態度を示しており、本件改正はこの業界の圧力を steam off する効果がある。

他方、大蔵省および通産省事務当局においても、本件改正に極めて積極的であり、外務省がこれに反対であるならば、外務省に関係なく、対北鮮貿易を個別的に許可しようとの考え方（例えば大蔵・通産専管事項たる標準外決済による輸入を、外務省に事前の連絡なく許可する等）すら真面目に研究されており、外務省として本件改正に

⁴² 北東アジア課「第3国地を決済地とする対北鮮輸入に関する件」1960年8月6日、2010-4106、外務省外交史料館。

反対するならば、却ってembarrassingな立場に立たされる可能性が強い。⁴³

また、外務省アジア局は標準決済規則の改正に関し、韓国と米国への対応についてもあらかじめ検討した。韓国に対しては、狭義の日朝貿易、すなわち日朝直接貿易は標準決済規則を改正しても認められないため、「政府として北朝鮮貿易を認めないとの立場に変わりはない」との説明が可能であるとした。米国に対しては、貿易と為替の自由化にともない、第三国地決済の日朝貿易は規制しえなくなったことを説明するとした。さらに、北朝鮮に対する戦略物資の輸出については、「コムの規定が当然遵守されることを確認する」としながらも、イギリス、西ドイツ、フランスなどの西欧諸国が北朝鮮と直接貿易関係を有している点を指摘するとした⁴⁴。

この主張の背景には、1958年の「対中共統制緩和審議」の経験があった。すなわち、同審議では、コム加盟国のなかでも貿易依存度の高い西欧諸国や日本が政治的理由から特定の共産圏国に重い貿易制限を課すことは、大局的には利益にならないと主張された。米国は、当初この主張を否定したものの、最終的には承認していた。外務省アジア局は、この経緯を指摘することで、貿易依存度の高い日本が北朝鮮に対して重い貿易制限を継続するのは得策ではないと米国を説得しようとしたのである。

外務省アジア局は、韓国と米国への対応を検討したうえで、標準決済規則の改正と第三国地決済の対北朝鮮輸入の黙認を決定した。ところで、この決定に関する外務省文書の記述は、全文修正されている。まず、修正前の文章を見てみよう。

わが国の対北朝鮮貿易に対し、韓国側が強い関心を有することは事実であるが、日韓会談が開始された後においては、本件規則改正の如き措置を行うことすらも、現在より、より困難になることが予想されるので、本件のタイミングとしては、むしろ、現在が適当であると認められる〔下線筆者〕。⁴⁵

次に、修正後の文章は、以下のとおりである。

⁴³ 同上。

⁴⁴ 同上。

⁴⁵ 同上。

上記のとおり、本件は無期限には抑え難いものであって結局実施のタイミングの問題に帰するわけであるが、アジア局としては既に数ヶ月間「対韓考慮」ということで返答を引き伸してきた次第でこれ以上の引伸しは事務的には至難であり、またかりに今後更に数ヶ月引伸しても、事態が大きく変化する可能性は少く、むしろ現在あたりが実施にふみ切る潮時と思われる〔下線筆者〕。⁴⁶

修正前と修正後の記述を比較すると、修正前の記述には日韓会談への言及が見られる。第三国地決済の対北朝鮮輸入の黙認を意味する標準決済規則の改正は、韓国政府を強く刺激するものであり、再開が予想された日韓会談の紛糾を招きかねなかった。そこで、外務省アジア局は、日韓会談が始まる前に標準決済規則の改正を強行し、日朝貿易が日韓会談の争点となることを防ぐとともに、第三国地決済の対北朝鮮輸入の黙認を既成事実化しようとしたのではないか。他方で、修正後の記述では、標準決済規則の改正の引き伸ばしが「事務的には至難」であることが、同規則の改正に同意すべき理由としてあげられている。この記述は、貿易と為替の自由化にともない標準決済規則の改正が急務であるという大蔵省の主張に沿ったものと思われる。簡単に整理すれば、修正前の記述は国際的要因を、修正後の記述は国内的要因をあげているといえよう。

しかし、標準決済規則の改正案への同意は、外務省全体としての決定には至らなかった。その理由は、次のような外務省の情勢判断であった。

外務省としては、昨年 4 月、韓国に革命が起り、対日友好の線が強くなり、10 月には日韓会談予備会談が開かれ、国交正常化のための交渉早期妥結が期待されたので、韓国側に日本側の誠意をいささかでも疑われる可能性のあった本件改正は、タイミングの点で難しい⁴⁷

前節で述べたように、強硬な対日姿勢を維持し続けた李承晩政権は、四・一九革命によって崩壊した。李承晩に代わって政権を掌握した張勉は、以前から日韓国交正常化を望んでおり、積極的に日本に接近していた。張勉は「日韓経済協調論」をはじめ、特に日本

⁴⁶ 同上。

⁴⁷ 北東アジア課「第三国地を決済地とする対北鮮貿易に関する件」1961 年 2 月 17 日、2010-4106、外務省外交史料館。

との経済関係の改善に熱心であった。他方で、池田勇人首相も張勉政権の発足に祝電を送り、小坂善太郎外相の訪韓を推進した。1960年9月6日、小坂は日本の閣僚として戦後初めて、韓国を公式に訪問した。小坂は韓国政府の首脳部と会談し、経済協力構想について議論した。要するに、経済協力方式による請求権問題の「解決」に積極的な張勉政権が登場したことで、日韓関係は大幅に改善された。そして、日韓関係の悪化が日朝貿易の追い風となった1950年代後半とは対照的に、この時期の日韓関係の好転は日朝貿易の拡大を妨げた。外務省は、通産省と大蔵省が主張する標準決済規則の改正、および第三国地決済の対北朝鮮輸入に反対し、これを抑えることに成功した。その結果、1960年内の標準決済規則の改正は見送られたのである。

第3節 第5次日韓会談の展開と韓国政府の管轄権問題の浮上

小坂外相の訪韓後、日本政府内では日韓会談の再開に向けた事前準備が進められた。関係各省代表の打合せ会議における最大の論点は、やはり請求権問題であった。まず、1960年9月12日の第1回会合において、吉田信邦大蔵省理財局次長は「日本側としても、日本政府と朝鮮人たる個人との間の恩給や郵便貯金等の債権債務の整理は行う用意がある」としたうえで、次のような請求権問題の解決策を提案した。

結局のところ、双方の請求権を並べてみれば、日本側の請求権の方が多いのだろうが、もし先方が対日請求権を放棄するというのならば、即ち実質的に相互放棄を前提とするならば、わが方は前述の恩給等の支拂いは行うということで解決するほかはあるまい。⁴⁸

続けて、吉田は9月19日の第2回会合ではさらに踏み込んで、韓国側が「未拂恩給のようなもの以外は一切請求しないということを（明示的に約束することが困難ならば）密約でもいいから約束してくれるなら、わが方としても相当のaidを考える余地も生れる」

⁴⁸ 外務省アジア局北東アジア課「第5次日韓全面会談に対する日本側基本方針決定のための第1回各省代表打合せ会議概要」1960年9月12日、文書番号1408、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

と日本輸出入銀行の資金をベースとした対韓経済協力の可能性を示唆した⁴⁹。これらの吉田の発言からは、大蔵省は個人請求権以外の対日請求権と対韓経済協力を引き換えにしようとしていたことがうかがえる。

このような大蔵省の方針は、外務省の考えともおおむね軌を一にするものであった。すなわち、外務省アジア局北東アジア課は1960年7月22日、伊関の指示により「対韓経済技術協力に関する予算措置について」と題する文書を起案していた。同文書は「日韓会談を早急に妥結するためには、韓国側に対して何らかの経済協力乃至援助を行うことが不可避であり、またわが国にとっても、過去の償いということではなしに、韓国の将来の経済及び社会福祉に寄与するという趣旨でならばかかる経済協力乃至援助を行う意義ありと認められる」との認識のもと、日韓国交正常化後の5年間にわたって毎年2,000万ドル（合計1億ドル）を無償による経済協力として支出するという内容であり、澤田廉三日本政府首席代表や牛場信彦外務省経済局長といった外務省内の幹部にも回覧された⁵⁰。

この構想が参照していたのは、ラオスおよびカンボジアに対する経済技術協力である。岸政権期、日本政府は両国の対日賠償請求権放棄に応え、それぞれ10億円と15億円の無償援助を「準賠償」として実施した⁵¹。外務省は、韓国がラオスやカンボジアと同様に対日請求権を放棄すれば、賠償等特別会計の所管課たる大蔵省理財局外債課に予算措置をとるよう働きかける準備を進めていたのである⁵²。

もちろん、外務省と大蔵省の対韓経済協力に対する見解が完全に一致していたわけではない。外務省が日韓間請求権の相互放棄に「もち込むさそい水として経済援助を考えてい」た一方で、大蔵省は「請求権問題のけりがつかないのにただ漠然と国交が樹立したから何か経済援助をするという考え方は全然問題にならない」として、韓国側が対日請求権の放棄を確約しない限り対韓経済協力は不可能であると主張した⁵³。さらに、10月14日の第3

⁴⁹ 外務省アジア局北東アジア課「第5次日韓全面会談に臨む日本側態度決定のための第2回各省代表打合会議概要」1960年9月19日、文書番号1408、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵⁰ 外務省アジア局北東アジア課「対韓経済技術協力に関する予算措置について」1960年7月22日、文書番号2135、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵¹ ラオスおよびカンボジアに対する無償援助の詳細については、篠永宣孝の研究を参照されたい（篠永宣孝「日本のラオス・カンボジア賠償と経済協力」『経済論集』第82号、大東文化大学経済学会、2004年2月、13-40頁）。

⁵² 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第7章 張勉政権の成立と第5次日韓会談」。

⁵³ 外務省アジア局北東アジア課「日韓会談準備のための省内打合会に関する件」1960年

回会合では、吉田は個人請求権の支払いについても一歩後退した姿勢を示した。

請求権問題をいろいろ検討したところ、未払給与などは支払ってもいいように思うが、これもつきつめていくと北鮮との関係や台湾、中共への影響も考えられて迂闊には進められず、結局のところ、請求権問題には一切ふれないでいくか、それとも北鮮の問題なども割切った上で全面的に覚悟するか、いずれかをえらばざるをえず、中途半端な途はないのではないかと考えるに至った⁵⁴

吉田の発言に対し、伊関は「最終的には政治的解決をすることになるとしても、初めから請求権の議論を全然しないわけにはいかないから、とにかく一応委員会を開いて議論をし、『数字で話をきめるのは不可能だ』ということ为先方に納得させる必要があろう」と述べ、従来の請求権問題「棚上げ」論を繰り返すにとどまった⁵⁵。要するに、日韓国交正常化の早期実現を目指していた外務省に対し、大蔵省は請求権問題の完全な「解決」に力点を置いていた。とはいえ、第5次日韓会談を前に、請求権問題を経済協力方式で処理するという方針が日本政府内で固まりつつあったことは注目に値しよう。

他方で、基本関係交渉に関する論点の再整理は外務省条約局法規課を中心に進められた。すなわち、同課は第5次日韓会談の開始に先立ち、「大韓民国管轄権の限界（討議用問題点）」と題する文書を立て続けに作成した。まず、10月10日付の初稿では、「わが国が朝鮮半島における大韓民国政府の管轄権を認めるに当って、それが法律上同半島全域に及ぶものであるか、または38°線以南のみに及ぶものであるかを決定するためには、わが国との関係における大韓民国政府の法的地位を確定しておくことが必要と考えられる」として、対日講和条約第2条(a)の効果を中心に再検討が行われた。具体的には、同条の規定が「日本国領域の一部たる朝鮮半島が、わが国から分離し、独立の新国家を形成することに対して、わが国は異議を唱えない」という義務を課するにとどまる場合と、同条の規定が「わが国は日本から分離独立した朝鮮（Korea）に対して、国際法上の新国家として

10月6日、文書番号1408、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省アジア局北東アジア課「第5次日韓会談に臨む日本側態度決定のための第3回各省代表打合会議概要」1960年10月14日、文書番号1408、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵⁴ 外務省アジア局北東アジア課、前掲「第5次日韓会談に臨む日本側態度決定のための第3回各省代表打合会議概要」。

⁵⁵ 同上。

の承認を与える」という宣言の効果をもつ場合とに区分して、日本政府が韓国政府の法的地位についてとりうる立場が網羅的に列举された⁵⁶。

続けて、10月20日付の第二稿は、対日講和条約第2条(a)を「全朝鮮半島にわたる単一の新国家が存在するという前提にたって、これを承認することを約束したもの」とする解釈を採用したうえで、韓国政府の管轄権の地域的限界について日本政府がとりうると思われる立場として、①韓国政府の管轄権が法律上無条件かつ単純に朝鮮全域に及ぶという立場、②韓国政府の管轄権が法律上は朝鮮全域に及ぶことを認めつつ、その事実上の支配が朝鮮北部には実効的に及んでいない事実も考慮して、韓国政府が主張する管轄権の地的範囲に現実には限界を認める立場、③韓国政府の管轄権が法律上も事実上も1948年に38度線以南に成立した韓国の領域部分にしか及ばないという立場の三つをあげた。これらの選択肢は、それぞれ日本政府の南ベトナム政府に対する立場、日華平和条約における中華民国の地位、イギリスによる韓国承認のあり方に類するものであった⁵⁷。

さらに、10月27日付の最終稿では、対日講和条約第2条(a)の解釈が次のように修正された。

平和条約第2条で「日本国は朝鮮の独立を承認して」と規定している場合の朝鮮は、朝鮮半島に成立する単一の新国家をさすものと解する。

⁵⁶ 外務省条約局法規課「大韓民国管轄権の限界（討議用問題点）」1960年10月10日、文書番号1839、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。なお、前者の場合に日本政府がとりうる立場としては、①韓国のみを朝鮮全域にわたって領域を有する新国家として承認し、韓国政府の主張どおり朝鮮全域にわたる管轄権を認めること、②韓国のみを朝鮮全域にわたって領域を有する新国家として承認しながらも、現実には韓国政府の管轄権は朝鮮南部の現施政地域に事実上限定されているものと認めること（台湾方式）、③韓国のみを朝鮮半島に成立している唯一の国家として承認しつつ、その領域を朝鮮全域と見なすことなく、法律上も韓国政府の管轄権は現実の施政地域についてのみ及ぶものと認め、朝鮮北部の法的地位は不明確のままに残すこと、④韓国および北朝鮮を二つの新国家として承認し、韓国政府の管轄権は朝鮮南部に限って認めることという四つの選択肢があげられた。また、後者の場合に日本政府がとりうる立場としては、⑤韓国をもって対日講和条約第2条(a)で日本が承認した新国家と同一の実体とみなし、韓国政府に朝鮮全域にわたる管轄権を認めること、⑥韓国と北朝鮮は、いずれも対日講和条約第2条(a)で日本がその独立を承認した新国家における正統政府の地位を主張する競合政府であるとの立場から、現状においては一方のみを正統政府として認め、他方は事実上の政府と見なすことにより、韓国政府の管轄権は現実の施政地域の範囲内でのみ認めることという二つの選択肢があげられた（同上）。

⁵⁷ 外務省条約局法規課「大韓民国管轄権の限界（討議用問題点）」1960年10月20日、文書番号1839、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

実際には平和条約発効当時、そのような単一の新国家は存在していなかったから、わが国の義務は単にそのような単一の新国家が成立した際にはこれを承認しなければならないというにとどまると解することもできる。

大韓民国は、1947 年 11 月の国連総会決議に基づき南鮮部分のみに関して実施された自由選挙の結果、「この部分に実効的な支配と管轄権を及ぼす政府」として 1948 年 8 月成立したものであって、上で述べた単一の新国家、ないし新国家を代表する新政府と認める必要はない。⁵⁸

同文書はこのような対日講和条約第 2 条 (a) の解釈にもとづき、「大韓民国は国連決議によって全朝鮮半島に法的に管轄権を主張する立場にあることを認められた唯一の合法的政府であるがその現実の管轄権の行使は南鮮に限定されており、したがって現在の諸問題の処理はそのような立場においてのみなされうる」と結論づけた。この結論は、韓国は朝鮮全域の正統政府であるが現実の施政権の行使は朝鮮南部に限定されているという第二稿の②の方式と似通っているが、両者には重要な差異が存在した。すなわち、第二稿で示された見解では、韓国政府による朝鮮北部への施政権の延長は「同国の Competence に属する」とこととされた。他方で、最終稿の結論では「韓国が一方的に実力によって北半分には施政権を延長することを当然には認めていないもの」とされた。この差異は、具体的には「韓国が在日北鮮人についても大韓民国国民たることを主張して、北鮮送還に困難を生ぜしめ、また北鮮地域に帰属すべき請求権をも日本に対して主張する場合に困難が生ずる」ことを回避するためのものであった⁵⁹。

そして、これら一連の議論を集約し、基本関係交渉の各論点に対する日本政府の立場を明確にした文書が、1960 年 12 月 1 日付の「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点（討議用資料）」である。同文書は「わが国が平和条約第 2 条の効果として朝鮮半島に成立した新国家に国際法上の承認を与えた事実から、直ちに大韓民国の法的管轄権が朝鮮半島の全域に及ぶという帰結が出てくるとはいえない」としたうえで、「韓国の地位」について次のように結論づけた。

⁵⁸ 外務省条約局法規課「大韓民国管轄権の限界（討議用問題点）」1960 年 10 月 27 日、文書番号 1839、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵⁹ 同上。

韓国の地位については、特に条約中に明示の規定を設けない。しかし解釈としては、〔中略〕北鮮における事実上の *authority* の存在を全く否定することなく、かつ条約の各条項の適用は韓国政府が実効的支配と管轄を及ぼしている南鮮の部分に限るとの解釈が導き出せるようにしておくことが適当と考えられるので条約前文に「1948 年 12 月 12 日の国連総会決議を想起し」のごとき字句を挿入する。

条約の相手国としての韓国政府の地位は 1948 年国連決議 195（Ⅲ）の内容に従い、朝鮮半島に成立している唯一の合法的政府であるが、その実効的支配と管轄は南鮮の部分にのみ及んでいるものと観念する。⁶⁰

ここで注目すべきは、条約前文に国連総会決議第 195 号（Ⅲ）を引用する方針が示されたことである。第 2 章で明らかにしたように、外務省は 1953 年 1 月に韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解を固めていたが、その時点では「協定面にあからさまに限定的な意図を表現することは、日韓会談全体を破壊するおそれもあるので、これを回避し、国会説明等のため必要已むを得ざる場合は、単に前記国連総会決議を引用するに止める」意向であった⁶¹。したがって、「国会説明等のため」ではなく「北鮮における事実上の *authority* の存在を全く否定することなく、かつ条約の各条項の適用は韓国政府が実効的支配と管轄を及ぼしている南鮮の部分に限るとの解釈が導き出せるようにしておく」ために国連総会決議第 195 号（Ⅲ）を引用するという新方針は、従来よりも「二つの朝鮮」政策を前面に打ち出しているといえる。

ただし、同時期の外務省内の議論において、将来の日朝国交正常化交渉を見据えていた痕跡は見当たらない。むしろ、日本政府は「法的管轄権の範囲の問題は単にアカデミックな問題である」としながらも、韓国政府の「実効的管轄は南鮮に限られるが実効を伴わない抽象的な法的管轄権は観念的には全鮮に及ぶとの解釈」を採用した⁶²。すなわち、それは「わが国が『大韓民国』政府のみを交渉の対象とし、他のいかなる事実上の *authority* をも相手にしない立場をとる」ということである。実際、外務省条約局法規課は朝鮮北部の

⁶⁰ 外務省条約局法規課「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点（討議用資料）」1960 年 12 月 1 日、文書番号 1841、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁶¹ 外務省「日韓会談再開の基本条件について」1953 年 1 月 23 日、文書番号 1045、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁶² 外務省条約局法規課「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点」1960 年 12 月 6 日、文書番号 1410、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

請求権処理について、「日本は平和条約上北鮮当局と特別取極を行ないえないことを意味するものではない。しかしながら、これを行なうことは北鮮当局を北鮮地域における合法的政府と認めることとなるから、前記の基本的立場及び国連決議との関連から問題となろう」として、日韓会談において「これらの地域が将来大韓民国の施政下に入った際に特別取極として処理する旨の別途取極（たとえば合意議事録）をすること」を検討していた⁶³。要するに、日本政府が韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定したのは、1953 年 1 月時点と同様に、あくまでも請求権問題や在日朝鮮人の国籍処遇問題といった日韓会談の具体的議題に対する交渉戦術に過ぎず、日本政府に北朝鮮と何らかの交渉を行う考えはなかったのである⁶⁴。

1960 年 10 月 25 日、小坂・鄭一亭外相会談の合意にもとづき、第 5 次日韓会談が開始された。張勉政権が日韓国交正常化に積極的であったこともあり⁶⁵、第 5 次日韓会談の「ふん囲気は往時にくらべて好転しており、委員会の討議も極めて友好的に進められ」た。第 5 次日韓会談の開始直後には、帰国協定の更新に関する日朝両赤十字間の新潟会談が重なったが、韓国側は「本件帰還に絶対反対する韓国政府の立場は従来といささかも変わらなく本件帰還は、第 5 次日韓会談予備会談及び日韓間の友好関係全般の障害をなすものであり、今般の協定更新によって生ずべき結果についての一切の責任は日本政府にある」との口上書を手交しながらも、日朝間の帰国協定の更新を理由に日韓会談を打ち切ろうと

⁶³ 外務省条約局法規課、前掲「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点（討議用資料）」。

⁶⁴ もっとも、先述の「大韓民国管轄権の限界（討議用問題点）」の最終稿でも指摘されていたように、韓国政府の法的管轄権を観念的には朝鮮全域に認めることは、「請求権、在日韓国民処遇問題に関し、韓国が全鮮を代表する立場でくるのをエンカレッジすることにな」る。つまり、この時期における外務省条約局法規課の韓国政府の管轄権に関する見解と、請求権問題や在日朝鮮人の国籍処遇問題に対する日本政府の基本方針との間には、本質的な矛盾が存在したといえる（外務省条約局法規課、前掲「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点」）。

⁶⁵ 1961 年 1 月 5 日に張勉政権が発表した「新年度の重点施策」では、国交正常化にともなう日本からの経済協力の獲得が最重要課題の一つにあげられていた。また、張勉は同月 14 日の民議院本会議において「韓日会談について報告」を行い、そのなかで「日本政府は、韓日問題の処理に遠大な見地に立ち、韓国の国内または国防態勢が堅固になってこそ、共産勢力の日本への影響を防ぐことができるという信念をもって誠意をもって解決しようとする態度がみられる」と述べ、第 5 次日韓会談の進展に楽観的な見解を示した（日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第 I 編 総説 第 7 章 張勉政権の成立と第 5 次日韓会談」）。

はしなかった⁶⁶。

しかし、張勉政権の「日韓経済協調論」は、韓国国内で激しい批判にさらされた。野党側は日韓国交正常化そのものには同意していたが、日本からの経済協力の獲得を急ぐ張勉政権の対日「譲歩」には厳しい視線を向けていた⁶⁷。また、韓国の主要紙である『朝鮮日報』や『韓国日報』も、第5次日韓会談の前後から一貫して張勉政権の性急な対日政策を批判した。とりわけ後者は、日本政府が「過去を悔い、大局的見地から無条件譲歩するだろうと思うのは愚かなことで〔中略〕十分に事前の準備と外交的技術とを考究し、もって、この会談における主導権を握るようにしなければならない」にもかかわらず、「日本からの援助による経済再建という過信的でせっかちなスローガンで国交前の日本民間資本導入論まで飛び出し」ている状況に疑問を呈し、張勉政権の対日外交は混乱していると指摘した⁶⁸。

国内政治基盤の脆弱な張勉政権にとって、これらの批判を抑えて日韓会談を推進することは困難であった。それゆえ、第5次日韓会談が各委員会での具体的討議に入ると、韓国側は従来の原則的立場に立ち戻った主張を繰り返した。また、1961年1月には張勉政権の成立から初となる日本漁船の拿捕事件、および日本商社の代表20名あまりからなる訪韓経済使節団の入国拒否事件が起こった。さらに、同年2月3日には、韓国民議院が李承晩ラインの固守をはじめとする4項目からなる「日韓関係に関する決議案」を可決した。日本側は、このような韓国側の一連の動きを「日韓国交の早期正常化に対し積極性を欠き、むしろ後退の感すらある方針を打出したもの」と捉えていた。それゆえ、第5次日韓会談は国交正常化に向けた交渉の早期妥結の期待とは裏腹に、早くも「開店休業の状態」を呈した⁶⁹。

その後、日韓両国は2月末になって、①漁業問題について「資源論、実態論」に入ること、②請求権問題について「全般的な法律論及び韓国側提示にかかる請求権の項目毎の事

⁶⁶ 「北東アジア課関係（昭和35年10月分）」1960年11月、文書番号1399、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省アジア局北東アジア課「日韓会談に関する件」1961年4月8日、文書番号1413、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁶⁷ 太田修『日韓交渉——請求権問題の研究〔新装新版〕』クレイン、2015年、145–147頁。

⁶⁸ 外務省アジア局北東アジア課「日韓会談情報1 韓国日報社説（10月15日付）日韓予備会談の準備は十分か」1960年11月9日、文書番号15、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省アジア局第一課「日韓会談情報29 政府は対日外交の方向を明確に（韓国日報1月14日社説）」1961年1月23日、文書番号15、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁶⁹ 外務省アジア局北東アジア課、前掲「日韓会談に関する件」。

実確認の討議」を開始すること、③在日朝鮮人の法的地位問題については、協定のとりまとめを目標として具体的討議を続けることの3点に合意し、各委員会の討議が一斉に再開された。また、4月26日、石井光次郎を座長とする日韓問題懇談会が自民党内で結成され、翌月6日には野田卯一を団長として8名の自民党議員が訪韓し、張勉政権の要人と経済協力について話し合った。野田らに同行した伊関佑二郎外務省アジア局長も、金溶植外務事務次官と2回にわたって会談し、日韓間の諸懸案を「全面解決」して日韓会談の妥結を図ること、請求権問題を経済協力方式により「解決」すること、8月に「極秘裡に政治折衝を行な」ったうえで、9月に本会談を開くことなどに合意した⁷⁰。しかし、後述するように、第5次日韓会談が「開店休業の状態」に陥っている間に、すでに日本政府は日朝貿易の制限緩和を決断していた。換言すれば、第5次日韓会談の停滞によって、日朝貿易の「新しい段階」への扉が開かれたのである。そして、自民党議員団と伊関が帰国してから4日後の1961年5月16日、韓国において軍事クーデターが発生し、第5次日韓会談はそのまま終了となった。

ところで、第5次日韓会談では第4次日韓会談と同様に、基本関係委員会は一度も開かれなかった。しかし、一般請求権小委員会での「対日請求要綱」に関する討議において、韓国政府の管轄権問題が日韓間の争点として浮上した。すなわち、韓国側は「韓国法人又は韓国自然人の日本国又は日本国民に対する日本国債、公債、日本銀行券、被徴用韓人の未収金、補償金及びその他の請求権の弁済」に関する議論のなかで、「韓国法人は韓国内に本店がある法人を指すが、自然人は理論上どこにしようとも請求範囲内に入る」として、朝鮮北部の自然人が所有する有価証券も対日請求権に含まれると主張した。いうまでもなく、請求権交渉の対象を朝鮮南部に限定する方針を固めていた日本側は、韓国側の主張に対して「〔朝鮮北部の自然人が持つ有価証券を請求権交渉に〕含めると、日本側としては非常に困難な問題となり、責任問題になる可能性もある」と反駁した⁷¹。結局、第5次日韓会談では朝鮮北部の請求権処理に関する議論がこれ以上発展することはなかったが、韓

⁷⁰ 外務省アジア局総務参事官室「アジア局重要懸案処理月報第36号（昭和36年5月分）」1961年6月10日、文書番号1426、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁷¹ 아주과 [叵州課]「제 5 차 한일회담 예비회담 일반청구권소위원회 제 12 차 회의 회의록」[第5次韓日会談予備会談一般請求権小委員会第12次會議會議録] 1961年4月28日、大韓民国外交部外交文書登録番号718『제 5 차 한 · 일본회담 예비회담 : 일반청구권 소위원회 회의록, 제 1-13 차』[第5次韓日会談予備会談：一般請求権小委員会會議録第1-13次] フレーム番号0428。

国政府の管轄権問題が具体的な懸案として日韓間で討議された点は注目に値しよう。

第4節 「政経分離」にもとづく日朝貿易の拡大

前々節で述べたとおり、張勉政権の登場にともなう日韓関係の好転により、1960 年内の標準決済規則の改正ないし日朝間の直接輸送の実現は叶わなかった。日朝貿易関係業界は、香港経由の取引を余儀なくされ続けるなかで、ついに実力行使に踏み切った。1960 年 10 月 11 日、第一通商が手配したアンナー・プレサス号は、銑鉄 3,000 トンやタルク 500 トンなどを積み、清津を出港した。第一通商は同船に香港を経由させることなく、同月 16 日に直接芝浦へ入港させた。そして、香港を経由しなければ貨物を没収するという税関当局に対して、通関を要求し続けた⁷²。

日朝直接貿易打開の要求は、北朝鮮側からも強く発せられていた。1961 年 1 月、北朝鮮の李周淵副首相兼貿易相は訪朝した相川理一郎日朝貿易会常務理事に、「日本側が平等互恵の直接貿易を認めるならば、朝鮮側は即座にこれに応じ、日朝貿易を大きく発展させる用意がある」と伝えた⁷³。さらに、李周淵は「火力発電機 100 万キロワットの購入」意思や、「7 カ年計画に基づく、軽工業、重工業プラントの注文」と、そのための「技術者交換」の意向も表明した⁷⁴。北朝鮮の日朝貿易に対する積極的姿勢は、日本における日朝貿易打開運動のさらなる追い風となった。同年 3 月には、東工物産と東邦商会も第一通商と同様に、北朝鮮で船積みした貿易船を日本へ直航させた⁷⁵。

第三国地決済の対北朝鮮輸入を認めるべきとする通産省と大蔵省の主張は、日朝貿易関係業界が実力行使に踏み切ったことで、いっそう強まった。他方で、前節で述べたように、1960 年 10 月 25 日に開始された第 5 次日韓会談は、「国交正常化のための交渉早期妥結」の期待とは裏腹に難航した。しかも、外務省アジア局北東アジア課は第 5 次日韓会談の停滞を「予想したとおりの事態」と諦観していた。

4 月の革命を経ても、事務屋の頭はそう切替えられてはいない。特に日韓会談の事

⁷² 日朝貿易会、前掲書、30 頁。

⁷³ 日朝貿易会『日朝貿易の新しい段階とこれからの課題』1961 年、30 頁。

⁷⁴ 朴正鎮、前掲書、438 頁。

⁷⁵ 日朝貿易会、前掲『日朝貿易の新しい段階とこれからの課題』30 頁。

務当局たる陳弼植や嚴永達の考え方は極めて古い。例えば、韓国側代表団が来日し、予備会談が始った直後に、北送協定延長に日本側が踏み切ったことに対し、これは日本側の既定の作戦に韓国がうまうまと乗せられたもので、日本側は全く誠意がないと激憤するだけで、それまでに日本政府の内部で意見が岐れ、特に外務省が色々腐心された事実のことさら目を蔽い、全くの公式論をやったのは陳、嚴たちであったことを指摘したい。また、彼らは、日本のいわゆる対韓経済技術援助の構想についても同様にかたくなな考え方をもっており、その背後にある日本の韓国に対する経済的再支配の野望を忘れてはならないとの公式論をふり廻し、そういう構想を頭から問題にしない態度であり、まことに遺憾である。⁷⁶

第5次日韓会談の難航を受け、外務省アジア局北東アジア課は日朝貿易に関し、「日韓関係を考慮することの必要は薄らいだ」と判断した。そして、1961年2月17日、同課はほかの貿易・為替自由化の措置とともに、標準決済規則の改正を「実施しても差支えない」と認めた⁷⁷。さらに、翌月には外務省の主管局であるアジア局も「北鮮貿易を全面的に抑圧するのは必ずしも得策ではなく、かたがた日韓会談の妥結の見とおしがつかない状況の下にあって、対北鮮直接輸入程度の措置は大勢に影響するところ少ない」と判断し、大蔵省の標準決済規則の改正案に同意した。その結果、日本政府は同年4月1日を期して、標準決済規則を改正し、対北朝鮮直接輸入を認めることになった⁷⁸。

ただし、標準決済規則の改正とその結果として予想される日朝貿易の規制緩和は、「対韓国関係上依然微妙な問題」であった。そこで、外務省アジア局北東アジア課は標準決済規則の改正に際し、次の六つの条件を大蔵省、通産省、および日朝貿易関係業界に要望した。第一に、標準決済規則の改正がほかの貿易・為替自由化措置と同時であること。第二に、必要最小限度の公表にとどめ、関係業界に「パブリシティ」を与えないこと。第三に、北朝鮮との直接決済による貿易は従来どおり認めないこと。第四に、北朝鮮との直接決済による貿易、および北朝鮮の貿易関係者の日本入国を当面は認めないという意味において、1955年の次官会議決定は「一応生きている」と解釈すること。第五に、外務省としては、

⁷⁶ 外務省アジア局北東アジア課「日韓会談に対する見方に関する件」1960年11月28日、文書番号350、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁷⁷ 北東アジア課、前掲「第三国地を決済地とする対北鮮貿易に関する件」。

⁷⁸ 「北鮮との貿易」1961年、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。

運輸省から照会があるまで日本船の配船について意見を述べないこと。第六に、北朝鮮への戦略物資の輸出にはココム規制が「当然遵守」されること⁷⁹。

大蔵省が標準決済規則を改正すれば、対北朝鮮輸出入は第三国地決済である限り自由となる。これは、北朝鮮を北ベトナムと同様に扱い、外貨割当制度の対象品目であるかどうかを問わず、輸出入が自由になることを意味した⁸⁰。そこで、外務省は、今後は輸入手続き面から、日朝貿易に対する規制を確保しようとした。すなわち、外務省は通産省による輸入手続き簡素化措置の実施に際し、北朝鮮を強制バーター地域に指定するよう、通産省に求めた⁸¹。通産省通商局通商政策課の黒田事務官も、北朝鮮の強制バーター地域への編入に同意した。

北鮮貿易が緩和された結果、これが直ちに中共を越して北越なみになるのはおかしいので、北鮮は直ちに〔中略〕強制バーター地域にされるべきだと考える。強制バーター地域との輸入契約は個別にバーターライセンスを必要とするバーター契約でなければならないので、これを規制することは通産大臣の自由裁量権内で、必要に応じ自由にできることであり、北鮮貿易の特殊性また対中共貿易との関連において最も筋の通った方式であるとする。⁸²

ただし、通産省が日朝貿易を積極的に規制しようとしたわけではない。1961年3月31日、通産省は中国を強制バーター地域から外し、対中国輸入を許可制にしたいと外務省に連絡した。通産省はこの連絡のなかで、北朝鮮、北ベトナム、モンゴルに対しても同様の措置をとることを提案した⁸³。通産省は、標準決済規則が改正される前日の時点で、標準決済規則に代わる日朝貿易の規制手段として決定された、北朝鮮の強制バーター地域への

⁷⁹ 北東アジア課、前掲「第三国地を決済地とする対北鮮貿易に関する件」。

⁸⁰ 当時、日本の対共産圏貿易は、その規制の程度により3つのグループに分けられた。北朝鮮は、最も厳しい規制を課せられ、建前上は輸出入ともに禁止されていた。中国、アルバニア、東ドイツ、ハンガリーは、一部の物資を除き、輸入がすべて強制バーター方式に限定されていた。北ベトナムとモンゴルは、特に禁止規定がなく、非共産圏諸国と同じ扱いであった（「緩和後の北鮮貿易の態様の件」1961年2月20日、2010-4106、外務省外交史料館）。

⁸¹ 前掲「北鮮との貿易」。

⁸² 前掲「緩和後の北鮮貿易の態様の件」。

⁸³ 「対中共輸入の許可制施行に関する件」1961年4月4日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。

編入を無効化しようとしたのである。

外務省は通産省の提案に対し、中国、北ベトナム、モンゴルの強制バーター地域からの除外には同意した。しかし、北朝鮮の強制バーター地域からの除外については、「韓国に対する考慮より当分差し控えられたい」と回答した⁸⁴。その結果、4月11日、中国をはじめとする国交未回復の共産圏諸国が強制バーター地域から外されたにもかかわらず、北朝鮮だけは強制バーター地域に残された。また、北朝鮮の貿易関係者の日本入国も認められないままであった⁸⁵。

それでも、日朝貿易会は日朝間の直接輸送の実現を「わが国貿易業界を中心とする国民の貿易正常化のための長年の努力と朝鮮側の一貫した対日貿易態度にほかならず、同時に、日朝貿易禁止の理由とされてきた日韓会談が、国民の反対にあって早期妥結を阻まれている結果にほかな」らず、また「互惠平等の正常な貿易を築き上げるための基礎的条件が生み出」されたとして、高く評価した⁸⁶。実際、日朝間の直接輸送が実現した結果、日朝貿易の取引額は着実に増加した。1961年の取引額は前年比で約1.8倍、仲介輸出も含めると、約2.7倍に伸びた⁸⁷。

ところで、米国と韓国は日朝間の直接輸送の実現をどのように見ていたのか。3月9日、在日米国大使館のトレザイス経済担当公使が牛場信彦外務省経済局長を訪ね、駐日米国大使発外務大臣宛書簡を手渡した。この書簡は、日本政府が日朝直接貿易の制限撤廃を検討していることに対し、米国政府の懸念を表明した。そして、日本政府が次官会議決定を撤回しないこと、および日朝直接貿易を促進しないことを求めた。米国政府の要求の根拠は、次の3点であった。第一に、北朝鮮「体制」は国連安全保障理事会で「侵略者」と定義されている。そして、1950年6月25日の国連安保理決議は国連全加盟国に対し、北朝鮮への援助を控えるよう求めている。また、1951年5月18日の国連総会決議は北朝鮮に対する戦略的禁輸の適用を求めている。第二に、北朝鮮「体制」は国際的地位の向上のために、自由主義諸国との貿易拡大や貿易協定の締結を図っている。日本政府の日朝貿易制限措置の撤廃は、北朝鮮当局および共産主義陣営によって、北朝鮮が国際社会から認められつつあるという主張に利用される恐れがある。第三に、日朝貿易の制限緩和は日韓関係を確実

⁸⁴ 同上。

⁸⁵ 宮原正宏、前掲論文、6頁。

⁸⁶ 日朝貿易会、前掲『日朝貿易の新しい段階とこれからの課題』4-5頁。

⁸⁷ 宮原正宏、前掲論文、7頁。

に悪化させ、日韓国交正常化を困難にする⁸⁸。なお、米国が日朝貿易に関して具体的な行動を起こしたのは、管見の限り、これが最初である。日朝間の直接輸送の実現は、日朝貿易がこれまでとは次元の異なる「新しい段階」に入ったことを意味していた。それゆえにこそ、米国は初めて日朝貿易の進展に関心を示したのであろう。

同月 15 日、牛場は討議資料の形式で、日本政府は「貿易自由化の進展に伴い対北鮮貿易の統制を従来の大蔵省における決済規則による統制より通産省における強制バーター方式による統制に移した」にすぎないとトレザイスに回答した。また、同文書では、日本政府が日朝貿易に関し、今後も「次官会議決定の枠内」にとどまると明言された⁸⁹。ところが、在日米国大使館は、米国側の申し入れが駐日米国大使発外務大臣宛書簡によって行われたことから、日本側の回答も外務大臣発駐日米国大使宛書簡で受領したいと要請した。そこで、外務省経済局東西通商課は次のような内容の書簡を作成した⁹⁰。

- ① 日朝貿易はこれまで大蔵省の決済規則によって、統制されてきた。しかし、日本政府は為替自由化への措置として、決済規則の簡素化を企図している。改正後の決済規則では、日本政府は第三国地決済による日朝貿易を制限できない。
- ② そこで日本政府は、北朝鮮を強制バーター地域に指定することで、日朝貿易を通産省の統制下に置くこととした。つまり、日朝貿易は依然として「継続的な政府管理下」にある。また、日本政府は北朝鮮との直接決済を引き続き認めない方針である。この点において、日朝貿易に関する次官会議決定は有効である。

ここで注目すべきは、討議資料と書簡を比較すると、書簡のほうが日朝貿易に積極的な内容になった点である。すなわち、書簡は直接貿易を「北朝鮮との直接決済による貿易」と狭く定義することで、日朝間の直接輸送の実現に対する米国政府からの批判を回避した。また、書簡における次官会議決定への言及も、討議資料における言及と比べ、消極的になった。つまり、討議資料では次官会議決定を遵守する意思が示されたのに対し、書簡では次官会議決定の有効性が確認されたに過ぎなかった。

⁸⁸ 経済局東西通商課「対北鮮貿易問題に関する米申入れの件」1961年4月6日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。

⁸⁹ 同上。

⁹⁰ 同上。

直接貿易と直接決済の読み換えは、4月6日の牛場とトレザイスの定例会見でも展開された。トレザイスは、北朝鮮から銑鉄を積んだ貨物船が川崎に入港するという新聞報道に関し、北朝鮮との人的・物的交流を行わないという日本政府の方針が変更されたのかと問いただした。牛場は、「日本政府の方針は北朝鮮との直接決済による貿易を行わない」というものであり、今回のように「物資が直送されても決済が第三国を通じて行われる」のであれば、次官会議決定には反しないと答えた⁹¹。

4月7日、駐日韓国代表部は標準決済規則の改正にともなう日朝間の直接輸送の実現に関し、次のような口上書を送付した⁹²。

- ① 日本政府の措置は、日朝間の直接貿易を認めるものであり、必然的に北朝鮮を援助するものである。これは、韓国に対する「非友好的措置」であるのみならず、国連安保理決議と国連総会決議にも反する。
- ② 早期の国交正常化に向け、第5次日韓会談が進行しているさなかに、日本政府があえてこのような非友好的態度をとることは理解に苦しむ。この状況に歯止めがかからないならば、日韓会談の円滑な進行に必要な「友好的空気」は損なわれると指摘せざるをえない。
- ③ 1955年の次官会議決定にもとづき、北朝鮮との貿易を原則禁止するという従来の日本政府の主張と矛盾した措置がとられたことは遺憾である。
- ④ 韓国政府は日韓貿易の拡大を望んでいる。しかし、日本政府の措置は必然的に日韓貿易額を減少させるであろう。
- ⑤ したがって、韓国政府は日本政府の「非友好的措置」に対し、最大級の抗議を申し立てる。そして、ただちに状況を改善するため、日本政府がその立場を真剣に再考することを強く求める。

先述のとおり、駐日韓国代表部はこれまでも日朝貿易の進展に繰り返し抗議してきた。口上書の基本的な主張は、日本政府に次官会議決定の遵守を求めた点において、従来の抗議と変わらない。また、駐日韓国代表部の口上書は、日朝直接輸送の実現が「国連安保理

⁹¹ 「対北朝鮮貿易に関する件」1961年4月7日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。

⁹² KOREAN MISSION IN JAPAN「NOTE VERBALE」1961年4月7日、2010-4106、外務省外交史料館。

決議と国連総会決議にも反する」とした点、および日朝直接輸送の実現を日朝直接貿易の実現とみなした点において、駐日米国大使宛外務大臣宛書簡ともほぼ同一の内容であった。

同月20日、外務省は駐日韓国代表部からの抗議に対し、次の2点を反駁した。第一に、日本政府の貿易に関する基本的態度は、「政治上の問題を離れて、世界のあらゆる国々と自由にこれを行うことにあり、共産圏諸国との貿易についても、自由諸国中の関係国と協調して戦略物資の輸出を厳重に統制している以外には、原則として統制を行わない」というものである。第二に、このような日本政府の態度は自由主義諸国の一般的動向と一致している。日本政府は日朝貿易について、日韓関係に及ぼす影響を考慮し、これまで例外的に全面禁止の措置をとってきた。しかし、貿易と為替の自由化を推進するにともない、日朝貿易の制限緩和に対する強い要望が国内関係方面より提起された。日本政府がこのような要望を受け入れなければ、「却ってこれが日韓会談に対する反対ないし日本国と北朝鮮との交流促進を提唱する等の好ましからざる結果」を招くと認められる。そこで、日本政府は「大局的見地」から、貿易と為替の自由化の一環として日朝貿易の制限緩和を実施する⁹³。

駐日韓国代表部からの抗議に対する反駁は、外務大臣宛駐日米国大使宛書簡と比較して、より踏み込んだ内容になっている。なぜならば、池田内閣の共産圏諸国との貿易に対する基本原則、つまり「政経分離」の原則を北朝鮮にも適用することを宣言したからである。また、外務省は、日朝貿易の制限緩和が貿易と為替の自由化の一環であり、日韓会談への反対を抑えることにもつながると主張した。ただし、日本政府が「日韓会談のためにも、日朝友好運動の業界への拡散を阻止する必要」から⁹⁴、日朝間の直接輸送を認めたとはいえない。先述のとおり、これまで日朝貿易の制限緩和に反対してきた外務省は、第5次日韓会談の難航によって「日韓関係を考慮することの必要は薄らいだ」ため⁹⁵、日朝間の直接輸送を認めたのである。1961年4月の日朝間の直接輸送の実現は、1950年代後半と同様に、日韓関係の悪化が日朝経済関係の進展をもたらすパターンに位置づけられよう。

⁹³ 外務省「北鮮貿易一部緩和に関する韓国政府よりの口上書に対する反駁」1961年4月20日、2010-4106、外務省外交史料館。

⁹⁴ 朴正鎮、前掲書、439頁。

⁹⁵ 北東アジア課、前掲「第三国地を決済地とする対北鮮貿易に関する件」。

第5節 朴正熙政権の登場と日韓請求権交渉の妥結

1961年5月16日、韓国において軍事クーデターが発生し、張都暎中將を議長とする軍事革命委員会（のち国家再建最高会議）が政権を掌握した。ただし、軍事政権の実質的な権力者は、軍事クーデターで中心的役割を果たした朴正熙少将であった。前政権と同様に「先建設、後統一」の国政方針をとった軍事政権は、日本との経済協力を通じて国内経済の再建を図るべく、軍事クーデターの直後から積極的な対日接近策を展開した。同月20日、駐日韓国代表部の朴昌俊代表代理が宇山厚外務参事官を来訪し、軍事政権より最初の政策的訓令を受領したとして、軍事革命委員会の6項目の方針⁹⁶を示したうえで「日本政府も、この6項目の方針を理解して革命委員会の施策方針に協力してくれれば幸いである」と申し入れた。また、同月24日には金弘一外務部長官が記者会見で「日韓会談を今年中に再開したい」と明言した⁹⁷。

しかし、日本政府は日韓会談再開の申入れに即座には応じず、「日本としては国民を挙げて韓国の情勢の推移に重大な関心を払っており、日本政府は事態が一日も早く正常化されることを希望する」との外務省情報文化局長談話を発表するにとどめた⁹⁸。なぜならば、外務省条約局が「日韓予備会談再開の場合に生ずべき法律的問題」として、次の2点を検討していたからである。

（イ）軍事政権は、実質的に憲法上の手続を無視してできた革命政権であるが、予備会談再開により、これを事実上承認することにならないか。

（ロ）1948年12月12日の国連決議は、韓国政府は、自由選挙によって成立した朝鮮における唯一の合法政府であるとの立場をとり、国連は、その後諸決議において直接、

⁹⁶ 軍事革命委員会の6項目の方針は、次のとおりである。①反共の強化、②国連憲章遵守、国債協約履行、米国はじめ自由友邦との紐帯強化、③社会悪の一掃、④民政苦の解決、⑤国土統一のため共産主義と対決しうる実力の培養、⑥これらが成就した場合の民政移管。米国は当初、韓国の軍事クーデターを否認する声明を出していた。しかし、軍事政権はこの「革命公約」によって米国側の懸念を払拭し、ケネディ政権から軍事政権の承認と対韓援助の継続の約束を取りつけることに成功した（外務省アジア局「アジア局重要懸案処理月報（昭和36年6月分）」1961年6月、文書番号1426、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；金恩貞『日韓国交正常化交渉の政治史』千倉書房、2018年、228頁）。

⁹⁷ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第8章 軍事政権の成立と第6次日韓会談」。

⁹⁸ 外務省アジア局、前掲「アジア局重要懸案処理月報（昭和36年6月分）」。

間接に上記の立場を確認しているところ、民主的及び憲法上の手続に反してできた軍事政権は、上記の決議に該当する政府とはいえないのではないか。かかる政府を相手とする交渉を行なうことは上記国連決議の精神に反するのではないか。⁹⁹

さらに、池田首相の訪米に備えて外務省が作成した米国向けトーキング・ペーパーでも、「軍事政権の一定の安定を待ち、同政権が応ずるならば、国交正常化以前といえども対韓経済協力を実施する用意がある」一方で、「わが国一般世論の印象としては、暫定的でしかも合憲的とは認められない政権を相手に日韓間の恒久な問題である国交正常化につき話合うのは、適当でないとの感じが強いので、韓国側から日韓会談再開の申入れがあった場合、如何に対処すべきかは慎重検討の要がある」とされた¹⁰⁰。要するに、張勉政権の成立時とは対照的に、日本政府は軍事クーデターによって成立した朴正熙政権との国交正常化交渉に対して、当初は消極的であった。

日本政府が日韓会談の再開に慎重な姿勢をとるなかで転機となったのは、1961年6月20日から23日までの池田首相の訪米であった。すなわち、池田首相との会談において、ジョン・F・ケネディ大統領は「米国としては日韓関係の緊密化が極めて望ましいと考えており、日韓双方にそれぞれの事情があるとは了解できるが何とか両国関係の打開が行なわれ、日本が韓国を助けてやることを切望するものである」と述べた¹⁰¹。また、小坂善太郎外相と会談したディーン・ラスク国務長官も「アメリカの関心はより緊密な日韓関係の樹立である、もし新政権より接近の徴候があれば日本が積極的にこれに応ずることが望ましい」として、日韓会談の早期再開を求めた¹⁰²。米国政府から勧告を受けた池田首相は、帰国後の記者会見において「〔韓国が〕立派な民主国家になることを期待し、日米が一貫した政策をとる必要がある。新政権が対日国交正常化を持ちかけてくるならいつでも応じる」と明言した¹⁰³。

⁹⁹ 外務省条約局「日韓予備会談再開の場合に生ずべき法律的問題について」1961年5月31日、文書番号1415、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹⁰⁰ 外務省アジア局、前掲「アジア局重要懸案処理月報（昭和36年6月分）」。

¹⁰¹ 朝海浩一郎駐アメリカ全権特命大使「第1656号『総理訪米（韓国問題）の件』」1961年6月20日、文書番号1793、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹⁰² 朝海浩一郎駐アメリカ全権特命大使「第1709号『総理訪米（小坂・ラスク会談）に関する件』」1961年6月22日、文書番号1793、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹⁰³ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第I編 総説 第8章 軍事政権の成立と第6次日韓会談」。

7月3日、失脚した張都暎に代わって朴正熙が国家再建最高会議の議長へ就任し、名実ともに朴正熙政権が成立した。朴正熙は議長に就任後、ただちに日本へ崔徳新を団長とする4名の親善使節団を派遣した。武内竜次外務事務次官と会談した崔徳新は、軍事クーデターの正当性を主張したうえで、朴正熙政権は「過去の如何なる政府よりも、日韓国交の早期打開に誠意をもって、積極的に努力する決意を有している」と伝えた。日韓会談の早期再開を要請した崔徳新に対し、武内は「日韓関係の改善について今述べられたことは総理も非常に喜んで聞かれることと思う」と応じるにとどまった¹⁰⁴。それでも、外務省内では伊関佑二郎外務省アジア局長を中心に、朴正熙政権との交渉に肯定的な見解が優勢となりつつあった¹⁰⁵。

8月24日、新任の李東煥駐日韓国代表部公使から日韓会談再開の申入れが伊関に伝えられた。同月12日に朴正熙が「民政移管声明」を発表し、民政復帰の時期を明確化していたこともあって、日本側も朴正熙政権との会談再開に応じた。その結果、第6次日韓会談が1961年10月20日より正式に開始された。日本側首席代表は杉道助日本貿易振興会理事長、韓国側首席代表は裴義煥元韓国銀行総裁であった。この人選からもうかがえるように、第6次日韓会談の主要な議題はやはり請求権問題と「経済協力」であった¹⁰⁶。

第6次日韓会談の一般請求権小委員会では、第5次日韓会談と同様に、韓国政府の管轄権問題をめぐって日韓間の議論の応酬が展開された。すなわち、日本政府の対朝鮮総督府債務に関する討議のなかで、南北朝鮮の内訌について問題提起した吉岡英一大蔵省理財局次長に対し、韓国側主査の金潤根は「事実関係の話合いで南北を区別して扱うことは絶対

¹⁰⁴ 外務省アジア局北東アジア課「武内次官、崔徳新韓国親善使節団長会談記録」1961年7月5日、文書番号357、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹⁰⁵ 外務省アジア局北東アジア課内日韓国交正常化交渉史編纂委員会「日韓国交正常化交渉の記録 第Ⅱ編 交渉担当者の手記・談話 交渉全般（6）日韓交渉の回顧——伊関元アジア局長にきく（きく人 柳谷課長）」1970年1月、文書番号1922、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；金恩貞、前掲書、230-233頁。

¹⁰⁶ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第Ⅰ編 総説 第8章 軍事政権の成立と第6次日韓会談」。もともと、韓国側は当初、杉が日本側首席代表に任命されたことに不満を抱いた。韓国側は、岸信介や石井光次郎といった「親韓派」の「政界の大物」が日本側首席代表となることを期待し、岸や石井に見合う韓国側首席代表として許政を内定していたからである。それだけに、杉の日本側首席代表への就任は、韓国側では「かねての主張である財産請求権の相殺方針を押し通すために経済援助と利害関係の深い財界代表を選んだ」と受け取られた。しかし、池田首相が「政界人を起用することは国内の政治情勢が微妙であるとの考えから、財界人を起用する意向を固め」ていたため、結局韓国側も裴義煥を首席代表として第6次日韓会談に臨むこととなった（同上）。

うけ入れられない」と主張した。吉岡は「日本としては条約上その他の立場が韓国側と異なり慎重に扱う必要がある」と反駁したが、金潤根は「韓国側では日本側以上に慎重であるべき問題であり、絶対に南北の区別はできないという立場は固い」と繰り返し、「この点に関し行きづまりとなれば会談の進行は極めて困難になろう」として日韓会談の打ち切りすら示唆した¹⁰⁷。その後も韓国政府の管轄権問題をはじめとする諸懸案の議論は平行線をたどり、日韓両国は12月に入って「日韓間の諸懸案とくに請求権問題を事務的折衝だけで解決するのは至難であるから、会談の早期妥結のためには、速やかに高級政治会談を開き大局的見地に立った政治折衝を行なうべきである」との見解で一致した¹⁰⁸。

このような一般請求権小委員会の展開を踏まえ、外務省条約局法規課は韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する日本側見解の法的根拠を再検討した。まず、外務省条約局法規課は対日講和条約第4条に関し、次の2点を確認した。第一に、同条(a)項において、請求権に関する特別取極は「日本国と現に当該第2条地域の施政を行なっている当局」との間に結ばれると定められている以上、日韓請求権交渉の対象も「大韓民国が現に施政を行なっている地域たる南鮮部分の請求権の範囲に限られることはきわめて明瞭である」こと。第二に、日本政府は同条(b)項で在韓米軍政庁による財産処理の効力を承認しているが、その財産処理が「管轄外たる北鮮地域にあった日本国及びその国民の財産ならびに請求権には及ばなかった」こと。そして、外務省条約局法規課はこれら2点の対日講和条約第4条の解釈にもとづき、もし韓国側が「特別取極の対象として北鮮地域の請求権を含めようとするならば、当然上述の如き日本側請求権を考慮の対象とする用意がなくてはならない筈である」と結論づけた¹⁰⁹。第2章で明らかにしたように、そもそも日本政府が韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解を採用したのは、日韓請求権交渉の対象から在朝日本財産を外すためであった。外務省条約局法規課は、これを逆手にとるかたちで、つまり韓国側が承諾しえない在朝日本財産に関する対韓請求権を示唆することで、朝鮮全域にわたる対日請求権を主張する韓国側に対抗したのである。

さらに、外務省条約局法規課は、国連総会決議第195号(Ⅲ)に依拠して日韓請求権交

¹⁰⁷ 外務省アジア局北東アジア課「第6次日韓全面会談の一般請求権小委員会第4回会合」1961年11月22日、文書番号1214、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹⁰⁸ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第Ⅰ編 総説 第8章 軍事政権の成立と第6次日韓会談」。

¹⁰⁹ 外務省条約局法規課「請求権処理における南北鮮の問題 日本側発言要旨(案)」1961年12月18日、文書番号1372、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

渉の対象を朝鮮南部に限定する説明も準備した。

国連決議に述べられているとおり、韓国政府は朝鮮における唯一の合法的政府であって他に合法的に朝鮮の部分を表す政府は存在しないが、同時にその有効な支配と管轄権は「国際連合臨時朝鮮委員会が観察し且つ協議することができたところの朝鮮の部分」すなわち南鮮部分にしか及ばないものであることが明らかである。したがって、韓国政府をこの国連決議に述べられたごとき性格の政府として認めるわが国の立場からすれば、有効な支配と管轄権の及ばない地域についての請求に応ずることはできないと考える。¹¹⁰

ただし、韓国政府の地位そのものに言及するこの説明は、日韓会談全体に及ぼす「政治的影響」が大きいと、あくまでも韓国側が対日講和条約第4条の解釈論にもとづく日本側説明に満足せず、朝鮮全域に主権を有する正統政府としての対日請求権主張に固執した場合の腹案とされた¹¹¹。

外務省条約局法規課が整理した法理論は、1962年3月12日から開始された小坂外相と崔徳新外務部長官の会談で早くも持ち出された。すなわち、小坂は外務省の用意したペーパーを読み上げる形式で、対日講和条約第4条の解釈論を展開し、「日韓両国の間に締結されるべき特別取極の対象は、韓国が現に施政を行なっている南鮮地域における当局すなわち韓国政府と南鮮地域の住民の請求権に限られる」と述べた¹¹²。いうまでもなく、崔徳新は対日講和条約第4条に関する日本側の解釈論に対し、「日韓間のすべての問題を解決する上において、自分達の参加しないままでできた平和条約だけにわれわれが拘束されるというのは、どうかと考える」と反発した。崔徳新は続けて、①国連は平和的手段を通じて韓国の行政権が朝鮮半島全体に及ぶよう努力し、②国連軍が韓国軍とともに北進した際に38度線は完全に撤廃されたとの認識を披露し、「国連憲章、精神、決議の下で行なわれた諸行動を総合すれば、韓国の行政権は今北に及んでいないが、韓国政府が政治的、道義

¹¹⁰ 外務省条約局法規課「韓国の地位に関する補足説明（「日韓間の請求権問題について（総論）（案）」付属）」1962年3月8日、文書番号718、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹¹¹ 外務省条約局法規課、前掲「請求権処理における南北鮮の問題 日本側発言要旨（案）」。

¹¹² 外務省「日韓間の請求権問題に関する小坂外務大臣発言要旨」1962年3月12日、文書番号719、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

的には北の同胞を保護する責任を負い、その行政権が北に及ばねばならぬということが指摘されうるであろう」として、朝鮮全域にわたって韓国政府の管轄権を認めるように求めた。崔徳新の要求に対し、小坂は「請求権の問題は、現に韓国政府が施政を行なっている地域についての考慮なしには考えられない」と反論し、請求権問題をあくまでも法的に、つまり対日講和条約第4条の日本側解釈に沿って処理することを主張した。しかし、崔徳新は「韓国が全朝鮮半島に合法的責任をもっていることを認めない以上、国交正常化は何ら意味がなくなるのではなかろうか」と応酬し、朝鮮全域を対日請求権の範囲とする方針を堅持した¹¹³。

韓国政府の管轄権問題をめぐる討議は、翌々日の第2回会談でも平行線をたどった。崔徳新は、38度線は国連軍の北進によって撤廃されたとの認識をあらためて示したうえで、韓国政府が朝鮮全域にわたる唯一の合法政府であることは、国連総会決議第195号(Ⅲ)の前提であると主張した。これに対し、小坂は韓国政府の唯一合法性には同意しつつも、現実には韓国政府の支配が朝鮮北部には及んでいないことを強調した。ただし、崔徳新が国連総会決議第195号(Ⅲ)を議論の俎上に載せたにもかかわらず、小坂は同決議に対する外務省条約局法規課の解釈論を持ち出して反論することはしなかった¹¹⁴。実は、外務省条約局法規課が対日講和条約第4条と国連総会決議第195号(Ⅲ)の解釈を法的根拠として、日韓請求権交渉の対象を朝鮮南部に限定することが絶対条件であると考えていた一方で、外務省アジア局は実際の交渉では「南北鮮の区別は概括的ならざるをえない」と判断し、請求権交渉の地理的範囲を明示しない方向も検討していた¹¹⁵。それゆえ、日本側は「政治的影響」の大きい国連総会決議第195号(Ⅲ)の解釈論を持ち出してまで、韓国政府の管轄権問題を争うことには慎重であったと推測される。

いずれにせよ、小坂・崔徳新会談は韓国政府の管轄権問題をめぐる日韓間の隔たりの大きさを露呈させた。そこで、1962年4月25日に訪韓中の浜本康也外務省アジア局北東ア

¹¹³ 外務省アジア局北東アジア課「日韓政治折衝第1回会談記録」1962年3月12日、文書番号719、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹¹⁴ 外務省アジア局北東アジア課「日韓政治折衝第2回会談記録」1962年3月14日、文書番号720、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省条約局法規課「韓国の地位に関する補足説明」1962年3月10日、文書番号1841、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹¹⁵ 外務省条約局法規課「日韓請求権処理に関する問題点(討議用資料)」1962年1月12日、文書番号1740、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省アジア局「日韓請求権交渉の今後の進め方について」1962年2月7日、文書番号1746、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

ジア課事務官と会談した厳永達外務部亜州課長は、「南北鮮統一は韓国の国是であって、これをすてろということは韓国にとり絶対に受け入れられないことである。日本側が国会で説明できないような協定は結べないというのなら、双方の主張は平行線を辿るよりしかたな」いなかで、韓国政府の管轄権問題について「お互いに腹の中では了解していて、韓国側は全鮮分をとった旨説明し、日本側は国内的には都合のよいような説明をするより解決策はない」との認識を示した。さらに、厳永達は「条約の形式では韓国が全鮮の支配を回復した時に全鮮を対象とするということになるが、韓国の場合は中国〔台湾〕の場合と異り、急いで条約を結ばなければならない理由がなく、このような形式では韓国の北鮮に対して有する主権を否定することになる」として、条約以外の形式による日韓会談の妥結を提案した¹¹⁶。

他方で、外務省アジア局も条約以外の形式による解決策を模索していた。第2章で述べたように、すでに第1次日韓会談の基本関係交渉では「基本条約」の締結に関する日韓間の合意が成立していた。しかし、第6次日韓会談および小坂・崔徳新会談の展開を受けて、外務省アジア局は「日韓間にはすでに準国交関係が存続している今日において、こと新しく基本条約を締結する積極的な意義は殆んどなく、反面、基本条約を起草するとなれば、韓国政府の管轄権の及ぶ範囲について日韓双方ともあらためてその立場を主張せざるをえず、何ら実益の伴わない論議の応酬を重ねることになる」と考えるようになった。それゆえ、参院選後の池田内閣改造にともなう大平正芳新外相の就任に際し、外務省アジア局が作成した「日韓会談の今後の進め方に関する基本方針（案）」では、基本条約に代えて「国交正常化に関する共同宣言」をもって基本関係交渉を妥結するという方針が採用された¹¹⁷。

ここで注目すべきは、基本関係交渉の共同宣言方式と請求権交渉の経済協力方式は表裏一体であったということである。すなわち、外務省アジア局が「日韓会談の今後の進め方に関する基本方針（案）」と同日に作成した「日韓会談における請求権問題交渉の今後の進め方について」では、日本政府の経済協力と引き換えに、韓国政府は「日本国または日本国民に対し有しまたは有することあるべきすべての請求権」を「放棄する」か「主張し

¹¹⁶ 外務省アジア局北東アジア課「日韓問題に関する厳永達韓国外務部亜州課長の内話について」1962年5月1日、文書番号287、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹¹⁷ 外務省アジア局「日韓会談の今後の進め方に関する基本方針（案）」1962年7月20日、文書番号1337、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

ない」という、請求権交渉の地理的範囲を曖昧化した「請求権問題の大局的解決の構想」が提示された¹¹⁸。実際、これらの外務省アジア局の方案が大平外相や杉首席代表に共有された 1962 年 7 月 24 日の外務省幹部会議においても、請求権交渉の地理的範囲について問題提起した大平外相に対し、中川融外務省条約局長は「『請求権』であれば南鮮だけという必要があるが、『無償援助』なら地域のことをいう必要がない」と回答した¹¹⁹。そして、韓国政府の管轄権問題が第 6 次日韓会談の最大の障壁となっていたなかで、大平外相も外務省アジア局の提案に同意し、請求権問題をはじめとする懸案の一括解決とあわせて、日韓間で「国交正常化宣言」ないし「日韓共同宣言」を出すことで日韓会談を妥結させるという「大平構想」をまとめた¹²⁰。要するに、日本政府は第 6 次日韓会談の過程において、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解こそ堅持したものの、実際の対韓交渉では韓国政府の管轄権問題を取り上げないという方針を固めたのである。

ところで、先行研究では「共同宣言方式を中核とする外務省の方案は、日韓国交正常化後に日朝交渉を行う余地を残すという日本政府の方針を体現するものであった」とされている¹²¹。確かに、韓国政府は「大平構想」には「南北朝鮮を実際に承認する意図があり、将来、日本の利益のために必要であれば、北朝鮮の傀儡と何らかの関係を持つ余地が残されている」と捉え、同構想に反発した¹²²。また、1962 年 8 月下旬に行われた第 2 次政治折衝のための予備交渉では、日本側は経済協力方式による請求権問題の「解決」を提案しながらも、日韓会談では朝鮮北部の請求権問題が未処理のまま残されることを明言した¹²³。

しかし、日本政府が共同宣言方式と経済協力方式により韓国政府の管轄権問題を曖昧化した背景に、将来の日朝交渉の余地を残す意図があったという史料的裏付けは存在しない。

¹¹⁸ 外務省アジア局「日韓会談における請求権問題交渉の今後の進め方について」1962 年 7 月 20 日、文書番号 1760、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹¹⁹ 外務省アジア局北東アジア課長「日韓会談の進め方に関する幹部会議概要」1962 年 7 月 24 日、文書番号 1338、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹²⁰ 『読売新聞』1962 年 8 月 8 日。

¹²¹ 野間俊希「日韓国交正常化交渉（1960～1965）における管轄権問題（1）——池田・佐藤政権の対応と『相互黙認』案の成立」『阪大法学』72 巻 6 号、大阪大学法学会、2023 年 3 月、16 頁。

¹²² 외무부로 추정됨 [外務部と推定される]「경제기획원장 방미교섭을 위한 자료」[経済企画庁長官訪米資料] 1962 年 8 月 22 日、大韓国外交部外交文書登録番号 736『제 6 차 한・일본회담 : 제 2 차 정치회담 예비절충』[第 6 次韓日会談：第 2 次政治会談予備折衝] フレーム番号 0339。

¹²³ 外務省アジア局北東アジア課「日韓予備交渉第 1 回会合記録」1962 年 8 月 21 日、文書番号 650、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

むしろ、日本政府が請求権問題に関して懸念していたのは、1950年代と同様に在外財産の国内補償問題であった。すなわち、外務省は日韓請求権問題をそのまま「請求権」として解決した場合、在韓日本財産に対する日本側請求権の撤回により、旧在外資産補償要求を刺激するおそれのあることが「一つの大きな困難」であると認識していた¹²⁴。また、先述の外務省幹部会議でも国内補償問題のリスクが上げられ、大平外相は「日本人の対日本政府請求がでるような解決は困る。これとは無縁なものにしておく必要がある」と述べた。それでも、在韓日本財産については『『米国解釈』により、平和条約にさかのぼって日本財産処理の効力が認められているので、国内補償問題とは切り離されている』との説明が成り立ったが、在朝日本財産については日本側が請求権を放棄しなければならない法的根拠は存在しなかった¹²⁵。それゆえにこそ、朝鮮全域を対象とした請求権交渉を求める韓国側に「逆請求権」主張と捉えられかねなかったにもかかわらず、日本側は先述の予備交渉でも「日本は在朝鮮財産の請求権は放棄していないので、日本の方が取り分があると思っている」と明言したのである¹²⁶。

要するに、第2章で明らかにしたように、日本政府が在朝日本財産の国内補償問題を回避するには、韓国政府の管轄権ないし日韓請求権交渉の対象を朝鮮南部に限定する必要がある。しかし、第6次日韓会談において、韓国側は朝鮮全域を地理的範囲とする対日請求権主張を堅持した。そこで、日本政府は共同宣言方式によって韓国政府の管轄権問題を迂回するとともに、「請求権」とは切り離した「日韓両国国交の正常化を祝し韓国における民生安定と経済の発展に寄与するため」の経済協力によって請求権問題を「解決」することで、在朝日本財産の国内補償問題を避けようとしたのである¹²⁷。換言すれば、共同宣言方式と経済協力方式は、日韓会談の推進と在外財産の国内補償問題の回避を両立させるための方案であった。

さて、先述の予備交渉では、日本側が提案した経済協力方式に対し、韓国側は「あくまで請求権という文字を使わざるをえない」として、請求権と無償援助の二本立て方式による請求権問題の「解決」を主張した。しかし、折衝を重ねるにつれて、韓国側も「日本側

¹²⁴ 外務省「日韓会談の進め方に関する件」1962年7月26日、文書番号1338、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹²⁵ 外務省アジア局北東アジア課長、前掲「日韓会談の進め方に関する幹部会議概要」。

¹²⁶ 外務省アジア局北東アジア課、前掲「日韓予備交渉第1回会合記録」。

¹²⁷ 大平正芳外務大臣「日韓全面会談日本政府代表杉道助に対する訓令」1962年8月15日、文書番号1338、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

の都合に合うよう純弁済と無償援助との二つを合わせて1本の数字としてもよい」と態度を軟化させ、議題の中心は経済協力の総額へと移行した¹²⁸。そして、11月12日に行われた大平と金鍾泌中央情報部長の会談において、無償援助3億ドル、有償援助2億ドル、民間借款1億ドル以上という内容で、ついに日韓請求権問題は実質的な妥結を迎えた。経済協力方式の採用により、日本側は「請求権」の名目とは切り離れた請求権問題の「解決」に成功した一方で、韓国側は総額6億ドルでの合意という「実利」を得たのである¹²⁹。

請求権交渉が一つの区切りを迎え、日韓国交正常化の可能性が高まったことにより、第2次日韓会談以降ほとんど開かれることすらなかった基本関係交渉も、いよいよ本格化の時期が近づいていた。他方で、この「大平・金合意」による日韓会談の進展は、日朝貿易の展開にも思わぬ影響を及ぼすこととなる。

第6節 日朝貿易に対する大蔵省の積極的姿勢

日朝貿易は直接輸送が認められたあとも、貿易管理と為替管理の両面から制約された。貿易管理面では、貿易輸出管理令第1条第2項と輸出貿易管理規則第2条第2項により、北朝鮮は強制バーター地域に定められた。為替管理面では、標準決済規則により、北朝鮮との直接決済が禁じられた¹³⁰。

そのため、日朝間の決済方法は、1961年4月以降も第三国地決済を余儀なくされた。この第三国地決済は、基本的にはバリの北欧商業銀行（ユーロバンク）を通じて行われた。すなわち、日本側商社が朝鮮金剛協同貿易商社に信用状決済で外貨を支払う場合は、まず日本の為替銀行を開設銀行とし、受益者をユーロバンク内の朝鮮金剛協同貿易商社の口座とする信用状をユーロバンク宛てに開く。信用状を受け取ったユーロバンクは、あらためて受益者を朝鮮金剛協同貿易商社とする信用状を朝鮮中央銀行宛てに開く。そして、朝鮮中央銀行が信用状を朝鮮金剛協同貿易商社に通知して、ようやく信用状の授受を終える。また、日本側商社が朝鮮金剛協同貿易商社から外貨を受領する場合は、上記の取引を逆に

¹²⁸ 外務省アジア局北東アジア課、前掲「日韓予備交渉第1回会合記録」；外務省アジア局北東アジア課「日韓予備交渉第3回会合記録」1962年8月29日、文書番号650、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹²⁹ 金恩貞、前掲書、269-271頁。

¹³⁰ 北東アジア課「対北朝鮮貿易の手続規則について」1962年8月23日、2010-4106、外務省外交史料館。

したかたちで、ユーロバンクの開設した信用状を受け取る。要するに、日本側商社は北朝鮮側との通貨の受け渡しができないため、日朝間の決済をユーロバンクと行わざるをえなかった¹³¹。

日朝間の決済は、ユーロバンク経由の第三国地決済という「不自然な方法」がとられたことによって、さまざまな損失を被った。たとえば、ユーロバンク経由で事実上二重に信用状を開設する方式のため、直接決済ならば2日で到着する信用状が電報で1週間以上、郵便では3週間以上を要した。その結果、貨物船が北朝鮮の港に到着しても、ユーロバンク経由の信用状が到着しないために船積みできないという事態がしばしば発生した。これは時間の浪費という問題だけでなく、船積みの遅れによって多額の倉庫料を支払わなければならないことにもつながった。そのため、近接した隣国であるにもかかわらず、日朝間の海上運賃はきわめて高くついた。また、北朝鮮の強制バーター地域への編入は、北朝鮮からの輸入に対する日本政府の事前承認を要求したが、その取得にも最低2週間、長ければ1ヵ月以上を要した。さらに、第三国地決済自体の経費も高かった。すなわち、信用状の開設に必要となる銀行チャージとケーブルチャージは、日朝間の取引では信用状を二重に開設するため、単純に通常の取引の倍額を必要とした。しかも、第三国地を経由するために、信用状の誤記をはじめとするトラブルも起こりやすかった¹³²。

5月18日、相川理一郎日朝貿易会常務理事は和田博雄社会党国際局長を通じて、外務省に「朝鮮民主主義人民共和国との決済に関する陳情書」を提出した。相川は、北朝鮮の強制バーター地域への編入を「輸出入を認めながら同国との決済を封ずるという極めて矛盾した措置」と批判した。そして「貿易取引に外貨の受払を伴うことは常識であり、政府当局がかかる措置を残存せしめなければならない何らの理由も見出せ」ないとして、北朝鮮との直接決済を認めるよう求めた¹³³。また、相川は北朝鮮の貿易・技術関係者の入国許可に関する陳情書も同時に提出した。この陳情書は、日朝間の直接輸送が認められたことで、火力発電設備や中波放送設備などのプラント輸出の現実性が増しているなかで、プラント輸出の商談を促進し、早期成立を図るために、北朝鮮の貿易・技術関係者の来日を実現することが必要であると主張した¹³⁴。

¹³¹ 日朝貿易会『日朝貿易』第43号、1962年12月、3-4頁。

¹³² 同誌、4-5頁。

¹³³ 相川理一郎「朝鮮民主主義人民共和国との決済に関する陳情書——標準決済規則別表四の改正について」1961年5月18日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。

¹³⁴ 相川理一郎「火力発電設備などプラント輸出商談にともなう朝鮮民主主義人民共和国

外務省経済局東西通商課は日朝貿易会の陳情書に対し、日朝貿易の制限のさらなる緩和は「必らずしも得策とは考えられない」と回答した。その理由は、次の二つであった。第一に、直接輸入の許可から1ヵ月あまりが経過したばかりで、その実際の運用上の成果も定かでない。第二に、日朝貿易の問題と「密接な関連を有している日韓交渉の見通しが立」っていない¹³⁵。後者は、日朝貿易を制限する理由として、従来から外務省が繰り返して述べてきたものである。しかし、直接輸入を許可した直後であるという前者の理由は、注目に値する。一定の期間を置いたうえで、直接輸送の許可にともなう日朝貿易の拡大が確認されれば、さらなる制限緩和の余地があることを認めているからである。換言すれば、「政経分離」の原則を北朝鮮にも適用した以上、外務省も北朝鮮だけを強制バーター地域に指定し続けることは難しいと認識していた。実際、経済局東西通商課は「外務省としては、今後の対北朝鮮貿易政策については、関係各省と密接な協同の上、上記の諸事情を慎重に勘案しながら、わが国経済にとり最善と思われる措置をとって行きたい方針である」とも述べた¹³⁶。

日朝間の直接輸送が認められると、日朝間で活発な商談が展開された。とりわけ大きな商談は、八幡製鉄の稲山嘉寛副社長による茂山鉄鉱石の対北朝鮮輸入交渉である。1961年3月20日、稲山は金最善朝鮮国際貿易促進委員会副委員長に対し、茂山鉄鉱石を輸入したいと申し入れた。

日本鉄鋼業界は、貴国茂山鉄鉱石に関し、その情報、品質については、かねてより熟知しており、その取引を希望してまいりましたが、諸般の事情のため、実現できないまま現在にいたっておりますことは、まことに遺憾に存する次第であります。〔中略〕茂山鉄鉱石は、立地上、品質上日本鉄鋼業界にとって長期かつ安定した主要鉄鉱石となり得るものと考えられますので、わが業界としては一体となって貴国と直接（または商社を代理として）御相談もうしあげたほうが良いと愚考いたします。それについてあらかじめ貴下のご意見をうけたまわることができれば誠に幸恩と存じます〔下線

の貿易ならびに技術関係者の入国許可に関する陳情書」1961年5月18日、E'.2.5.6.2、外務省外交史料館。

¹³⁵ 経通「北朝鮮との決済及び入国問題に関する陳情書に対する回答要領の件」1961年5月26日、E'.2.5.6.2、外務省外交史料館。

¹³⁶ 同上。

筆者]。¹³⁷

ここで注目すべきは、前年 5 月に北朝鮮産鉛精鉱の輸入を図った川瀬一貫東工物産社長と同様に、稲山が日本の経済界は北朝鮮の鉱物資源の「情報、品質については、かねてより熟知して」と述べてのことである。このような川瀬や稲山の認識は、戦前の朝鮮植民地支配の経験に根ざすものといえる。すなわち、植民地朝鮮に進出した日本企業は北朝鮮の豊富な鉱物資源を開発した。とりわけ茂山鉄鉱石は、商工省のもとで「総合的鉄鋼国策」の一環として増産が進められ、戦時期に建設された製鉄所の原料鉱に使われた¹³⁸。稲山はこの茂山鉄鉱石を安価で購入し、日本最大の製鉄所で利用しようとしたのである。日本の経済界が朝鮮植民地支配の経験から北朝鮮の鉱物資源に「熟知」していたことは、日朝貿易の発展への大きな誘因であったといえよう。

稲山による茂山鉄鉱石の輸入交渉は、順調に進んだ。6 月 16 日には、北朝鮮から茂山鉄鉱石を年間 20 万トンないし 50 万トン輸入するという業界新聞の報道を受け、外務省経済局東西通商課が八幡製鉄の鉱石課長に聞き取り調査を行った。鉱石課長は、通産省重工業局も「年間 40～50 万トン且つ長期契約でないならば差支えなし」としており、茂山鉄鉱石の「輸入の見込は十分ある」と述べた¹³⁹。ところが、茂山鉄鉱石の輸入交渉は、朝鮮金剛協同貿易商社が日本側業界代表の訪朝を求めたことで、暗礁に乗り上げた。日本の鉄鋼業界は、当面は業界代表を訪朝させる考えを有しておらず、また「北朝鮮側からの来日は問題にならぬと承知」していたからである。業界代表の代わりに商社員を訪朝させることも検討されたが、適当な人材が見つからなかった。その結果、茂山鉄鉱石の輸入交渉は、1961 年度の所要鉄鉱石がすでに十分手に入っていたこともあって、いったん延期とされた¹⁴⁰。

日朝間の貿易・技術関係者の往来、とりわけ北朝鮮側関係者の日本入国が認められなかったことは、茂山鉄鉱石の輸入交渉が頓挫する一因となったように、日朝貿易の発展への大きな障害となった。そのため、日朝貿易打開運動は、日朝協会が進めた北朝鮮行き旅

¹³⁷ 稲山嘉寛発金最善宛電信、1961 年 3 月 20 日、E'.2.5.6.2、外務省外交史料館。

¹³⁸ 『中外商業新報』1936 年 10 月 20 日、神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫、製鉄業（13-116）；木村光彦『北朝鮮経済史 1910-60』知泉書館、2016 年、51-52 頁。

¹³⁹ 経済局東西通商課、前掲「北朝鮮茂山鉄鉱石の輸入に関する件」。

¹⁴⁰ 経済局東西通商課「北朝鮮茂山鉄鉱石の輸入について」1961 年 8 月 25 日、E'.2.5.6.2、外務省外交史料館。

券獲得運動や原水爆禁止世界大会への北朝鮮代表の参加、崔承喜舞踊団の日本公演実現などの諸運動と密接に関連づけられ、展開された¹⁴¹。ただし、経済界は日朝協会と連携した日朝貿易打開運動とは別個に、北朝鮮の貿易・技術関係者の訪日実現を求める運動も展開した。たとえば、村瀬雅芳組合貿易連合常務取締役は外務省アジア局北東アジア課を訪ね、朝鮮消費協同組合中央連盟代表団の入国許可を求める陳情書を提出した¹⁴²。この陳情の背景には、北朝鮮側が相互商品納入に関する長期協定と総額 200 万ポンド程度の輸出入契約を締結するため、代表団 3 名の東京への派遣を希望していたことがあった。また、組合貿易連合自身も「日本よりの輸出品については、現在日本が輸出を切望しているものが殆んどであり、又、輸入品も希望するものが多い」として、北朝鮮側代表団の訪日実現を強く求めていた¹⁴³。

北朝鮮の貿易・技術関係者の訪日実現という問題は、日朝間の直接輸送が認められて以降、最初の契約でも懸案となった。1961 年 5 月、東工物産と朝鮮金剛協同貿易商社との間で、総額 26 万ドルの中波放送設備の対北朝鮮輸出契約が締結された。8 月 31 日には、東工物産と芝電機（メーカー）の代表者が香港経由で訪朝し、取引に関する「最終詳細契約」を締結した。通産省も放送設備の輸出と契約額の 10% の後払いを許可した。ところが、この契約では放送設備の検査と試運転のため、北朝鮮側技術関係者の日本入国と立ち会いが規定されていた。また、パリからユーロバンクを経て、東京銀行に開設された信用状でも、代金支払いの条件として北朝鮮側技術関係者による日本での立ち会い検査確認書の提出が明記されていた¹⁴⁴。

放送設備の輸出契約において、北朝鮮側技術関係者の日本入国が必要とされた理由は、次の二つである。第一に、バイヤーによる立ち会い検査は、機械設備やプラント類の輸出では「通常の国際商習慣」であった。第二に、各部品の精密検査用テスト装置は、メーカー側に設置されていた。そのため、そもそも放送設備の検査は日本国内で実施せざるをえなかった¹⁴⁵。

¹⁴¹ 朴正鎮、前掲書、440 頁。

¹⁴² 組合貿易連合は、農業協同組合と漁業林業協同組合によって、1961 年 4 月に設立された貿易専門機関である。

¹⁴³ 三橋誠「陳情書——朝鮮消費協同組合中央連盟訪日代表団について」1961 年 8 月 28 日、2010-4106、外務省外交史料館。

¹⁴⁴ 通商局市場第三課「北鮮向放送設備輸出契約に伴う北鮮技術者入国の件」1961 年 10 月 2 日、E'.2.5.6.2、外務省外交史料館。

¹⁴⁵ 同上。

先述のとおり、日本政府は日朝間の直接輸送の実現に際し、北朝鮮の貿易・技術関係者の日本入国を認めないとした。北朝鮮側関係者の入国を認めないことは、次官会議決定が「一応生きている」と解釈するためにも、重要な決定であった。それでは、なぜ通産省は北朝鮮側技術関係者の日本入国を規定した輸出契約を認めたのか。実は、東工物産は北朝鮮側技術関係者の日本入国が契約上必要であることを隠したうえで、通産省の事務当局から放送設備の輸出許可を得ていた¹⁴⁶。しかし、通産省は、北朝鮮側技術関係者の日本入国が契約条件であることを知らずに、放送設備の輸出を許可したとはいえ、むしろこの輸出契約の実行に積極的であった。

韓国との関係を顧慮して、昭和30年10月北鮮との貿易その他の接触を認めないこととした「次官会議申合事項」による行政措置は、最近における貿易自由化の方向により、漸次弾力的運営を必要とするに至っている。

よって、貿易については、本年4月より「直接取引は認めないが、第三国決済による取引は已むを得ぬこととし、輸出入とも直接配船は可能となった。但し人の来往については、なお認めない方針で現在に至っている。(例外、北鮮送還のため新潟上陸を認めたことはある。)

然しながら、本件輸出を通産省として本年9月、許可している以上、輸出振興、貿易自由化の必要が高まっている現在、更に前記事情により北鮮のみについて人の来往を弾力的に運営しない行政的措置自体に問題がある。(非承認共產圏各国、東独、外蒙、中共、北越よりの入国は認めている。)

よって、通産省としては、本件の如く「純粋技術者の来往は真に已むを得ない事由がある場合に限り、次官会議申合事項の特例として認める。」こととして、外務省、法務省入管等の関係者と打合わせ、早急にこの解決を図る必要がある。¹⁴⁷

通産省は、以前から日朝貿易に積極的姿勢を示してきた。しかし、これまでの通産省の主張は、標準決済規則の「抜け穴」により日朝貿易を阻止しえないという、ある意味では消極的なものであった。ところが、放送設備の輸出にともなう北朝鮮側技術関係者の日本

¹⁴⁶ 経済局東西通商課「北鮮向放送設備の輸出に関する件」1962年7月27日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。

¹⁴⁷ 通商局市場第三課、前掲「北鮮向放送設備輸出契約に伴う北鮮技術者入国の件」。

入国問題が浮上すると、ついに通産省は 1955 年の次官会議決定そのものを批判するようになった。通産省は「輸出振興、貿易自由化の必要が高まっている」なかで、これまで以上に日朝貿易に積極的になっていったといえよう。実際、放送設備の輸出に関する和田博雄社会党国際局長の陳情に対し、佐藤栄作通産相は肯定的に回答していた。また、法務省入国管理局長も北朝鮮側技術関係者の入国に「同情的」であった¹⁴⁸。

しかし、外務省は「1955 年 10 月の次官会議申合せ事項（北朝鮮との貿易その他の接触は行なはない）、ならびに当時の日韓関係をも顧慮し」た結果、放送設備の輸出にともなう北朝鮮側技術関係者の日本入国を拒否した。そこで、東工物産は再び北朝鮮側と交渉し、北朝鮮側技術関係者の日本入国という条件を削除し、その代償として北朝鮮産トウモロコシ 6,000 トンを買取することで、契約をまとめた。そして、翌年 6 月に放送設備の輸出を完了した¹⁴⁹。

日朝関係正常化に関する陳情は、1962 年に入って急増した。同年 1 月から 4 月初頭までに、計 20 件の陳情が外務省に提出された。その内訳は、市議会からの陳情が 12 件、区議会・町議会からの陳情が 5 件、県議会からの陳情が 3 件と、全国各地域にわたっていた。いずれの陳情も、日朝間の強制バーター方式の撤廃や直接決済の実施、両国間の人的往来の実現を要求していた。これらの陳情の背景には、日朝貿易会や国際貿易促進協会が各地方自治体に対し、国会や関係官庁への陳情運動を展開していたことがあった¹⁵⁰。

7 月 27 日、通産省通商局は外務省経済局に対し、通産省と大蔵省の「共通意見」として、北朝鮮を強制バーター地域から除外し、日朝間の直接決済を認めるよう求めた。その理由としては、「貿易為替管理の正常化及び手続の簡素化」と「近く開かれる国会対策」があげられた¹⁵¹。特に日朝間の直接決済の容認については、通産省以上に大蔵省が積極的であった。大蔵省は、現行の標準決済規則が煩雑かつ難解であることから、新たに一般的な決済手続き規則を定めたいとの意向を有していた。そのため、一般的な決済手続き規則の制定にともない、標準決済規則にもとづく日朝間の直接決済の制限が消滅したとしても

¹⁴⁸ 同上。

¹⁴⁹ 経済局東西通商課、前掲「北朝鮮向放送設備の輸出に関する件」。

¹⁵⁰ 東西通商課「日鮮（北朝鮮）関係正常化に関する陳情について」1962 年 4 月 5 日、E'.2.5.6.2、外務省外交史料館。

¹⁵¹ 経済局東西通商課「対北朝鮮強制バーター制度の廃止及び標準決済規則改正に関する通産省通報の件」1962 年 7 月 27 日、E'.2.5.6.2、外務省外交史料館。

やむをえないと考えられた¹⁵²。

しかし、外務省は「貿易為替管理制度の簡素化の一環」として、北朝鮮との直接決済の制限、および強制バーター制度を廃止するのは適当でないと判断した。外務省の反対理由は、次のとおりである。

日韓関係が近く新たな調整の時期を迎えるに際し、標準決済規則の改正〔にともなう日朝間の直接決済の容認〕は為替管理制度の全面的改正に依るものであるため仕方ないとしても、後者バーター制度の廃止は、韓国に不必要な刺激を与え、その態度を一層硬化させる結果を招ねく虞れもあり、少なくとも現段階においては、本件を認めることは適当でないと考える。¹⁵³

従来と同様に、外務省は日韓関係を理由に日朝貿易の制限緩和に反対した。特に北朝鮮の強制バーター地域からの除外は、為替管理ではなく貿易管理の問題であるため、韓国に不必要な刺激を与えると考えられた。

それでも、9月に入ると、通産省と大蔵省は「対北朝鮮貿易共同改正案」を作成した。共同改正案の要点は、次のとおりである¹⁵⁴。

- ① 為替管理面では、標準決済規則別表4の北朝鮮に関する規定を削り、北朝鮮との直接決済を可能とする。
- ② 貿易管理面では、輸出貿易管理規則の付表2を削り、北朝鮮に関し、同規則第2条の条件を外すことにより、北朝鮮に対する強制バーター制度を廃止する。
- ③ 輸入貿易管理令第10条を改正して、北朝鮮を船積地または原産地とする物資の輸入は、通産大臣の事前許可制とすることを検討する。
- ④ 改正の時期は、90%輸入自由化が行われる10月1日とする。

¹⁵² 北東アジア課「対北朝鮮貿易の手續規則について」1962年8月23日、2010-4106、外務省外交史料館。

¹⁵³ 経済局東西通商課、前掲「対北朝鮮強制バーター制度の廃止及び標準決済規則改正に関する通産省通報の件」。

¹⁵⁴ 北東アジア課「対北朝鮮貿易の手續規則改正について」1962年9月5日、2010-4106、外務省外交史料館。

要するに、共同改正案は日朝貿易の制限を「人事の往来を除き、すべて共産圏中の国交未設定たる中共、北越、外蒙、東独及びアルバニア並にしようとするもの」であった。通産省の一部では、対北朝鮮輸出も事前承認制とし、強制バーター制度の廃止にともなう韓国政府の反発を抑えることも考慮された。しかし、当時輸出の事前承認制はイランとイラクのみにしか適用されていなかったため、対北朝鮮輸出への事前承認制の導入は見送られた¹⁵⁵。

共同改正案には、為替管理面では「IMF に対する決済規則緩和に関する申し開きの一環としての意味」もあった。すなわち、大蔵省は 1962 年 10 月に開かれる予定の IMF コンサルテーションに備え、標準決済規則の簡素化を企図していた¹⁵⁶。したがって、この共同改正案は 7 月 27 日の「共通意見」と同様に、大蔵省のイニシアチブで作成されたと推測される。

伊関佑二郎外務省アジア局長は、村上一大蔵省為替局長との共同改正案に関する協議のなかで、「自分としてはこの改正方針でよいのではないか」と答えていた。そのため、大蔵省と通産省は、外務省も共同改正案には反対しないと了解していた¹⁵⁷。実際、大平正芳外相は 9 月 2 日の臨時国会において、北朝鮮の強制バーター地域からの除外を求めた穂積七郎社会党衆議院議員に対し、「今後検討してみましょう。〔中略〕うしろ向きの方向に検討するつもりはありません」と明言した¹⁵⁸。また、大蔵委員会の理事会でも、村上一大蔵省為替局長と宮本淳通産省通商局次長から、外務当局も北朝鮮の強制バーター地域からの除外について「特に反対の訳ではない」との意向が紹介された¹⁵⁹。

しかし、外務省は 9 月 5 日の幹部会で、「改正案そのものには原則的に異議はない」としながらも、共同改正案の実施期日については「日韓会談との関係上、大蔵、通産両省の予定する期日に行なうことは絶対回避すべし」と決定した。まず、外務省は通産省に共同改正案への反対を通達した。通産省は、外務省の意向を「容れざるを得ない」と回答した。次に、同月 10 日、赤谷源一外務省経済局東西通商課長は村井七郎大蔵省為替局企画課長

¹⁵⁵ 経済局東西通商課「対北鮮貿易措置の改正について」1962 年 9 月 10 日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。

¹⁵⁶ 北東アジア課、前掲「対北鮮貿易の手續規則改正について」。

¹⁵⁷ 同上。

¹⁵⁸ 「第四十一回国会衆議院外務委員会議録第五号」1962 年 9 月 2 日。

¹⁵⁹ 経済局東西通商課、前掲「対北鮮貿易措置の改正について」。

に共同改正案への反対を通達した¹⁶⁰。

ところが、村井は「今に至って課長レベルで回答されても困る」として、外務省の意向に強く反発した。共同改正案は、大蔵省にとって「局長以上の問題」かつ「大蔵省対国会の問題」であった。なぜならば、先述した大蔵委員会の理事会において、村上と宮本が10月1日までに共同改正案を実施すると言明していたからである。さらに、村井は「そもそも本件改正については、規則上は外務省の事前同意を得る要はな」く、大蔵省としては「既定方針とおり改正案を進めている次第である」と述べ、共同改正案の実施強行すら示唆した。大蔵省の反発は、外務省経済局東西通商課が「兎に角大蔵を翻意せしめる要あり」と経済局長とアジア局長に伝えるほど強かったのである¹⁶¹。

外務省経済局は大蔵省からの想定外の猛反発を受け、9月24日の外務省幹部会を前に、「人の交流制限は存続し、かつ、パブリシティは極力さけることを条件として、本件改正には反対せざることを決定した。経済局が共同改正案の実施を容認した理由は、次の三つである。第一に、日韓会談が早急に妥結する見通しもないため、むしろ日朝貿易に対する従来の「不自然な制限は、今の時期において解消することも一策である」こと。第二に、共同改正案の実施を強く主張する大蔵省と、外務省の意向に応じて日朝貿易の制限の継続を考慮する通産省との間で「態度に喰違いの生ずることにつき通産省は不満を抱いている」こと。第三に、韓国側からの抗議に対しては、共同改正案の「本来の目的は、IMFとの関係上、貿易為替の自由化の一環としての改訂であり、北鮮貿易の緩和を目的としたものではない、との説明をもって納得せしめることが出来ると考えられる」こと¹⁶²。

特に注目すべきは、「日韓交渉は早急に妥結の徴もない」という外務省経済局の認識である。前節で述べたとおり、1961年10月20日、池田勇人政権と朴正熙政権の間で第6次日韓会談が開始された。翌年3月には、小坂善太郎外相と崔徳新外相が東京で5回にわたり、公式に会談した。ところが、この外相会談では、請求権問題に関する日韓双方の主張が依然として大きく隔たっていることが明らかとなった。事務折衝では解決できない問題を政治折衝で解決する試みは、事実上成果なしに終わったのである¹⁶³。また、外相会談と

¹⁶⁰ 経済局東西通商課「対北鮮貿易改正措置に関する件」1962年9月10日、E'.2.5.6.2、外務省外交史料館。

¹⁶¹ 同上。

¹⁶² 経済局「対北鮮貿易措置改正に関する件」1962年9月22日、E'.2.5.6.2、外務省外交史料館。

¹⁶³ 外務省アジア局北東アジア課「日韓会談問題別経緯（4）（一般請求権問題）（その2）」

並行して進められた事務折衝も行き詰まっていた。すなわち、一般請求権小委員会では、請求権の法的論理や事実関係をめぐって、日韓間の応酬が繰り返された¹⁶⁴。経済局は、このような第6次日韓会談の停滞を受けて、共同改正案の実施を容認したといえる。

外務省幹部会は、上記の経済局の決定を踏まえたうえで、共同改正案に対する外務省としての方針を次のとおり最終決定した。

- 1) 本件改正には原則的には異論はないが、日韓会談が現在微妙な段階に来ている際、同会談の趨勢が判明すると思われる本年末まで本件改正を延期する。
- 2) 明年1月以降は、日韓会談の結果如何にかかわらず、本件実施に同意する。
- 3) 若し日韓会談が本年末以前に妥結した場合には、1) に拘らず、本年中の実施に同意する。¹⁶⁵

要するに、外務省幹部会は、あくまでも日韓会談が妥結するまでは、韓国政府を刺激しかねない共同改正案の実施を延期すべきと考えていた。9月26日、経済局は幹部会の最終決定を大蔵省為替局に通達した。渡米中の村上為替局長は国際電話で外務省の最終決定を聞くと、「局長個人としては外務省の最終的態度には反対である」と述べた。しかし、結局大蔵省は、外務省の最終決定には反対であるが、「10月1日の実施を延期することは止むを得ない」と判断した。それでも、大蔵省は「日韓会談が妥結せば直ちに実施すべきである」として、共同改正案の早期実施を求め続けた¹⁶⁶。

11月1日、外務省幹部会決定が示した延期期限を待たず、ついに共同改正案が実施された。すなわち、従来の「標準決済方法に関する規則」が廃止され、新たに大蔵省令の「標準決済方法に関する省令」が施行された。この省令では、北朝鮮との決済を禁止していた条項が取り除かれ、北朝鮮との決済もすべて標準決済として認められることになった。また、通産省も同日、輸出貿易管理規則の一部を改正し、北朝鮮が強制バーター地域から除外された。日朝貿易は、日朝間の取引自体に対する法的制約が取り除かれた結果、「一応

1963年10月1日、1頁、文書番号533、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹⁶⁴ 金恩貞、前掲書、251-252頁。

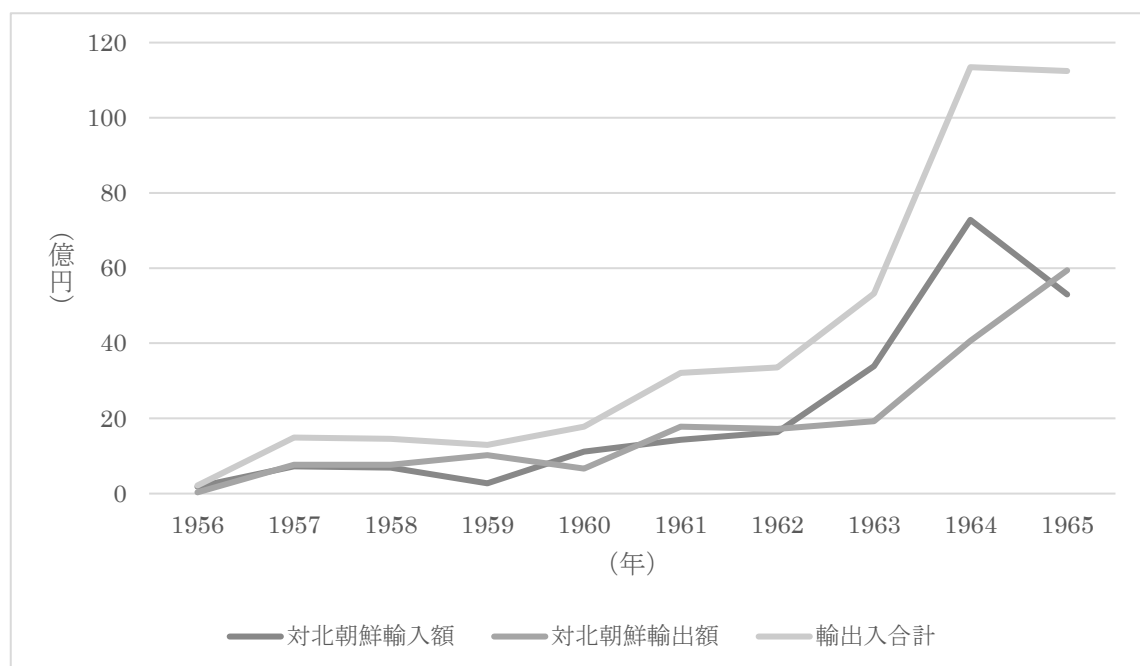
¹⁶⁵ 経済局、前掲「対北朝鮮貿易措置改正に関する件」。

¹⁶⁶ 経済局「対北朝鮮貿易措置の改正に関する件」1962年9月26日、E'2.5.6.2、外務省外交史料館。

日中貿易と同様の取扱い」となった¹⁶⁷。

なぜ共同改正案は、延期期限を待たずに実施されたのか。先行研究では、池田政権の日朝貿易に対する姿勢は日中貿易の拡大を念頭に置いたものとされる¹⁶⁸。確かに、同月9日に高碓達之助と廖承志の間で「日中総合貿易に関する覚書」が調印され、翌年からは「LT 貿易」が開始された。しかし、先述のとおり、1962 年中の共同改正案の実施には、日韓会談の妥結が条件とされていた。そこで、第6次日韓会談の展開を振り返ると、同年9月には日韓間の事務折衝に一定の目処がついた。そして、10月20日、金鍾泌中央情報部長が来日し、池田首相や大平外相との会談を重ねた。日韓請求権交渉は、政治決着が近づいていた¹⁶⁹。このように、日韓会談の妥結の見通しが立ったからこそ、1962 年 11 月 1 日というタイミングで、外務省が共同改正案の実施に同意したと推測される。

図2 日韓会談期における日朝貿易額の推移



朴正鎮は、日朝貿易関係者の人事交流が引き続き拒否されたために、標準決済の許可と強制バーター制度の廃止にもかかわらず、1962 年度の日朝貿易の取引額は約 30 億円で、

¹⁶⁷ 日朝貿易会『日朝貿易』第43号、1962年12月、5-6頁。

¹⁶⁸ 朴正鎮、前掲書、465-466頁。

¹⁶⁹ 金恩貞、前掲書、263頁。

1961 年と比べても「まったく横這い状態」であったと述べる¹⁷⁰。しかし、共同改正案の実施が 1962 年 11 月であったこと、およびユーロバンク経由の決済は約 3 週間を要したことを考慮すれば、共同改正案の実施の効果が現れるのは翌年になろう。つまり、1962 年の取引額が「横這い」となったのは当然のことである。

実際、1963 年の取引額は前年比 1.6 倍の約 53 億円となり、さらに 1964 年の取引額は前年比 2 倍を超える急増を見せた。日朝貿易は、共同改正案の実施によって、依然としてさまざまな制約を抱えながらも、「本格的な発展の段階に入った」といえよう¹⁷¹。換言すれば、1962 年 11 月 1 日の共同改正案の実施は、やはり日朝貿易にとって、そして戦後日本の対北朝鮮政策にとって、大きな転換点であった。

¹⁷⁰ 朴正鎮、前掲書、466 頁。

¹⁷¹ 日朝貿易会『日朝貿易の経過と当面の課題』1963 年、5 頁。

第6章 日韓基本条約第3条「唯一合法性条項」の歴史的再検討

第1節 第6次日韓会談の再開と日韓共同宣言案

1962年11月の「大平・金合意」により請求権交渉が実質的に妥結すると、日本政府は基本関係交渉の準備を本格化させた。1963年8月1日、外務省アジア局北東アジア課は「交渉の最終段階において目下の話し合いではことさらに棚上げにしている北鮮の取り扱い振りの問題が表面化し、韓国をして感情的に激化せしめ交渉中絶に至る可能性」を念頭に¹、①基本関係交渉、②請求権問題、③文化財返還問題、④在日朝鮮人の法的地位問題、⑤漁業問題の5懸案における北朝鮮問題の協定上の取扱いに関する文書を作成した。まず、同文書は基本関係交渉の妥結方式について、「国交正常化に関する共同宣言という方式により国交樹立、大使交換等最少限度必要な内容のみを合意する方式をとるのが適当と考えられる」として、1962年と同様に共同宣言方式を選択した。その理由としては、「韓国との国交を正常化するにあたって、基本条約を締結することとすると、韓国側より領土条項を挿入することを強く主張してくることが考えられる」が、韓国政府の管轄権問題に対する日韓両国の基本的立場がまったく異なっているため、「双方の立場を満足せしめうる表現をとることは極めて困難」であることがあげられた²。

次に、同文書は請求権問題について、経済協力方式での妥結により「北鮮地域に関連する請求権問題は、韓国との間では一応回避されることになった」ため、「北鮮地域に関連する請求権は白紙の状態におかれているし、また、かゝる状態に置いておくべきであるとの日本側の既定方針は維持されている」との認識を示した。さらに、同文書は在日朝鮮人の法的地位問題と漁業問題についても、在日朝鮮人すべてが「大韓民国国民」であることを確認する趣旨の条項の挿入や、朝鮮半島全体を対象水域とするような漁業協定の締結には「日本側としては絶対に応じられない」とした。ただし、請求権問題については「わが国は、1948年の国連決議の内容に従い、韓国政府をもって朝鮮半島に成立している唯一の合法政府として承認したので、韓国政府とならんで北鮮当局を相手として北鮮地域に関

¹ 外務省「日韓会談について」1963年6月27日、文書番号1727、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

² 外務省アジア局北東アジア課「日韓会談の諸懸案につき北鮮問題が関連してくる諸点の協定上の取扱振りについて」1963年8月1日、文書番号1342、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

する請求権問題につき交渉を行なうことは、現在のところ考えられない」とも結論づけられた³。要するに、日本政府は将来の日朝交渉の可能性を残すためというよりも、日韓会談そのものの決裂を避けるために韓国政府の管轄権問題を曖昧にしようとしたと考えられる。

さて、1963 年の日韓会談は、朴正熙政権内部の権力抗争や民政移管をめぐる韓国政情の混乱により停滞を続けた。1964 年 3 月 12 日、計 65 回に及ぶ予備交渉を経て、ようやく 2 年ぶりに第 6 次日韓会談の本会議が開かれた⁴。第 6 次日韓会談の再開を受けて、外務省ではアジア局と条約局を中心に、あらためて基本関係交渉の論点の整理が行われた。まず、4 月 11 日の第 1 回省内打合せ会議では、基本関係交渉の妥結方式が議題となり、「日本側の考え方としては基本関係は条約の形をとらず共同宣言ないし交換公文の如き略式のものにより外交関係の設定を規定することを中心とし、日韓間の諸懸案が解決をみたことと国連憲章尊重の如きうたい文句を付するとともに、必要に応じ通商条項や紛争解決条項を加える程度のものとする」こと⁵で、アジア局と条約局の意見が一致した⁵。

この打合せにもとづき、4 月 14 日付で外務省条約局法規課が作成した「日韓基本関係問題の処理方針（案）」では、基本関係交渉の妥結方式を「原則として国交正常化を中心とする、できるだけ軽い形式の文書（共同宣言又は交換公文）とし、なるべくならば、国会の承認を要しないもの」とする基本方針が定められた。その理由としては、①国会の承認を求める「条約」の形式をとれば、「管轄権条項」や「旧条約効力問題」といった日韓両国にとって処理の難しい問題も含めるべしとの議論が出されやすいこと、②日韓間の懸案解決に関する諸協定を総括するような「基本条約」の起草は技術的に困難であることの 2 点があげられた⁶。

さらに、同日に開かれた第 2 回省内打合せ会議では、外務省条約局法規課の基本方針に沿って「日本側としてはより軽い共同宣言の形式を主張すること」が再確認されるとともに、韓国政府の地位について「旧条約無効確認」と「管轄権条項」の 2 点から検討された。

³ 同上。

⁴ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会「日韓国交正常化交渉の記録 第 1 編 総説 第 10 章 再開第 6 次会談」1971 年、文書番号 1126、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵ 外務省アジア局北東アジア課「基本関係問題（日韓関係）」1964 年 4 月 11 日、文書番号 1847、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁶ 外務省条約局法規課「日韓基本関係問題の処理方針（案）」1964 年 4 月 14 日、文書番号 1847、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

前者については、韓国併合以前の大韓帝国との旧条約の無効を確認した場合、韓国政府を「韓半島唯一の政府として認めてしまう」可能性が問題となった。そこで、外務省は「大韓帝国と韓国との間の法的継承関係は存在しない以上、旧条約の無効確認によって必ずしも韓国を韓半島唯一の政府として認めるものではない」としつつ、旧条約無効確認が「なければそれにこしたことはないので、最初の日本側案の提示のときは削除しておくこと」を決定した。後者については、日華条約方式にしたがって「現在及び将来行政的支配を及ぼす地域」と規定することは受け入れられないため、「管轄権条項として一項を設けることはせず、韓国独立の承認の規定に、管轄権に関する文言（「現に支配する地域」とする）と国連決議の両方のかぶせる形とすること」になった⁷。

なお、韓国政府の管轄権を「現在の行政的支配下にある地域および今後行政的支配下におく地域」と表現する日華平和条約方式は、韓国側が1962年12月21日の予備交渉第20回会合において提案したものであった⁸。先述のとおり、1963年に入ると韓国政情の混乱により日韓交渉が停滞したため、この韓国側試案が日韓間で討議されることはなかったが、外務省条約局法規課は次の2点を理由に、当初より日華平和条約方式に否定的であった。第一に、日本政府はいわゆる「吉田書簡」や国会答弁の経緯により「中華民国政府を中国の正統政府として締結した立場をとっている」が、「日韓協定の場合には、わが国は大韓民国を朝鮮の正統政府と認めるわけではないから、両国に対するわが国の立場は基本的に異っている」こと。第二に、対日講和条約第4条(b)が朝鮮北部には適用されない結果として、日本政府は在朝日本財産に対する請求権を保持しているとの立場をとっている。それゆえ、「請求権処理の法律的基础は北と南とでは異っているから、〔中略〕南が北を支配下におくにつれて南での処理が北にまで及ぶとの書き方をする場合には法律の説明が困難になる」こと⁹。本論文の関心からは、とりわけ後者の理由が注目される。1960年代においても、1950年代と同様に、在朝日本財産が韓国政府の管轄権問題に対する日本側見解の説明変数となっていたことがうかがえる。

そして、上述の省内打合せ会議の議論を集約したものが、1964年4月18日付の「日本

⁷ 外務省アジア局北東アジア課「日韓会談基本関係問題」1964年4月15日、文書番号1847、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁸ 外務省アジア局北東アジア課「日韓予備交渉第20回会合記録」1962年12月21日、文書番号651、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁹ 外務省条約局法規課「日韓協定案文の若干の問題点（討議用資料）」1963年1月9日、文書番号1883、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

国と大韓民国との共同宣言（案）」である。同案は、まず第1項で「日本国は、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第2条（a）の規定に基づいて朝鮮の独立を承認し、かつ、1948年12月12日の国際連合総会決議195（Ⅲ）の趣旨を尊重して大韓民国政府を承認したことが確認される」とした。続けて、第2項で各協定による諸懸案の解決を確認したうえで、第3項では「前項の関係諸協定の適用に当っては、大韓民国政府の有効な支配及び管轄権が朝鮮半島の北の部分には及んでいないことが、考慮に入れられる」と明記した¹⁰。第2回省内打合せ会議を踏まえると、「韓国独立の承認の規定」に国連総会決議第195号（Ⅲ）を被せたことは方針どおりであった一方で、第3項の内容は省内打合せ会議の結論と反するものであった。吉澤文寿は「おそらく韓国側とのバーゲンを意識した文言の挿入であろう」と推測しているが¹¹、はたして同案の第3項にはいかなる外務省の意図が存在したのか。

ここで注目すべきは、韓国政府の管轄権について、朝鮮半島の「南の部分に限る」ではなく「北の部分には及んでいない」と表現されたことである。起草中の同案について話し合われた4月17日の第3回省内打合せ会議において、藤崎萬里外務省条約局長は「『北の部分には及んでいない』というのは三角地帯の問題を念頭におき、又『南の部分に限る』とするより広い意味を有する」として、「第三項の書き方は大韓民国が限定政府だということがはっきりでないようにするためでもある」と説明した¹²。つまり、同案の第3項の主題は韓国政府の「限定承認」ではなく、あくまでも日韓間で結ばれる諸協定の適用範囲の限定にあったのである。

そして、本論文がこれまで明らかにしてきたことを踏まえれば、同案の第3項で日韓協定の適用範囲を朝鮮南部に限定した背景には、やはり在朝日本財産が絡んでいたと考えざるをえない。実際、外務省条約局法規課は省内打合せ会議に先立ち、「日韓交渉における財産及び請求権処理の範囲について」と題する文書を作成していた。同文書は6頁半にもわたる黒塗りが行われているが、当該部分では朝鮮北部に関わる請求権問題が検討された

¹⁰ 外務省「日本国と大韓民国との共同宣言（案）」1964年4月18日、文書番号1848、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹¹ 吉澤文寿「日韓国交正常化交渉における基本関係交渉」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ——脱植民地化編』法政大学出版局、2011年、114頁。

¹² 外務省アジア局北東アジア課「日韓会談基本関係問題」1964年4月20日、文書番号1847、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

と推測される¹³。要するに、「日本国と大韓民国との共同宣言（案）」の第3項は、韓国政府を「限定承認」するための「管轄権条項」ではなく、朝鮮北部に関連する請求権を「白紙の状態」とすることで、在朝日本財産の国内補償問題を回避するためのものであった¹⁴。

もともと、1964年4月27日と5月11日に開催された第6次日韓会談の基本関係委員会では、韓国側が基本関係問題に関する要綱案を用意できなかった。そのため、日本側も共同宣言案を提示することはせず、基本関係交渉の合意形式について討議するにとどまった。4月27日の第1回会合では、韓国側の李孜容主査は先述の予備交渉第20回会合で提出した「日韓会談の重要諸問題に関する韓国側の基本的考え方」に言及したうえで、「韓国国民感情からみても、基本関係協定は、過去36年間の日本支配を清算し、新しい韓日関係の基礎となるものであるから、条約の形式をとるべきであり、また、旧条約の無効確認に関する事項及び主権の尊重及び不干渉に関する事項が規定されねばならない」と主張した。これに対し、外務省アジア局の広瀬達夫参事官は「日本側としては、請求権その他の日韓会談の懸案が解決したことを確認し、その上にたって外交関係を設定するという方針をとっており、その考えられる内容から、共同宣言の形式が最もふさわしい」と反駁した。5月11日の第2回会合では、李孜容は「過去3回にわたる日本側提案は全て条約の形式をとっており、〔中略〕基本関係協定は、両国間の諸懸案解決の原則を規定し、各協定のかなめとなるべきことから、共同宣言ではバランスを失する」として、日本側による共同宣言方式の主張を「全く意外に思っている」と述べた。そこで、広瀬は「日本側として共同宣言を条約より軽いものと考えているわけではなく、内容的には全く同じで、内容が固まってからその名称について考えることも出来る」とやや譲歩した姿勢を示した¹⁵。しか

¹³ 外務省条約局法規課「日韓交渉における財産及び請求権処理の範囲について」1964年4月7日、文書番号1907、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹⁴ なお、同案の第1項における国連総会決議第195号（Ⅲ）を被せたかたちでの「韓国独立の承認」も、実は請求権処理の範囲と関連があった。すなわち、外務省条約局法規課は国連総会決議第195号（Ⅲ）にもとづき、韓国政府を「全朝鮮における唯一の合法政府と見る」ことで、「地域的性格をもたない旧朝鮮総督府関係の財産・請求権はすべて処理の対象となる」との解釈を採用した。これにより、もし「将来北鮮が総督府のクレームを主張したとき」も、「大韓民国政府が総督府のクレームを全部受けとった」との主張が可能であるとされた（同上；外務省アジア局北東アジア課、前掲「日韓会談基本関係問題」1964年4月20日）。

¹⁵ 外務省アジア局北東アジア課「再開第6次日韓全面会談における基本関係委員会第1回会合」1964年4月27日、文書番号448、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省アジア局北東アジア課「再開第6次日韓全面会談における基本関係委員会第2回会合」1964年5月11日、文書番号448、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

し、11 年ぶりに行われた基本関係交渉は、韓国国内における日韓会談反対運動の激化により、「過去清算」を重視する韓国側と「外交関係の設定」を急ぐ日本側という、第 1 次日韓会談から変わらない構図を確認しただけで打ち切りとなった¹⁶。

第 2 節 第 7 次日韓会談の開始と基本関係交渉の妥結

第 6 次日韓会談が韓国政情の混乱により中絶したあとも、外務省は「韓国のしばしば流動性を帯びる政情に対しては理解と同情をもって接するべきであり、〔中略〕時局收拾の過程においていずれ韓国側において、日韓会談を妥結しなければならないという自覚があらためて力を加えてくることは全く期待できない問題ではない」として、日韓会談の再開に向けた準備を進めていた¹⁷。また、リンドン・ジョンソン大統領の就任後、ベトナム戦争への介入を急速に拡大させていた米国は、在韓米軍の削減に代えて日韓国交正常化を最優先課題に設定し、日韓両政府への非公式の働きかけを強めた。さらに、1964 年 11 月に首相に就任した佐藤栄作は、政権発足直後から米国のアジア戦略への協力姿勢を示し、日韓会談の再開にも積極的であった。その結果、1964 年 12 月 3 日より第 7 次日韓会談が開始された¹⁸。

12 月 10 日の基本関係委員会第 2 回会合では、日韓双方から基本関係問題に関する合意要綱案が提示された。日本側が提出した「日韓基本関係に関する合意要綱案」は、第 6 次日韓会談で議論の俎上に載せられなかった「日本国と大韓民国との共同宣言（案）」と同様の内容であった。すなわち、合意形式を共同宣言とし、対日講和条約第 2 条（a）および国連総会決議第 195 号（Ⅲ）の趣旨を確認したうえで、共同宣言と諸協定の適用にあたっては「大韓民国政府の有効な支配及び管轄権は現実に朝鮮半島の北の部分には及んでいないことが、考慮に入れられること」とされた。他方で、韓国側が提出した「基本関係に関する韓国側立場要綱（案）」では、11 月 30 日に外務部東北亜課が作成した「基本関係問題に対するわが方の基本立場」にもとづき¹⁹、合意形式を条約としたうえで、前文に

¹⁶ 吉澤文寿、前掲論文、114 頁。

¹⁷ 外務省「日韓会談今後の進め方について（改訂案）」1964 年 7 月 13 日、文書番号 1784、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

¹⁸ 成田千尋「米国のベトナム戦争介入と日韓国交正常化——韓国軍ベトナム派兵に着目して」『史林』第 99 巻第 2 号、史学研究会、271-273 頁。

¹⁹ 同文書では基本関係問題について、①合意形式は条約とすること、②条約文中に「過

「大韓民国政府が韓国における唯一の合法政府であるという事実の確認」を、本文には「旧条約無効確認条項」を置くこととされた²⁰。

いうまでもなく、韓国政府の唯一合法性と管轄権に関する字句が日韓間の議論の争点となった。まず、日本側は韓国側要綱案の前文について「韓国の管轄権が全朝鮮に及ぶということをしていっているのか」と質した。日本側の質問に対し、韓国側は「日本側の立場も十分に考慮したつもりであり、〔中略〕“only lawful government”を強調するに止め、管轄権については言及することを避けている」としながらも、日本側要綱案第3項の「管轄権条項」に対しては「韓国としては北鮮は反乱軍により一時的に韓国の支配と管轄権が及んでいないにすぎないという現状認識に立っており、管轄権が北に及ばないことを認めることは主権の一部否定にもなり〔中略〕一層 neutral な terms でないかぎり絶対に受諾しえない」と反論した²¹。また、韓国側は12月12日の第3回会合においても、あらためて「管轄権について日本案のように『北に及ばない』と云うことを匂わせるだけでも受容しえない」として、「管轄権には触れず韓国が唯一の合法政府であると云う既成事実を確認するだけの形」を主張した²²。

そのなかで、12月16日の基本関係委員会第4回会合は、日韓会談の基本関係交渉における画期となった。すなわち、韓国側は「日本側が管轄権問題に〔中略〕固執するならば恐らく国交正常化の合意には到達しえないであろう」と強調しながらも、「管轄権問題を国連決議の表現を一部リファーマする形で間接に処理することを研究する」と述べ、のちに日韓基本条約の唯一合法性条項で採用されるものと同様のアイデアを示唆したのである²³。同会合では日本側は検討を約束するにとどまったが、前節で明らかにしたとおり、そもそ

去清算」の内容を含めること、③韓国政府だけが朝鮮半島における唯一の合法政府であるという立場は「いかなる場合も維持」し、朝鮮北部に「別途の権威（Authority）がある」という「二つの韓国」概念が絶対に含まれないようにすることなどが定められた（동북아과〔東北亜課〕「기본관계 문제에 대한 아측의 기본 입장」〔基本関係問題に対するわが方の基本立場〕1964年11月30日、大韓民国外交部外交文書登録番号1455『제7차 한・일본회담：기본관계위원회 회의록 및 훈령』〔第7次韓日会談：基本関係委員会会議録および訓令〕フレーム番号0874）。

²⁰ 外務省アジア局北東アジア課「第7次日韓全面会談基本関係委員会第2回会合」1964年12月10日、文書番号1345、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

²¹ 同上。

²² 外務省アジア局北東アジア課「第7次日韓全面会談基本関係委員会第3回会合」1964年12月12日、文書番号1345、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

²³ 外務省アジア局北東アジア課「第7次日韓全面会談基本関係委員会第4回会合」1964年12月16日、文書番号1345、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

も日本側要綱案における「大韓民国政府の有効な支配及び管轄権は現実に朝鮮半島の北の部分には及んでいない」という文言の真意は、韓国政府の「限定承認」ではなく、日韓間で結ばれる諸協定の適用範囲を朝鮮南部に限定することにあった。そして、外務省は外務省は第6次日韓会談が行われていた1964年4月の時点より、同表現が韓国側の反対にあった場合は「共同宣言ではこれを落して、個々の協定で適用地域を定める方向にもっていく」ことを検討していた²⁴。それゆえ、翌年1月に入ると、外務省は「諸懸案についての協定で、それぞれその適用範囲が韓半島の北の部分には及んでいないことが明らかにされていれば、基本関係協定の中で韓国の有効な支配が北に及んでいないということを明示的に述べる必要は必ずしもない」との見解を固め、訪韓中の宇野宗佑衆議院議員を通じて、「韓国政府の管轄権については、北に及ばぬと明示的に云う必要はなく、国連決議の線で処理するとの考へ」を韓国側に伝えた²⁵。

ここで留意すべきは、外務省は国連総会決議第195号(Ⅲ)に言及するだけでは、必ずしも韓国政府の管轄権ないし日韓請求権交渉の対象が朝鮮南部に限定されないと考えていたことである。前節で明らかにしたように、日本側共同宣言案は二段構えで在朝日本財産の国内補償問題を回避する構造となっていた。すなわち、第1項では韓国政府を国連総会決議第195号(Ⅲ)で定められた「全朝鮮における唯一の合法政府」と見なすことで、「韓国政府とならんで北鮮当局を相手として北鮮地域に関する請求権問題につき交渉を行なう」可能性を否定した。また、第3項では韓国政府の管轄権が「朝鮮半島の北の部分には及んでいない」と明記することで、日韓請求権交渉の対象を朝鮮南部に限定し、在朝日本財産に対する請求権を「放棄」していないとの説明を可能にした²⁶。要するに、日本側共同宣言案において国連総会決議第195号(Ⅲ)は、韓国政府が「全朝鮮における唯一の合法政府」であることを確認するために用いられていたものであり、韓国政府の管轄権ないし日韓請求権交渉の対象が朝鮮南部に限定される直接的な法的根拠としては用いられていなかった。それゆえにこそ、外務省は日本側共同宣言案第3項を削除し、韓国政府の管轄

²⁴ 外務省アジア局北東アジア課、前掲「日韓会談基本関係問題」1964年4月15日。

²⁵ 外務省アジア局北東アジア課「日韓非公式折衝に関する件（河野ラインのコンタクトについて）」1965年1月13日、文書番号2137、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

²⁶ 外務省アジア局北東アジア課、前掲「日韓会談の諸懸案につき北鮮問題が関連してくる諸点の協定上の取扱振りについて」；外務省条約局法規課、前掲「日韓交渉における財産及び請求権処理の範囲について」；外務省、前掲「日本国と大韓民国との共同宣言（案）」。

権問題を国連総会決議第 195 号（Ⅲ）の線で処理する場合には、「関係諸協定において、その適用範囲の問題が処理されることを前提として」いた²⁷。そして、後述するように、実際に日韓基本条約が仮調印されると、日本側は日韓請求権協定に対象地域を限定する文言の挿入を図ったのである。

ともあれ、日韓両国は非公式折衝を通じて、韓国政府の管轄権問題と国連総会決議第 195 号（Ⅲ）のリンケージに合意した²⁸。その結果、第 7 次日韓会談の基本関係委員会における公式の討議も急速に進展を見せた。まず、1965 年 1 月 22 日の基本関係委員会第 6 回会合において、日本側は「共同宣言とするか基本条約とするかは内容如何によるが、前者に固執しない」と述べ、韓国側の主張する条約形式を事実上容認した²⁹。続けて、同月 26 日の基本関係委員会第 7 回会合では、日韓双方がそれぞれ基本関係に関する合意草案を提示した。韓国側案が 12 月の合意要綱案とほぼ同一の内容であった一方で、日本側案は非公式折衝での議論を反映し、韓国政府の管轄権に関する記述を落とした。この点について、日本側は「国連決議を前文に移し、tone down しつつ唯一合法の政府であることを認めているのに見合うもので、日本側の大幅な譲歩である」と強調した³⁰。

日本側案から「管轄権条項」が削除されたことを確認した韓国側は、3 日後の基本関係委員会第 8 回会合において、韓国政府の唯一合法性に関する記述を「国連決議 195（Ⅲ）で修飾することには譲歩できる」と応じた。また、金東祚駐日韓国代表部大使も「国連が韓国について云ってる通りの表現にしてくれば問題はない」と外務省に伝えた³¹。そして、2 月 8 日の基本関係委員会第 10 回会合では、国連総会決議第 195 号（Ⅲ）によって修

²⁷ 外務省アジア局北東アジア課「日韓会談基本関係委員会における日本側共同宣言案の一部修正について」1965 年 1 月 10 日、文書番号 1853、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

²⁸ 外務省アジア局北東アジア課、前掲「日韓非公式折衝に関する件（河野ラインのコンタクトについて）」。

²⁹ 外務省アジア局北東アジア課「第 7 次日韓全面会談基本関係委員会第 6 回会合」1965 年 1 月 22 日、文書番号 1346、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

³⁰ 外務省アジア局北東アジア課「第 7 次日韓全面会談基本関係委員会第 7 回会合」1965 年 1 月 26 日、文書番号 1346、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。なお、日本側は上述の外務省の方針にもとづき、条約の「適用範囲について触れていないのはそれが関係各協定で解決されるとの了解に立つものである」との説明も忘れなかった（同上）。

³¹ 外務省アジア局北東アジア課「第 7 次日韓全面会談基本関係委員会第 8 回会合」1965 年 1 月 29 日、文書番号 1346、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省アジア局「当面の日韓諸懸案の取扱りに関する件」1965 年 2 月 9 日、文書番号 1327、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

飾された「唯一合法性条項」を含む英文の条約草案が、韓国側から提示された。その具体的な文言は、次のとおりである。

It is confirmed that the Government of the Republic of Korea is the only lawful Government in Korea as declared in the resolution 195(III) of the United Nations General Assembly.³²

韓国側が提案した「唯一合法性条項」に対し、いったん日本側は「絶対のめない条項」とであると反論した³³。もっとも、先述のとおり、外務省は韓国政府の「唯一合法性」自体は否定しておらず、むしろ北朝鮮との請求権交渉の可能性を潰すために、韓国政府を「全朝鮮における唯一の合法政府」と見なしていた³⁴。それゆえ、韓国側の「唯一合法性条項」に対する反論は、「旧条約無効確認条項」や「紛争解決条項」といったその他の基本関係問題とのバーゲンを意識した交渉戦術であったと推測される。

実際、2月10日の基本関係委員会第11回会合で日本側が提示した条約草案の修正案には、韓国側の主張を反映して「It is confirmed that the Government of the Republic of Korea is a lawful Government in Korea as declared in the Resolution 195(III) of the United Nations General Assembly」との条項が盛り込まれた。さらに、韓国側から「a lawful Government」では「唯一の」というニュアンスが排除されているとの指摘を受けると、ただちに日本側は「It is confirmed that the Government of the Republic of Korea is the only Government in Korea having been declared as a lawful government in the Resolution 195(III) of the United Nations General Assembly」との代案を出した³⁵。このことから、日本側は基本関係交渉の最終段階では、韓国政府の「唯一合法性」を認める方針であったといえよう。

日韓会談のほぼすべての会合が東京で開かれてきたなか、基本関係交渉の妥結の舞台はソウルとなった。1965年2月17日、椎名悦三郎外相が外務省の実務官僚とともに訪韓した。翌日、日韓両国のアジア局長および北東アジア課長、そして日本側法規課長と韓国側条約課長の外務官僚6名からなる基本関係問題実務者会議が開かれ、唯一合法性条項の文

³² 外務省アジア局北東アジア課「第7次日韓全面会談基本関係委員会第10回会合」1965年2月8日、文書番号1346、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

³³ 同上。

³⁴ 外務省条約局法規課、前掲「日韓交渉における財産及び請求権処理の範囲について」。

³⁵ 外務省アジア局北東アジア課「第7次日韓全面会談基本関係委員会第11回会合」1965年2月10日、文書番号1347、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

言をめぐる討議が行われた。具体的には、国連総会決議第 195 号（Ⅲ）の引用方法について、韓国側が「the only lawful government in Korea as declared または recognized...のいずれかである」と主張した一方で、日本側は「the only such lawful government in Korea as specified 又は described, declared あるいは the only lawful government in Korea, in the sense of 又は within the meaning of, in the meaning of のいずれかでなければならない」と主張した。その後、日本側は「such」による限定修飾を取り除くという譲歩を見せたものの、同会議では「as 以下の動詞」については合意に至らなかった³⁶。

結局、基本関係交渉は請求権交渉と同様に、政治決着を迎えることとなった。すなわち、2 月 19 日の夜、椎名外相と李東元外務部長官が清雲閣という料亭で会合を開き、「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」の最終案を確定させた。そして、翌日 14 時、韓国外務部において両国外相の立会いのもと、後宮虎郎外務省アジア局長と延河魯外務部亜州局長が日韓基本条約のイニシアル（仮調印）を行った³⁷。同条約第 3 条は、次のような文言で、韓国政府が朝鮮半島における「唯一の合法政府」であることを規定した。

It is confirmed that the Government of the Republic of Korea is the only lawful Government in Korea as specified in the Resolution 195(III) of the United Nations General Assembly.³⁸

清雲閣会合の詳細については、日韓双方の外交記録が残されておらず、明らかでない。唯一合法性条項の文言をめぐる、同会合でどちらが譲歩したのかに関しては、先行研究でも評価が分かれている³⁹。いずれにせよ、日韓基本条約の唯一合法性条項は、日韓双方にとって都合の良いように解釈できる玉虫色の内容であった。具体的には、同条項では韓国政府の「唯一合法性」に対して国連総会決議第 195 号（Ⅲ）を引用した修飾表現が付されたが、この部分が「形容詞的な使い方なのか、副詞的な使い方なのか」によって、条文

³⁶ 外務省アジア局北東アジア課「椎名外務大臣韓国訪問（昭和 40 年 2 月 17 日-20 日）の際の討議記録」1965 年 2 月 25 日、文書番号 1329、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

³⁷ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会「日韓国交正常化交渉の記録 第 I 編 総説 第 11 章 第 7 次会談の開始と基本関係条約案イニシアル」1971 年、文書番号 1127、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

³⁸ 同上。

³⁹ 張博珍「韓日会談における基本関係条約形成過程の分析——第 2 条『旧条約無効条項』および第 3 条『唯一合法性条項』を中心に」『国際地域研究』17 巻 2 号、ソウル：ソウル大学校国際学研究所、2008 年、31-32 頁；吉澤文寿、前掲論文、120-121 頁。

の解釈はまったく異なるものとなった⁴⁰。すなわち、「as specified」以下を副詞的に捉えた場合、国連総会決議第 195 号（Ⅲ）の引用は、韓国政府の「唯一合法性」が国際社会からも認められていることを強調する表現となる。他方で、「as specified」以下を形容詞的に捉えた場合、韓国政府の「唯一合法性」は国連総会決議第 195 号（Ⅲ）の範囲内、つまり朝鮮南部にのみ民主的正当性と実効支配を有する政府という位置づけにとどまる。実際、同条項の日本語文では「as specified」以下が形容詞的に訳出された一方で、韓国語文では副詞的に訳出された。

大韓民国政府は、国際連合総会決議第 195 号（Ⅲ）に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。⁴¹

대한민국 정부가 국제연합 총회의 결의 제 195(Ⅲ)호에 명시된 바와 같이, 한반도에 있어서의 유일한 합법정부임을 확인한다 [大韓民国政府が国際連合総会の決議第 195 号（Ⅲ）で明示されたように、朝鮮半島における唯一の合法政府であることを確認する]。⁴²

ここで注目すべきは、このような唯一合法性条項の二面性は単なる日韓双方の妥協の産物であっただけでなく、先述した日本側共同宣言案の二重構造と相通ずるものであったことである。すなわち、一方では韓国側が要求する「the only lawful Government」の字句を挿入し、「文字どおり唯一合法性確認条項として一般的正統政府資格の確認を期待させ、また主張させる余地」を残しつつ、他方では国連総会決議第 195 号（Ⅲ）を援用し、「管轄限定条項」としての位置づけも可能にするという唯一合法性条項の構成は⁴³、それぞれ

⁴⁰ 日韓国交正常化交渉史編纂委員会、前掲「日韓国交正常化交渉の記録 第Ⅰ編 総説 第11章 第7次会談の開始と基本関係条約案イニシアル」。

⁴¹ 外務省「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」1965年6月22日、文書番号196、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁴² 「대한민국과 일본국간의 기본관계에 관한 조약」[大韓民国と日本国との基本関係に関する条約] 1965年2月20日、大韓民国外交部外交文書登録番号1565『기본관계에 관한 조약 : 교섭 및 서명, 1964-65』[基本関係に関する条約：交渉と署名、1964-1965] フレーム番号0147。

⁴³ 祖川武夫「日韓諸協定の法的フォーミュレーションの検討」『法律時報』第37巻第10号、日本評論社、1965年9月、7-8頁。

日本側共同宣言案の第1項と第3項に対応していたとも捉えられる。換言すれば、唯一合法性条項は日本側共同宣言案の第1項と第3項を止揚したものであり、在朝日本財産の国内補償問題の回避という日本政府の意図が貫徹された条文として解釈しうるのである。

第3節 日韓国交正常化交渉の帰結

さて、先述のとおり、韓国政府の管轄権問題を国連総会決議第195号(Ⅲ)の線で処理する場合、日本政府は「関係諸協定において、その適用範囲の問題が処理されることを前提として」いた⁴⁴。実際、日韓基本条約の仮調印後、大蔵省は「請求権及び経済協力に関する問題について、今後処理を要する事項」として、「請求権問題処理の前提となる基本的諸問題(韓国の管轄区域、朝鮮総督府の地位と韓国の関係等)について両国間に明確な調整を図ること」をあげていた⁴⁵。また、郵便貯金をはじめとする逓信局関係財産が対日請求権に含まれるなかで、郵政省も「平和条約第4条との関連において、北鮮の請求権が問題となるので、〔請求権の消滅の対象となる地域について〕韓国政府の施政権の及び地域であることを明確にする必要がある」と主張した⁴⁶。さらに、1965年4月20日の請求権および経済協力委員会第1回会合では、佐竹浩大蔵省理財局長が「どういう人のどこの地域の請求権かということが問題となり、基本条約ではふわっと規定した北鮮の問題もここではもっときちっと規定する必要が起きてくる」と明言した⁴⁷。

外務省もまた、日韓請求権協定で「解決の対象となる財産及び請求権の範囲」について、「韓国が有効な支配及び管轄権を及ぼしている地域にあるもののみを協定の対象とし、北鮮地域にあるものは協定の対象外で〔中略〕同地域関係の財産及び請求権問題は白紙のまま残る」との基本方針を堅持していた⁴⁸。そこで、外務省条約局は内閣法制局とも協

⁴⁴ 外務省アジア局北東アジア課、前掲「日韓会談基本関係委員会における日本側共同宣言案の一部修正について」。

⁴⁵ 大蔵省「日韓請求権及び経済協力に関する問題処理の今後の取り組み方について」1965年4月6日、文書番号1313、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁴⁶ 外務省アジア局北東アジア課「韓国側の対日請求内容についての作業日程(案)」1965年4月8日、文書番号1313、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁴⁷ 外務省アジア局北東アジア課「日韓請求権および経済協力委員会会合(第1～7回会合)」1965年4月20日、文書番号79、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁴⁸ 外務省条約局「財産及び請求権問題解決協定の基本方針(案)」1965年4月19日、文書番号1314、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

議しつつ、この基本方針を日韓請求権協定の日本側案文に落とし込む作業を進めた。その結果、外務省条約局が4月28日に作成した「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（案）」では、日韓両国が「相互放棄」する請求権の範囲について、次のように規定された。

いずれの一方の締約国も、自国及びその国民（法人を含む。以下同じ。）のすべての財産、権利及び利益でこの協定の署名の時にそれぞれ他方の締約国の管轄の下にあるものについてのすべての請求権をこの協定の署名の時に放棄し、当該他方の締約国がこれらの財産、権利及び利益をこの協定の署名の日をもって差し押え、留置し、清算し、その他なんらかの方法で処分する権利を有することを承認する。⁴⁹

野間俊希によれば、この「管轄の下にある」という表現は、連合国の領域に残された日本財産の処理について規定した対日講和条約第14条2（I）の条文を援用したものであったという⁵⁰。いうまでもなく、同表現を挿入した外務省条約局のねらいは、韓国側の対日請求権に「南北の区別」をつけ、日韓請求権協定の適用範囲を朝鮮南部に限定することにあった⁵¹。実際、5月1日に開かれた日韓請求権協定の日本側案文に関する省庁間会議では、外務省条約局出身の佐藤正二外務大臣官房審議官が「管轄の下にあるといえば休戦ライン以南の地域」を指すとの認識を示した。また、同月24日の省庁間会議でも、松永信雄外務省条約局条約課長が「管轄の下にあったかあるものと書いたのは、〔日韓請求権協定の対象を〕有効な支配を行なっている地域に限定するためこのように書いたものである」

⁴⁹ 外務省条約局「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（案）」1965年4月28日、文書番号1314、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵⁰ 野間俊希「日韓国交正常化交渉（1960～1965）における管轄権問題（2・完）——池田・佐藤政権の対応と『相互黙認』案の成立」『阪大法学』73巻1号、大阪大学法学会、2023年5月、17頁。

⁵¹ 外務省条約局、前掲「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定（案）」；外務省条約局「日韓財産及び請求権問題解決協定の基本方針（案）」1965年4月28日、文書番号1314、日韓会談文書情報公開アーカイブズ；外務省アジア局北東アジア課内日韓国交正常化交渉史編纂委員会「日韓国交正常化交渉の記録 第Ⅱ編 交渉担当者の手記・談話 請求権（1）『日韓会談における請求権・経済協力協定第2条に関する交渉——合意事項イニシアル後協定調印まで——』」1969年1月、文書番号1937、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

と説明し、同表現で日韓請求権協定の適用範囲を制限することについて、他省庁からの同意を得た⁵²。

外務省条約局が作成した協定案は、5月31日の請求権および経済協力委員会第7回会合で韓国側に提示された。同案の第2条に挿入された「管轄の下にある」という表現について、松永は「管轄下にはないものは処置できないという当然のことを念頭においたことと、平和条約の先例にならい、且つ韓国の立場を考慮して、半島の北の部分には韓国の支配が及んでいないといった表現を避けたものである」と説明した⁵³。また、6月1日の請求権および経済協力委員会請求権分科会第1回会合でも、松永は「ここで『管轄の下にある』としているのは、措置をとるのは管轄の下にあるものに限られるという当然の事理を示すもので、第3国にあるものには適用がないことを意味し、これは桑港平和条約第14条2（I）の規定方式に範をとるものである。各種の権利義務の変動を取扱う以上、正確な規定が必要であるが、半島の北には及ばぬことを明記することは、韓国の立場も考えて、採用していない」と強調した。しかし、翌々日の第2回会合において、韓国側から「〔日本側協定案は〕第2条第1項で『管轄の下にある』として、措置の対象の範囲を限定し、かつ南北鮮の区別をつけるという二重の目的を貫いている」と指摘されると、日本側は「範囲の限定が主目的であり、南北鮮の区別は法律的に、桑港平和条約第14条の表現に照らしても適用範囲を示さぬ『管轄の下にある』の表現ではつけにくい事情があるが、一応この表現で適用範囲を読むこととしたい」と述べ、同表現が事実上韓国側の対日請求権の地理的範囲を朝鮮南部に限定するものであることを認めた⁵⁴。

もちろん、朝鮮全域を対象とする対日請求権を主張してきた韓国政府内では、「これまで繰り返してきたように、韓国側は協定の対象領域が韓半島の全域にまたがるという立場であり、日本側協定案の「他方の締約国の『管轄下』という表現は絶対に受諾できない」との意見が噴出した⁵⁵。実際、駐日韓国代表部が6月10日に外務省へ送付した韓国側協定

⁵² 外務省条約局「日韓財産及び請求権問題解決協定について」1965年5月1日、文書番号1314、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵³ 外務省アジア局北東アジア課、前掲「日韓請求権および経済協力委員会会合（第1～7回会合）」。

⁵⁴ 外務省アジア局北東アジア課「日韓請求権および経済協力委員会 請求権分科会会合記録（第1～2回会合）」1965年6月2日、文書番号81、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵⁵ 「“청구권해결”에 관한 일본 측 협정서에 관한 검토」〔「請求権解決」に関する日本側協定書に関する検討〕1965年6月7日、大韓民国外交部外交文書登録番号6887『청구권』

案の第2条では、「管轄の下にある」という表現が削除された⁵⁶。そして、同条をめぐる日韓間の議論は、同月14日と18日に行われた実務者会議でも平行線をたどった⁵⁷。

それでも、日韓基本条約の正式調印が目前にせまった6月20日の実務者会議において、ついに日韓双方は請求権協定の案文に合意した。すなわち、交渉の最終段階に至って、韓国側は日本側協定案の「管轄の下にある」という表現を受け入れたのである⁵⁸。韓国側が同表現に関して譲歩した理由は、管見の史料からは明らかでない。ただし、5月18日、訪米した朴正熙はジョンソンとの共同コミュニケにおいて、日韓国交正常化の早期実現を約した。また、6月15日には、韓国内で日韓会談反対運動が昂揚するなか、李東元外務部長官が「日韓会談の正式調印は22日までに行なわれるだろう」との見通しを述べていた⁵⁹。つまり、日韓国交正常化の政治日程というタイムリミットが近づくにつれて、韓国側が相対的に弱い立場に置かれつつあったと推測される。

1965年6月22日、日韓基本条約および関係諸協定の調印式が開かれ、両国の全権代表が署名および公文の交換を行った。日韓請求権協定の第2条第3項では、「一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であってこの協定の署名の日に他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であって同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかな

관계회의 보고 및 훈령, 미해결문제 토의 및 조문화 작업, 1965』[請求権関係会議報告および訓令、未解決問題討議および条文化作業、1965] フレーム番号 0261。

⁵⁶ 「第二条 (案)」1965年5月6日、文書番号 1314、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁵⁷ 외무부장관 [外務部長官] 「청구권문제 및 경제협력에 관한 협정안 제 2 조」[請求権問題および経済協力に関する協定案第2条] 1965年6月15日、大韓민국外交部外交文書登録番号 6887 『청구권 관계회의 보고 및 훈령, 미해결문제 토의 및 조문화 작업, 1965』[請求権関係会議報告および訓令、未解決問題討議および条文化作業、1965] フレーム番号 280 ; 수석대표 [首席代表] 「한일 협정 조문화 작업 진행상황」[韓日協定条文化作業の進行状況] 1965年6月19日、大韓민국外交部外交文書登録番号 6887 『청구권 관계회의 보고 및 훈령, 미해결문제 토의 및 조문화 작업, 1965』[請求権関係会議報告および訓令、未解決問題討議および条文化作業、1965] フレーム番号 0301。

⁵⁸ 수석대표 [首席代表] 「청구권협정 제 2 조에 관한 협정안」[請求権協定第2条に関する協定案] 1965年6月21日、大韓민국外交部外交文書登録番号 6887 『청구권 관계회의 보고 및 훈령, 미해결문제 토의 및 조문화 작업, 1965』[請求権関係会議報告および訓令、未解決問題討議および条文化作業、1965] フレーム番号 0313。

⁵⁹ 外務省アジア局北東アジア課「日韓交渉をめぐる韓国の政情の経過 (その五)」1965年6月8日、文書番号 208、日韓会談文書情報公開アーカイブズ ; 外務省アジア局北東アジア課「日韓交渉をめぐる韓国の政情の経過 (その六)」1965年6月19日、文書番号 208、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

る主張もすることができない」として、韓国側の対日請求権の地理的範囲を朝鮮南部に限定したかたちでの日韓間請求権の「相互放棄」が定められた⁶⁰。在朝日本財産の国内補償問題の回避という日本政府の意図は、日韓基本条約の唯一合法性条項とあわせて、ここに貫徹されたのである。

最後に、日韓基本条約の唯一合法性条項に対する日韓両政府の解釈を検討しよう。まず、韓国政府は日韓会談に関する宣伝資料において、唯一合法性条項は「規定されている文字どおり、大韓民国政府が韓半島における唯一の合法政府であることを確認する条項であり、〔中略〕日本側が韓国政府の管轄権を南鮮に限定させるという表現を入れようとする企図を封ずると同時に、UN 総会決議で明示されているように、大韓民国政府が韓半島における唯一の合法政府であることを明確に規定することによって、日本をしてこの外に逸脱する余地なからしめるようにした」と主張した⁶¹。また、日韓間諸協定の正式調印後に韓国議会で開かれた特別委員会においても、李東元外務部長官は唯一合法性条項で「日本の外交における両面政策の可能性を封鎖」できたとの認識を示した⁶²。

他方で、日本政府は日韓基本条約の承認を主要議題とする第 50 回臨時国会において、韓国政府の管轄権は唯一合法性条項によって朝鮮南部に限定されたという立場を堅持した。たとえば、椎名外相は「韓国政府の領土管轄権の問題」に関して、次のように答弁した。

基本関係条約第 3 条によりまして、韓国政府は、国連総会決議 195 号に明らかに示されたとおりの、朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認されておる。その決議と申しますのは、朝鮮人民の大部分が居住しておる朝鮮の部分とありまして、これに対する有効な支配と管轄権を及ぼしておるその政府、すなわち大韓民国政府のことではありますが、それが樹立されたとしておるのでございますから、これの正当な解釈によって、韓国政府の管轄権が及んでいるのは南鮮の部分のみである、すなわち、休

⁶⁰ 外務省「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」1965 年 6 月 22 日、文書番号 198、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁶¹ 外務省アジア局北東アジア課「韓国政府の『韓日会談白書』」1965 年 4 月 20 日、文書番号 371、日韓会談文書情報公開アーカイブズ。

⁶² 이동원 [李東元]「국회 ‘한일 간의 조약 및 제 협정 비준동의안 심사 특별위원회’의 심의에 즈음하여 행한 이동원 외무부장관의 설명」[国会「韓日間の条約および諸協定の批准同意案の審査特別委員会」の審議に際して行つた李東元外務部長官の説明] 1965 年 8 月、大韓民国外交部外交文書登録番号 1566『기본관계에 관한 조약 : 국회비준심의, 1964-65』[基本関係に関する条約 : 国会批准審議、1964-1965] フレーム番号 0391。

戦ライン以南であるということが明らかになるのであります。⁶³

当然、唯一合法性条項に対する日韓両政府の解釈の相違は、批准国会において野党からの追及を受けた。たとえば、社会党の横路節雄国対委員長は、先述の李東元の答弁を引用し、北朝鮮と国交正常化する道が唯一合法性条項によって断たれたのではないかと問いただした。これに対し、椎名は「第3条があるがゆえに、日本は北との国交は将来とも絶対にできないようにこれを封じ込めたのだという、そういう解釈は違っておる」と応じた。ところが、横路が「日本は少なくとも国際間に公約した基本協定その他によって、したがって将来いかなる外交関係も北と結ぶことができないことを約束したのだという、この韓国の国会における政府の答弁は間違いですか、どうですか」と続けると、椎名は「第3条によってそういうことをきめたものではない」としながらも、「基本的には、とにかく対立した国家は、一方を認めて、また他方も認めるということは、これはできないのですから、そういうことはしないという方針をすでに確立しておる」とトーンダウンした。さらに、横路は李東元の答弁の「間違い」を認めるように迫ったが、椎名は「〔日本政府として〕この条約の正文をどう解釈するかということについての御質問だと思いますので、私はそのことだけをお答え申し上げておる」と述べ、韓国政府の解釈に対する具体的な反論を控えた⁶⁴。要するに、日本政府は唯一合法性条項の二面性が損なわれない範囲で、同条項の解釈および国会答弁を行ったといえよう。

先行研究では、このような唯一合法性条項に関する日本政府の国会答弁を根拠として、日本政府は日韓国交正常化後に日朝交渉を行う余地を残そうとしていたと主張される⁶⁵。確かに、日韓基本条約第3条の「管轄権条項」としての解釈を重視すれば、朝鮮北部は同条項によって「白紙の状態」とされており、将来的な日朝交渉の可能性も見いだされよう。しかし、日韓基本条約第3条の結果（≡解釈）として日朝交渉の余地が残されたということと、日韓基本条約第3条の意図が日朝交渉の余地を残すことにあったということは、

⁶³ 「第五十回国会衆議院会議録第四号」1965年10月15日。

⁶⁴ 「第五十回国会衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会会議録第五号」1965年10月28日。

⁶⁵ 李元徳「日韓基本条約と北朝鮮問題——唯一合法性条項とその現在の含意」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ——東アジア冷戦編』法政大学出版局、2011年、333-335頁；朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生 1945-1965——封印された外交史』平凡社、2012年、366-367頁；野間俊希、前掲論文、20頁。

まったくの別問題である。本論文が繰り返し強調してきたように、日本政府が韓国政府の管轄権問題をめぐって念頭に置いていたのは在朝日本財産の国内補償問題であり、そのなかで北朝鮮との交渉可能性はむしろ否定されていた。換言すれば、唯一合法性条項の「解釈」に関する日本政府の国会答弁から、同条項に秘められた日本政府の「意図」を推論するのはトートロジーである。それでもなお、日本政府の国会答弁から「意図」を読み取ろうとするならば、佐藤栄作首相の次の答弁も注目されねばならない。

今回の条約・協定で北鮮との請求権の問題には触れておりません。そこで、請求権の問題を解決する意思ありやいなやということでございますが、ただいま交渉するような考えは持っておりません。⁶⁶

⁶⁶ 「第五十回国会衆議院会議録第七号」1965年10月21日。

終章

本論文は、①敗戦後の日本経済再建構想と日韓通商交渉、②1950年代後半から1960年代前半における日朝貿易、③日韓会談（特に基本関係交渉）における韓国政府の管轄権問題という三つの歴史事象について、日本政府の政策決定過程を分析してきた。終章では、本論文がこれらの分析を通じて明らかにしたことを再整理したうえで、戦後日本の対朝鮮半島政策の特質と限界について論じたい。

第1節 敗戦後の日本経済再建構想と日韓通商交渉

まず、敗戦後の日本経済再建構想と日韓通商交渉について、先行研究では二つの課題が残されていた。第一に、敗戦後の日本経済再建構想において、朝鮮半島がどのように位置づけられていたのかという問題である。第二に、日本側から見た日韓通商交渉はどのように展開し、また戦後日本と朝鮮半島との関係において、いかなる歴史的意義を有したのかという問題である。そこで、本論文は旧植民地との経済関係の再構築という視角からこれらの課題に取り組み、次のように論じた。

朝鮮半島には多様な鉱物資源が存在していたため、植民地朝鮮は帝国日本にとって重要資源の供給地であった。特に朝鮮北部の石炭や鉄鉱石は、日本の重化学工業を支えていた。したがって、アジア・太平洋戦争の敗北にともなう植民地朝鮮の喪失は、まさに日本経済の危機であった。

そこで、日本政府は東アジアとの経済関係の再構築を企図し、敗戦直後から「東亜諸地域との分業協力関係」にもとづく経済再建構想を打ち出した。このような日本と東アジアとの経済関係の再構築は、当初は峻烈な対日占領政策によって実現困難となった。それでも、1947年頃には米国も日本と旧植民地との経済関係の再構築を目指すようになった。米国の政策決定者は、アジアにおける反ソ戦略の一環として、東北アジアとの経済関係の再構築による日本経済の早期再建と自立化を志向したのである。

しかし、東アジアでも冷戦構造が固定化されるにつれて、中国北部、満洲、北朝鮮を日本経済と結びつけることは困難になった。その結果、東南アジア諸国とともに、日本経済の後背地としての役割を担わされたのが韓国であった。日米の政策決定者は、韓国のコメと市場に大きな期待を抱いて、日韓通商交渉に臨んだ。韓国政府もまた、日韓経済「再結

合」を通じた「経済復興」戦略を追求していた。

ところが、日韓両国は最初から同床異夢であった。韓国側は日韓経済「再結合」による「経済復興」を図ると同時に、植民地期以来の対日経済従属の克服も目論んでいた。そこで、韓国政府代表は貿易収支の均衡のため、海苔をはじめとする韓国産品の輸入を日本側に要求した。他方で、日本側はむしろ植民地支配期の垂直的な日朝経済関係を日韓貿易によって再現しようと企てていた。それゆえ、日本が韓国から原材料を輸入し、生産した製品を韓国に輸出するという貿易構造は自明視された。そして、この枠組みから外れた韓国産品は、日本にとっては何らの重要性ももたなかった。

結局、日韓通商交渉は個々の論点をめぐって激しく対立し、実際の日韓貿易額も伸び悩んだ。その結果、韓国政府が大幅な対日入超を嫌ったこともあり、日韓両国は次第に日韓貿易への関心を失った。もっとも、韓国経済は朝鮮戦争以後も対日輸出に依存し続けた。そのため、日韓貿易は日本にとっては取るに足らないものである一方で、韓国にとってはきわめて重要であるという日韓経済関係の非対称性が生み出された。

他方で、解放後にソ連の後ろ盾を得て指導的地位を確立した金日成は、重要産業部門の国有化を通じて、経済建設を進めた。北朝鮮経済は植民地期の生産水準には届かなかったものの、政治的混乱を続ける朝鮮南部とは対照的に、相当程度の発展を達成した。その後、北朝鮮経済は朝鮮戦争によって甚大な被害を受けながらも、金日成はソ連や東欧諸国の支援を受けつつ、重工業優先の経済計画を遂行した。その結果、朝鮮戦争後の北朝鮮経済は、目標を上回る速度と規模で生産を回復した。また、金日成は 1950 年代半ばに生じた権力闘争に勝利し、国内政治の安定化にも成功した。金日成は、満洲派による独裁の完成と韓国に対する体制実績の優越という二つの「勝利」を収めたのである。そして、北朝鮮が朝鮮戦争による破壊を乗り越えて復興事業を成し遂げたことは、日本から見れば、かつての重要資源の供給地の「再登場」を意味していた。

第2節 1950年代後半から1960年代前半における日朝貿易

次に、このような歴史的背景を有する日朝貿易について、先行研究では日本政府と経済界とのせめぎ合いのなかで、日朝貿易は漸進的・事後承認的に制度化されたと認識されてきた。しかし、日本政府と経済界を対立関係で捉えただけでは、日本政府が日韓会談の裏で日朝貿易を黙認するにとどまらず、日朝貿易の制限緩和（制度化）にも踏み切った背景

が明らかにならない。そこで、本論文はこれまで単一アクターとして仮定されてきた日本政府内の省庁間対立に注目し、日韓会談期における日朝貿易の展開過程を次のように論じた。

従来、「戦後」日朝関係の始点は、1955年2月25日に北朝鮮の南日外相が発した声明に置かれてきた。しかし、民間レベルの日朝貿易交渉は、朝鮮戦争の休戦後から模索され始め、同年1月にはすでに少額の取引が試みられていた。ここで注目すべきは、北朝鮮の対日接近が本格化する以前の段階から、通産省が日朝貿易関係業界に同調して、この取引を認めようとしたことである。さらに、南日声明を受けた鳩山首相が「二つの朝鮮」を認めるかのような姿勢をとったため、日朝貿易への機運が高まった。そこで、同年6月3日、「対韓考慮」を優先する外務省アジア局は、当面は日朝貿易を認めないと正式に決定した。ところが、日韓会談が停滞を続けるなかで、韓国政府が対日経済断交に踏み切ると、外務省経済局でも日朝貿易を認めようとする動きが生まれた。その結果、北朝鮮との「貿易その他の接触を認めない」とする日本政府の決定は、法的拘束力や罰則規定をもたない次官会議決定にとどまった。それゆえ、翌年には中国の大連を経由する間接貿易として、戦後初の日朝貿易が実現した。日本政府は、韓国政府の猛反発にもかかわらず、この日朝間接貿易を黙認した。

1957年9月には、日朝両国の貿易団体の間で日朝貿易協定が結ばれた。日朝間の商談はますます活発になり、北朝鮮産石炭4万3,000トンの輸入という大口の取引契約も交わされた。日朝貿易は長崎国旗事件による日中関係の断絶にともない、いったんは中断を余儀なくされたものの、1959年6月には経由地を香港に代えて再開された。このとき、日朝貿易再開の突破口となったのは、大蔵省令の標準決済規則の改正であった。そもそも次官会議決定以降、日朝貿易を禁止する日本政府の措置は、北朝鮮との外貨決済を制限することで成り立っていた。ところが、改正後の標準決済規則の文言からは、第三国地決済の対北朝鮮輸出を可能と解釈しうる余地が生じた。大蔵省が「抜け穴」を意図的に用意したのかどうかは定かでないが、日朝貿易に「積極的」な通産省はこの機に乗じて「対韓考慮」を優先する外務省を押し切り、第三国地決済による日朝貿易の再開を黙認した。

日朝貿易の再開が黙認されると同時に、再び日朝貿易に追い風が吹いた。在日朝鮮人の北朝鮮帰国事業に反発した韓国政府が、1955年以来の対日経済断交に踏み切ったのである。この対日経済断交は帰国事業の進展を食い止めるどころか、むしろ日本政府の対韓姿勢の硬化を招いた。日本側からすれば、取るに足らない日韓貿易を止められたところで、

大した痛手ではなかった。逆に、通産省は韓国から輸入する予定であった無煙炭の代替輸入先として、北朝鮮に期待していた。標準決済規則の盲点を突いた日朝貿易は、中断を続ける日韓貿易とは対照的に、年間 500 万ドルを上回る規模に達した。「親韓派」と目された岸政権期に、日韓関係が最悪の状態に陥った一方で、日朝関係は帰国事業も相まって大きく「飛躍」したのである。

日朝貿易の拡大を図る運動は、1960 年代に入るとさらに大きな成果を収めた。高度経済成長にともない、鉱物資源の確保に奔走していた日本経済界が、植民地支配期の経験から有力な輸入先として北朝鮮に目をつけたからである。日朝貿易会は幅広い団体と連携して、第三国地決済による対北朝鮮輸入や日朝間の直接貿易を実現するための国民運動を展開した。その結果、日本政府内でも通産省や大蔵省から日朝貿易に対する制限の再検討を求める声が強まった。

1960 年 6 月 12 日の関係各省課長レベル会議では、他省庁と貿易業者との間で板挟みになる主務官庁としての強い不満を有していた通産省が、対北朝鮮貿易制限の法的正当性に疑念を抱く大蔵省とともに、標準決済規則の条文の再修正を主張した。その結果、これまで「対韓考慮」を理由に日朝貿易を制限しようとしてきた外務省アジア局も、ついに標準決済規則の改正を容認した。しかし、標準決済規則の改正への同意は、この時点では外務省全体としての決定には至らなかった。李承晩政権に代わって登場した張勉政権が、経済協力方式による請求権問題の「解決」に積極的な姿勢を示したことで、日韓関係が大幅に改善されたからである。日韓関係の悪化が日朝貿易の追い風となった 1950 年代後半とは対照的に、この時期の日韓関係の好転は日朝貿易の拡大を妨げた。

ところが、国交正常化に向けた早期妥結が期待された第 5 次日韓会談は、張勉政権の国内政治基盤の脆弱さも相まって、早々に「開店休業の状態」に陥った。その結果、外務省アジア局北東アジア課は、日朝貿易について「日韓関係を考慮することの必要は薄らいだ」と判断し、標準決済規則の改正に反対しないことを決定した。さらに、アジア局全体でも「北鮮貿易を全面的に抑圧するのは必ずしも得策ではなく、かたがた日韓会談の妥結の見とおしがつかない状況の下にあって、対北鮮直接輸入程度の措置は大勢に影響するところ少ない」との結論が下された。1961 年 4 月 1 日、日本政府は標準決済規則の改正に踏み切り、ついに第三国地決済の対北朝鮮輸入（直接輸送）を認めた。

いうまでもなく、韓国政府は日朝間の直接輸送の実現に強く抗議した。また、米国政府も日朝貿易の制限緩和に対する懸念を表明した。しかし、日本政府は日朝直接貿易を「北

鮮との直接決済による貿易」と定義することで、米韓両国からの批判をかわした。しかも、駐日韓国代表部からの抗議に対する反駁のなかでは、「政経分離」の原則を北朝鮮にも適用することが宣言された。1950年代後半と同様に、日韓関係の停滞は日朝経済関係の進展をもたらしたのである。

日朝貿易は直接輸送の実現によって「新しい段階」に入り、「互惠平等の正常な貿易を築き上げるための基礎的条件が生み出され」た。その結果、八幡製鉄による北朝鮮茂山鉄鉱石の輸入交渉をはじめ、日朝間で活発な商談が展開された。北朝鮮の鉄鉱石は、①国債価格よりも安いこと、②朝鮮植民地支配の経験から日本経済界が慣れ親しんでいることという2点において魅力的であり、「立地上、品質上日本鉄鋼業界にとって長期かつ安定した主要鉱石となり得る」と期待された。

ところが、日朝貿易の発展は日朝間の貿易・技術関係者の往来、とりわけ北朝鮮側関係者の日本入国が認められなかったことで、大きく妨げられた。通産省は「輸出振興、貿易自由化の必要が高まっている現在、〔中略〕北鮮のみについて人の来往を弾力的に運営しない行政的措置自体に問題がある」として、1955年の次官会議決定を批判するほど日朝貿易に積極的であった。しかし、北朝鮮側関係者の日本入国は、外務省の反対によって拒否され続けた。

また、決済面における日朝貿易の制限も依然として継続していた。第三国地決済を余儀なくされた日朝貿易は、輸送量や取引手数料などで必要以上に経費がかさんだ。日朝間の直接決済は、人的往来とともに「新しい段階」の日朝貿易に残された重要な課題であった。1962年に入ると、日朝貿易会や国際貿易促進協会の働きかけもあって、日朝間の強制バーター方式の撤廃や直接決済の実施、人的往来の実現などを求める地方議会からの陳情が急増した。そこで、通産省は大蔵省との「共通意見」として、北朝鮮を強制バーター地域から除外し、日朝間の直接決済を認めるよう外務省に求めた。

これまで、日本政府内では通産省が日朝貿易に最も積極的であったが、日朝間の直接決済の容認については、通産省以上に大蔵省が積極的であった。大蔵省は1962年10月のIMFコンサルテーションに備え、標準決済規則の簡素化を企図していた。そのなかで、一般的な決済手続き規則の制定にともない、標準決済規則にもとづく日朝間の直接決済の制限が消滅したとしてもやむをえないと考えていたからである。通産省と大蔵省の「共通意見」に対し、外務省は従来と同様に日韓関係を理由として、日朝貿易の制限緩和に反対した。特に北朝鮮の強制バーター地域からの除外は、為替管理ではなく貿易管理の問題であ

るため、韓国政府に不必要な刺激を与えると考えられた。

それでも、1962 年 9 月には通産省と大蔵省が「対北鮮貿易共同改正案」を作成した。同案は人的往来以外の日朝貿易の制限を、中国や北越など国交未設定の共産主義国に対する貿易制限と同等の水準にしようとするものであった。外務省幹部会は「改正案そのものには原則的に異議はない」としながらも、同案の実施期日については「日韓会談との関係上、大蔵、通産両省の予定する期日〔1962 年 10 月 1 日〕に行なうことは絶対回避すべし」と決定した。ところが、大蔵省は同案の実施強行を示唆するほど、外務省の決定に強く反発した。大蔵官僚が国会において、同年 10 月 1 日までに共同改正案を実施すると約束していたからである。結局、外務省と大蔵省の応酬の末、1962 年末を期限として、日韓会談が妥結するまでは共同改正案の実施を延期することで妥協が成立した。

実際には、共同改正案は同年 11 月 1 日に実施された。池田政権の日朝貿易に対する姿勢は、日中貿易の拡大が念頭にあったとされる。確かに、同月 9 日に「日中総合貿易に関する覚書」が調印され、翌年からは「LT 貿易」が始まった。しかし、1962 年内の共同改正案の実施には日韓会談の妥結が条件とされていたことをふまえると、同時期の日韓会談の展開に注目しなければならない。すなわち、同年 10 月 20 日に来日した金鍾泌中央情報部長は、池田首相や大平外相との会談を重ねており、日韓請求権交渉の政治決着が近づいていた。つまり、日韓会談の妥結の見通しが立ったからこそ、1962 年 11 月 1 日というタイミングで、外務省は共同改正案の実施に同意したと推測される。

ここで留意すべきは、日朝間の直接決済の実現は、日韓関係の悪化が日朝経済関係の発展を生み出してきた従来のパターンとは逆に、日韓関係の安定によってもたらされたということである。1955 年以降、外務省は一貫して「対韓考慮」を理由に、日朝貿易の拡大に反対してきた。そして、日朝貿易の制限は、一向に好転しない日韓関係を前に、外務省が通産省や大蔵省に押し切られるかたちで取り払われてきた。ところが、日韓間の最大の懸案であった請求権交渉が事実上妥結すると、外務省はもはや「対韓考慮」から日朝貿易の拡大に歯止めをかける必要性を失ったのである。実際、外務省は日朝貿易の次の課題となったコルレス契約の締結や延払輸出の実現については、比較的簡単に容認した。

日朝間の直接決済が実現してからも、日朝貿易には人的往来や輸銀融資などの問題が残された。それでも、1963 年の日朝貿易額は前年比 1.6 倍の約 53 億円、さらに 1964 年の日朝貿易額は前年比 2 倍以上の 113 億円に達した。日朝貿易は共同改正案の実施によって、依然としてさまざまな制約を抱えながらも「本格的な発展の段階に入った」のである。そ

して、日朝貿易は日韓国交正常化という逆風を乗り越え、1970年代に入るとさらなる飛躍的發展を遂げていく。

第3節 日韓会談における韓国政府の管轄権問題

さて、このように1950年代後半から1960年代前半にかけて日朝関係が「飛躍」したことも相まって、日韓会談（特に基本関係交渉）に関する先行研究では「日本政府は韓国の管轄権を朝鮮半島の南側に限定したものとし、北朝鮮の実態を事実上認めることで、今後の情勢変化があれば北朝鮮との交渉を進行することができるように、朝鮮半島北側地域を白紙状態で残しておいた」ことが自明視されてきた。しかし、日本政府が西独、南越、台湾に対しては、それぞれ全土を代表する正統政府との見解をとっていたことをふまえると、先行研究は戦後日本の「二つの朝鮮」政策の形成過程を等閑視してきたといわざるをえない。そこで、本論文は韓国政府の管轄権問題をめぐる日韓間および日本政府内の議論に着目して、日本政府が日韓基本条約の適用範囲ないし韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定し、北朝鮮との関係を「白紙の状態」とした歴史的背景を次のように論じた。

サンフランシスコ講和会議後の日韓予備会談では、日本政府は対韓交渉に概して消極的であった。具体的には、日本政府は対日講和条約の発効にあわせて、日韓関係正常化のための「基本関係調整に関する条約」を締結しようとしていたが、①同条約が「防共協定の如き」高度の政治的意義を有する自体は避けること、②在日朝鮮人の法的地位や諸処理で譲歩する「バーゲン」として、韓国には対日請求権を「一切放棄させる」こと、③当面の対韓交渉ではすべての問題について「具体的協定又はコミットメント」を結ばないことといった方針を定めていた。

ただし、外務省は対韓交渉の準備を進めるなかで、日本政府として在朝日本財産にいかなる態度をとるべきかが問題になるとも認識していた。そして、韓国政府の管轄下でない在朝日本財産の問題を金日成政権と交渉する可能性も検討した。しかし、金日成政権を国家として扱い、「大韓民国政府に対する交戦団体としての地位」を認めれば、日本は朝鮮戦争に対して戦時中立国の義務を負うことになり、「大韓民国側の軍事行動に協力している実情よりして不適當」であった。結局、日韓予備会談の時点では、外務省は金日成政権を「地方政治団体であって、交戦団体以前のものである」と定義し、「大韓民国政府が主張するとおりに、北鮮地区といえども大韓民国政府の管轄下の地域である」と認め、韓国

政府を朝鮮全域の行政当局と見なした。

外務省がこのような結論に至った背景には、対韓交渉における在朝日本財産の活用という思惑もあった。すなわち、日本政府は在朝日本財産について「実際に返還は期待できないとしても韓国側に対する日本側の貸方として考え、大韓民国政府をもってその交渉の相手方としての責任をとらせる」ことで、日韓間請求権の「相殺」を図ろうとしたのである。要するに、金日成政権の存在を無視して、韓国政府を朝鮮全域の「正統政府」と見なすことには、日本政府にとっても一定の合理性があった。

実際、基本条約案の起草に際しての検討事項を列挙した外務省文書には、韓国政府の管轄権ないし金日成政権の地位といった問題は含まれていなかった。1951 年末の時点では、韓国政府を朝鮮全域の行政当局と見なす立場は日本政府内で自明視されていたのである。このことは、同時期に作成された条約草案中の「大韓民国には北鮮地域を含む」という文言からも裏付けされよう。

ところが、第 1 次日韓会談の本会談開始直前に作成された条約草案では、請求権交渉の対象に在朝日本財産を含める表現が削除された。これは、韓国政府の管轄権問題は対韓交渉の駆け引き材料として利用できるという、外務省の新しい見解が反映されたものであった。具体的には、請求権交渉の「適用範囲を韓国政府の実効的支配が及んでいると考えられる南鮮に限定することも可能であるし北鮮政権を『当局』と見做して取極を結ぶことも条約上禁止されていない」という解釈が、同時期に外務省内で浮上していた。この新解釈の根拠となったのは「大韓民国のステータス」、すなわち国連総会決議第 195 号（Ⅲ）が「用心深く朝鮮の部分地域における総選挙であることを述べて選挙民の自由意思の有効なる表現ではあるが、地域的限定の下にあることを明白にしている」ことであった。

とはいえ、1952 年 2 月の時点では、外務省内でも韓国政府を朝鮮全域の行政当局とする見解が、依然として主流であった。先行研究では、在朝日本財産を含む対韓請求権主張の貫徹により日韓間請求権を「相殺」するため、朝鮮全域における韓国政府のみの管轄権を主張した大蔵省に対し、外務省は将来の日朝国交正常化交渉を見据えて、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定することも検討していたとされる。しかし、第 1 次日韓会談の本会談開始直前というタイミングでは、外務・大蔵両省ともに在朝日本財産を対韓請求権に含める方針をとっていた。

むしろ、外務省と大蔵省の方針の相違は、対韓交渉における在朝日本財産の活用法にあった。すなわち、大蔵省が在朝日本財産による日韓間請求権の「相殺」を図った一方で、

外務省は異なる論理で韓国への支払いを回避しようとした。それは、実現不可能な在朝日本財産の返還を日韓間請求権の「清算ないし支払の実施」要件とすることで、実質的に韓国への支払いを回避するというものであった。従来の「相殺」とは異なる論理の背景としては、外務省が対韓請求権主張の法的根拠に疑念を抱き始めていたことがあげられる。

そして、同時期に外務省内で浮上していた韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解は、このような新しい支払い回避の論理と表裏一体であった。すなわち、対韓交渉に臨む日本政府にとって、韓国政府の実効支配が朝鮮北部には及んでいないと強調することは、韓国側に「政府としての実力を反省せしめ、〔中略〕対日請求に余り多く望み得ないことを悟らせるための心理的素地を培うことに役立つ」交渉カードに過ぎなかった。換言すれば、外務省は将来の日朝国交正常化交渉を念頭に、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定したわけではなかった。

第1次日韓会談が不調に終わってからも、外務省は韓国政府の管轄権問題について検討を続けていた。1952年7月に開かれた請求権問題に関する外務省内の打合せ会では、「韓国を全鮮の政府と明示的に認めることは慎重考慮する必要がある」とするアジア局と、「ハッキリ韓国を全鮮政府と認める立場をとる方がよい」とする条約局の主張が対立し、対韓請求権に在朝日本財産を含めるかどうかの結論は出なかった。ところが、翌年1月に入ると、一転して韓国政府の管轄権問題に関する外務省内の議論が決着した。すなわち、李承晩大統領の来日に際して作成された外務省文書において、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解が明確に打ち出されたのである。そして、外務省内の打合せ会において、日韓会談では「現実の韓国の支配地域」のみを扱うことが決定された。

この「限定承認」方針の背景には、「相殺」を前提とした対韓請求権主張の有効性に疑念を抱いた外務省が、「請求権問題の実際的解決案」として日韓間請求権の「相互放棄」を採用したことがあった。すなわち、日韓間請求権を「相殺」する場合、莫大な在朝日本財産は日本側にとって有利な交渉材料であった。しかし、朝鮮全域を請求権交渉の対象としたうえで、日韓間請求権を「相互放棄」する場合は、むしろ在朝日本財産の国内補償問題を惹起するおそれがあった。なぜならば、米軍政庁によって処分された在韓日本財産とは異なり、在朝日本財産に対する請求権を放棄すべき法的根拠は存在しなかったからである。それゆえ、外務省は日韓間請求権の「相互放棄」という方針が定まりつつあった1953年1月というタイミングで、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解を固めたのである。換言すれば、戦後日本の「二つの朝鮮」政策の説明変数は在朝日本財産であり、

将来の日朝国交正常化交渉の可能性ではなかった。

基本関係交渉が本格化した 1960 年代の日韓会談においても、韓国政府の管轄権問題は在朝日本財産と密接に関連していた。すなわち、1962 年 3 月の小坂・崔徳新外相会談では、請求権交渉の地理的範囲に関する議論の応酬をきっかけに、韓国政府の管轄権問題をめぐる日韓間の隔たりの大きさが露呈した。そして、1950 年代と同様に在外財産の国内補償問題を懸念していた日本政府は、基本関係交渉の妥結方式を共同宣言にすることで韓国政府の管轄権問題を迂回するとともに、請求権とは切り離した「日韓両国国交の正常化を祝し韓国における民生安定と経済の発展に寄与するため」の経済協力によって請求権問題を「解決」することで、在朝日本財産の国内補償問題を避けようとした。

在朝日本財産の国内補償問題の回避という日本政府の企ては、第 6 次日韓会談の過程で外務省が作成した共同宣言案に具現化した。まず、同案の第 1 項は、対日講和条約第 2 条 (a) と国連総会決議第 195 号 (Ⅲ) を引用し、韓国政府を承認した。これは、韓国政府を「全朝鮮における唯一の合法政府と見る」ことで、「韓国政府とならんで北鮮当局を相手として北鮮地域に関する請求権問題につき交渉を行なう」可能性を否定するものであった。次に、同案の第 3 項は、「関係諸協定の適用に当っては、大韓民国政府の有効な支配及び管轄権が朝鮮半島の北の部分には及んでいないことが、考慮に入れられる」として、請求権交渉の地理的範囲を朝鮮南部に限定し、朝鮮北部を「白紙の状態」とした。これにより、在朝日本財産に対する請求権は「放棄」されていないため、補償の必要もないとの説明が可能となった。要するに、日本側共同宣言案は二段構えで在朝日本財産の国内補償問題を回避する構造となっていたのである。

このような日本側共同宣言案の二重構造は、第 7 次日韓会談を経て、日韓基本条約の唯一合法性条項に反映された。同条項は、一方では「文字どおり唯一合法性確認条項として一般的正統政府資格の確認を期待させ、また主張させる余地」を残しつつ、他方では「管轄限定条項」としての位置づけも可能にするという玉虫色の条文になっており、いわば日本側共同宣言案の第 1 項と第 3 項を止揚したものであった。さらに、日本政府は日韓請求権協定にも「締約国の管轄の下にある」との文言を挿入することで、韓国側の対日請求権の地理的範囲を朝鮮南部に限定したかたちでの日韓間請求権の「相互放棄」を実現し、在朝日本財産の国内補償問題の回避という意図を貫徹した。

第4節 戦後日本の対朝鮮半島政策の特質と限界

以上の分析をふまえると、戦後日本の対朝鮮半島政策には「経済の論理」が通底していたといえる。このことは、朝鮮半島に対する戦後初の外交折衝が、敗戦後の日本経済再建構想にもとづく日韓通商交渉となった事実に象徴されるが、1950年代後半から1960年代前半における日朝貿易、および日韓会談における韓国政府の管轄権問題の展開過程からも明らかである。

すなわち、日朝貿易の制度化（制限緩和）の過程では、日本政府内でも貿易政策に関与する外務省、通産省、大蔵省のせめぎ合いがあった。もちろん、職責の異なる各省の考えが違ったとしても、それは当然のことではないかという指摘もあろう。しかし、各省が日朝貿易に対して異なる見解を有していたこと自体は重要ではない。「対韓考慮」を優先する外務省を押し切るかたちで、通産省や大蔵省が日朝貿易の制限緩和を容認し、そして実際に北朝鮮との貿易が実現・拡大したことに注目すべきである。つまり、戦後日本の対朝鮮半島政策には、同じ資本主義陣営の韓国を優先しようとする外務省の「冷戦の論理」だけでなく、北朝鮮との経済関係の拡大を模索する通産省、大蔵省、経済界の「経済の論理」が存在した。

さらに、通産省、大蔵省、経済界の「経済の論理」には、それぞれ異なる思惑や要因があったことも重要である。通産省は、貿易拡大という基本方針や無煙炭をはじめとする対北朝鮮輸入品目の国内需給状況を重視し、日朝貿易に積極的な姿勢をとり続けた。大蔵省は、為替自由化を進める必要から、決済面における日朝貿易の制限の撤廃に大きな役割を果たした。経済界は、鉄鉱石をはじめとする北朝鮮の安価な鉱物資源に注目し、日朝貿易の拡大を模索した。朝鮮植民地支配の経験により、日本の経済界が北朝鮮の鉱物資源の特徴を「熟知」していたことも、日朝貿易の促進要因として作用した。このような三者の異なる思惑から導き出された「経済の論理」が、外務省の「冷戦の論理」を上回ることで、日韓会談期の日朝貿易は拡大し続けたのである。

また、「対韓考慮」から日朝貿易に反対し続けた外務省も、日韓会談では「経済の論理」にもとづく交渉戦術を展開した。すなわち、第1次日韓会談では、外務省は韓国側の対日請求権を減額ないし「相殺」するため、韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なし、在朝日本財産を対韓交渉で活用しようとした。ところが、第2次日韓会談を前に日韓間請求権の「相互放棄」という方針が定まると、外務省は在朝日本財産の国内補償問題を回避

すべく、韓国政府の管轄権ないし請求権交渉の地理的範囲を朝鮮南部に限定する見解へ転換した。そして、1960年代の日韓会談における基本条約と請求権協定の条文化作業でも、在朝日本財産の国内補償問題の回避という「経済の論理」は貫徹された。

このように、戦後日本の対朝鮮半島政策が「経済の論理」にもとづくものであったことにより、東アジア冷戦下においても一定の「自主性」を有した対朝鮮半島外交が展開されたことは注目に値する。すなわち、戦後日本の対朝鮮半島政策における「経済の論理」は、日韓会談のさなかに拡大し続けた日朝貿易に代表されるように、東北アジア冷戦構造という制約を乗り越えた日朝関係を切り拓く可能性を秘めていた。他方で、日韓会談の過程においては、「過去清算」ないし「歴史の論理」を重視する韓国政府に対し、日本政府が「経済の論理」にもとづく交渉を続けた結果、請求権問題をはじめとする諸懸案は論争の種を残したまま、「同床異夢」の「解決」が図られることとなった。換言すれば、今日まで日韓関係を制約する「1965年体制」は、「経済の論理」と「歴史の論理」が平行線をたどったまま産み落とされた日韓国交正常化の負の遺産である。

そして、「戦後」日朝関係の限界もまた、「経済の論理」に内包されていたことは否定できない。日韓会談のさなかにも「経済の論理」によって制度化が進んだ日朝貿易は、デタント期に入ると、さらなる発展を遂げた。具体的には、1971年10月に対北朝鮮輸出への輸銀融資が解禁されたことにより、日本の対北朝鮮輸出額は1974年には2億5,190万ドルにまで拡大した。ところが、1973年10月の第1次石油危機や非鉄金属の国際価格の暴落により、北朝鮮の外貨事情が急速に悪化すると、1975年半ばから対日輸入代金の支払い遅延が発生し始めた。その後、3度にわたるリスク（債務返済計画の変更）が行われたものの、1983年10月のラングーン事件を受けた日本政府の対北朝鮮制裁措置をきっかけに、北朝鮮は債務の償還を一方的に停止した。結局、1980年代後半以降、日朝貿易が大幅に縮小していった一方で、北朝鮮の対日債務は2,000億円あまりに膨れ上がった。北朝鮮の累積債務問題は、いわゆる日本人拉致問題や核・ミサイル開発による北朝鮮「敵視」言説とともに、日本企業が対北朝鮮取引を促進するうえでの足かせとなっているのみならず、日朝国交正常化交渉における懸案の一つにもなっている。

確かに、このような日朝貿易の顛末をふまえると、今日の日朝関係が政治面だけでなく経済面でも完全に停滞している直接的な原因は、北朝鮮の対日債務不履行や核・ミサイル開発に求められる。しかし、より構造的な問題として、ポストコロニアルの課題としての日朝国交正常化の必要性にもかかわらず、戦後日本が「経済の論理」にもとづく日朝関係

の構築に終始したことが指摘されねばならない。すなわち、日本の経済界が北朝鮮の安価な鉱物資源や輸出市場に魅力を感じている限りは、「冷戦の論理」を上回る「経済の論理」によって、北朝鮮との経済関係の拡大が図られ続けた。ところが、エネルギー革命や鉱物資源の価格変動、北朝鮮を取り巻く環境の悪化によって、日本にとっての北朝鮮の経済的重要性が低下すると、「経済の論理」という推進力を失った日朝関係は漂流することとなった。冷戦の終結後、ようやく日本政府は北朝鮮との間で国交正常化交渉を開始したが、北朝鮮への「謝罪」と「賠償」ないし「補償」を明確に定めた「日朝関係に関する日本の自由民主党、日本社会党、朝鮮労働党の共同宣言」にもかかわらず、実際の交渉では北朝鮮の「歴史の論理」に耳を貸さなかった。

朝鮮半島と中国大陆の二つの分断体制に象徴されるように、東北アジアでは依然として「冷戦」という幽霊が徘徊しているかのように見える。しかし、戦後日本と近隣アジアを断絶させてきたのは、「冷戦の論理」以上に「歴史の論理」であった。もはや「経済大国」ではなくなった日本が、「経済の論理」ではなく「歴史の論理」をもって朝鮮半島と向き合ったとき、初めて東北アジアに「戦後」が訪れるであろう。逆説的にはなるが、未完の外交課題として日朝国交正常化が残されていることは、その突破口になりうるのである。

参考文献

一次史料（外務省外交史料館所蔵史料）

外務省記録「ポツダム宣言受諾関係一件」第3巻（終戦関係調書）、分類番号 A'.1.0.0.1
（マイクロフィルム番号 A'-0113）。

外務省記録「本邦対外政策調査研究関係雑集 対アジア政策関係」第1巻、分類番号 A'.1.
1.0.1-1（マイクロフィルム番号 A'-0122）。

外務省記録「朝鮮独立関係一件」第1巻、分類番号 A'.4.1.2.1（マイクロフィルム番号 A'-
0250）。

外務省記録「日韓貿易、金融協定関係一件」第1巻、分類番号 B'.5.2.0.J/K(S)1（マイクロ
フィルム番号 B'-0035）。

外務省記録「日韓貿易、金融協定関係一件」第2巻、分類番号 B'.5.2.0.J/K(S)1（マイクロ
フィルム番号 B'-0035）。

外務省記録「本邦対韓国貿易関係」第3巻（一般3）、分類番号 E'.2.1.5.2.

外務省記録「日朝経済案件」分類番号 E'.2.5.6.2.

戦後外交記録「日朝経済案件（日・北朝鮮貿易）」分類番号 2010-4106.

一次史料（定期刊行物）

『朝日新聞』。

『京都日出新聞』。

『京城日報』。

『中外商業新報』。

『日本経済新聞』。

『毎日新聞』。

『満州日日新聞』。

『読売新聞』。

外務省『わが外交の近況』。

日朝貿易会『日朝貿易』。

『동아일보』〔東亜日報〕。

『로동신문』[労働新聞]。

一次史料（その他）

外務省調査局第三課『朝鮮統治の性格と実績——反省と反批判』（調三資料第七号）外務省調査局、1946 年。

外務省特別調査委員会『日本経済再建の基本問題〔改訂版〕』外務省調査局、1946 年。

金日成、『金日成著作集』翻訳委員会訳『金日成著作集 第 1 巻』未来社、1970 年。

金日成、『金日成著作集』翻訳委員会訳『金日成著作集 第 2 巻』未来社、1970 年。

国立国会図書館「国会会議録検索システム」(<https://kokkai.ndl.go.jp>)。

国立国会図書館「日本国憲法の誕生」(<https://www.ndl.go.jp/constitution>)。

政策研究大学院大学・東京大学東洋文化研究所「データベース『世界と日本』」(<https://worldjpn.net/>)。

朝鮮総督府商工奨励館『朝鮮の物産——朝鮮鑛業の概況』1935 年。

朝鮮総督府殖産局『朝鮮の石炭鉱業』1929 年。

朝鮮総督府殖産局『朝鮮工業の現勢』1935 年。

日韓会談文書等管理委員会「日韓会談文書 情報公開アーカイブズ」(<http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/nikkankaidanbunsyo/index.php>)。

日朝貿易会『日朝貿易の新しい段階とこれからの課題』1961 年。

日朝貿易会『日朝貿易の経過と当面の課題』1963 年。

日朝貿易会『日朝貿易の手引』1966 年。

日朝貿易会『日朝貿易の手引』1970 年。

蜷川新『自給自足と朝鮮の資源』自衛社、1933 年。

一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター「日本・旧満州鉄鋼業資料——水津利輔氏旧蔵資料」(https://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/hermes/ir/sc/search/223/?lang=0&cate_schema=20000&mode=0)。

大韓民国外交部外交文書登録番号 80『제 1 차 한일회담 : 기본관계위원회 회의록』[第 1 次韓日会談：基本関係委員会会議録]。

大韓民国外交部外交文書登録番号 100『제 4 차 한・일본회담 (1958.4.15-60.4.19) 예비교섭』[第 4 次韓日会談（1958.4.15-60.4.19）予備交渉]。

大韓民国外交部外交文書登録番号 718 『제 5 차 한 · 일 본 회 담 예 비 회 담 : 일 반 청 구 권 소
위 원 회 회 의 록, 제 1-13 차』 [第 5 次 韓 日 会 談 予 備 会 談 : 一 般 請 求 權 小 委 員 会 会 議 録 第
1-13 次]。

大韓民国外交部外交文書登録番号 736 『제 6 차 한 · 일 본 회 담 : 제 2 차 정 치 회 담 예 비 질
중』 [第 6 次 韓 日 会 談 : 第 2 次 政 治 会 談 予 備 折 衝]。

大韓民国外交部外交文書登録番号 1455 『제 7 차 한 · 일 본 회 담 : 기 본 관 계 위 원 회 회 의 록
및 훈 령』 [第 7 次 韓 日 会 談 : 基 本 關 係 委 員 会 会 議 録 お よ び 訓 令]。

大韓民国外交部外交文書登録番号 1565 『기 본 관 계 에 관 한 조 약 : 교 섭 및 서 명, 1964-65』
[基本關係に関する条約 : 交渉と署名、1964-1965]。

大韓民国外交部外交文書登録番号 1566 『기 본 관 계 에 관 한 조 약 : 국 회 비 준 심 의, 1964-65』
[基本關係に関する条約 : 国会批准審議、1964-1965]。

大韓民国外交部外交文書登録番号 6887 『청 구 권 관 계 회 의 보 고 및 훈 령, 미 해 결 문 제 토
의 및 조 문 화 작 업, 1965』 [請 求 權 關 係 会 議 報 告 お よ び 訓 令、未 解 決 問 題 討 議 お よ び
条 文 化 作 業、1965]。

Foreign Relations of the United States, 1952-1954. Washington, DC: GPO, 1984.

The Department of State bulletin. Washington, DC: GPO, 1949.

The Department of State bulletin. Washington, DC: GPO, 1954.

United States-Vietnam Relations, 1945-1967: Study Prepared by the Department of Defense.
Washington, DC: GPO, 1971.

U.S. Declassified Documents Online (<https://www.gale.com/intl/c/us-declassified-documents-online>).

二次史料

有澤廣巳監修、中村隆英編 『資料・戦後日本の経済政策構想』 東京大学出版会、1990 年。
安昭榮 「韓日会談をめぐる日本の政策決定過程——1960 年の局面轉換期を中心に」 李鍾
元・木宮正史・浅野豊美編著 『歴史としての日韓国交正常化 I ——東アジア冷戦編』
法政大学出版局、2011 年、207-229 頁。

李元徳 「日韓基本条約と北朝鮮問題——唯一合法性条項とその現在的含意」 李鍾元・木宮
正史・浅野豊美編著 『歴史としての日韓国交正常化 I ——東アジア冷戦編』 法政大学

- 出版局、2011 年、321–349 頁。
- 池田直隆「アメリカの見た鳩山内閣の『自主』外交」『国際政治』第 129 号、日本国際政治学会、2002 年、173–185 頁。
- 李燦雨「日朝経済協力の方案」ERINA、2002 年 8 月（2020 年 11 月 28 日閲覧、<https://www.erina.or.jp/wp-content/uploads/2014/10/01140.pdf>）。
- 伊藤剛「日越国交正常化と日米関係——東アジア国際システムの多極化と日本外交」『年報政治学』48 巻、日本政治学会、1997 年、59–77 頁。
- 井上寿一「戦後日本のアジア外交の形成」『年報政治学』49 巻、日本政治学会、1998 年、129–147 頁。
- 井上寿一「戦後日本の外交構想」『年報政治学』55 巻、日本政治学会、2004 年、67–80 頁。
- 井上正也『日中国交正常化の政治史』名古屋大学出版会、2010 年。
- 井村喜代子『現代日本経済論——戦後復興、「経済大国」、90 年代大不況〔新版〕』有斐閣、2000 年。
- 李洋秀「日韓会談文書の開示請求訴訟と在日の法的地位」吉澤文寿編著『歴史認識から見た戦後日韓関係——「1965 年体制」の歴史学・政治学的考察』社会評論社、2019 年、20–62 頁。
- 岩間敏『日米開戦と人造石油』（朝日新書）朝日新聞出版、2016 年。
- 上原一慶・桐山昇・高橋孝助・林哲『東アジア近現代史〔新版〕』有斐閣、2015 年。
- 太田修「大韓民国樹立と日本——日韓通商交渉の分析を中心に」『朝鮮学報』第 173 輯、朝鮮学会、1999 年 10 月、1–48 頁。
- 太田修『日韓交渉——請求権問題の研究〔新装新版〕』クレイン、2015 年。
- 尾高煌之助「I 先生への手紙——太平洋戦争期、及びその直前直後の一橋学問史を想う」『一橋大学創立 150 年史準備室ニューズレター』No. 2、一橋大学創立 150 年史準備室、2016 年 3 月、51–60 頁。
- 加藤聖文『「大日本帝国」崩壊——東アジアの 1945 年』（中公新書）中央公論新社、2009 年。
- 加藤洋子『アメリカの世界戦略とココム 1945–1992——転機にたつ日本の貿易政策』有信堂高文社、1992 年。
- 金子文夫「対アジア経済関係——東アジア貿易の展開を中心に」原朗編『復興期の日本経済』東京大学出版会、2002 年、29–68 頁。

- 河合弘子「北朝鮮の『開放政策』と日朝貿易——日朝貿易への影響と役割」小此木政夫編『岐路に立つ北朝鮮』日本国際問題研究所、1988年、170–186頁。
- 菅英輝『冷戦期アメリカのアジア政策——「自由主義的国際秩序」の変容と「日米協力」』晃洋書房、2019年。
- 菊池嘉晃『北朝鮮帰国事業——「壮大な拉致」か「追放」か』（中公新書）中央公論新社、2009年。
- 菊池嘉晃『北朝鮮帰国事業の研究——冷戦下の「移民的帰還」と日韓・日朝関係』明石書店、2020年。
- 岸信介・矢次一夫・伊藤隆『岸信介の回想』（文春学藝ライブラリー）文藝春秋、2014年。
- 木宮正史『ナショナリズムから見た韓国・北朝鮮近現代史』（叢書東アジアの近現代史第4巻）講談社、2018年。
- 金恩貞「1950年代初期、日本の対韓請求権交渉案の形成過程——『相互放棄プラスアルファ』案の形成を中心に」『アジア研究』62巻1号、アジア政経学会、2016年、9–23頁。
- 金恩貞『日韓国交正常化交渉の政治史』千倉書房、2018年。
- 金恩貞「日韓会談における北朝鮮要因」吉澤文寿編著『歴史認識から見た戦後日韓関係——「1965年体制」の歴史学・政治学的考察』社会評論社、2019年、63–103頁。
- 金聖甫・奇光舒・李信澈、李泳采・韓興鉄訳『写真と絵で見る北朝鮮現代史』コモンズ、2010年。
- 金斗昇『池田勇人政権の対外政策と日韓交渉——内政外交における「政治経済一体路線」』明石書店、2008年。
- 金伯柱『朝鮮半島冷戦と国際政治力学——対立からデタントへの道のり』明石書店、2015年。
- 木村健二『在朝日本人の社会史』未来社、1989年。
- 木村光彦『北朝鮮経済史 1910–60』知泉書館、2016年。
- 高一『北朝鮮外交と東北アジア 1970–1973』信山社、2010年。
- 権容奭「岸内閣期の韓日関係と北朝鮮帰還問題」『一橋法学』6巻1号、一橋大学大学院法学研究科、2007年3月、71–91頁。
- 権容奭『岸政権期の「アジア外交」——「対米自主」と「アジア主義」の逆説』国際書院、2008年。

- 澤池忍「日朝経済関係」小牧輝夫・環日本海経済研究所編『経済から見た北朝鮮——北東アジア経済協力の視点から』明石書店、2010年、113-142頁。
- 篠永宣孝「日本のラオス・カンボジア賠償と経済協力」『経済論集』第82号、大東文化大学経済学会、2004年2月、13-40頁。
- 下斗米伸夫「中ソ対立と金日成（1956年—1972年）——ロシア外交史料を中心に」『法学志林』第116巻第2・3号合併号、法学志林協会、2019年2月、141-176頁。
- ジョン・フェッファー、栗原泉／豊田英子訳『アメリカの対北朝鮮・韓国戦略——脅威論をあおる外交政策』明石書店、2004年。
- 辛貞和「デタント期の日本の北朝鮮外交——国内政治経済勢力の動向を中心に」『法学政治学論究』第31号、慶應義塾大学大学院法学研究科内「法学政治学論究」刊行会、1996年12月、285-317頁。
- 鈴木武雄「朝鮮統治への反省」『世界』5号、岩波書店、1946年5月、41-54頁。
- 鐸木昌之『北朝鮮 首領制の形成と変容——金日成、金正日から金正恩へ』明石書店、2014年。
- 祖川武夫「日韓諸協定の法的フォーミュレーションの検討」『法律時報』第37巻第10号、日本評論社、1965年9月、4-11頁。
- 徐仲錫、文京洙訳『韓国現代史 60年』明石書店、2008年。
- 徐大肅、林茂訳『金日成』（講談社学術文庫）講談社、2013年。
- 宋炳巻『東アジア地域主義と韓日米関係』クレイン、2015年。
- 高崎宗司『検証 日朝交渉』（平凡社新書）平凡社、2004年。
- 高崎宗司・朴正鎮編著『帰国運動とは何だったのか——封印された日朝関係史』平凡社、2005年。
- 高瀬弘文『戦後日本の経済外交——「日本イメージ」の再定義と「信用の回復」の努力』信山社、2008年。
- 高瀬弘文「東北アジアにおける戦後日本の経済外交の端緒——日韓通商協定の締結を手掛かりに」『国際政治』第168号、日本国際政治学会、2012年2月、102-116頁。
- 高中公男『外国貿易と経済発展』（東アジア長期経済統計第9巻）勁草書房、2000年。
- 張明秀『謀略・日本赤十字——北朝鮮「帰国事業」の深層』五月書房、2003年。
- 陳肇斌『戦後日本の中国政策——1950年代東アジア国際政治の文脈』東京大学出版会、2000年。

通商産業省通商局通商調査課『日本貿易の展開——戦後 10 年の歩みから』商工出版社、1956 年。

テッサ・モーリス＝スズキ、田代泰子訳『北朝鮮へのエクソダス——「帰国事業」の影をたどる』朝日新聞社、2007 年。

外村大『在日朝鮮人社会の歴史学的研究——形成・構造・変容』緑蔭書房、2004 年。

成田千尋「米国のベトナム戦争介入と日韓国交正常化——韓国軍ベトナム派兵に着目して」『史林』第 99 巻第 2 号、史学研究会、257–289 頁。

野間俊希「日韓国交正常化交渉（1951～1960）と日本外務省の対北朝鮮外交方針——在北朝鮮日本財産処理方針の分析を通じて」瀧口剛編『近現代東アジアの地域秩序と日本』大阪大学出版会、2020 年、335–367 頁。

野間俊希「日韓国交正常化交渉（1960～1965）における管轄権問題（1）——池田・佐藤政権の対応と『相互黙認』案の成立」『阪大法学』72 巻 6 号、大阪大学法学会、2023 年 3 月、1–32 頁。

野間俊希「日韓国交正常化交渉（1960～1965）における管轄権問題（2・完）——池田・佐藤政権の対応と『相互黙認』案の成立」『阪大法学』73 巻 1 号、大阪大学法学会、2023 年 5 月、1–35 頁。

朴敬珉『朝鮮引揚げと日韓国交正常化交渉への道』慶應義塾大学出版会、2018 年。

朴正鎮「日韓会談と日朝関係 1950～1959 年」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化 I ——東アジア冷戦編』法政大学出版局、2011 年、291–319 頁。

朴正鎮『日朝冷戦構造の誕生 1945–1965——封印された外交史』平凡社、2012 年。

朴洪英「日本援助外交政策の変容——対ベトナム援助に見る国内外的影響要因の分析」東京大学博士論文（未公刊）2000 年 3 月。

原康宏「日本統治下朝鮮の鉱業生産統計の推計」『広島経済大学経済研究論集』第 31 巻第 3 号、2008 年 12 月、247–267 頁。

平岩俊司『北朝鮮——変貌を続ける独裁国家』（中公新書）中央公論新社、2013 年。

藤井賢二「戦後日韓貿易における海苔問題——1949 年の日韓通商交渉を中心として」『東洋史訪』第 7 号、兵庫教育大学東洋史研究会、2001 年 6 月、51–69 頁。

藤田徹「総合商社 OB による日本商社の対北朝鮮ビジネス史（第 1 回）」『東アジア経済情報』V. 2, No. 35、東アジア貿易研究会、2019 年 4 月、24–29 頁。

藤田徹「日本商社の対北朝鮮ビジネス変遷」亜細亜大学アジア研究所『転換を迫られる韓

- 国の対外経済関係』(アジア研究所・アジア研究シリーズ) 2020 年、179-216 頁。
- ブルース・カミングス、森谷文昭訳「世界システムにおける日本の位置」アンドルー・ゴードン編、中村政則監訳『歴史としての戦後日本 上』みすず書房、2001 年、92-149 頁。
- ブルース・カミングス、杉田米行監訳、古谷和仁／豊田英子訳『北朝鮮とアメリカ——確執の半世紀』明石書店、2004 年。
- ブルース・カミングス、鄭敬謨／林哲／加地永都子訳『朝鮮戦争の起源 1——1945 年-1947 年 解放と南北分断体制の出現』明石書店、2012 年。
- ブルース・カミングス、鄭敬謨／林哲／山岡由美訳『朝鮮戦争の起源 2【上】——1947 年-1950 年 「革命的」内戦とアメリカの覇権』明石書店、2012 年。
- ブルース・カミングス、鄭敬謨／林哲／山岡由美訳『朝鮮戦争の起源 2【下】——1947 年-1950 年 「革命的」内戦とアメリカの覇権』明石書店、2012 年。
- ブルース・カミングス、栗原泉／山岡由美訳『朝鮮戦争論——忘れられたジェノサイド』明石書店、2014 年。
- マイケル・シャラー、五味俊樹監訳、立川京一／原口幸司／山崎由紀訳『アジアにおける冷戦の起源——アメリカの対日占領』木鐸社、1996 年。
- 増田弘編著『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』慶應義塾大学出版会、2012 年。
- 松浦正伸「『疑似環境』と政治——北朝鮮帰国事業における総連と北朝鮮ロビーの役割を中心として」『国際政治』第 187 号、日本国際政治学会、2017 年 3 月、80-96 頁。
- 松岡完『ダレス外交とインドシナ』同文館、1988 年。
- 松田春香「東アジア『前哨国家』による集団安全保障体制構想とアメリカの対応」『アメリカ太平洋研究』Vol. 5、2005 年 3 月、東京大学大学院総合文化研究科附属アメリカ太平洋地域研究センター、135-152 頁。
- 溝口敏行『台湾・朝鮮の経済成長——物価統計を中心として』(一橋大学経済研究叢書 27) 岩波書店、1975 年。
- 溝口敏行・梅村又次編『旧日本植民地経済統計——推計と分析』東洋経済新報社、1988 年。
- 三村光弘「日朝民間経済交流の現状と将来——法的枠組みを中心として」笹川平和財団『岐路に立つ北朝鮮——変革への道筋と国際協力』2003 年、132-173 頁。
- 三村光弘『現代朝鮮経済——挫折と再生への歩み』日本評論社、2017 年。

- 宮城大蔵『『ナショナリズムの時代』のアジアと日本——1950年代』同編著『戦後日本のアジア外交』ミネルヴァ書房、2015年、81-110頁。
- 宮原正宏「日朝貿易の経過と現状」『朝鮮研究』32号、日本朝鮮研究所、1964年8月、5-13頁。
- 村上貞雄「私が見た北朝鮮の内幕——日朝貿易40年秘話」『中央公論』111巻6号、中央公論新社、1996年5月、92-108頁。
- 文京洙『新・韓国現代史』（岩波新書）岩波書店、2015年。
- 森田芳夫『朝鮮終戦の記録——米ソ両軍の進駐と日本人の引揚』巖南堂書店、1964年。
- 庾炳富「1910年代における北東アジアの鉱業政策——朝鮮を中心として」『エネルギー史研究——石炭を中心として』No. 19、九州大学石炭研究資料センター、2004年3月、87-107頁。
- 吉澤文寿「日韓国交正常化交渉における基本関係交渉」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ——脱植民地化編』法政大学出版社、2011年、95-127頁。
- 吉澤文寿『戦後日韓関係——国交正常化交渉をめぐって〔新装新版〕』クレイン、2015年。
- 吉次公介「池田＝ケネディ時代の日米安保体制」『国際政治』第126号、日本国際政治学会、2001年2月、37-51頁。
- 李鍾元「戦後米国の極東政策と韓国の脱植民地化」大江志乃夫ほか編『アジアの冷戦と脱植民地化』（岩波講座近代日本と植民地8）岩波書店、1993年、3-38頁。
- 李鍾元「韓日会談とアメリカ——『不介入政策』の成立を中心に」『国際政治』第105号、1994年1月、163-181頁。
- 李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会、1996年。
- 李東俊「日韓請求権交渉と『米国解釈』——会談『空白期』を中心に」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編著『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ——東アジア冷戦編』法政大学出版社、2011年、53-82頁。
- 若槻泰雄『戦後引揚げの記録』時事通信社、1995年。
- 渡辺昭夫「戦後日本の出発点」同編『戦後日本の対外政策——国際関係の変容と日本の役割』有斐閣、1985年、4-31頁。
- 和田春樹『北朝鮮現代史』（岩波新書）岩波書店、2012年。

李元徳『韓日過去事処理の原点——日本の戦後処理外交と韓日会談』ソウル：ソウル大学校出版部、1996年。

李鍾奭『朝鮮労働党研究——指導思想と構造の変化を中心として』ソウル：歴史批評社、1995年。

李淵植『朝鮮を去る——1945年敗戦を迎えた日本人の最後』ソウル：歴史批評社、2012年。

キムギョボム「1956年『八月全員会議事件』再論——金日成の人事政策と『以夷制夷』式用人術」『現代北韓研究』第22巻第3号、ソウル：北韓大学院大学校、2019年12月、7-47頁。

金東祚『回想30年 韓日会談』ソウル：中央日報社、1986年。

辛貞和『日本の対北政策 1945～1992年』ソウル：図書出版オルム、2004年。

張博珍「韓日会談における基本関係条約形成過程の分析——第2条『旧条約無効条項』および第3条『唯一合法性条項』を中心に」『国際地域研究』17巻2号、ソウル：ソウル大学校国際学研究所、2008年、1-39頁。

崔永鎬『日本人世話会——植民地朝鮮日本人の戦後』ソウル：図書出版ノンヒョン、2013年。

洪錫律「李承晩政権の北進統一論と冷戦外交政策」『韓国史研究』第85号、ソウル：韓国史研究会、1994年6月、137-180頁。

柳相榮「日本と北韓の関係——『消えた接点』の経済的再解釈」『国際政治論叢』第44集2号、ソウル：韓国国際政治学会、2004年6月、145-166頁。

Beloff, Max. *Soviet Policy in the Far East, 1944-1951*. London: Oxford University Press, 1953.

Chung, Joseph Sang-hoon. *The North Korean Economy: Structure and Development*. Stanford: Hoover Institution Press, 1974.

Kim, Youngjun. *Origins of the North Korean Garrison State: The People's Army and the Korean War*. New York: Routledge, 2018.

Lancov, Andrei. *Crisis in North Korea: The Failure of De-Stalinization 1956*. Honolulu: University of Hawaii Press, 2005.

Person, James. "North Korea in 1956: Reconsidering the August Plenum and the Sino-Soviet Joint Intervention," *Cold War History* 19, Issue 2 (September 2018): 253-74.